

平成 2 1 年 第 1 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（3 月 6 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	4
1. 事務局出席職員	4
1. 説明員	4
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定（2 1 日間）	5
1. 日程第 3. 平成 2 0 年第 4 回定例会付託議案第 1 号 名寄市民法上の債権の放棄に 関する条例の制定について	5
○総務文教常任委員長報告（佐藤 靖委員長）	5
○原案可決	6
1. 休憩宣告	6
1. 再開宣告	6
1. 日程第 4. 平成 2 1 年度市政執行方針（島市長）	6
○教育行政執行方針（藤原教育長）	1 5
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついて 議案第 2 号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 9
○提案理由説明（島市長）	1 9
○原案可決	2 0
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につい て 議案第 4 号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条 件に関する条例の一部改正について	2 0
○提案理由説明（島市長）	2 0
○原案可決	2 0
1. 日程第 7. 議案第 5 号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につい て	2 0
○提案理由説明（島市長）	2 0
○原案可決	2 1

1. 日程第 8. 議案第 6 号 名寄市保育所設置条例の一部改正について	2 1
○提案理由説明（島市長）	2 1
○質疑（高見 勉議員）	2 1
○原案可決	2 2
1. 日程第 9. 議案第 7 号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につ いて	2 2
○提案理由説明（島市長）	2 2
○原案可決	2 3
1. 日程第 1 0. 議案第 8 号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助 成に関する条例の一部改正について	2 3
○提案理由説明（島市長）	2 3
○原案可決	2 3
1. 日程第 1 1. 議案第 9 号 名寄市介護保険条例の一部改正について	2 3
○提案理由説明（島市長）	2 3
○質疑（高見 勉議員）	2 4
○原案可決	2 7
1. 休憩宣告	2 7
1. 再開宣告	2 7
1. 日程第 1 2. 議案第 1 0 号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて	2 7
○提案理由説明（島市長）	2 7
○原案可決	2 7
1. 日程第 1 3. 議案第 1 1 号 損害賠償の額を定めることについて	2 8
○提案理由説明（島市長）	2 8
○質疑（谷内 司議員）	2 8
○原案可決	3 0
1. 日程第 1 4. 議案第 1 2 号 市道路線の廃止について 議案第 1 3 号 市道路線の認定について	3 0
○提案理由説明（島市長）	3 0
○原案可決	3 1
1. 日程第 1 5. 議案第 1 4 号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について	3 1
○提案理由説明（島市長）	3 1
○選任同意	3 1
1. 日程第 1 6. 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度名寄市一般会計補正予算	3 1
○提案理由説明（島市長）	3 1
○補足説明（佐々木総務部長）	3 2
○原案可決	3 3
1. 日程第 1 7. 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	3 3

○提案理由説明（島市長）	3 3
○原案可決	3 4
1. 日程第 1 8. 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	3 4
○提案理由説明（島市長）	3 4
○原案可決	3 5
1. 日程第 1 9. 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	3 5
○提案理由説明（島市長）	3 5
○原案可決	3 5
1. 日程第 2 0. 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	3 5
○提案理由説明（島市長）	3 6
○原案可決	3 6
1. 日程第 2 1. 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	3 6
○提案理由説明（島市長）	3 6
○原案可決	3 7
1. 日程第 2 2. 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	3 7
○提案理由説明（島市長）	3 7
○原案可決	3 7
1. 日程第 2 3. 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	3 7
○提案理由説明（島市長）	3 7
○原案可決	3 8
1. 日程第 2 4. 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	3 8
○提案理由説明（島市長）	3 8
○原案可決	3 8
1. 日程第 2 5. 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度名寄市病院事業会計補正予算	3 8
○提案理由説明（島市長）	3 8
○原案可決	3 9
1. 日程第 2 6. 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度名寄市水事業会計補正予算	3 9
○提案理由説明（島市長）	4 0
○原案可決	4 0
1. 日程第 2 7. 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 3 7 号 平成 2 1 年度名寄市水道事業会計予算	4 0
○提案理由説明（島市長）	4 0
○予算審査特別委員会設置・付託	4 1
1. 日程第 2 8. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	4 1
○提案理由説明（島市長）	4 1

○質疑（谷内 司議員）	4 1
○報告済	4 3
1. 日程第 2 9. 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について	4 3
○提案理由説明（島市長）	4 3
○報告済	4 3
1. 日程第 3 0. 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について	4 3
○提案理由説明（島市長）	4 3
○報告済	4 3
1. 日程第 3 1. 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつ いて	4 3
○提案理由説明（島市長）	4 3
○適任と認める	4 4
1. 休会の決定	4 4
1. 散会宣告	4 4

第 2 号 (3 月 1 6 日)

1. 議事日程	4 5
1. 本日の会議に付した事件	4 5
1. 出席議員	4 5
1. 欠席議員	4 5
1. 事務局出席職員	4 5
1. 説明員	4 5
1. 開議宣告	4 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4 7
1. 日程第 2. 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度名寄市一般会計補正予算	4 7
○提案理由説明 (島市長)	4 7
○質疑 (竹中憲之議員)	4 7
○質疑 (大石健二議員)	4 8
○質疑 (高橋伸典議員)	4 9
○原案可決	5 0
1. 日程第 3. 代表質問	5 0
○質問 (宗片浩子議員)	5 0
1. 休憩宣告	6 4
1. 再開宣告	6 4
○質問 (佐藤 靖議員)	6 4
1. 休憩宣告	8 8
1. 再開宣告	8 8
○質問 (中野秀敏議員)	8 8
1. 会議時間延長宣告	9 7
1. 散会宣告	1 0 4

第 3 号（3 月 1 7 日）

1. 議事日程	1 0 5
1. 本日の会議に付した事件	1 0 5
1. 出席議員	1 0 5
1. 欠席議員	1 0 5
1. 事務局出席職員	1 0 5
1. 説明員	1 0 5
1. 開議宣告	1 0 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 6
1. 日程第 2. 代表質問	1 0 6
○質問（佐藤 勝議員）	1 0 6
1. 休憩宣告	1 2 3
1. 再開宣告	1 2 3
○一般質問	1 2 3
○質問（高橋伸典議員）	1 2 3
○質問（川村幸栄議員）	1 3 3
1. 休憩宣告	1 4 4
1. 再開宣告	1 4 4
○質問（渡辺正尚議員）	1 4 4
1. 散会宣告	1 5 3

第 4 号（3 月 1 8 日）

1. 議事日程	1 5 5
1. 本日の会議に付した事件	1 5 5
1. 出席議員	1 5 5
1. 欠席議員	1 5 5
1. 事務局出席職員	1 5 5
1. 説明員	1 5 5
1. 開議宣告	1 5 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 5 6
1. 日程第 2. 一般質問	1 5 6
○質問（谷内 司議員）	1 5 6
○質問（植松正一議員）	1 6 9
1. 休憩宣告	1 8 0
1. 再開宣告	1 8 0
○質問（川村正彦議員）	1 8 0
○質問（大石健二議員）	1 9 1
1. 休憩宣告	2 0 0
1. 再開宣告	2 0 0
○質問（持田 健議員）	2 0 0
1. 散会宣告	2 0 9

第 5 号（3 月 1 9 日）

1. 議事日程	2 1 1
1. 本日の会議に付した事件	2 1 1
1. 出席議員	2 1 1
1. 欠席議員	2 1 1
1. 事務局出席職員	2 1 1
1. 説明員	2 1 1
1. 開議宣告	2 1 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 1 2
1. 日程第 2. 一般質問	2 1 2
○質問（竹中憲之議員）	2 1 2
○質問（木戸口 真議員）	2 2 2
1. 休憩宣告	2 3 3
1. 再開宣告	2 3 4
○質問（山口祐司議員）	2 3 4
○質問（佐々木 寿議員）	2 4 3
1. 休憩宣告	2 5 3
1. 再開宣告	2 5 3
○質問（駒津喜一議員）	2 5 3
1. 休会の決定	2 6 2
1. 散会宣告	2 6 2

第 6 号（3 月 2 6 日）

1. 議事日程	2 6 3
1. 本日の会議に付した事件	2 6 4
1. 出席議員	2 6 4
1. 欠席議員	2 6 5
1. 事務局出席職員	2 6 5
1. 説明員	2 6 5
1. 開議宣告	2 6 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 6 6
1. 日程第 2. 平成 2 1 年第 1 回定例会付託議案第 2 6 号 平成 2 1 年度名寄市一般会計予算ないし平成 2 1 年第 1 回定例会付託議案第 3 7 号 平成 2 1 年度名寄市水道事業会計予算	2 6 6
○予算審査特別委員長報告（岩木正文委員長）	2 6 6
○原案可決	2 6 6
1. 日程第 3. 議案第 3 9 号 名寄市議会基本条例の制定について	2 6 7
○提案理由説明（高見 勉議員）	2 6 7
○原案可決	2 6 8
1. 日程第 4. 意見書案第 1 号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書 意見書案第 2 号 タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求める意見書 意見書案第 3 号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書 意見書案第 4 号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書 意見書案第 5 号 保育制度の検討に係る意見書 意見書案第 6 号 2 0 0 9 年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める意見書	2 6 8
○原案可決	2 6 8
1. 日程第 5. 報告第 4 号 例月現金出納検査報告について	2 6 8
○報告済	2 6 8
1. 日程第 6. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	2 6 8
○継続審査（調査）決定	2 6 9
1. 閉会宣告	2 6 9
1. 質問文書表	2 7 1
1. 議決結果表	2 8 2

平成21年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成21年3月6日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	ことについて
日程第2	会期の決定	日程第14 議案第12号 市道路線の廃止について
日程第3	平成20年第4回定例会付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について(総務文教常任委員会報告)	議案第13号 市道路線の認定について
日程第4	平成21年度市政執行方針・教育行政執行方針	日程第15 議案第14号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第5	議案第1号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	日程第16 議案第15号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
	議案第2号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	日程第17 議案第16号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第6	議案第3号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	日程第18 議案第17号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算
	議案第4号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	日程第19 議案第18号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第7	議案第5号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	日程第20 議案第19号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算
日程第8	議案第6号 名寄市保育所設置条例の一部改正について	日程第21 議案第20号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
日程第9	議案第7号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	日程第22 議案第21号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算
日程第10	議案第8号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	日程第23 議案第22号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
日程第11	議案第9号 名寄市介護保険条例の一部改正について	日程第24 議案第23号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第12	議案第10号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	日程第25 議案第24号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算
日程第13	議案第11号 損害賠償の額を定める	日程第26 議案第25号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算
		日程第27 議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算
		議案第27号 平成21年度名寄市国

民健康保険特別会計予算		執行方針
議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算	日程第5	議案第1号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算		議案第2号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算	日程第6	議案第3号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算		議案第4号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	日程第7	議案第5号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	日程第8	議案第6号 名寄市保育所設置条例の一部改正について
議案第34号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	日程第9	議案第7号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	日程第10	議案第8号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第36号 平成21年度名寄市病院事業会計予算	日程第11	議案第9号 名寄市介護保険条例の一部改正について
議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算	日程第12	議案第10号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第28 報告第1号 専決処分した事件の報告について	日程第13	議案第11号 損害賠償の額を定めることについて
日程第29 報告第2号 専決処分した事件の報告について	日程第14	議案第12号 市道路線の廃止について
日程第30 報告第3号 専決処分した事件の報告について		議案第13号 市道路線の認定について
日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	日程第15	議案第14号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
1. 本日の会議に付した事件	日程第16	議案第15号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第1 会議録署名議員指名	日程第17	議案第16号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第2 会期の決定	日程第18	議案第17号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第3 平成20年第4回定例会付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について（総務文教常任委員会報告）		
日程第4 平成21年度市政執行方針・教育行政		

日程第19	議案第18号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	院事業会計予算			
日程第20	議案第19号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	議案第37号 平成21年度名寄市下水道事業会計予算			
日程第21	議案第20号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	日程第28	報告第1号	専決処分した事件の報告について	
日程第22	議案第21号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	日程第29	報告第2号	専決処分した事件の報告について	
日程第23	議案第22号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	日程第30	報告第3号	専決処分した事件の報告について	
日程第24	議案第23号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	日程第31	諮問第1号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	
日程第25	議案第24号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算	<hr/>			
日程第26	議案第25号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算	1. 出席議員(25名)			
日程第27	議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算	議長	26番	小野寺 一 知 議員	
	議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算	副議長	19番	熊谷 吉 正 議員	
	議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算		1番	佐藤 靖 議員	
	議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算		2番	植松 正 一 議員	
	議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算		3番	竹中 憲 之 議員	
	議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算		4番	川村 幸 栄 議員	
	議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算		5番	大石 健 二 議員	
	議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算		6番	佐々木 寿 議員	
	議案第34号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算		7番	持田 健 議員	
	議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算		8番	岩木 正 文 議員	
	議案第36号 平成21年度名寄市病		9番	駒津 喜 一 議員	
			10番	佐藤 勝 議員	
			11番	日根野 正 敏 議員	
			12番	木戸口 真 議員	
			13番	高見 勉 議員	
			14番	渡辺 正 尚 議員	
			16番	山口 祐 司 議員	
			17番	田中 好 望 議員	
			18番	黒井 徹 議員	
			20番	川村 正 彦 議員	
			21番	谷内 司 議員	
			22番	田中 之 繁 議員	
			23番	東 千 春 議員	
			24番	宗片 浩 子 議員	
			25番	中野 秀 敏 議員	

1. 欠席議員（1名）

15番 高橋伸典 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長	佐藤 健一
書 記	間所 勝
書 記	松井 幸子
書 記	高久 晴三
書 記	熊谷 あけみ

1. 説明員

市 長	島 多慶志 君
副 市 長	中 尾 裕二 君
副 市 長	小 室 勝治 君
教 育 長	藤 原 忠 君
総 務 部 長	佐々木 雅之 君
生活福祉部長	吉 原 保 則 君
経 済 部 長	手間本 剛 君
建設水道部長	野間井 照之 君
教 育 部 長	山 内 豊 君
市立総合病院 事務部長	内 海 博 司 君
市立大学 事務局長	三 澤 吉 巳 君
福祉事務所長	小 山 龍 彦 君
上下水道室長	和 田 博 君
会 計 室 長	成 田 勇 一 君
監 査 委 員	森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成21年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に高橋伸典議員より遅延の申し出がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 竹 中 憲 之 議員

17番 田 中 好 望 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月26日までの21日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月26日までの21日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 平成20年第4回定例会付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、平成20年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について、委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、総務部長を初め担当職員の出席を願

い、1月15日及び2月13日の2回にわたり開催し、本条例の内容などについて担当職員から説明を受けた後、慎重に審査を行ったところであります。

付託されました議案は、市長の提案理由の説明にもありましたように、地方自治体において私法上の原因に基づいて発生する債権について、必要な措置を講じてもお徴収できない場合に、所要の条件のもとで債権放棄ができるようにするために条例を制定しようというものであります。

これまで市が抱える債権については、地方自治法及び地方税法などの公法上の債権として回収に努めてきましたが、最高裁判例によって水道料金、病院診療費、住宅使用料などについては民法適用の私法上の債権に属するものとなりました。これにより市が債権放棄する場合は、法的に実施困難な諸条件を満たす必要があり、回収見込みが立たない債権も永久に消滅せず不納欠損処理もできない状況となるなどの説明がありました。

各委員から出されました主な質疑では、条例施行により債権が安易に放棄される状況に至らないのかとの質問に対しては、債権放棄の前段措置として、債権の保全に全力を尽くすのは当然。消滅時効により回収不能となる事態を招かないよう時効を中断させる手だてを厳格に実行していくとの答弁がありました。

さらに、必要な措置を講じたにもかかわらず徴収することができない場合とは、消滅時効が完成したときとは、債権放棄の基準はの質問に対し、法令に基づき早期納入を求める督促を行った上で、なお納入がない場合に一括納入または分割して納入することを約束させる。これら履行を求めたにもかかわらず、納入に応じない場合を想定している。債務者が時効の援用を主張しなかった場合は、本来債権の放棄ができないことになることから、特例措置として債権放棄ができる対象とするための規定、消滅時効の期間が経過しても債権放棄する場合、しない場合がある。債権放棄する場合は、

督促、納入契約書の作成及び誓約内容の履行に応じた経緯があり、その後生活困窮などの理由により徴収困難に立ち至ったケース。これに対して、督促などの措置に全く応じないケースについては債権放棄をせずに市に請求権を残すと答弁がありました。

また、条文表現にかかわって、失踪と行方不明の違いとはとの質問があり、失踪とは家庭裁判所の失踪宣告確定後に消息不明者の家族から市民課に失踪届があった場合を想定しており、失踪には蒸発、家出などにより7年以上消息不明の普通失踪、災害、事故などで1年経過した特別失踪がある。これに対して、居所がわからず連絡がとれない場合が一般的な意味で行方不明を使っていると説明がありましたが、表現方法について議論となったところであります。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました平成20年第4回定例会付託議案第1号 名寄市私法上の債権の放棄に関する条例の制定につきましては、第2条第2号中の「、失踪」を削る原案の一部修正案が全委員より提出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託議案の審査の経過と結果について御報告いたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成20年第4回定例会付託議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 これより平成21年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成21年度市政執行方針を行います。島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。平成21年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

新しい名寄市が誕生してから4年目となります。

私は、市民の融和を基本に、100年有余の歴史に培われたそれぞれの地域と人の力を結集して、「住んで良かったと思えるまち」を実感していただけるまちづくりを積極的に進めてまいりました。

しかし、国の構造改革が進展する中で、財政破綻に象徴されるように、多くの地方自治体が疲弊に苦しみ、地域間格差の拡大が顕在化してきました。

さらに、昨年アメリカ発の世界的な金融危機は、100年に1度の緊急事態と言われ、自動車・家電など輸出産業を中心に大きな衝撃を与え、雇用の崩壊、消費の急激な縮小など、わが国の経済を根底から揺るがし、今後数年間、本市の厳しい行財政運営にも拍車がかかるものと考えています。

こうした状況だからこそ、合併による行財政へのさまざまなメリットを最大限に活用し、総合計画に掲げる施策、事業を着実に実行することで、目標とする将来像の実現に努めてまいります。

また、施策の推進にあたっては、「市民と行政との協働のまちづくり」を基本とし、課題の解決を先送りせず、しっかりと将来を見据えて、全力

で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

自立した活力あるまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、参加することが大切です。

そのためには、まちづくりに必要な情報の提供、地域における支え合いと市民が参加できる仕組みが必要であり、（仮称）「自治基本条例」の制定と小学校区を区域とする地域連絡協議会との連携及び支援に取り組んでまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

市税など収入が減少し続ける中で、総合計画を着実に実施するため、行財政改革の強化と組織・機構のスリム化、事務・事業の一元化を推進してまいります。また、名寄・風連両地区の類似する公共施設の統廃合及び老朽化に伴う改修計画の具体的な検討を行います。

さらに、職員の資質向上は重要な課題であり、庁内講師による新人職員研修の実施など、研修の充実に努めてまいります。

三点目は、「活力をもたらす産業の振興」についてです。

地域経済の活性化と雇用確保を図るためには、基幹産業の農業や製造業等が元気に展開し、観光振興による交流人口拡大が重要です。

産学官の連携を強化し、食の安全、地産地消、農畜産物のブランド化、まちなかの賑わいづくりに取り組んでまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成21年度の予算編成について申し上げます。

国の平成21年度予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に基づき、

財政健全化に向けた基本的方向性を維持しながら、一方では、世界の経済金融情勢の急激な変化を受け、歳入環境が急速に悪化している状況を念頭に、国民生活と日本経済を守ることを最優先に編成されました。

一方、地方財政対策については、「基本方針2006」等に沿った国の歳出予算に合わせて、給与関係経費や地方単独事業が抑制されたものの、厳しい財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえ、生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税の増額などが盛り込まれ、総額は8兆5,557億円と、前年度に比べて1パーセントの減となりました。

このうち、地方交付税は1兆5,820.2億円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は2兆0,968.8億円となり、前年度比15.0パーセントの大幅な伸び率となりました。また、地方交付税の中に、歳出の特別枠として、昨年「地方再生対策費」に加え、新たに、「地域雇用創出推進費」が創設されるなど、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

名寄市の平成21年度各会計予算は、地方公共団体の財政健全化法に基づく財政の健全化、行財政改革の着実な推進を念頭に、総合計画の具現化を最優先に編成いたしました。

新規事業では、東小学校屋内運動場実施設計、認定こども園運営支援事業、南2丁目通踏切拡幅改良事業、市街地再開発事業における地域交流センター取得事業などを、また、継続事業では、市立天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、住宅リフォーム促進助成事業など、ハード・ソフトの両面から多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮いたしました。

一般会計の予算案は199億8,215万4,000円で、前年度比8.1パーセント、14億9,796万1,000円の増額となりました。

9つの特別会計予算案は、前年度比3.7パーセント減の84億4,366万9,000円、企業会計

予算案は、前年度比12.3パーセント増の115億3,516万9,000円、全会計の総額では、前年度比6.5パーセント増の399億6,099万2,000円となりました。

また、風連特例区会計の予算案は、前年度比13.1パーセント減の6,152万5,000円となりました。

財源調整的な財政調整基金もほぼ底をつき、基金に依存した財政運営も限界に来ていることから、昨年、行財政改革推進実施本部を立ち上げ、既得権や既存概念にとらわれず、あらゆる事業の見直しを進めています。

平成21年度も引き続き、スピード感を持って行財政改革に取り組むことで財源確保を図り、受益と負担のバランスを調整しながら、将来の世代に負の遺産を残すことがないように、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民が中心となって、まちづくりを進めるためには市民と行政がそれぞれの役割や責任を分担し、協働についての共通認識を持ち、まちづくりを推進する必要があります。そのためには、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階等において、積極的な市民参加や行政運営のルールを定める（仮称）「自治基本条例」の制定に向け、市民懇話会で検討を進めているところです。

また、行政情報の積極的な提供と共有により、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

風連地区振興のために「合併特例区協議会」との連携を深め、事務事業の円滑な推進に努めるとともに、風連地区での住民自治組織（町内会）制度への移行に向け、地域の意向を尊重し、世帯数の減少・高齢化などの現実を直視し、将来を見据えた区域の再編となるよう努めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

地域のコミュニティ活動の活性化を推進するため、各寄地区においては地域に根ざした単位町内会が、小学校区域毎の広域的な枠組みの中で、それぞれの地域の課題や問題を明らかにし、相互に共有して連携、協力しながら自立した事業活動が行える「地域連絡協議会」などの設置を進めており、引き続きその活動を支援してまいります。

また、町内会は住民の最も身近な自治組織であり、地域自治の原点であることから、自主的な地域活動に対する支援や、活動拠点となる町内会館の整備などについても継続して支援してまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成21年度からの電算処理による戸籍事務の開始に向け、平成19年度から戸籍のデータ化、及びシステム整備を進めてまいりました。本年3月末にこれらの整備が完了し、職員の操作研修を終えた本年6月1日より電算処理による戸籍事務の提供を開始いたします。戸籍事務の効率化、迅速化、個人情報保護の強化などにより、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流につきましては、姉妹都市提携40周年を迎えるカナダ・カワーサレイクス市リンゼイ地区との交流は、友好委員会が中心となりリンゼイ訪問団を招待し、8月末に記念式典を予定しています。また、平成21年度の交換学生の交流では、リンゼイから学生を受け入れる予定となっています。

一方、ロシア・ドーリンスク市との交流では、市民訪問団を受け入れ、教育や文化などの交流を通じて友好親善に努めてまいります。

今後も、さらなる友好親善につながるよう、それぞれの友好委員会を中心に取り組みを進めてまいります。

国内交流につきましては、東京都杉並区・山形

県鶴岡市藤島との間で、子どもたちも含めた人的交流や特産品などの販売活動に取り組み、さらに充実した交流になるよう努めてまいります。

東京なよろ会など、ふるさと会につきましては、名寄市の情報を発信し、人的・経済交流が広がるよう積極的に取り組みを進めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

国は、新たな地域活性化に向けた取り組みとして「定住自立圏構想」を推進する方針を打ち出しました。その一方で、当初の役割は終えたとして、平成20年度をもって「広域行政圏計画策定要綱」などの広域行政圏施策の廃止が通知されています。

「定住自立圏構想」は、少なくとも人口4万人を超える中心市と周辺市町村が、定住のために必要な生活機能を確保するため、各分野での協定により役割を分担し、相互連携により地方圏から人口流出を食い止め、圏域全体の活性化を図ることを目的としており、特別交付税による財源措置も講じられることになっています。

上川北部地域においては、隣接する士別市と本市を合わせた人口が4万人を超え、複眼型と言われる2市での中心市として、本構想の要件を満たすものとなっています。

上川北部地区広域市町村圏振興協議会会長を担当する本市としては、衛生、消防の一部事務組合をはじめとする広域連携を引き続き推進するとともに、上川北部各市町村と連携の上、現時点では具体的な内容が明らかとなっていない「定住自立圏構想」について、内容の把握に努めた研究を進めてまいります。

昨年4月に「名寄市行財政改革推進実施本部」を設置し、社会情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政運営の取り組みを進めているところです。新たな財政健全化法の成立により一層の行財政改革が求められている中、今後も、事務事業の一元化、組織・機構の見直しなどを進めてまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

母子保健事業では、安全で安心な出産のための妊婦健診の費用助成を14回まで拡大し、医療機関等との連携を強化し、安心して出産できる体制を整備してまいります。

また、子育ての不安や負担感を解消する、育児支援強化対策として母子支援専門員を配置し、安心して子供を生み育てる環境づくりに努めてまいります。

特定健診につきましては、保健指導の充実や、がん検診等の受診率の向上、生活習慣病の予防等を推進し、市民が自らの健康の保持・増進を図ることができるよう取り組んでまいります。

次に、市立総合病院について申し上げます。

平成21年度は、名寄市立総合病院改革プランの計画初年度です。改革プランは、経営の効率化と再編・ネットワーク化、及び経営主体の見直しの3つを視点としています。特に経営の効率化につきましては、医療に対する経営環境が厳しいなかで、計画書で掲げられている項目を着実に推進し、目標の達成に努めてまいります。

次に、診療につきましては、道北第3次医療圏の地方センター病院として、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用するため、引き続き、地域の病院・診療所との連携を図ってまいります。併せて、医師の派遣や研修会の開催、市民公開講座による生活習慣病の予防に対する意識の高揚を推進してまいります。

また、昨年、救急外来、ICU病棟を増改築したことにより、当院のハード面としての診療機能が一段と高められました。今後は、医師をはじめとする医療スタッフの人材確保に努め、診療・看護体制の充実を図ってまいります。特に、新たに総合診療科を設け、複数の疾患を持った高齢者に対して、効率的な医療を提供したいと考えています。

現在、過疎化・少子高齢化が進展する中で、医療を確保することが益々重要になっていますが、

住民の医療に対する信頼を得るには、第三者による客観的評価を受け、的確に対応していく必要があります。当院は、平成11年度と16年度の二度にわたり、日本医療機能評価機構が実施している「病院機能評価」の認定を受けています。平成21年度が三度目の認定更新の年となっており、評価基準も毎回厳しくなっていますが、真に患者に信頼される病院として、職員が一丸となり、認定されるよう努力してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

平成21年4月から、保育のガイドラインである、保育所保育指針が改定されます。

新しい指針は、一つには、指針適用に、実施義務から基本原則までその効力に弾力性を持たせる。二つには、保育の質の向上にかかる創意工夫を求める。三つには、保育の内容と運営に関し、取り組みの明確化を図る。四つには、保育指針の明解性を高めるため、内容、記述の見直しを行い、保育現場での実践の記録が、保護者の理解に役立つ資料としての活用も視野に入れたものとなっています。

市内各保育所が連携し、新しい指針に沿った保育要領を策定し実践する中で、今後も保護者の要請に応える保育行政を推進してまいります。

次に、認定こども園について申し上げます。

一時保育・延長保育、子育て支援センターのほか、本市では初めてとなる病後児保育など、民間活力を導入した「認定こども園」としての体制が整いましたので、本年4月から実施してまいります。

同時に、閉所となる中央保育所は3月27日に閉所式を行い、38年間の歴史に幕を閉じます。御利用いただきました保護者の皆さん、並びに関係各位に対しまして、これまでの御指導、御協力に心から感謝申し上げます。

平成21年1月末における65歳以上の高齢者人口は8,146人で、高齢化率が26.1パーセントと、依然として高齢化が進んでいます。

高齢化対策として、昨年立ち上げた「名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク」並びに「名寄市高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実を図るとともに、認知症対策も含めて、支援を必要とする方々には、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉・介護などのさまざまなサービスを、継続的・包括的に提供できるよう努めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者の自立や社会参加を促進する「第2期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、障がい者が必要な福祉サービスや事業の円滑な提供と、地域生活への移行を促進する環境づくりとして、社会福祉法人等が行う共同生活の整備に要する経費の一部を支援してまいります。

また、北海道医療給付制度が改正され、精神障がい者にも外来医療費が拡大されましたので、重度心身障害者医療費給付事業等を改正し、引き続き給付事業を実施してまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

再資源化の取り組みとして、古着・古布の回収、廃食用油のリサイクルを引き続き実施すると共に、「ごみ分別ガイドブック」を改訂し、さらなる分別の徹底を推進してまいります。

環境美化活動の推進では、環境衛生推進員を中心に、町内会及び行政区等の協力連携により、清掃週間の実施など、清掃活動に取り組んでまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

去年は、住宅火災で高齢者3名が焼死したことを踏まえ、消防団員と署員による、一般住宅及び高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置促進など、防火対策を推進してまいります。

消防体制につきましては、本署及び出張所の出動体制の強化、並びに消防団との連携による効率的な部隊運用を図るとともに、出張所勤務の救急救命士を増員し、救急業務の充実・高度化を推進

してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

市民が悲惨な交通事故の当事者にならないため、関係機関・団体や、地域と連携を深めながら、高齢者対策や冬期対策など本市の地域特性に応じた安全対策を進め、交通事故の撲滅を目標に、幅広い交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

去年は、不幸にも凶悪事件や不審者による、子ども達への声かけ事案が発生するなど、これまでの名寄市では考えられない犯罪の凶悪化が見られました。

市民がこの様な事件、事故に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携を図り、犯罪防止に向けた適切な情報提供を行い、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、平成15年度より着工し、20棟40戸が完成し、事業を終了いたしました。

北斗・新北斗団地建替事業は、住み替え住宅として、昨年9月に着工いたしました（仮称）南団地1棟34戸（鉄筋コンクリート造5階建て）の完成を、平成21年10月に予定しています。

また、平成21年度の現地建替事業は、平成22年度工事の実施設計と、解体工事10棟40戸の発注を予定しています。

改善事業では、全団地を対象に住宅火災警報器の設置を平成21年度から2ヵ年で実施してまいります。

次に、市街地再開発事業について申し上げます。

本事業の施行者「株式会社ふうれん」は、特定業務代行者に平成22年度までの工事を一括発注しており、平成20年度施工分は、今月完成いたします。

平成21年度は、地域交流センターや、道北なよろ農業協同組合等の建築工事に着手してまいります。

次に、公園の整備について申し上げます。

天塩川さざなみ公園内の河川敷パークゴルフ場は、36ホールのうち18ホールを昨年6月に一部開園しました。

下流側18ホールは、芝養生のあと6月末に全面開園の予定となっています。

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定的に供給するため、老朽管更新と配水管網整備を進めてまいります。

また、今後も水需要に対応するため、サンルダム建設事業に参画し、安定的な水源確保の取り組みを行ってまいります。

平成21年度は、第2期拡張事業として、国道239号17線から18線間の配水管を布設いたします。老朽管更新事業では、緑丘16線及び道道朱鞠内風連線を更新するほか、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄を継続して実施してまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

区域内での管網整備はほぼ完了し、今後は、施設の老朽化に伴う機器更新を進めてまいります。

平成21年度は、供用開始から28年経過した処理場受変電設備の更新を行い、安定した維持管理ができるよう努めてまいります。

合流式下水道改善対策として、平成18年度から建設を進めていた下水処理場雨水滞水池が、平成21年4月から供用を開始いたします。

合併浄化槽整備事業は、農村部における快適な生活環境向上のため、10基の設置を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連の新規事業は、道路特定財源が見直され、新たに創設される（仮称）地域活力基盤創造交付金により、これまで東地区から要望のあった南2丁目通踏切拡幅改良事業と、安全安心な道路整備として、南小学校や名寄中学校の通学路で、沿線に総合福祉センターなど公共施設が所在する、南11丁目東通改良舗装工事に着手してまいります。

継続事業は、加東橋架替工事を含む19線道路改良ほか4路線を実施してまいります。

まちづくり交付金では、特別養護老人ホーム「しらかばハイツ」前の北栄2丁目線歩道改修事業を実施してまいります。

また、豊栄川河川総合流域防災事業による、徳田しらかば橋改良新設のため、17線道路の迂回道路となる、徳田しらかば1号線改良舗装を、北海道の委託工事として実施してまいります。

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の公共交通機関を確保するため、バス路線維持対策を推進してまいりましたが、利用者の減少など地域交通を取り巻く情勢は一層厳しさが増えています。

このため、「名寄市地域公共交通会議」を設置し、新たな公共交通システムや、現行バスの効率的な運行体系について議論をいただくとともに、住民説明会などを通じ「名寄市地域公共交通総合連携計画」の策定に向けた調査・検討・実証運行事業を実施してまいります。

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪は、冬の快適な生活環境の確保と、市民生活や生産活動を維持するため、名寄地区において車道292キロメートル、歩道34キロメートル、風連地区は、車道154キロメートル、歩道20キロメートルの実施を予定しています。

排雪は、道路幅員確保・交通安全対策のため、カット排雪、交差点排雪を重点に実施してまいります。

効率的・効果的な除排雪体制とするため、排雪ダンプ助成事業、市道・私道除排雪助成事業を継続し、除排雪水準の向上に努めてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

食品の偽装表示・輸入食品の汚染等、食料に対する国民の不安が高まっています。また、資材価格・輸入飼料の高騰、耕作放棄地の増加、及び担い手不足、高齢化の進行により、農村地域の活力が一層低下し、食料・農業・農村を巡る情勢が大

きく変化しています。このため国は、国際情勢への対応や食料自給率の向上には、諸課題への対策をさらに促進していく必要があるとして、「食料・農業・農村基本計画」の見直しを含め、緊急的な対策、中長期的な対策を講じることとしています。

本市としては、制度内容の十分な検討と併せ、関係団体との連携協力により、担い手育成や産地づくりに取り組み、農家経済の安定に努めてまいります。

次に、食育及び地産地消の推進について申し上げます。

食育推進につきましては、名寄市食育推進計画に基づき、総合的な食育の推進を図るため、「名寄市食育推進協議会」が昨年設置されました。食育を主体的に取り組むため、市民・地域・行政・関係団体等が連携・協力し、課題の改善を図ります。また、良質で安全な農畜産物の地産地消推進の取り組みも進めてまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成21年度産米の配分につきましては、北海道への配分が1.13パーセント増加したことにより、もち米は160トンの増となりました。また、在庫数量の解消を目的に2ヶ年実施してきました10パーセント自主削減が終了することとなりました。うるち米につきましては、北海道ガイドラインの見直しにより、1ランクアップのⅡランクとなり若干の増となっています。また、「こめごころ」等地場産ブランドを活用し、地産地消と消費拡大に努めてまいります。

国の産地づくり対策は、既存産地の取り組みを継続するとともに、自給率・自給力向上に向けた効果が高まるよう見直すとして、新たに平成21年度から23年度までの対策となりました。交付金等の関連予算は、昨年度並に約11億円を見込んでいます。また、転作の拡大など、新たに自給率向上の戦略作物（米粉、麦、大豆等）を作付け拡大した場合の対策として、「水田等有効活用促

進対策」が創設され、現在、名寄地域水田農業推進協議会等で議論を進めています。産地確立交付金等を有効活用し、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成や経営体の安定・強化を図ってまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

中山間事業は、平成17年度に2期目の対策が始まり、平成21年度で5年間の対策が終了します。平成21年度予算は、名寄地域集落で3,273万円、風連地域集落で7,587万円の交付見込みとなっています。平成22年度以降については、全道的にも継続の要望が強く、本市といたしましても継続に向け要望してまいります。平成19年度に始まった農地・水・環境保全向上対策は、平成20年度で9地区となり、ほぼ全市的な取り組みとなりました。平成21年度交付額は、1億6,477万円が見込まれ、地域の共同活動を支援してまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

肥料高騰により、土壌診断に基づいた施肥設計の見直しによる肥料低減が進められており、農業振興センターにおける診断件数も倍増となっています。今後、適切な診断・指導に努めてまいります。また、営農指導、試験・展示ほ場の設置、組織培養による優良種苗の提供等を実施してまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

世界的な穀物価格の高騰などに連動し、配合飼料価格も値上がりが続ぎ、酪農・畜産経営は多大な影響を受けています。今後は、飼料自給率や生産性の向上を図り、自給飼料基盤に立脚した経営に取り組むことが重要な課題となります。関係機関と連携し、足腰の強い畜産経営を推進してまいります。

公共牧野事業につきましては、名寄市営牧野及び母子里地区共同牧場への預託放牧を奨励し、効

率的で適正な管理運営に努めてまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

食品業界の再編による生産現場の統廃合が進み、突然の工場閉鎖で地域経済に大きな影響を与えることが、深刻な問題となっています。幸いにも、当市で操業しているニチロ畜産株式会社では、食肉加工施設を継続するとともに、処理頭数の増頭を計画しています。

本市としては、雇用の拡大及び道北の食肉生産基地としての畜産振興、地域活性化を推進するためにも、老朽化したと畜施設の調査を行い、改修等の検討をしてまいります。

次に農業農村整備事業について申し上げます。

いずれも道営事業で継続中の、東豊地区・瑞生地区・共和地区と新規の名寄東地区は、従前の「経営体育成基盤整備事業」から補助率の有利な「農地集積加速化基盤整備事業」で実施してまいります。

また、「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の風連地区・名寄地区、弥生地区では「道営基幹水利施設ストックマネジメント事業」を継続して実施いたします。これらの事業は、道単独事業の「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」の対象事業であり、北海道と連携を取りながら、受益者の負担軽減に努めてまいります。なお、東豊地区と風連地区については今年度で事業完了の予定です。

次に、林業の振興について申し上げます。

林業・林産業の情勢は、世界経済の悪化により大変厳しくなっています。反面、森林の持つ多面的な機能が見直され、地球環境の維持・保全に重大な役割が期待されています。森林の健全な育成を図るため、民有林の間伐事業に対して支援してまいります。また、上川北部森林組合や北森協同組合が原木取扱の増に対応し、素材の生産量を上げるため計画している高性能機械の導入に対し、国の補助を受けて助成してまいります。

次に、商工業関係について申し上げます。

名寄地方における景気動向は、地元金融機関の景況レポートによると、企業の景況感を示す業況判断指数（DI値）は、昨年7月から12月までの実績で、昨年同様マイナス基調で推移しています。概況では、全ての業種に厳しさがうかがえ、経営環境もより厳しさを強め、今後の見通しにつきましても、引き続き停滞感を強めている状況となっています。

昨年12月に発売されたプレミアム付「なよろ地域商品券」が、国の追加経済対策を受け、本年1月に地域商品券販売促進事業として、「なよろ全市連合大売り出し実行委員会」の主催で実施され、販売初日に4,000セットが完売となりました。今後、支給予定の定額給付金と併せ、地元商店での販売促進や消費拡大に期待するところです。

次に、北海道が主催する「いってみたい商店街&お店北海道表彰」の個人部門において、東洋肉店が大賞に選ばれました。この賞は、羊肉のオリジナル商品や生ハムなど、インターネット販売で道内外に販路を拡大した新たな取り組みが、受賞の大きな理由となったものです。受賞を記念して2月26日には優良事例の情報発信の場として「記念フォーラムin名寄」が開催されました。今後の活動と、魅力ある个性的なお店づくりへの取り組みに期待するところです。

住宅リフォーム促進助成事業につきましては、最終年次になることから、一層の周知を図り、混乱の生じない対応に努め、3カ年事業として総仕上げを行ってまいります。

公設市場につきましては、流通変革、人口減などによって、取扱量・取扱高の減少となっており、引き続き厳しい状況にあります。丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社では、地場野菜の量的確保と価格の安定化を図り、販路拡大、経費削減等経営努力を続けております。今後も名寄地方の台所として安全・安心な生鮮食料品の安定供給に努力を促すとともに、引き続き支援してまいります。

次に、中心市街地活性化基本計画の策定について申し上げます。

これまで多くの方々の御意見・御提言をいただき策定作業を進めてきており、予定される事業につきましても、ブロック毎の事業精査を含め、詰めの作業に入っています。駅横の事業につきましても、バス待合所を併設した複合施設と、商業施設・まちなか居住で事業展開する案となっています。並行してそれぞれの事業が機能発揮できるよう、関係機関団体と十分な協議を行ない、作業手順に沿って熟度を高めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

道内の昨年12月の雇用情勢によると、有効求人倍率は、前年同月を0.08ポイント下回る0.41で、4年7カ月ぶりの低水準でした。当地方における昨年12月の有効求人倍率は、0.48ポイントで、大型商業施設から求人がなかったため、前年同月比で0.21ポイント減少となっています。今春の高校卒業者の就職内定率は64.7%で前年同期と比べ8.4ポイント減少しており、厳しい状況となっています。今後も求職情報を的確に提供できるよう関係機関と連携しながら推進してまいります。

今回、国の第二次補正予算で、緊急雇用対策等が講じられましたので、ハローワークと連携を図りながら、制度の有効活用と雇用の促進に努めてまいります。

市民会館の改修につきましては、平成21年度に市民文化センター大ホール建設についての庁内プロジェクトチームを設置し、検討を進めることとしました。したがって、市民会館の耐力度調査は見送り、必要最低限の修繕をしながら御利用いただくこととなりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、観光について申し上げます。

昨年は、道の駅の開設、道立公園サンピラーパークの全面開園により、上半期の観光入り込み客数が前年度を大きく上回りました。ひまわり畑、

健康の森、ピヤシリスキー場、望湖台自然公園など観光資源の豊かさを最大限活用できるよう、観光協会、指定管理者受託企業や道北観光連盟とも連携し、交流人口拡大の推進と情報発信に努め、地域の活性化につながる取り組みを行ってまいります。

ピヤシリスキー場につきましては、第1リフト滑車ベアリング交換工事を行い、安全で安心して楽しめるスキー場として整備いたします。平成21年度も未就学児のリフト無料化、スキーこどもの日として小中学生リフト無料開放日を設定するなど、多くのイベントを企画し、家族連れでも楽しんでいただけるスキー場となるよう努めてまいります。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

名寄市立大学は、本年4月に新入学生を迎え、全学年完成となり、平成22年3月には最初の卒業生を社会に送り出すこととなります。教育研究の向上と就職・進路への支援に努めるとともに、教員組織の充実や地域貢献活動に取り組んでまいります。

平成21年度の一般入試状況は、短期大学部児童学科の試験を2月1日に行ない、入学定員25名のところ45名の志願・受験となり、2月9日に37名の合格者を発表しました。

大学保健福祉学部については、前・後期合わせた入学定員85名に対し371名の出願となり、3学科平均倍率は4.4倍となりました。

前期では、栄養学科定員21名に対し志願者は64名で倍率3.0倍、看護学科定員25名に対し78名が志願し倍率3.1倍、社会福祉学科定員25名に対し71名が志願し倍率2.8倍となり、3学科全体で入学定員71名のところ志願者は213名、平均倍率は前年を0.6ポイント下回り3.0倍となりました。

2月25日には、札幌と名寄の2会場で試験を実施し、3月5日に合格者を発表しました。また、

後期試験は3月12日に行い、3月20日に合格者の発表を予定しており、今後、新入学生の受け入れに万全を期してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考えを申し上げました。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成21年度の市政執行方針といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、平成21年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、平成21年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まずはじめに、名寄市の教育活動は新しい名寄市が誕生して以来、年々充実が図られてまいりました。新年度も引き続き「知性と感性をみがき、こころ豊かな人と薫り高い文化を育み、希望に輝くまちづくり」を目指して、市民の期待と信頼に応える教育行政の推進に努めてまいります。

国では、昨年3月に小中学校の新しい学習指導要領を告示いたしました。これに基づき新年度からは教育課程編成の手引きの作成に着手するとともに、本格実施に向けての移行措置に取り組むこととなります。

また、学校教育法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改定されたことに伴い、学校は教育活動その他の学校運営の状況について学校評価を行い、その評価結果に基づいて改善のための必要な措置を講ずることが義務づけられるとともに、教育委員会の諸活動に係る点検評価に取り組むこととなります。

これらを踏まえ、名寄市におきましても、その適切な対応に努め、今後の国の動向も見きわめてまいりたいと考えております。

平成21年度における全国学力・学習状況調査

の実施にあたりましては、名寄市も引き続き参加し、子どもたちの学力・学習状況の更なる把握とその対応に努めてまいります。

併せて、昨年度より実施されました全国体力・運動能力、運動習慣等調査にも参加し、子どもたちの体力や運動習慣の実態を把握するとともに、今後の体力向上の資料として活用してまいりたいと考えております。

北海道教育委員会では、「自立」と「共生」を北海道教育の基本理念として定め、平成20年度より新長期総合計画がスタートいたしました。また、教職員の意欲と資質の向上を目指して「学校職員評価制度」が新たに導入されました。これら諸施策についても道の今後の動きをしっかりと把握し適切な対応に努めてまいります。

名寄市におきましては、平成20年度全国学力・学習状況調査に基づいた名寄市における指導改善プランが策定され、去る12月に名寄市教育研究所から報告を受けたところであります。

今回は各学校における学習活動のあり方と併せて、家庭での学習環境に視点をあてた5つの提言、23の方策が示されており、新年度における教育活動推進の指針としてまいりたいと考えております。

また、平成20年度に発足いたしました名寄市小中学校生徒指導連絡協議会では、全国的に生徒指導上の問題が多発している中、名寄市における事故の未然防止に係る様々な取り組みについて議論を深めているところでありますが、生徒指導に係りましては今年度も引き続き重点施策の一つとして取り組んでまいります。

併せて、昨年度設置いたしました「名寄市学校支援地域本部事業」につきましても地域の教育力向上と青少年の健全育成を図り、地域住民・各種団体等が連携して学校を支援する体制を整えるために新年度は新たな対象中学校区を加えるなど、その一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以下、新年度の主要施策についてその概要を申し上げます。

先ず初めに、生涯学習について申し上げます。

昨年は「心豊かな人と文化を育むまちづくり」をめざし、初めて生涯学習フェスティバルを開催いたしました。その成果を踏まえ、多くの市民が様々なことを学び、その学んだことをまちづくりなどにつなげていくフェスティバルを本年も開催いたします。

また、市民講座は、趣味教養の講座「心と暮らしに潤いを」、生活課題の講座「暮らしに役立つ」、そして社会課題の講座「世の中を考える」の3つのシリーズを本年も実施し、道民カレッジと連携した講座として学習の場を提供してまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

図書館では、新年度も市民の必要としている情報を迅速かつ的確に提供する拠点施設として蔵書の充実や資料収集に努めるとともに、市民が求める情報を図書館の資料や機能を活用し、更には他館との連携強化を図りながら提供するなど、利用者へのレファレンスサービスの向上に努めてまいります。また、子どもの読書活動を推進するために学校図書館や関係機関と連携しながら、子どもの本選定に役立つ情報の提供や団体貸出の充実を図り、読書活動の普及啓発に努めてまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

2009年（今年）は、天文学の父ガリレオ・ガリレイによる天体望遠鏡を用いた初めての天体観測から400年目にあたることを記念し、世界天文年の年と位置づけられております。

世界各国で天文イベントが計画されており、木原天文台でも今年7月に国内で見られる「日食」の観望会や15年ぶりに見られる「環のない土星」の観望会を計画するなど、世界天文年にちなんだイベントを開催して、天文普及の促進を図ってまいります。

新天文台の工事は、雪解けを待って本格的に始

まり、本年12月には建物が完成する予定となっております。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、基礎・基本の定着と自ら学び自ら考える力の育成を図るなど、「確かな学力」を培うよう教育内容の充実に努めるとともに、他人を思いやる心や命を大切に作る心、美しいものに感動する心など「豊かな心」を育み、社会的なマナーや自制心、自立心を養うなど、家庭や地域と一層の連携・協力を図りながら期待と信頼に応える学校教育の実現に努めてまいります。

学力の向上につきましては、「全国学力・学習状況調査」の分析・考察に基づいて、「学習習慣の定着」や「自己のよさを感じとり、道徳的実践力を発揮できる取組」を新たな視点として加えた「指導改善プラン」を作成いたしました。今後は、このプランを活用して各学校における児童生徒一人ひとりの能力や興味・関心が高められ、一層の学力の定着が図られるよう努めてまいります。

人としての生き方を身につけさせるためには、規範意識や社会性などを育成することが重要であります。昨年度新たに設置いたしました名寄市職場体験連絡協議会等の一層の充実に図る中で、子どもたちの望ましい勤労観の育成に努めてまいります。

また、中学校3校に配置しております「心の教室相談員」による教育相談活動や名寄市生徒指導連絡協議会の機能の一層の充実に図ることで、思春期の子どもたちの悩みや不安を受け止め、心の安定を図るとともに、いじめや不登校、携帯電話など情報機器の光と陰、また、大麻など薬物乱用に係る教育の推進を図り、問題行動の未然防止に努めてまいります。

国際理解教育につきましては、国際化が進展する中、英語指導助手を積極的に活用し、英語によるコミュニケーション能力を育成し、外国の文化や伝統の理解を深めるなど一層の充実に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、各学校における校内体制の整備や専門家チームによる教育相談及び発達検査など児童生徒及び保護者の教育的ニーズに応じた適切な支援に努めてまいります。

名寄市立大学との連携のもとに行われております特別支援教育推進実践学校事業における学生支援員の派遣や、子どもたちの継続的な支援に対応する特別支援教育支援員及び医療行為の必要な児童生徒をサポートする看護師の配置につきましても、引き続き取り組んでまいります。

また、グランドモデル地域指定事業の成果として作成されました名寄版個別の支援計画「すくらむ」等の活用を図り、関係機関の連携による継続した支援体制の構築を図る地域のネットワークづくりへの取り組みを進めるなど、今後も特別支援教育の円滑な推進を図り、子どもたちのよりよい教育環境の整備に努めてまいります。

教育施設・設備の整備につきましては、名寄東中学校屋内運動場の改築に関する地質調査及び実施設計に着手してまいります。

風連中学校の施設移転につきましては、北海道教育委員会と閉校後の風連高等学校の施設を中学校として活用していくための具体的な協議を進めるとともに、施設改修に係る実施設計に着手してまいります。

なお、両校の改築改修に係る実施設計にあたりましては、教職員、保護者、地域の方々からの要望もお聴きしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、高等学校教育の振興について申し上げます。

本年4月に名寄光凌高等学校と名寄農業高等学校が再編統合されて名寄産業高等学校が開校となります。同校は学科集合型の職業高校であり、学科間の連携や地域との交流が積極的に展開される中で、将来の地域産業を担う職業人の育成が期待されるところであります。上川北学区の中学校卒業生数の減少は、今春がピークながらも、今後も

継続するものと推計されております。進学者の多様な選択肢の確保と地域に根ざした産業教育の充実を図るため、高等学校のより良い教育環境の維持について北海道教育委員会に対し引き続き要望等を行ってまいります。

また、平成21年度末をもって閉校となる風連高等学校につきましては、新年度においても、在学生に対する教育環境の保障を北海道教育委員会をお願いするとともに、輝かしい59年の歴史と教育実践の足跡を記念する事業に対して支援をしてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

名寄市教育委員会では、昨年4月から、名寄小学校並びに風連中央小学校に各1名の栄養教諭を配置し、子どもたちの具体的な食に関する指導を進めてまいりました。

本年4月からは、指導対象を市内全小・中学校に拡大して、栄養教諭を在籍校である名寄小学校・風連中央小学校から連携校へ派遣し、食に関する指導を進めてまいります。

学校給食における食品の安全確保につきましては、昨年、「事故米」の不正流通に端を発し、食品の内容表示等の偽装など、国内外でその安全性が大きな社会問題となりました。名寄市の学校給食センターでは、安全・安心な学校給食を提供するという使命感のもと、地産地消を基本とし、食品添加物が使用されていない食材や、道内・国内で製造されている製品を食材として今後も使用してまいります。

次に、学校給食用食材供給施設について申し上げます。

名寄市教育委員会では、今後における学校給食の主食用パンを安定供給するため、学校給食用食材供給施設の整備を進めてまいりました。施設は、3月末で改修工事が完了することに伴い、この施設を利用してパンを製造する施設利用者を一般公募により選定するなど、4月からの供用開始に向け、作業を進めております。

学校給食費につきましては、現価格における平成21年度以降の給食提供は厳しい状況となっていることから、保護者への「学校給食費に係わるアンケート調査」を実施し、意向を確認したところであります。アンケートの結果では、安全安心の確保、栄養価の維持など様々な視点から値上げも止む無しとの意見が大勢を占めましたが、世界的金融危機に端を発した不況の波を受け、経済状況の好転の兆しが見えないことなどから学校給食会としては、今直ちに給食費の値上げを実施する段階でないと判断し、当面は、運営引当金による赤字補填をするなど、値上げをしない方向で努力をすることとなっております。

次に家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着などを目的とした、幼児と親が対象の家庭教育支援講座「親子で遊ぼう」を新年度も実施するとともに、新たに小学生の親子や父親を対象とした家庭教育支援事業を進めてまいります。

次にスポーツの振興について申し上げます。

誰でも、いつでも、どこでも生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、引き続きスポーツ施設の整備や改修、学校開放事業の推進を図るなど環境整備に努めてまいります。

また、スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、各種スポーツ大会の支援・充実、スポーツ情報の収集・提供などを体育協会、地域スポーツクラブ、体育指導委員などと協力して進めてまいります。

次に青少年の健全育成について申し上げます。

子どもたちが自然の中で共同生活を通じ様々なことを学ぶ「へっちゃランド」、豊かな人間性と社会性を培うため、様々な直接体験を経験する「わくわく！体験子ども塾」など自然、体験、交流などをテーマとした事業を新年度も実施いたします。

次に女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターでは、同好会活動や各種講座

の開設を通して、文化的な活動の機会を提供するとともに、自由来館型となっている児童センターでは、安全・安心な遊びや体験活動、スポーツに親しむ場としての環境整備に努めてまいります。

また、南児童クラブでは保護者が安心して働けるよう、放課後における児童の安全確保と子どもの学習や交流の場の保証など学童保育の充実に努めてまいります。

次に青少年センターについて申し上げます。

青少年を取り巻く社会環境の変化は子どもたちの健全育成に大きな影響を及ぼしています。青少年センターでは新年度も日常の指導活動を通して青少年の問題行動を早期に発見し適切な指導に努めるとともに、市内小中高等学校や関係機関との連携を一層進めてまいります。

次に教育相談センターについて申し上げます。

教育相談の窓口としての「ハートダイヤル」を通して、いじめ・不登校などに関する悩みについての相談体制を今後も充実させるとともに適応指導教室では、子どもたちの心情や悩みを受け止め、保護者や学校と連携を深める中で学校復帰へ向けての支援をしてまいります。

次に芸術・文化活動について申し上げます。

本年も、芸術文化鑑賞バスツアーを6回予定し、優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めてまいります。

また、市民団体・サークルの交流や発表の機会を拡充し活動の促進を図るために、新たな文化大ホールの建設に向けて、その時期や規模などの検討を進めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

新年度は地域理解を自然分野から深めることを目的に、北国の自然の魅力をテーマとした展示会の開催を予定しております。

また、3年計画で進めております常設展示室情報コーナーの更新については、最終年となることから、三面スクリーンの映像内容と機器の更新をすることとしております。

文化財につきましては、「九度山」（くどさん）の山頂部が国の名勝（めいしょう）指定に予定されていることから、保存管理計画の策定をしてまいりたいと考えております。

以上、平成21年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託に応える教育の推進に誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で平成21年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第1号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第2号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議案第2号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の勤務時間が本年4月1日から1日7時間45分に短縮され、あわせて育児短時間勤務職員の勤務時間等も改正されることとなり、また従来より国や他自治体に取り入れております育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、早出遅出勤務制度についても本市の職員も同様の措置を講ずるべく、関係条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第1号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第1号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第1号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第3号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第4号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第4号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

特別職及び教育長の期末手当にかかわる役職加算については、平成21年3月31日までの間凍結するものとしておりますが、本件は現在の本市の財政状況にかんがみ、当該凍結期間を当分の間に改めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第3号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第3号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第5号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市風連国民健康保険診療所では、平成19年12月から在宅療養支援診療所として往診や訪問看護を行う在宅終末期医療に取り組んでおり、その対象者は増加する傾向にあります。本医療の実施には、緊急時の対応として24時間体制が必要であることから、本件は本診療所に勤務する職員に対し、名寄市立総合病院に勤務する職員同様、待機手当及び緊急呼び出し手当を支給できるようにするとともに、勤務時間等の改正に伴う措置もあわせて行うべく、名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第6号 名寄市保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市保育所設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年4月1日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の適用を受け、学校法人名寄大谷学園認定こども園が設置されることから、同園に入所定員を移譲する名寄市中央保育所を廃止しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議案第6号の関係で、今ほど市長の平成21年度の執行方針の中でもこの件について触れられておまして、中央保育所が3月27日に閉所式を行うと、こういうことで

ございましたけれども、これらを閉所して、跡利用と申しましょうか、これらについて執行方針の中でも触れられておりませんが、今後どのような対応を考えておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 中央保育所の跡利用につきましては、ただいまのところ検討しておりますけれども、施設が老朽化している等も踏まえまして、まだ結論には至っていない状況でございます。たまさか見積もりをとりましたら、解体するには800万円ほどの費用がかかるということでございまして、引き続き検討を続けてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 検討をされるということですから、それ以上の答えはないのかもしれませんが、少なくとも認定こども園の関係で中央保育所の関係が整理をされるというか、閉所をするという形は、私はある面一体に物事を考えていかなければならないのではないかというふうに思うのであります。したがって、現在幾つかの考え方を持って閉所をして、その後の取り扱いについて方向づけをしていくと、少なくともこういう形が明らかにされるべきではないのかと。したがって、市政執行方針の中でもそうした部分が触れられるのかなというふうに思っていたわけでありまして、そうでもないということでありまして、この件については老朽化をして、例えば整理をして、整理をしてというのは整地をして、跡地の利用をどうしていくのかとか、あるいは現在の建物を含めて何かに使うのかどうなのか。少なくともそのぐらいの方向性については、考え方をもちながら閉所をして、閉所後の跡地利用を考えていくということが極めて一般的かなというふうに思うわけでありまして、今の答弁だけでは全く答えはないということなのかどうなのか、再度お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市长。

○副市长（中尾裕二君） 現在の中央保育所の跡利用につきましては、当初認定こども園を設置する計画のときに両方の施設と申しますか、幼稚園のほうの施設と、それから保育所の施設を両方を有効活用して、現在の保育所については御指摘のとおり老朽化が進んでおりますので、一部手直しをしながら運営をするという方向で作業を進めておりましたが、どうしても運営上一体化をしないと運営がうまく進んでいかないと、こういうことが急速変更になりまして、結局は大谷幼稚園さんのほうに施設を統合してという整理を1ついたしました。その後去年の4月から行革の推進本部を立ち上げまして、公共施設のあり方検討ということで3つの部会のうちの一つの部会で現在検討を進めておりますけれども、福祉事務所長がお答えをしたように現在のところまだ具体的な跡利用については煮詰まっております。今後場合によっては、ボランティアの方あるいは町内の方にも相談をしながら、どの程度の改修をするとういう施設の活用ができるのかも含めて、ぜひ早急に検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） これは、もう相当以前というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、老朽化の問題も含めて、これらを4つの公立保育所をどうするか、建てかえの問題を含めての議論が実はあったりして、そして相当以前の議会の中でも託老所への要望だとか、いろんな議論があったと私は記憶しているのです。したがって、具体的に認定こども園として、そうした部分で民間にというか、保育行政の一部をこども園としてやっていくことについては議論があったわけですから、しかしこれらの跡を廃止をしてから考えるというのも、今副市长からも話がありましたように行政改革の一環でのいろんな議論があるとすれば、建物があるということはやっぱり

それなりの維持管理というものが係っていくことになるというふうには私に思うのでありまして、早目に対応をしっかりと打ち出して、そして跡地の利用も含めて、跡地というか、跡施設でもいいのですけれども、そういう一貫した行政姿勢をもって提起をされることを期待をしたいと思っております。ぜひ早急な議論と、あるいは市民的な議論が必要だとすればそうした対応をしっかりととりながら、方向づけをしていくことを要望して終わりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第7号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市における乳幼児等の医療給付事業は、北海道医療給付事業補助金交付要綱に基づき条例化し

ております。本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により本年4月から同要綱が改正されることから、名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例について所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 議案第8号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市における重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療給付事業の実施は、北海道医療給付事業補助金交付要綱に基づき条例化しております。本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行

及び重度心身障害者医療給付事業の対象となる受給者に対する身体障害者手帳の認定表現の見直しにより同事業補助金交付要綱が改正されることから、名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例について所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第9号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市介護保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画期間における保険料率を定めるため、名寄市介護保険条例を改正しようとするものであります。

なお、第1号被保険者の保険料の基準額につき

ましては、介護報酬改定に伴う保険料上昇分を介護従事者処遇改善臨時特例基金及び介護給付費準備基金を取り崩すことにより抑制するため、第3期と同額の4万4,000円となります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） ただいま第9号議案の関係、介護保険の部分で市長から提案理由の説明がありましたように、第1号被保険者の利用料というか、料金が第3期と同額で引き上げをしないという提案があったわけでありまして、一、二についてお尋ねを申し上げたいと思います。

1つは、平成18年度に医療保険制度の改正がありまして、いわば療養病棟の再編問題があったと思うのであります。平成18年から介護保険の世界と申しましうか、分野での介護療養病棟13万床、全国です、これらを23年までに廃止をするというようなことだとか、あるいは医療療養型の病床も25万床から削減をしていくというような形で具体的な取り組みがなされてきているのかなと。したがって、これらの取り組みで、いわば看護難民が出るのではないかと、こういう心配と申しましうか、いろんな議論もあったのも事実であります。名寄市におきまして東病院での介護型療養ベッドの、あるいは市内の医療法人の民間の病院についてもそうしたベッドを持っていたわけでありまして、これらが削減をされている事実があるわけでありまして、東病院は多分60床だったかなと思うのでありまして、いわば今回の第4期の議論をするときにこれら介護療養病床が名寄市内で何床削減をされて、そして金額的なことまではしっかりとわかりませんが、一般論としてそうした部分がカットをされることによって、いわば費用の関係を含めて反映をされていくというふうになるわけ

ありまして、1つには市内におけるそうした介護型療養病床が名寄市内でどの程度カットされて、それが今回の議論の中でどういう議論がなされたのか、まずお知らせをいただきたいと。

2つ目には、市長の提案理由の説明の中にもありましたけれども、剰余金と申しましうか、基金の関係を崩して一部充てると、こういう提案理由の説明がありましたけれども、現段階でと申しましうか、平成20年度末で予定をされている基金はどの程度になるのか、あるいはこの基金を今後どのように活用しようと考えているのかどうか、この2点についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） まず、介護保険料の部分につきましては、名寄市保健医療福祉推進協議会の中の高齢者部会というところで4回の協議をいたしまして、その中の視点といたしましては、どのような介護サービスとどのような料金体系を目指していくかということでアンケート調査を実施いたしまして、その中の答えでは今までと同様のサービス、それに同様の保険料というような部分が大半を占めているという経過がございました。それで、2番目のお答えとちょっと重複する部分があるのですが、医療費が今ちまた、巷間では介護従事者の労働報酬等の絡みもありまして、本来的には保険料が多少上がるのかというような試算をさまざまな療養計画の中から立てております。その中で今の部分を踏まえまして、若干は高目に推移するかという部分がございましたけれども、国の交付金措置がございまして、それを1年目は全額、2年目につきましては半額、3年目については保険者が賄うというような部分がございまして、それらを踏まえまして、まあまあフラットな状態で構成できるのかなというふうにご覧いただけます。そういった議論を踏まえまして、今回の介護保険料を第3期介護計画と同様の額にしようというふうに至っております。

それで、議員御指摘の東病院のベッド数と民間のベッド数については、ちょっと今手元に数値がないのですけれども、その部分の減少によりまして、介護保険料の部分で申しますと約1億円程度が支出が抑えられたのかというようなふうに考えております。

それから、基金につきましては現在約1億4,000万円ほどございますけれども、その中で先月20日に2次補正の関係で臨時議会で議決いただきました基金への積み立て分というのがございまして、この部分が当面の介護報酬アップ分の原資になるのですけれども、それを踏まえて、それと基金の中から大体同額程度の取り崩しの中で介護保険料を背負うというような形で考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 1つには、少なくとも介護療養ベッドがなくなって、介護保険の世界から医療保険の世界に移るわけですね。したがって、それは今話にあったおおむね1億円程度かと、こういう話でありまして、介護保険の事業費等々を整理をする段階で、少なくとも18年からの第3期のときにはそれらがもちろん含まれていたわけであったと思うのであります。今回の第4期の部分ではもう既になくなっていくとすれば、これは利用できないわけです。介護保険者の側として、実際には利用できないわけですから、そのところは施設というか、なくなることによって事業費総体が事業量として落ち込みが出ているわけでありまして、ですから人数の関係等々もあるけれども、現状維持というのが今の時代で極めて評価をする部分なのかもしれませんけれども、私はもっと申し上げれば減額ができる状況にあったのではないのかという思いがあるものですから、今あえて聞いているわけでありまして、ですから、介護保険の事業費そのものがこの3年間でふえてきている部分もちろんあることは承知をいたします。同時に、もう一度申し上げますけれども、名寄市内では介護療養型の病床数が恐らく100

床以上なくなっておられるのではないかと。ですから、そういう面では1億円ぐらいというようなお話でありましたけれども、いわば第1号被保険者の料金にと申しまししょうか、反映される状況に全くないのかどうなのかということでは、それだけはいささかでもやっぱりあるのでないのかと。

もう一つは、今お聞きをしたように基金の関係が1億4,000万円程度あると。これは、新年度予算の予算発表の際にもちょっとありましたけれども、介護職員の3%の引き上げについては、予算発表ばかりではなく新聞報道もありましたけれども、今話がありましたように初年度については2分の2充てる交付税の対応があるのではないのかと。次年度は2分の1、そして3年度はそうした話がないわけでありまして、つまり3%を介護スタッフの賃金として引き上げる部分は、国が政策的にも整理をしていくという部分があるのではないのかというふうに思うわけでありまして、そういう面では4期、この3年間で1億4,000万円の基金があるとすれば、私はこれは目的税と申しまししょうか、3年間の中で精算できればいいわけでありまして、そういう面ではその基金の部分をこの3年の中でどういうぐあいに利用していくかによっては、いわば料金にはね返すことができるのではないのかというふうに思うわけでありまして、その点について再度お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） まず最初に、先ほど1億4,000万円と言いましたけれども、正確な数字で申しますと1億3,000万円でございます。1億3,009万2,000円ということでございます。訂正させていただきます。

それから、保険料の部分でございますけれども、今回の第4期計画というのは国のほうが示している部分で、第5期計画、この3年後の、後の3年を言うのでございますけれども、3年後最後の期間に大幅な制度改正をにらむということで、内容

的には4期事業はほとんど3期と同じ水準で動くというような部分も国が、あるいは道が言っているところがございます。それで、保険料の部分の関連する事業費の部分にまいますと、利用者の自然増に加えて在宅サービスがふえている。それから、1号被保険者の負担割合が現行は19%なのですけれども、20%になるということ。第4段階では6割の軽減も踏まえておりまして、そういう部分、それから介護報酬、先ほども申しました3%アップという部分で、これら3点が給付増の部分ということになります。

それから、先ほどの東病院介護ベッドの減少は60床でございますけれども、北海道が今年の5月に実施しました名寄市内の医療機関療養病床転換意向アンケート結果におきましては、その時点で療養病床が221床、介護病床が8床の合計229床でございますけれども、24年度の当初につきまして各医療機関のアンケートでは療養病床が211床、一般病床が12床ということで、介護病床の動きが既にこの時点でもう8床からさらに一般病床に12床に移るということで、総数的には229床から223床ということで、ほとんど意向の部分では動いていないのかなということでございます。したがって、第4期の介護サービス費の部分で、病床的な部分の増床はないものというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 慎重な検討をされて、いわば保険料の第1号被保険者の介護保険料等々が設定をされたのだろうということの前提は私も理解をしているわけでありまして、単純に申し上げて、これは言うまでもなく3カ年計画で、3カ年計画による収支の状況がどうなのかと、そういうことだと思うのです、介護保険の世界です。ですから、5期まであるわけでありまして、3期の部分でどうなのだと。だから、単純に言えば3期の部分で名寄市の部分では、1億4,000万円ではなく1億3,000万円という話ありました。

基金としてありました。それは、結局保険料がどうだったのかということか、あるいはサービスが、介護サービス全体がしぼんでいったのかどうなのか。第3期で1億3,000万円の基金というのは、大きく言えばそういうことでないかと。したがって、4期で見ていくときには3期の実績も含めれば、4期の部分については3年間で収支がとんとんになればいい見通しを立てればいいことである。そういう意味で今極めて厳しい状況にあるわけですから、しかも名寄においては先ほど申し上げましたように介護療養ベッドについては削減をされていて、どこへ行くかというか、行き先がないとは申しませんが、大変厳しい状況にもあったわけですから、つまり保険料だけがかかって介護サービスを受ける部分が減っていくような状況にあるのでないのかということ指摘をせざるを得ないのかなと。ただ、今福祉事務所長から話がありましたように19%、第1号被保険者は19%が20%に引き上がったということについては、そういう部分で引き上がる部分があるのかなというふうにも思いましたけれども、介護スタッフの3%の報酬引き上げの部分は国が交付税で対応するということを行っているわけですから、そのことは最終年度の3年目は出て、2年目から2分の1出てくる。3年目は全額出てくるのかもしれませんが、そのところはちょっとそれだけをとったらおかしいですけども、比較をして基金を温存をしなければならぬということについては理解がなかなかいびづらいというふうに思うのでありますけれども、私は3年1期で、3年間で収支が均衡になる第4期の介護保険という視点から見たときに、もう少しシビアに説明をして、そして市民理解を得るべきでないかというふうに思うのでありまして、別な機会になるかもしれませんが、ぜひそうした部分について少しく説明責任を果たすべきでないのかと。ただ、1点だけ、4期3年間の中で収支をとんとんにするという考え方については間

違えないかどうかについてお答えをいただきたい。

○議長(小野寺一知議員) 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長(小山龍彦君) 今高見議員のほうから御指摘ありました3年間で収支をとんとんにするという部分は、まさにそうなのでございませぬけれども、第5期の計画が今国がどういうふうな方向を示してくるのかまるで見えない状況、それから一部うわさ的には何か変わった介護施設も出るのかなというような部分がございませぬ。その部分につきましては、当面話的な段階なのですが、それが仮に進んでいった場合には当然介護の負担が発生するという部分がございませぬ。国のほうの施策といたしましては、今の部分で3%増収分というか、増加分を交付税等で、交付金等で措置をするから、なるべく介護保険料を下げなさいというふうなのですけれども、単純に初年度、そして次年度に半額、3年度には保険者丸抱えという状態になりますと、3年間毎年毎年逆に言う税金というか、保険料、保険料率が本来は動くことになるのですけれども、そういう部分も踏まえて、最後の第5期計画の大幅なものにらみながら、なるべく均等な負担というような考え方の中で今回の据え置きということを考えたところでございませぬので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長(小野寺一知議員) ほかに質疑はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第10号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第10号 名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、水道事業再評価における給水人口算定方法等の改定が行われ、新たな基準により再評価を行った結果、人口予測及び水需要予測の数値が変わったことから、名寄市水道事業の設置に関する条例で定めている給水人口数及び1日最大給水量を改めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第13 議案第11号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

事故の内容は、平成20年12月12日午後2時40分ごろ、名寄市西10条南1丁目交差点におきまして生活福祉部が所管する公用車が後方を十分に確認せず後進したため、停車中の相手方が所有するマイクロバスに衝突し、車両を破損させたものであります。

過失割合は本市が100%であり、相手方車両の損害料等として本市が160万2,985円を負担することで本市と相手方は合意に至りました。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を160万2,985円に定めるため、議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 第11号なのですが、わからない点がありますので、お聞きしたいと思います。

生活福祉部が所管するごみ収集車なのですが、これは多分民間の業者のほうに貸しているのだらうかと、そういうふうに思います。その中でそれを貸しているのならば、それを貸すときに

対しての条件があると思うのですが、まずどこに貸しているか、もし貸しているときには貸しているときの条件を教えてください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ごみ収集の車ということでありまして、名寄美装という会社のほうに貸しております。これにつきましては、もともと市が直営でごみ収集をやっておりまして、その車を委託料の中に無償貸与ということで契約を結びまして、車両を貸しております。今回その車が起こした事故であります。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 無償貸与ということですから、ただで貸しているということだと思えるのですけれども、それでは多分この会社でもそうなのですから、清掃業務については運転手ほか助手2名を乗っけてその業務に当たるということになっていると思うのです。そういうことになっているとしたら、そのときの助手の対応の仕方、横に乗っている対応の仕方は、停止したときには、後ろに、後方に下がるときには後方に行つて確認をしてから下がる、バックするというような形になっていると思うのです。そういうふうになっているにもかかわらずこういうことが起きたということは、それを怠ったのではないかと。だから、こういうことが出てきたのだらうと私は思います。それでありながら、まちが持っていて、要するに無償であつてもそこに貸し付けをしているものだったら、無償の相手が、借り受けしている会社のほうが100%悪いのですよね。ですから、市の車だから市が悪いのはわかるのですが、でもそれを借り受けしているならば借り受けをしている会社のほうに何の責任もなく、全部それを行政が背負わなければならないというのはどうもちょっと腑に落ちないところがあるのです。その辺をどのような形の中でやったか、後方の確認はなかったのか、運転手1人で乗ってやったのか、その辺わかりましたらお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 車両の後方確認の関係につきましては、生活福祉部長のほうからお願いしたいと思っています。

それで、無償貸与契約の関係につきましては、もともと先ほども言いましたように市が直営で収集した車を委託に出すときに委託料の金額を安く上げることを含めまして、市で使わなくなった車を無償で貸して、それに対する車両保険等も市のほうで全部掛けておりました。本来であれば、ほかの車の場合につきましては無償で貸し付けするときには安全な運行管理を担保してもらうことも含めまして、任意保険等につきましては無償貸与を受けている側のほうにさせていただいたのですが、たまたまこの市有物件でいいますと約4万7,000円程度の安い保険で済むということもありまして、結果的には委託料を安く積算するということが含めまして任意保険料を市の市有物件という保険機構を使っておりましたので、この分につきましては21年度からにつきましては無償貸与の関係につきましてはもう少し条件整備はきちっと確認をしたい、見直しをしたいというふうに考えています。

なお、求償権の関係につきましては、無償貸与契約の中に故意または重大な過失があった場合については業者さんのほうに求償するというようにしてございまして、今回の場合につきましては後方確認の関係で、人的な問題についてはちょっと私今、後から生活福祉部長からお答えしますがけれども、通常の運行の中で起きた事故だというふうに考えてございまして、重大な過失というふうには考えておりませんので、現時点で求償するという点については考えておりません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 後方の安全確認につきましては、議員からお話ありましたように運転手、助手含めて複数で対応していたところで

ありますけれども、いずれにしてもその部分が不十分だったというふうに、その中でバックした中で衝突したということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 後方確認が不十分だったというの、それはわかるのです。不十分だったから、こんな事故が起きるのです。ですから、私が聞いているのは、本当にそれを行ったのか、後ろに乗っていた人が後ろにおりてそれを確認をしたのかしないのか。したのだったら、こんなことにならないと思うのです。しなかったからなつたのだと思うのですけれども、それは怠慢なのです。ごみを収集するときなんていうのは、風連もそうなのですけれども、3人乗っていて、女の人も乗っているのですが、やはりとまったときには先におりて行って後ろを確認して、何か合図をしながらバックしています。あれが本当だと思うのです。それをしていなかったと思うのです。それは、当然やらなければならないことを怠ったのではないかなと、そんなことを思うのです。ですから、そういうことが絶対ないようにこれから気をつけていただかなければならないということなのですが、今部長から話ありましたように車のそれは条件はわかるのですが、ちょっとその辺わかないところがあるのですけれども、その車をどうしても市が使わないでそこに貸し付けをするものだったら、その会社にそれを買ってもらうというのですか、売却するというのですか、そんな方法をしていったらいいのではないかなと。そうすることによってそういう保険のことだとかもろろのことは、当然掛けなくていいのですから金額も安くなるのですし、やっぱり財政難の折からそういう小さいところから全部見直しをしていく、そんなことは考えられませんか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ごみの収集を安定的に対応する関係で、市の直営の業務から委託業

務に切りかえた段階で、今谷内議員おっしゃるとおり車両を市が使わなくなったとすれば売却するという方法も多分あったのしょうけれども、市のほうで耐用年数を上手に活用しながら、民間業者の方々に委託業務の車両という形で貸しておりまして、その辺含めましてその当時は一番いい方法ということで考えたのだと思っています。問題は、車両貸与の関係につきましては道路維持センターであるとか、福祉関係であるとか、それから今回の清掃業者であるとかということいろいろところに貸しておりまして、一定程度保険関係につきましては使用する側のほうにということで明確にしてきたつもりしているのですが、たまたま今回の清掃車につきましては、先ほど言いましたように保険料を安く上げることによって委託料そのものも安く組み立てできるという形でありましたので、これにつきましてはきちっと業者の責任を明確にする意味も含めまして、21年4月からの委託契約については委託料積算に任意保険料を盛り込みまして、それによりまして業者のほうにきちっと掛けさせて、事故対策も含めて対応させたいと思っています。

なお、事故が起きた後すぐ業者さんの社長さんも含め、業務担当する3人の方が来まして、安全注意義務違反については間違いなくうちのほうの不注意で起きた事故でありますのでということでのおわびもありまして、一応市役所のほうとしましてはてんまつ書をいただきまして、私のほうと生活福祉部長のほうで厳しく安全運行についての指導は注意をさせていただきました。そのような状況で済んでおりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第12号 市道路線の廃止について、議案第13号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 市道路線の廃止及び議案第13号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第12号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号3020、路線名、徳田しらかば5号通及び整理番号3021、路線名、徳田しらかば1号通について、両路線の終点側に接続する道路が整備され、市道として認定されることから、路線の終点及び延長を変更するため一たん廃止しようとするものであります。

次に、議案第13号 市道の認定について申し上げます。議案第12号により廃止する整理番号3020、路線名、徳田しらかば5号通は路線の終点の変更により177.06メートルの短縮となり、整理番号3021、路線名、徳田しらかば1号通は路線の終点の変更により163.11メートルの延長となることから、認定し直そうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第12号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第12号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第14号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条第1項の規定によりその任に当たっていただいておりますが、本件は引き続き大谷純二氏、有門優氏及び西川剛弘氏の3名を同委員に選任いたしたく、同条第3項の規定により議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。議案第14号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は同意することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第15号 平成20年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 平成20年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各款にわたる事業の確定に伴う事業費と人件費の調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ3億6,007万1,000円を減額して、予算総額を193億1,228万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費で地域振興基金積立金（ふるさと納税）171万3,000円の追加は、名寄市ふるさと応援寄附条例施行日の平成20年9月3日から平成21年2月12日までに寄附をいただいた19名の皆さんの寄附金を寄附者の意向に沿ったまちづくりに生かすため、地域振興基金に積み立てようとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金4,945万8,000円の追加は、12月の特別交付税で病院事業に対する交付税措置額の確定に伴う増額分など2,445万8,000円と一般財源上乘せ分2,500万円を合わせて繰り出ししようとする

るものであります。

10款教育費におきまして減債基金積立金6,840万円の追加は、大学校舎整備の際に借り入れし、平成25年に償還を迎える満期一括債4億8,790万円の償還財源として積み立てしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴う国庫支出金、道支出金など特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断して市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料でそれぞれ必要な調整を行いました。

また、19款繰入金では、財政調整基金繰入金を8,085万円減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正及び第4表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更あるいは追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第15号の26ページ、27ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費の備荒資金組合超過納付負担金7,000万円の追加は、大学校舎整備の際に借りかえした満期一括債の償還財源と退職手当組合負担金の精算に伴う追加負担分に備えるため、備荒資金組合に対し納付するものであります。

42、43ページをお開きください。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の小児救急医療支援事業補助金1,867万1,000円の追加は、北海道の小児救急補助対象経費の拡大により小児救急

医療をお願いしている名寄市立総合病院へ補助するものであります。

50ページ、51ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費で農山漁村活性化プロジェクト支援交付金5,900万円の追加は、国庫支出金を全額充当して道北なよろ農業協同組合が導入を進めています色彩選別機に対して助成しようとするものであります。

56、57ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で物産振興・新製品開発事業補助金100万円の追加は、パック入り納豆のフィルムシートに特殊な加工を加え、納豆がシートにつかず、手が汚れないなどの効果がある新製品を開発しました名寄土管製作所に対して補助しようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。8ページ、9ページにお戻りください。1款市税、1項1目市民税、法人、法人税割1,915万6,000円の減額は、景気低迷などによる申告所得の減少に伴うものであります。

14、15ページをお開きください。16款道支出金、2項1目総務費補助金で地域政策総合補助金130万円の追加は、合併支援分として合併特例債の充当残5%相当額を地域政策総合補助金として支出されることになっておりまして、この事業費の確定に伴うものであります。

18、19ページをお開きください。18款寄附金407万9,000円の追加は、既に予算化したものを除きまして2月12日までに寄附採納されました一般寄附金、ふるさと納税寄附金、社会福祉費寄附金、教育費寄附金を計上するもので、寄附者の意向に沿いまして図書館蔵書の購入として予算計上したほか、地域振興基金に160万円、地域振興基金のふるさと納税分として171万3,000円、地域福祉基金に61万3,000円、文化スポーツ振興基金に10万4,000円それぞれ積み立てするものであります。

22、23ページをお開きください。21款諸

収入、4項5目雑入の広告収入54万9,000円の追加は、広報及びホームページの広告収入であります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第17 議案第16号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして増加傾向にある保険給付費と年度末における事業見込みによる各費目の増減調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1億3,092万1,000円を追加し、予算総額を33億2,513万3,000円に、直診勘定におきまして主に診療収入等の追加と執行残等による減額を行うもので、歳入歳出それぞれ108万5,000円を減額し、予算総額を1億

3,058万9,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の主な内容について歳出から申し上げます。1款総務費では、人件費や事務費などの不用額の調整により471万8,000円を減額しようとするものであります。

2款保険給付費では、医療費の増加傾向を踏まえ、一般被保険者療養給付費など2億2,052万円を追加しようとするものであります。

7款共同事業拠出金では、拠出金の額の確定により8,553万7,000円を減額しようとするものであります。

8款保健事業費では、不用額の調整等により424万9,000円を減額しようとするものであります。

9款積立金では、国民健康保険支払準備金基金の積み立てによる利息分で35万9,000円を追加しようとするものであります。

11款諸支出金では、19年度療養給付費の精算金等により454万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では、一般被保険者国民健康保険税で被保険者の異動等により1,000万円を減額しようとするものであります。

各負担金等の額の確定により、2款国庫支出金では2億2,289万8,000円を追加し、3款療養給付費等交付金では4,689万4,000円を減額し、5款道支出金では4,143万4,000円を追加し、6款共同事業交付金では5,262万1,000円を減額しようとするものであります。

7款財産収入では、国民健康保険支払準備金基金の積み立てによる利息分として35万9,000円を追加しようとするものであります。

8款繰入金では、2,425万5,000円を減額し、調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、執行残等の整理により182万

4,000円を減額し、2款医業費では外来患者増に伴う医薬材料費等で73万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。

1款診療収入では、外来患者増により903万8,000円を、2款使用料及び手数料では手数料の増により61万1,000円を追加し、4款繰入金では予算調整のため1,086万9,000円を減額し、5款諸収入では雑入関係の整理により13万5,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第17号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調

整を行うものであり、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ8,932万8,000円を減額し、予算総額を18億280万6,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ799万9,000円を減額し、予算総額を6億4,400万4,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ1,269万2,000円を減額し、予算総額を4億4,148万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では、一般管理費の委託料におきまして介護報酬改定等に伴うシステム改修により437万9,000円を追加し、2款保険給付費では施設介護サービス給付費におきまして2,611万1,000円を、介護予防サービス給付費におきまして4,000万円をそれぞれ減額し、4款地域支援事業費では介護予防特定高齢者施策事業費におきまして640万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金、5款支払基金交付金及び6款道支出金では、歳出の保険給付費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額しようとするものでありますが、4款国庫支出金のうち介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修事業費補助金として63万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄及びサービス事業勘定・風連につきましては、名寄市特別養護老人ホーム清峰園、名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ等の指定管理委託料の減額を主な理由として歳入歳出の調整を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 議案第18号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1,454万6,000円を減額し、予算総額を21億4,802万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により653万9,000円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、各費目の調整により1,000万円を減額しようとするものであります。

3款諸支出金では、消費税で平成20年度分中間納付税額について199万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者負担金等が減少となる見込みであることから291万円を減額しようとする

ものであります。

2款使用料及び手数料では、使用料の増等により2,318万6,000円を追加しようとするものであります。

3款国庫支出金では、事業費の確定により11万6,000円を減額しようとするものであります。

5款諸収入では、リサイクル品売払収入等として112万4,000円を減額しようとするものであります。

6款市債では、事業費の確定により210万円を減額しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金で3,148万2,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第19号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整

備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ783万4,000円を減額し、予算総額を8,362万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、事業の確定に伴う調整により783万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者分担金の減により51万6,000円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、94万7,000円を増額しようとするものであります。

5款市債では、事業費の確定により570万円を減額しようとするものであります。

3款繰入金では、67万1,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第20号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の調整を図るものであり、歳入歳出それぞれ291万5,000円を減額して、予算総額を4,844万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。主に事業の確定に伴う各費目の調整により、1款簡易水道事業費では290万6,000円を、3款諸支出金では9,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、簡易水道使用料が減少の見込みであることから39万8,000円を減額し、2款繰入金では一般会計繰入金で251万7,000円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第21号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ3万円を追加し、予算総額を3,807万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、人件費等の確定により3万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、取り扱い量の減少により取扱高利用料60万4,000円を減額し、2款繰入金では63万4,000円を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 議案第22号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ192万8,000円を減額して、予算総額を1,697万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センター整備事業費等の確定により192万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では、一般会計繰入金におきまして192万8,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第24 議案第23号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ485万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億9,495万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、平成21年度の後期高齢者医療保険料等に対応するための後期高齢者システム改修等で485万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、共済費分である3万9,000円を追加、4款国庫支出金では事業費の確定に伴い、特別調整交付金で61万2,000円、高齢者医療制度円滑運営事務費補助金で420万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第25 議案第24号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり病院事業会計各収支見通しにより必要な関係部分を調整し、補正しようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして東病院の入院患者数増があるものの、市立病院の入院患者数減少により入院収益では3,208万7,000円を減額、外来の診療単価の減額及び東病院外来患者数減少により外来収益では9,092万9,000円を減額、他会計負担金では市立病院の救急医療の確保に要する経費で70万9,000円を追加、その他医業収益では市立病院の人間ドック

等の医療相談収益と東病院の診断書料等で508万5,000円を減額、次に医業外収益におきまして他会計補助金では市立病院の共済追加費用負担に要する経費122万7,000円を減額、他会計負担金では企業債償還利子に要する経費、小児科運営等に対する一般会計負担金で4,822万円を追加、その他医業外収益では実費徴収等で557万5,000円を追加、補助金では市立病院の病院群輪番制病院運営事業費等で2,325万5,000円を追加、負担金交付金では市立病院の医師を近隣市町の病院に派遣する特別医師派遣負担金等で199万3,000円を追加、保育施設収益では市立病院院内保育料で324万5,000円を追加し、総額を74億7,308万8,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費では市立病院看護師の採用者が予定を下回った等により1億1,402万3,000円を減額、材料費では市立病院の薬品等で1,000万円を減額、経費では市立病院の医療機器賃借料の増加により5,219万9,000円を追加、研究研修費では市立病院の医師の道外研修旅費等で222万6,000円を追加、次に医業外費用におきましては支払利息及び企業債取扱諸費では市立病院の長期償還利子等で703万円を減額、雑支出では市立病院の控除対象外消費税等で435万3,000円を減額、次に特別損失におきまして市立病院の看護師等修学資金貸付金償還免除で35万円を減額し、総額を77億5,808万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債では市立病院の増改築事業等で7,220万円を減額、出資金では市立病院の企業債償還元金に要する経費で128万6,000円を減額、負担金では市立病院看護師確保に要する経費の一般会計負担分で252万円を追加、道補助金では新型インフルエンザ患者入院

医療機関開設整備で215万3,000円を追加、総額を23億855万3,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして建設改良費では市立病院のインフルエンザ患者入院対応人工呼吸器の購入費の追加及び増改築工事の執行残で5,991万2,000円を減額、償還金では市立病院の長期償還元金で86万2,000円を追加、投資では市立病院看護師3名の修学資金貸付金で252万円を追加、総額を24億7,005万6,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第26 議案第25号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第25号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり予算の調整をしようとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では3,802万9,000円を追加し、総額を6億1,808万6,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、給水収益で3,513万2,000円の追加、受託工事収益で106万4,000円の追加であります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では301万3,000円を追加し、総額を5億9,975万3,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、事業費確定に伴う各費目の計数整理であります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入では1,019万8,000円を減額し、総額を1億614万6,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、各費目における事業費確定による減額と企業債で対象事業費の確定に伴い846万円の減額であります。

次に、資本的支出について申し上げます。資本的支出では749万4,000円を減額し、総額を3億2,673万4,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、事業費確定に伴う各費目の計数整理であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第27 議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算、議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第34号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号 平成21年度名寄市病院事業会計予算、議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算並びに議案第27号から議案第37号までの各特別会計予算及び各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、地方公共団体の財政の健全化法に基づく財政の健全化と行財政改革の着実な推進を基本にしながら、新総合計画の具現化を最優先に、新規では認定こども園運営支援事業、東小学校屋内運動場実施設計、南2丁目通踏切拡幅改

良事業などを、また継続では天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、風連本町地区市街地再開発事業などハード、ソフトの両面から多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮して編成いたしました。

一般会計予算の総額は199億8,215万4,000円で、前年度比プラス8.1%、14億9,796万1,000円の増額となりました。普通建設事業費が前年度比54.3%増と大きく伸びたことと補償金免除繰上償還に伴う借換債を2億1,340万円計上したことが主な要因であります。収支不足を補う基金の取り崩し額は、前年度比29.3%減の4億3,031万円で、このうち財源調整的な基金である財政調整基金の取り崩し額は3億740万1,000円となっております。

次に、特別会計について申し上げます。平成21年度国民健康保険特別会計外8特別会計の予算総額は84億4,366万9,000円で、前年度比3.7%の減となっております。これは、老人保健事業特別会計が平成19年度における過誤による請求漏れなどを対象とした予算計上になったことで、前年度比マイナス96.0%と大きく減少したことが主な要因であります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は115億3,516万9,000円で、前年度比12.3%の増となっております。これは、病院事業会計で22億2,370万円の補償金免除繰上償還に伴う借換債を計上したことが主な要因であります。

以上によりまして、平成21年度全会計の予算総額は399億6,099万2,000円となり、前年度比6.5%の増となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号外11件については、本会議質疑を省略し、全議員

をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号外11件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第28 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市市営住宅風舞団地346号に入居している借家人が家賃を平成14年5月分から滞納しており、本人及び保証人に対して再三にわたり納付催告や呼び出しを行ってきたにもかかわらず、これら督促に全く応じようとせず、納付の意思が見られないことから、住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いの訴訟を提起したものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 報告第1号についてお尋ねしたいと思いますけれども、私自身このような報告、専決処分というのは初めてなものですので、間違いがあるかもしれませんけれども、お許しのほどをお願いいたしたいと思っております。

まず、このことについて216万6,000円です。この金額があるということを事前に聞かせていただきましたけれども、本当に大変な方だなと思います。それで、これを見ますと合併前の風連町時代からの未収金だったそうですけれども、本当にこんなことはあってはならなかったのですけれども、この金額を知らされるまで私自身もこんなに長い間こんなに多くの金額があるとは知りませんでした。そんな中でこれを見ますと、専決処分をするのですけれども、もし家を明け渡すとしたら、この人は行くところがない人だと思います。そういうときに行くところがなくても強制執行でというのですか、裁判所に訴えてそれをするのだと思いますが、それでもそこから明け渡しを求めることがあるのか、その辺はお聞きしたいのと、またその反面、216万円もなった。このときに私自身監査委員の方にお伺いしたいのですが、今までの監査報告の中で収入の部についての監査報告は受けたことございません。また、このような金額になるまでの間に一回でもこのような形で未収金があるというような監査報告を受けていたならばそれは理解できるのですが、そのような報告も一回も受けない中でこのような処分をするのはいかがかなと、このように思いますが、その辺はどうですか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） もとの風連町時代からあったというふうに私も認識しておりますけれども、この間も保証人の方も含めて、このように至るまで何回も再三にわたって、夜、昼、数度にわたって家庭訪問なりをさせていただきました。しかし、全然応じていただけるような様子もなく、これは風連町の時代からそうだったそうでありますから、この際は入居者の公平、公正な立場から申し上げて、あってはならないことという判断をさせていただきました。こういう処置をとらせていただくというふうに思っています。

明け渡した後の入居の件に関しては、これから

裁判、司法のほうにゆだねますけれども、その間期間がございますから、私どもで対応をするといってもなかなか難しい状況にもございます。何せ会えない状況にございますから、それも含めて本人で対応していただくというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 森山監査委員。

○監査委員（森山良悦君） 2点にわたって御質問を受けたいと思います。1点目でございますけれども、収入の部で報告を受けていないということでもございましたけれども、監査の収入に関する報告でございますけれども、おおむね3点ございます。1つは例月出納検査、2つ目は定期監査、3つ目は決算審査でございます。いずれも報告については提出をさせていただいているところでございますし、特に決算審査におきましては19年度におきまして総体的に前年より増加の傾向がありましたものですから、公平の立場からも徴収等未収金の圧縮に関しては努力をいただきたいというふうに意見を述べているところでございます。

2つ目の個人の部分でございますけれども、個々の未収に関しては監査委員としては知るすべがございませんので、これに関しては大きな傾向として先ほど報告申し上げた、そういうふうに御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかるのですけれども、200万円も7年間も未納にしたら、本当に外にほっぽり出しても仕方ないのかなと思うのです。でも、今もう去年の暮れから行われているように労働者が職を追われてあんなような形になってしまうのかなというのは予測されるのです。そのようになったときに、それはそんな心遣いをすることはしないのかもしれないけれども、そんなこともあるので、保証人もいますので、保証人との協議の中でそれなりの協議をしてほしいなど、そんなことを思いますので、その辺をお願いした

いと思います。

また、監査委員さんの、代表監査から意見がありましたけれども、それは個人情報もあるからだと思うのですが、ただ私の考えとしてはやはり公営住宅に入っていると。市営住宅ですから、市の住宅に入っている、その家賃ですから、やはりその辺はしっかりと金額はともかくとしてもこんなようながありますよと。できるなら、名前は伏せておいてもいいのですけれども、これぐらいの未収金があるよとか、それぐらいの報告ぐらいはお願いしたいなと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第29 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件の内容は、平成20年6月上旬、名寄市内淵一般廃棄物最終処分場に隣接する名寄市字内淵313番地の圃場におきまして、カラスが移植したカボチャの苗を5,096平方メートルにわたり引き抜き、37万4,446円の損害が発生いたしました。被害を与えたカラスの主な生息場所は一般廃棄物最終処分場であることから、損害額の90%を本市が補償することで地権者との協議が調ったものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第30 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、平成20年2月28日午後1時40分ごろ、旭川市東鷹栖4線2032番地1の道央自動車道におきまして経済部が所管する公用車が吹雪で視界不良の中、衝突事故を起こした際、交通事故処理のため道路上を歩いていた相手方を巻き込み、負傷させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方に対する治療費及び慰謝料を含む損害賠償として本市が18万7,640円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項により御報告を申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 諮問第1号 人権擁護

委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の
人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行
っておりますが、平成21年6月30日をもって
野田正昭委員が任期満了となります。本件は、再
度同委員を人権擁護委員の候補者として推薦いた
したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ
り議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適
任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたし
ました。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 田 中 好 望

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月15日までの
9日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月15日までの9日間を休
会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程は
すべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

平成21年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年3月16日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程	20番	川村正彦	議員
日程第1 会議録署名議員指名	21番	谷内司	議員
日程第2 議案第38号 平成20年度名寄市一般会計補正予算	22番	田中之繁	議員
	23番	東千春	議員
日程第3 代表質問	24番	宗片浩子	議員
	25番	中野秀敏	議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	議案第38号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第3	代表質問

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺一知	議員
副議長	19番	熊谷吉正	議員
	1番	佐藤靖	議員
	2番	植松正一	議員
	3番	竹中憲之	議員
	4番	川村幸栄	議員
	5番	大石健二	議員
	6番	佐々木寿	議員
	7番	持田健	議員
	8番	岩木正文	議員
	9番	駒津喜一	議員
	10番	佐藤勝	議員
	11番	日根野正敏	議員
	12番	木戸口真	議員
	13番	高見勉	議員
	14番	渡辺正尚	議員
	15番	高橋伸典	議員
	16番	山口祐司	議員
	17番	田中好望	議員
	18番	黒井徹	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤健一
書記	間所勝
書記	松井幸子
書記	高久晴三
書記	熊谷あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	中尾裕二君
副市長	小室勝治君
教育長	藤原忠君
総務部長	佐々木雅之君
生活福祉部長	吉原保則君
経済部長	手間本剛君
建設水道部長	野間井照之君
教育部長	山内豊君
市立総合病院院長	内海博司君
事務部長	内海博司君
市立大学局長	三澤吉巳君
福祉事務所長	小山龍彦君
上下水道室長	和田博君
会計室長	成田勇一君

監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 川村幸栄 議員

13番 高見勉 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 議案第38号 平成20年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。議案第38号 平成20年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、国の第2次補正予算関連法案が成立したことを踏まえ、定額給付金給付事業など地域活性化にかかわる経費を中心に補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ5億4,220万4,000円を追加し、予算総額を198億5,448万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費で定額給付金4億8,100万円の追加及び3款民生費の子育て応援特別手当1,656万円の追加は、国が実施する生活対策に基づき、全市民を対象にした定額給付金及び多子世帯の幼児教育期の子育てをしている世帯を対象にした子育て応援手当をそれぞれ支給しようとするものであります。

6款農林業費におきまして色彩選別機導入事業補助金3,550万円の追加は、国の事業採択決定に伴い、補助残の2分の1を事業主体である道北なよろ農協へ助成するものであります。

7款商工費におきまして全市連合大売出し補助

金800万円の追加は、全市連合大売出し実行委員会に対しプレミアム商品券の発売に係る経費を補助しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業の実施に伴う国庫支出金及び市債の追加を行ったほか、19款繰入金では財政調整基金繰入金800万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、色彩選別機導入事業の追加をしようとするものであります。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完成しない議会運営事業費ほか4件の事業について繰り越ししようとするものであります。

以上、補正の概要を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 今市長のほうから定額給付金の扱いについてお話がありましたけれども、過日の会議の中で谷内議員からも市民への周知の問題等々含めて若干質問があったところでありますが、私は基本的には定額給付金反対ではありませんけれども、3月4日に衆議院通過ということで、結果としては国民全員が給付をされるということに実はなったわけでありまして、その中で行政としては定額給付金の推進事業本部を立ち上げて事務を進めてきたということで、マスコミ等では14日から申請書の送付を始めて18日に手続開始という、そういう状況になっておりますけれども、行政としての市民への通知についてどのように進めているのか。もう既に申請書が出ているわけでありまして。3月の広報を見ますと、300字程度の中身について載っておりますけれども、しかし詳しい内容についてどのように市民説明をするのか、それについてまずお聞きをしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま定額給付金にかかわりまして市民周知に関するお問い合わせをいただいたところでございますけれども、今お話にありましたように既に3月14日から発送事務を行っているところでございます。その中では、記載要領等を同封するなり制度の趣旨について御案内をしているところでございます。あわせて、既に市のホームページの中でも給付金制度の内容について周知を図っているところでございます。加えて3月17日付で広報なよろの号外を全戸配布する中で、市民の皆さんに周知をしてみたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今の答弁ですと、3月17日に広報ということでございますが、既に事務事業が始まって申請書の発送をしている中で、ホームページでもやっているということでありまして、前後しての市民周知というのはいかななものかというふうに私は思っているところであります。特に3月4日の翌日から自治体で給付をしているところもありますけれども、今日まで手続上のトラブル等々を含めて相当あるようにも聞いておりまして、その取り扱いだとか、3月の広報の中でも振り込め詐欺の問題も含めて若干周知はされているようではありますが、その問題も含めてきちとやっぱり防止対策も含めて前段にやるべきだというふうに私は思っていますが、その辺についていかが考え方を持っているかをお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 市民周知につきましては、既に臨時会では事務費の部分の御議決をいただいたところでございますけれども、本体部分の給付費がきょうの議会で提案されているということも含めて、対応としてはそのような形になりましたけれども、その都度新聞報道等も含め

て周知を図ってきたところでございますので、ぜひ御理解賜りたいと思っておりますし、今後とも必要に応じて地元紙等を通じて周知されるよう図ってまいりますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今回の定額給付金の関係は、2次補正のかかわりで事務事業も含めておくれたということ、あるいは議会での提案がおくれたということを含めてあったかもしれませんが、率直に言って市民周知、今話されましたけれども、新聞等々の報道で一定程度市民も理解をしているのかもしれませんが、行政としての説明責任の問題でいくと私はもう少しきちとやるべきではなかったのかなと。きょうのこの会議通って、それ以降の手続でも、申請送付でもよかったのではないのかなというふうに私は思っていますが、今後このようなことのないように求めて、私の発言を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 一、二点確認をさせていただきたいのですが、2月1日時点で登録をされている外国人の方が70名ほどいらっしゃって、2月1日時点では外人の方が滞在をされていて、いざ支給の段になっている、あるいはもう手続は既に始まっているということですが、その間一時帰国なり、あるいは帰国した外国人の扱いについてお知らせをください。

あともう一点、14日から申請書の発送の手続が済んでいる、文書が配布されているということですが、先日私もちょっと拝見をしたのですが、高齢者世帯にとっては微に入り細にわたって矢印で記載方法が書いてあるのですが、かえって見づらい。理解がしづらいということで、記述を手伝った経過がございます。さらに、あとコピー。通帳のコピーもしくはキャッシュカードのコピー、そして御本人の証明するものをコピーというふうになっているのですが、いずれか1点あるいははい

ずれも同封をし忘れた場合の対応についてお聞かせをください。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 2点にわたり御質問いただきました。1点目の外国人の関係につきましては、基準日2月1日以降今日までの移動というか、転出の部分についてはないと承知しておりますけれども、今後月内に中国人の方6名とアメリカ人の方1名が転出というか、名寄から出ていかれるような情報を把握しておりますので、この方々につきましては3月24日に現金で支給できるような取り扱いを今進めているところでございます。

それから、保険証だとか口座等のコピー等の同封ですか、郵送の同封というか、忘れた場合とかの対応につきましては、前回もお話したかと思っておりますけれども、私ども職員がそれぞれ世帯の状況に応じまして市民の方の御自宅を訪問する中で、具体的には例えばデジカメ等を持っていった中でそういった書類を写させていただいて確認の処理をしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 先ほど竹中議員も振り込み詐欺等について触れておられたと思うのですが、道南の都市で新聞で報道されておりましたが、男女にわたって、男女が御自宅を訪問されてあわやというところで防止をされたという経過がございましたが、戸別訪問をされるのですね、不備があれば。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 基本的には、電話等の問い合わせはいろんなトラブルなりそういう詐欺の関係でございますので、行わず、直接市の職員が訪問、必要に応じて地域の方々に立ち会いをいただく中で、訪問した中で対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 何点かお聞きしたいと思っております。

今回のプレミアム商品券の部分なのですが、一応800万円、700万円が連合大売り出しに行って、事務費が100万円ということでお聞きいたしました。前回も私言ったのですが、前回のときの対応の部分で今回はどのような体制になるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話しいただきましたように、800万円ですけれども、700万円がプレミアム10%、それから残りは事務費ということで取り進めております。体制につきましては、会社のほうあるいは実行委員会のほうと御相談をさせていただいて、幾つかの反省点を克服しようということで打ち合わせをしてみました。この際ですから、上限5セットというふうに下げさせていただきまして、あわせて取り扱いにつきましても混乱を来すというようなことをございまして、売り出しの分につきましてはかつてと同じような形になるかと思っておりますけれども、会議所あるいは風連の商工会事務局といましようか、そちらのほうで整理に万全を期して販売に当たっていきたいというふうな考え方をしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 前回言ったように、東京の杉並だと思ったのですが、プレミアム商品券の部分の区で引きかえ券を出してある程度人数に当たるようにする方法だとかというのを前に紹介しましたが、名寄では今回もまたやっぱり商工会議所に並んでの販売という形をとるのか、それとも前に言ったように引きかえ券を発送したりなんかはしないのかどうかということをちょっと確認させてください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** 寒い中お並びをいただき、大変御不便をかけたなというふうに率直に思っております。私どものほうは、整理券というお話は今まだ出ていないのですけれども、ただこの反省を踏まえた中では長く待たれるという部分もありましたし、それから場所の問題もありましたし、それから額面の問題もありましたものですから、いろいろな角度の中で検討を加えさせていただきました。そんな中では、整理券の分につきましてはこれからまた加えて検討していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても1次、2次というふうな反省を踏まえてしっかりと皆さん方に長い時間待たせるようなことは避けていきたいというふうな考え方をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○**議長（小野寺一知議員）** 高橋議員。

○**15番（高橋伸典議員）** 一応今回定額給付金が30日支給されるというふうになっておりますので、このプレミアム券はいつに販売されるのか。きっとこの給付金が出て皆さんが買い求めに行くというのが通常かなというふうに思っておりますので、やはり定額給付金が出た、30日に出るということを聞いておりますので、それ以降の販売になるのか、ちょっとお知らせいただいて、終わりたいと思います。

○**議長（小野寺一知議員）** 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** ちょっと先ほど思い出せませんでした。定額給付金、1次、2次の分につきましてはプレミアムつきというふうなことで扱いをさせていただきました。今回は定額給付金ということですから、定額給付金後直ちに、いわゆる支給された後にプレミアムにつながるような、そういうつながりがとれないのかというようなお話でしたけれども、その分の体制につきましては困難だなというふうな思いをしております。

それから、30日に定額給付金を支給されることとなります。したがって、私どものほうは31日からそのプレミアムつきの発売を第3弾分

として取り進めたいというふうな思いをしております。先ほども繰り返しのようになりますけれども、十分体制をとっていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○**議長（小野寺一知議員）** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（小野寺一知議員）** 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（小野寺一知議員）** 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（小野寺一知議員）** 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○**議長（小野寺一知議員）** 日程第3 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成21年度執行方針における諸課題について外6件、教育行政執行方針について2件、計8件を、宗片浩子議員。

○**24番（宗片浩子議員）** おはようございます。市政クラブを代表し、通告順に従いまして、質問をいたします。

まず、平成21年度市政執行方針からお伺いいたします。項目の1、平成21年度行財政運営について伺います。平成21年度予算は、景気対策にも配慮され、継続事業をしっかりと完成させる予算編成となり、一般会計予算では前年度より8.1%増の約200億円に迫る大型予算となりました。また、島市長にとりまして今期任期最終年でもあ

ります。過去、現在、そして将来に向けての行財政運営の考え方についてお伺いいたします。

財政健全化による指標は、おおむね良好とされますが、実質公債費比率は18.9%となりました。公債費の膨らみは事業の実施に伴うもので、市民ニーズにこたえる公共インフラの整備と表裏一体の関係にあります。名寄市は、住みよさランキング上位を維持しており、公共投資等が適正であったことに対する評価の一つのあらわれであると思います。これまでの名寄市が行ってきた事業展開についてどのように評価されるのかお知らせください。

名寄市の予算執行が円滑に行われるためには、一定程度の基金が必要ですが、名寄市として財政調整基金はどの程度保有することが望ましいのか、お考えをお知らせください。

また、合併特例基金についてどのような活用が望ましいとお考えかお知らせください。

名寄市では、過疎債や合併特例基金などの有利債の活用が可能ですが、それらを有効活用しながら予算編成を行っております。市債残高は約420億円ありますが、地方交付税で補てんされる部分を差し引くと残高はどの程度になるのかお知らせください。

名寄市の財政状況の中で市民ニーズにこたえながら行政運営を行うには、歳出の削減は避けられません。名寄市議会では、具体的人数は決定していませんが、次期選挙では定数削減の方針を示しております。名寄市は、9月に切れる職員給与削減の継続の交渉を行っておりますが、実現に向けて協議が進められるよう見守りたいと思います。一方、退職者不補充により職員の削減も進めていますが、組織運営の考え方について、来年度、また5年後の予想、またあるべき姿についてのお考えをお知らせください。

今後の行政運営で公共サービスのすべてを行政が行うことは難しく、市民と行政のかかわりの中で自助、共助、公助の考え等進め、積極的に市民

が参加する仕組みづくりが必要と思いますが、考えをお知らせください。

項目の2、広域行政の推進について伺います。総務省は、地方の中心市と周辺の自治体が協定を結んで連携し、地方への定住の受け皿をつくる定住自立圏構想の推進要綱をまとめ、地方自治体に通知としております。平成21年から本格化する同構想に取り組む自治体への財政支援として、約50億円の予算を確保するほか、特別交付金でも支援し、積極的な展開を促すとしております。要綱では、人口4万人超の中心市と周辺の市町村が医療の強化や地域の公共交通、人材育成など具体的な課題で連携して取り組む定住自立圏形成協定を結ぶ。中心市は、改めて圏内の将来像やより具体的な取り組みを示した共生ビジョンや隣接する2市をあわせて一つの圏内とする複眼型中心市も認めているとしております。複眼型の名寄市と士別市についての見通しについて、また両市の特徴を生かした地域活性化についての考え方をお知らせください。

項目の3、安心して健やかに暮らせるまちづくりについてお伺いします。新名寄市総合計画の中の施策の一つに、安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、平成21年度の福祉行政の進め方を市政執行方針に据えながら質問をさせていただきます。近年医療制度改革に伴う新卒業の医師の研修制度改革によって引き起こされた研修医師不足は、派遣していた大学が派遣先である医療機関から医師の引き戻しをするなど、昨今では医療機関そのものが医師不足により閉所するなどが見られるようになり、まさに国民の安心、安全の医療に揺らぎが見えてきております。また、少子高齢化が叫ばれる中、産婦人科医師、小児科医師の不足は現存の医師に過重な診療を強いるなど、まさに悪循環に陥っております。その中でも今回母子保健事業では、妊婦健診事業をこれまで5回から14回に拡大されたことは経済的な事情により健診を控えているお母さん方にとりまして明るい

光が当たるものと大いに敬意をあらわすところでございます。

さて、本制度につきましては、新年度以降すぐに適用される制度と存じますが、本制度の概要及び利用方法、またどのような諸検査が行われるのか、検査料金の精算など、加えて利用者である名寄市民の方が名寄市以外の医療機関を利用した場合などについてお知らせください。

子育て支援の推進として述べられております保育所保育指針についてお尋ねいたします。今回の改正内容について執行方針では、大まかに4点について記載がなされております。それぞれに掲げている4点の内容は、新しい保育指針であり、目指す方向が記載されておりますが、これまでの旧指針からどのように変わったのか、今回の改正の背景にはどのようなものがあり、指針の骨子ができたのか、また今回の指針に沿って名寄市の保育要領の策定を進められているとは思いますが、その策定状況などをお知らせください。

認定こども園が学校法人名寄大谷学園により4月から開設されます。建設費用が約2億円の立派な施設を先日視察をさせていただきました。さて、認定こども園の制度についてはこれまでも説明がありました。今定例会において保育所設置条例の一部改正が提出されております。中央保育所の廃止がその内容で、中央保育所の保育定数60名が新設の認定こども園に移譲されて、認定の保育所としてスタートとなりますが、この施設の今後の運営に非常に関心を持っております。現在の認定こども園の園児募集状況や行政としての支援策、さらに市立の東保育所、南保育所及び西保育所もそれぞれ建築から相当年数も経過しております。改築など将来に向かっての考え方などお答えをお願いいたします。

項目の4、市立総合病院について伺います。全国的に地域医療の崩壊が伝えられ、道内でも地方都市の公立病院を含め、病医院の診療科の縮小、閉鎖が相次ぎ、社会問題化されております。名寄

市立総合病院では、道北第3次医療圏の地方センター病院として、また第3次救急医療のほか、地域支援事業に積極的に取り組まれていることに敬意をあらわします。新たな臨床研修制度の導入により、医師の確保が難しくなっております。また、医師不足の原因は、医師、特に勤務医の過重労働環境も指摘されております。また、看護師の確保も難しくなっておりますが、医療スタッフの確保についての考えをお知らせください。

総合診療科は、どこの科へ行けばよいのかわからない、複数の症状がある、複数の科にまたがる病気が疑われるなど、迷うときに親切な適切な科で診療を受けられるよう道案内することから、振り分け外来とも呼ばれております。名寄市立病院に新たに総合診療科を設けるとのことですが、設置内容についてお知らせください。

自動車で市立病院に通院する患者、また見舞いに来られる方々は、駐車する場所がなく、病院周りの道路に駐車しており、交通の妨げになっております。今後も自動車の来院がよりふえると考えられますが、駐車場の計画についての考え方をお知らせください。

項目の5、創造と活力あるまちづくりについて。現在名寄市の誘致企業には、主に住友ゴム工業、ニチロ畜産、王子板紙の3事業所が市内において事業の展開を行っております。誘致企業に対する行政支援や市民の応援はさまざまな取り組みがあり、応援を図っているものと考えております。そのような中で私は、市内において、また道北地域においても最大とも言われる現王子板紙株式会社名寄工場についての支援と理解が不足しているのではないかと考えております。天塩川製紙株式会社は、昭和35年に設立し、36年に操業を始め、包装と輸送合理化のために段ボールの将来性に着目して広葉樹パルプを主原料とするセミ中しんの専抄工場として原材料の立地に恵まれた名寄市に建設されました。昭和37年、昭和41年に増設をして、当時としては中しん製造設備日本一

の規模を誇っております。昭和54年には、北見パルプと合併し、北陽製紙株式会社と改めました。公害防止策にも万全を期するために、昭和45年より公害防止対策施設の整備、増強に着手し、次々と防止対策を行い、現在では公害防止対策には万全であると自負されております。平成14年10月には、王子板紙株式会社との合併により王子製紙の系列会社となり、王子板紙名寄工場となりました。1カ月間約2万トンの生産量で、関連会社含め250名の社員と営繕や製品の輸送を入ると約400名がかかわっているのです。また、名寄市がこの工場が有することによって、昨年度の実績から事業税として6,500万円、固定資産税1億円、関連会社を含めた従業員400名の市民税等々考えると、名寄市はもちろんのことその経済効果は多大な貢献がなされていると考えるのであります。今は、御承知のとおり100年に1度と言われている財政、経済の危機となっております。最近の新聞報道等にも製紙業界の減産、操業停止、設備廃棄などなど不況に対応した動きが高まってきているのであります。市内における最大の誘致企業に対する支援の取り組みについて積極的に対応する時期であると考えますが、見解についてお伺いいたします。

昨年名寄市食育推進協議会が設置され、3つの専門部会により協議が進んでおります。この協議会は2年間とされておりますが、その後の方針についての考え方をお知らせください。

また、名寄市立大学、名寄農業高校、名寄市学校給食センターの連携による食育プログラムが地域の特性を生かした取り組み事例として全国8カ所のうちのひとつとして、内閣府の平成20年度版食育白書で紹介されており、内閣府食育推進室は多くのつながりを持ったユニークな取り組みとして評価しております。これまでの取り組んできた高大官連携の食育ですが、この4月から新高等学校、名寄産業高校となりますが、今後のこの取り組みについての考え方をお知らせください。

中心市街地活性化については、中心市街地活性化基本計画を策定し、作業が進められておりますが、作業の修正があるのかないのかをお伺いします。また、修正があれば修正を含めた今後の予定についてお知らせください。

駅横の事業について、バス待合所が併設した複合施設と商業施設、まちなか居住で事業展開とする案となっております。執行方針で市民会館と市民文化センター大ホール建設について述べられておりますが、私たち市政クラブは駅前から市立病院までの人の流れをつくり、まちのにぎわいを考えております。市政クラブは、先日砂川市地域交流センターゆうを視察してまいりました。砂川市地域交流センターを拠点とし、市民や来訪者などさまざまな世代が集い、交流や芸術、文化を通して新たな人の流れによるにぎわいと活力を創出し、中心市街地の活性化を図ることを目的としているとのこと。世代を超えての交流拠点として、（仮称）駅前総合ビルを建設して、年齢、性別、身体的状況は問わず、すべての人が生き生きと安全で豊かに利用できるユニバーサル設計とし、そして市民の文化の育成、支援できるホールを視野に入れ、有利な起債の活用について積極的に考えるべきと思いますが、御見解についてお知らせください。

名寄市内の産業就業率は、第2次、第3次合わせて85.5%を占めております。建設業を含めた生産業と商工業の活性化が雇用の問題解決であります。そして、市財政の基盤にもなるこの業界に緊急に対策が必要と思いますが、その施策についての考え方をお知らせください。

国は、平成20年7月に農商工等連携促進法が施行され、地域経済の中の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図り、1次、2次、3次産業の壁を超えて提携し、新商品の開発や販路開拓等の促進を目的として多くの事業メニューと同時に200億円との予算が計上されました。また、北海道では新事業創出に向けた検討、施行などビ

ビジネスプラン策定に関する事業や新製品、新サービスの開発、事業化に取り組む中小企業者と農林水産業者等で構成される研究会を対象とした補助制度を創設し、支援を行っておりますが、名寄市は農商連携となることと考えますが、名寄市としての取り組みについてお知らせください。

項目の6、名寄市立大学について伺います。名寄市立大学は、今年4月に入学する学生で完全4年制大学となります。短期大学を含め、将来を担う名寄キャンパスとなりますが、現在の職員数をお知らせください。また、定年や転出等で退職者が出ることも予想され、そのようなことがあれば大学運営や教育指導に支障を来すこととなりますので、新年度からの教授の確保についての方策等をお知らせください。

名寄市立大学は、平成22年3月に卒業生を初めて送り出すこととなりますが、近年の社会状況から就職活動は難しいことが懸念されるところであります。名寄市立大学として卒業する学生の支援体制はどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

名寄市立大学の図書館は、もともと広いスペースではなく、学生の増加とともに蔵書も多くなり、狭隘となっております。学生が勉学に励めることができる図書や参考資料等や市民が利用できるために図書館の拡張が必要と思いますが、考え方をお伺いいたします。

最後に、平成21年度教育行政執行方針についてお伺いいたします。項目の1、新学習指導要領における取り組みについて伺います。国は、昨年3月に小中学校の新学習指導要領を告示し、新年度から教育課程編成の手引きに着手し、本格実施に向けての移行措置に取り組むとされています。中学校において武道の必須化も聞いており、武道は柔道、剣道、相撲のうちから選択するとのことですが、日本人としての心や礼儀作法等日本古来のよさを学ぶのは大変大切なことと思っております。そこで、名寄市の小中学校の対応についてお知らせ

ください。

項目の2、教育活動推進の指針について伺います。平成20年度より新長期総合計画がスタートし、北海道教育委員会は自立と共生を北海道教育の基本理念としました。名寄市でも指導改善プランが策定され、子供のよりよい育ちのためとして、学力向上のための5つの提言、23の方策が出され、提言には1つには家庭は大切な学びの場、学ぶ意欲や態度を育てましょう、2つにともに過ごす時間を大切にし、生活のリズムをつくりましょう、3つに家庭での学習習慣を身につけられる環境をつくりましょう、4つに地域で行われる活動へ積極的な参加やかかわりを持ちましょう、5つに積極的に子供のよさを認め、励ましましょうとあり、これについて家庭での教育の見詰め直しについての推進をどのように図るのかお知らせください。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 宗片議員から大きな項目7項目についての御質問をいただきました。5項目めの（2）、名寄市食育推進の方針等について、さらに大項目の教育行政執行方針については教育長からの答弁とさせていただきます。以下、順次お答えを申し上げます。

平成21年度の市政執行方針における諸課題ということで、財政の運営についてお尋ねがございました。平成18年3月27日、風連町と名寄市は新たな変革の時代に対応するため、お互いの自主性と自立性を尊重して合併の道を選択いたしました。新名寄市の初代市長という重責を担って、早いものでもう3年が経過いたしました。この間地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るために新市建設計画をベースに置いた新総合計画を平成18年度に多くの市民の参画をいただいて策定することができました。平成19年度以降は、行財政改革の着実な推進を念頭に、新総合計画の具現化を最優先に予算編成をしまいいっております。

す。

お尋ねの合併後の事業展開についてお答えをいたします。主な事業としては、平成18年度は室内南プールの建設、風連児童館整備、学校給食センター整備、北国雪国ふるさと交流館整備など、平成19年度は道の駅の建設、戸籍電算化事業、住宅リフォーム促進助成事業、これは複数年度ということでございます。風連地区市街地再開発事業、こちらのほうも平成19年から複数年ということでございます。市立総合病院の増改築、19年、20年と両年度ということでございます。などを取り組みをさせていただきました。平成20年度は、北斗、新北斗団地の建てかえ事業、こちらのほうも複数年度にまたがります。天文台整備事業、こちらは20年度、21年度というふうにまたがります。特別支援教育支援員設置事業、こんにちは赤ちゃん事業などを実施し、平成21年度は東小学校屋内体育館の実施設計、認定こども園運営支援事業、南2丁目通の踏切拡幅改良事業などの事業を予定しております。合併協議で旧風連町の懸案の事業につきましては、御理解をいただいて一定程度形にできたのではないかと、このように思っております。

次に、財政調整基金についてのお尋ねがございました。昨年の4月に20年度の予算編成が終了した時点で、財政調整的な基金である財政調整基金がほぼ底をついたということで、行財政改革推進実施本部を立ち上げて、行財政改革に取り組んでいるところであります。財政調整基金はどの程度かということについては、特別のルールが存在するわけではありませんが、財政運営上、予算規模の5%程度、現在の一般会計約200億円というふうになっておりますので、10億円程度が必要と、こんなふうを考えているところでございます。毎年当初予算で見込んでいた取り崩し額を経費の節減などに努めて、3月の定例会及び決算剰余金等で積み戻しができるような財政運営を心がけてきておりますけれども、残念ながら平成20

年までこのことについては実現できておりません。基金に依存しない財政運営の確立に今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、合併特例基金についてお尋ねがございました。合併特例基金については、平成18年度及び19年度に積み立てをし、現在12億3,160万円の残高がございます。積み立ての際には、合併特例債を活用して積み立てをしております。元利償還の際には、その70%が地方交付税で措置される内容のものでございます。合併特例基金の取り崩しについては、元金償還が始まってから元金相当額を上限に取り崩しが可能ということになっておりまして、最短で平成22年度末から取り崩しが可能になります。今後の活用については、安易な取り崩しをしないで、現行の基金残高を確保できるような財政運営に努めてまいりますが、平成22年度以降財政調整基金が底をつき、財源対策上やむを得ない場合には、取り崩しをして合併に関連する必要な事業に充当してまいりたいと考えております。

次に、起債の残高についてのお尋ねでございます。名寄市は、有利な起債ということで過疎債や合併特例債などを積極的に活用して予算編成をしております。平成21年度の当初予算では、過疎債を2事業で4,490万円、合併特例債を14事業で10億5,130万円を見込んでおります。これらを含めた平成21年度末における地方債残高の見込みでは、一般会計で235億7,800万円、特別会計で89億5,800万円、企業会計で95億1,300万円、全会計の合計では420億4,900万円となっているところでございます。このうち地方交付税で措置される予定の金額は、22億3,500万円となっておりますので、これを差し引きますと198億1,300万円が実質の残高であると、このように申し上げることができるかと思っております。今後も有利債を積極的に活用しながら予算編成をしてまいりますが、総合計画前期5カ年の財政運営の目安である起債発行額を単年

度12億円、5年間で60億円という総枠を基本に財政運営に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、退職者不補充による組織運営の考え方ということでお尋ねをいただきました。平成20年度につきましても中途退職、早期退職を含めて29名ございますが、8名の新規採用をしております。今後の5年間の定年退職者につきましては、21年度19名、22年度14名、23年度16名、24年度13名、25年度25名の計87名を予定をしております。職員が多数退職し、職員が減少していく中で、合併により管理部門等の重複する組織のスリム化を図り、将来を見据えた職員のバランスのとれた年齢構成、財政効果の調整を図ってまいらなければならないと考えております。特に現場職員を確保する観点から、参事職、主幹職等の管理職の削減、あるいは課の統廃合による大課大係制の導入、事業の完了、縮小に伴うスリム化に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。これらを進めるため、さらに事務事業の見直し、民間活力の導入等について積極的に取り組み、市民に便利でわかりやすい組織の構築を目指していこうと考えております。

次に、行政運営に市民が参加する仕組みについてお尋ねがありました。総合計画や各種計画策定には、これまでも多くの市民に参加をいただいて進めております。昨年2月から議論を進めていただいております自治基本条例市民懇話会において、市民主体のまちづくりを実現するために市民が行政運営に参加しやすい基本的な考え方について鋭意検討をいただいております。去る3月12日にこの懇話会の白井委員長から自治基本条例の答申を受けたところでございます。今後は、答申を基礎にして条例制定に向け作業を進めてまいります。その中で市民参加制度などを盛り込み、政策の立案や実施、評価などの段階で市民が参加しやすい体制をつくり、市民の意見を適切に反映させるよう努めてまいります。また、重要な政策決

定の過程における市民の意見の反映を図るため、公聴会制度やパブリックコメントなど意見公募制度についても検討してまいります。

次に、大項目2点目の広域行政の推進についてお答え申し上げます。複眼型の名寄市と土別市についての定住自立圏構想の見通しということでございます。定住自立圏構想は、少なくとも人口4万人を超える中心市と周辺市町村が各分野において役割を分担し、相互連携による都市機能や生活機能を確保することにより、大都市圏への人口流出に歯どめをかけ、地域活性化を図ることが目的でございます。お尋ねの土別市との複眼型中心市についての見通しは、両市の特徴を生かした地域活性化ということで、この基本構想の検討段階では人口5万人というような基準等がございましたけれども、総務省は地域の実態に即した定住圏構想ということで少しハードルを下げまして、複眼型という項目も出てまいったわけでございます。土別市との2市による複眼型の中心市としての本構想のメリットを生かす機会に恵まれたと、このように受けとめております。有効的に活用できるよう既に上川北部の8自治体による首長会議あるいは副首長会議等で協議をしている経過がございますが、意見としては上川北部広域市町村圏の振興協議会との関連もあって、鋭意調査研究を進めていこうと、このような取り組みになっております。全国の先行実施団体等の動きも参考にしながら、情報収集に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、大項目の3点目、安心して健やかに暮らせるまちづくりについて、母子健診事業についてのお尋ねをいただきました。今回国の第2次補正により厚生労働省が実施した妊婦健診の回数の拡大では、妊娠から出産までの間に14回の健診をとということでございます。検査の内容につきましては、大規模な検査が3回、中規模の検査が4回、経過観察的な検査が7回と、このようになっておりました。この14回をすべて病院で実施した場

合の費用の総額は8万3,000円というふうに積算しております。名寄市は、4月実施に向けてこれまでの実施要綱を改正し、準備を進めております。その特徴的な部分を申しますと、これまで5回健診が14回に拡大されることに伴い、国が示す検査ガイドラインについて、名寄市総合病院の産科医師と十分に意見調整を行っております。また、この制度を受ける市民の方の利便性を考え、北海道医師会と連携し、受診券方式により道内で利用する医療機関すべてを対象といたしました。ただし、検査内容が医療機関ごとに異なることも考えられますが、名寄市立総合病院を御利用される方は自己負担がありません。受診券のみで精算できない検査費用についても考えられますが、こちらのほうは自己負担をお願いすることになります。

なお、道外で里帰り出産をされる方につきましては、出産までの検査は各自御負担をいただき、後日精算となります。これらの手続につきましては、母子手帳を受ける際に申し込みをしていただくこととなります。

次に、新しくなった保育所の保育指針についてお答えを申し上げます。保育所における保育の内容や関連する運営等について保育指針は定めているものでございます。旧指針は、平成12年に定められておりました、その後8年が経過をし、この間子供や子育て環境が大きく変化をしております。すなわち、家庭や地域において人々が自然とのかかわりが少なくなったり、生活リズムの乱れなど、さらに不安や悩みを抱える保護者の増加、育児力の低下、児童虐待の増加等が言われております。乳幼児期は、子供が生涯にわたり人間形成の基礎を培う大変重要な時期でございます。質の高い養護と教育と連携した保育は、社会の要請でもあり、新しい指針はこれら社会の要請を具現化していくために改正されております。基本的な考え方について若干市政執行方針に加えて補足をいたしますと、1点目は保育所の役割の明確化、つ

まり保育所は養護と教育を行う、2点目は保育内容の改善として発達過程の子供の理解に始まり、養護と教育の一体的な実施、そして健康と安全な体制充実、小学校との連携化、3点目は保護者支援として子育て支援を、4点目は保育の質の向上としてこれまでの保育計画から保育課程とし、保育課程を編成し、実践する中で保育士の質の向上などを高めていこうとするものであります。これらを踏まえ、現在各保育所の所長を中心としてワーキンググループを編成し、上川支庁などで実施された制度説明会や研修会に職員を派遣し、情報を収集するとともに、名寄市立短期大学の教員の指導協力を得ながら、名寄市の実情を踏まえた保育課程の策定を進め、4月の新年度から実施を考えております。

次に、認定こども園についてお答えをいたします。認定こども園制度は平成18年にスタートをした制度で、国はこれまでの保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ制度として考えております。その背景には、これまで親が働いているかどうかにより判定された保育所の入所とその結果として派生している待機児童対策として施行されたものであります。この認定こども園では、幼稚園の児童が引き続き保育所として利用ができる一方、保育所児には幼稚園教育を受けることができる制度であります。本市では、平成19年に中央保育所の改築を検討するに当たり、民間活力による認定こども園を整備することといたしました。背景といたしましては、公立保育所の改築について国及び道などの補助は民間建築にシフトしたことによるもので、今回の認定こども園は国費と市費で支援し、開園に至っております。市が認定こども園に対して実施している支援策は、平成20年度の施設建築に係り、定額補助の国費の半額分及び昨年上半期の原油高騰に関連した資材高騰分の補てん等で行う建築に対する支援部分、中央保育所の代替として保育所の運営費、雇用していた職員の認定こども園での雇用に対する補助など、運営に係る支

援を3カ年を限度として行っております。今後も公立保育所が老朽化により改築の時期を迎えますが、先ほど申し上げましたように補助制度を充てることができないことなどから、公と民との連携の中で保育事業に対し対応していかねばならないと、このように思っております。

次に、市立総合病院についてお尋ねをいただきました。医療スタッフの確保について、今地方の医療機関では医育大学の医局への医師の引き揚げ、あるいは医師の都市部への開業志向が強まったことなどで、残された勤務医の労働が過重となって、医師の病院離れをさらに加速をしている悪循環が生じております。この原因としては、国内の医師の絶対数が不足していることに加え、御指摘をいただきました新医師卒後臨床研修制度も要因として言われております。地方センター病院である名寄市立総合病院においても一時期5名の循環器の内科医がいなくなるという事態がございました。幸い旭川医大の協力により、完全には充足されておりませんが、現在診療に支障を来さない体制にまで回復をしているところであります。新年度の医療スタッフについては、医師について3月末で固定医12名が異動されますが、旭川医大など関係機関の協力により同数の医師が当院に配置されることから、診療には支障はないものと考えております。また、看護師の確保には12名を新たに採用するほか、他の医療技術スタッフにつきましても放射線技師1名、言語聴覚士1名、作業療法士1名、精神保健福祉士1名、臨床心理士1名を新たに採用して医療サービスの充実に努めてまいります。いずれにいたしましても、病院においては医師を初め人材の確保が最重要課題と考えております。今後とも関係機関に対し積極的に働きかけをしてまいります。

次に、総合診療科についてのお尋ねをいただきました。道内では、特定の診療科に限らず、比較的軽微な病気の診察、治療する家庭医がその活動範囲を広げております。家庭医が内科

や整形外科など幅広く活動することで専門医の負担を減らすことができる上、医師不足に苦しむ地方の病院の状況を改善する効果も期待をされます。患者さんの中には、自分自身でどの診療科で受診すればよいのかわからない、あるいは複数の疾患をお持ちの方がおられ、当名寄市立総合病院の受付でそのような申し出があったときには、総合外来として循環器内科1カ所で受診をしていただいております。総合外来では、循環器内科の医師または副院長の指導のもとで研修医が患者さんを診察し、処置、投薬を行っておりますが、診断によっては専門医に振り分けて診察を受けていただく場合もあります。今後初期診療を担当する部門をさらに充実させることで、医師の負担軽減はもとより患者さんへのサービス向上につながるものと考えております。

次に、駐車場の計画についてお答えをいたします。病院の建物敷地内に約200台分の駐車スペースを今持っているわけですが、特に冬期間は車で来られる患者さんやお見舞いの方が多くなり、駐車スペースが不足をし、その結果、路上駐車など多くの方々に御迷惑をおかけしております。駐車場対策としては、病院の周辺に適当な用地の確保ができず、現実的な対策としてはやはり病院の建物敷地内での立体駐車場の建設を中心に進めていかなければならないと考えているところであります。検討した経過もありますけれども、今取り組みました改革プランの中では敷地内に築後36年を経過した精神科病棟があります。この精神科病棟の建物等の改築等を含めた駐車場の整備ということで検討していかねばならないと考えております。

次に、創造と活力あるまちづくりについてということで順次お答えをさせていただきます。市内における最大の誘致企業に対する支援の取り組みということでお尋ねをいただきました。お話がありましたように、王子板紙名寄工場、住友ゴム工業名寄テストコース、ニチロ畜産等が現在事業を

展開をしていただいておりますが、過去には日本マイザーあるいはサンミシェル等の誘致企業の撤退等の苦しい現実もございました。市といたしましては、企業立地の促進条例に基づいて市内の企業を含めて地元企業にも対応してきております。お話にありましたとおり、創業後地域産業の活性化や道北地方における雇用の場の確保など、経済効果を含めた地域貢献は大変大きなものがあるものと認識をしております。昨年年度後半から急速に社会経済が減速をして、製紙業界におきましても設備過剰等報道されております。本年2月には、王子製紙釧路工場の生産設備の一部停止を打ち出した報道がございました。業界全体で生産能力が2割過剰とも言われておりますが、名寄工場におきましてはそのような情報もなく安堵をしているところであります。誘致企業にかかわらず、法令、条例において個別の支援はございませんが、地域で製造された物品等を地域で購入するなど、商品に対する取り組みや地域とのかかわりについて啓発活動をすることにより地域を挙げての支援策につながるものと、このように考えております。

次に、中心市街地の活性化についてのお尋ねをいただきました。中心市街地活性化基本計画の策定作業につきましては、平成19年4月に担当職員を配置し、商工会議所、商工業界の皆さんと鋭意作業を進めてまいりました。市の庁内におきまず調整会議あるいは民間の方々とのプロジェクト会議等を設け、さらに商工会議所では中心市街地活性化特別委員会、活性化設立検討会、まちづくり委員会等で協議を行うとともに、実効性確保サポート事業として中小企業基盤整備機構のサポート事業、アドバイザー事業を実施し、さらに中小企業総合支援センターからコンセンサス形成事業も取り組んでまいりました。全体事業が形づくられ、その中でそれぞれの事業精査を行い、これまでも経済産業局あるいは北海道とも連携をして進めておりますけれども、核になる事業はしっかりと位置づけすることができないという状況に立ち

至っております。これらの状況をしっかりと見きわめた中で、中活事業の認定が無理なのかどうかということで現在内部検討を鋭意続けているところでございます。これまでの多くの議論をいただいて、事業等についての選択肢が残っているわけでございます。この整備事業において個々の事業展開が可能となるように、さらに議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、駅横遊休地の活用について御提言も含めてお話がございました。中心市街地活性化基本計画策定における駅横での土地開発公社所有地での事業につきましては、これまで多くの議論をいただいております。結果、複合交流施設を含んだ住宅促進重点地区として議論をされ、活性化事業の重要な核事業として位置づけされてきておりました。その中であってバス待合室を含んだ複合施設を北側に配置し、これまで駅周辺でバス停留所5カ所に点在しているところを本事業用地を集約し、他のバス路線やJRからの利便性を持つようと考えております。さらに、東地区や駅周辺の市民から利便性を求めた商業スペースの要望も受けているところでございまして、地元企業による商業施設とまちなか居住で事業展開がされようとしております。周辺の商店街と一体となってにぎわい創出について期待をされるもので、これからは駅横全体事業として一体的整備が望ましいと考えており、商工会議所、地元企業、JR、バス会社等とも協議を進めているところであります。

御提言ありました駅前総合ビルというような御提言につきまして、過去に旧名寄市の時代、平成8年でもございましたけれども、私どもも文化センター大ホールの建設についての是非も含めて議論経過がございました。こうした議論経過もございませんので、今年度文化センター大ホールについてのさらなる内部協議ということも進めていかねばならないと思うし、考えておりますけれども、この駅横につきましては既に進めている事業の熟度を高めていきたいと、このように考えているところ

であります。

次に、雇用にかかわる産業、商業への施策についてお答えをいたします。全国的に長引く景気低迷の中で、当地方は公共事業に対する依存度が高く、雇用情勢は悪化し、労働環境も大変厳しい状況に置かれています。その中で平成19年度より3カ年の時限で実施をしております住宅リフォーム促進助成事業は、市内の建設業者や企業に経済的効果を生み出し、公共事業の減少などによって経営が冷え込んでいる地元の建設業者の活性化につながっている事業と、このように認識しております。また、30年間続きました冬期雇用援護制度、技能講習制度等は平成18年度で終了し、新しい制度として通年雇用促進支援制度が平成19年度から創設をされ、季節労働者の通年雇用化に向けた取り組みを当管内全体で行っている状況であります。国の平成20年度第2次補正にもあります緊急雇用創出事業など3件申請をしております。雇用につながるものと、このように取り組みを強めております。

次に、農商連携事業について、異業種による名寄アスパラのまちプロジェクトにおいてアスパラの加工品の開発による付加価値向上などアスパラのブランド化に向けた取り組みを進めてまいりました。地域資源活用型研究開発事業の採択を受け、アスパラ調製残渣低コスト乾燥粉末化及び粉末の機能性加工食品の試作を研究開発も進めております。アスパラの粉末を活用した製品は、市内において既にアスパラプリン、アスパラめん、大福、パウンドケーキ、なよろバーガー等が商品化され、好評を得ているところであります。粉末製造のプラント事業化には課題も多いと考えておりますが、名寄アスパラのまちプロジェクトで調査研究を進めてまいります。また、毎年開催している産業まつりや地産地消フェアにつきましても農商工連携して実行委員会を組織して開催してきており、今後も農業者と商工業者の交流や学習の場を設定するなど、地道な取り組みを通じて地域資源を活用

した事業化の可能性を探ってまいります。

なお、商工会議所が事業主体となって「なよろブランド」創造研究委員会が今月5日に発足をいたしました。商工業の市内関係者が知恵を出し合い、地域資源を生かした新しい名寄の特産品事業モデルを検討するなど、世界に向け売れるものを目指した取り組みが始まったところでございます。

次に、名寄市立大学についての教員の確保についてお答えをいたします。名寄市立大学の平成21年3月1日現在の教員数は、短期大学部も加えて71名となっております。そのうち保健福祉学部の教員数は63名で、専任教員51名及び助教、助手12名となっております。また、職員としては教授30名、准教授14名、講師7名、助教10名、助手2名の構成で、大学設置基準で定める専任教員44名以上並びに教授22名以上の教員配置基準をいずれも上回っております。教授職の7割は60歳代以上となっております。本学の教員の任期は、名寄市立大学教員の定年に関する規定により原則65歳となっております。学年完成年次の平成22年3月31日をもって13名の教授が定年による退職を予定しています。また、数名の教員が転出する可能性も予測をされますので、転出者が多くなることで大学運営や教育指導への支障が懸念をされる事態となりますので、完成年度以降を見据えた人材の確保とその定着化を図るための活動となるべく、早く開始することが必要と考え、学内に対策会議を設けるとともに、早急に解決することを目指し、公募等を行い、適切な人材の確保に努力をしているところです。しかし、本学の立地条件や看護系大学等の新設の影響を受けて、教員の確保は相当の困難が見込まれますので、本学の特徴をPRしながら、早急な解決に関係者の協力を得て目指してまいりたいと考えております。

次に、平成22年卒業する学生の就職の支援についてお答えをします。名寄市立大学は、平成22年3月に初めての卒業生を社会に送り出すこと

になります。本学は、看護師、保健師及び管理栄養士並びに社会福祉士の専門職業人を養成する課程であるため、看護学科、栄養学科、社会福祉学科の教員は授業や演習、実習などを行いながら学生の就職指導に携わっています。また、早い時期から就職に関する意識づけが大切であることから、入学時から学年進行に沿って就職ガイダンス等のプログラムを開始しております。また、就職委員会の委員だけでなく、事務職員や各学科とも情報の共有化を図り、各種国家試験、資格試験への対応や公務員模擬試験などを実施しております。しかし、栄養、看護については短期大学での卒業生を輩出した基礎があるものの、社会福祉については新しく開設をした学科であるため、就職、進路指導も手探り状況となっており、求人開拓や学生の相談に対応できる支援体制が不可欠となっております。大学の真価が問われるのは卒業生を送り出してからと言われておりますので、学生の適切な助言を与えることができるよう相談窓口などの支援体制を早急につくり、就職、進路をサポートしてまいります。

次に、大学図書館について、本学における教育研究を支援する図書館は書架、閲覧スペース確保のための当面の対応策として、本館と分館の2カ所で運営しており、図書資料費を増額して図書、学術雑誌、視聴覚資料等の体系的、量的整備を図ってきております。その結果、著しく不足していた蔵書数も6万冊を超え、一定の成果を上げることができたと考えております。学生閲覧室の利用については、本館と分館合わせて108席が確保され、さらに学生ラウンジや空き教室の利用により特に支障はないものと考えております。また、図書館ネットワークの整備としては、大学ホームページから図書館へのリンクが可能となり、利用案内などの情報の提供もできるようになっております。しかし、地域の大学として広く市民に利用いただくことや産学官連携を掲げる本学にとっては、効率的で利用者のニーズに広くこたえること

ができるような施設設備面の抜本的改善策としては、将来計画に基づく新館建設が必要と考えております。いずれにいたしましても、新図書館建設は財政並びに施設設備の根幹にかかわる問題でありますから、事前に広く情報収集を行い、本学にふさわしい図書館のあり方について議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、市政執行方針に係る大項目5の（2）、名寄市食育推進の方針と高大官連携の食育について及び教育行政執行方針についてのお尋ねにお答えいたします。

まず初めに、名寄市食育推進の方針と高大官連携の食育についてであります。ただいまお話がございましたように昨年9月2日に各関係団体からの推薦委員15名、一般公募5名による名寄市食育推進協議会が設置され、そのもとにそれぞれ食育を推進している生活福祉、教育、経済の3つの分科会を設けてスタートしたところでございます。生活福祉分科会では福祉や保健を通して、教育分科会では学校や給食センターの子供の立場から、経済分科会では地産地消や農業体験を通じた農業への理解を得る立場から、それぞれの分科会中心に協議や取り組みを進め、必要に応じ互いに連携して推進するために年に数回は協議会のもとに共通事業を行い、情報交換をすることとしております。事業の推進に当たりましては、これまでの保育所、幼稚園、学校、関係機関、団体の取り組みは継続して実施するとともに、新たな取り組みは年次計画により定めて推進しているところでございます。御質問にございました2年経過後の取り組みにつきましては、ただいま検討中でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

平成18年度より取り組みを開始いたしました高大官連携事業につきましては、平成20年度で3年を経過いたしました。名寄農業高校、名寄市立大学、名寄市学校給食センターが連携し、生産

から消費まで、そして消費者の健康にも視点を当てた食育の推進に合同で取り組んできた研究成果が内閣府が発行する食育白書に掲載され、全国で紹介されるなど、高い評価を得たところであります。これが平成20年版の食育白書でございます。この中で全国都道府県のうち8つの例が示され、北海道名寄市も紹介されていると、こういうことでございます。議員から御質問のありました今後における高大官連携についてであります。現状では名寄農業高校の2年生と3年生との間で継続して取り組まれることとなっており、その間に名寄産業高校との協議を重ねながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、教育行政執行方針についてお答えいたします。初めに、新学習指導要領における取り組みについてであります。平成20年3月に新学習指導要領が告示され、同年6月に移行措置に関する規定等が公布、公示されました。今回の中学校における新学習指導要領の基本的な考え方は、学力においては重要な要素である基礎的、基本的な知識、技能の習得、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の育成及び学習意欲の向上を図るために授業時数の増加、言語活動の充実、理科教育の充実などです。また、豊かな心と健やかな体をはぐくむために道徳教育や体育の充実についても改訂を行ったところであります。御質問のありました中学校の体育における武道の種目につきましては、名寄中学校と智恵文中学校が柔道、東中学校が相撲、風連中学校と日進中学校が剣道を選択し、あわせてダンスを選択科目として設置することとなっております。移行措置の取り組みについては、平成21年度から実施していく中学校が2校、平成21年度を準備期間として平成22年度から一部実施していく中学校が3校となっております。これらの円滑な実施に向けて条件整備を図るとともに、各中学校との連携のもと、心の教育の充実と特色ある学校づくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、教育活動推進の指針についてお尋ねがございました。名寄市教育研究所においては、全国学力・学習状況調査の結果を受け、名寄市内の子供たちの学力向上に向けて各学校が指導方法を見直し、その改善を図るために指導改善プランを作成してまいりました。これが指導改善プランでございます。全教職員に配付いたしました。平成20年度の指導改善プランにつきましては、学習状況調査の結果の分析を行い、子供たちの学習習慣の定着に向けて望ましい生活リズムづくりや子供個々のよさを発揮させるための取り組みについて検討してまいりました。学習習慣の定着につきましては、子供の生活全般にかかわる問題であり、学校と家庭の相互の連携、協力が不可欠であります。これまで家庭学習の定着は、学校教育推進の重点の一つとして取り上げてまいりましたが、今回は特に指導改善プランの中で学校向けと家庭向けとに分けて提言を行ったところであります。家庭に向けた提言につきましては、各家庭での取り組みが具体的にイメージできるよう実践例を加え、家庭の役割として家庭教育資料、5つの提言、23の方策としてまとめられております。名寄市教育委員会では、これらの報告を受け、各学校を通して家庭教育資料「子供のよりよい育ちのために」を各家庭に配布するとともに、参観日における懇談や新入学時における保護者説明会などを通して5つの提言、23の方策についての保護者の理解を図り、各家庭での実践をお願いしてまいりました。今後におきましてもいろいろな機会を通してこれらの提言、方策について広く周知、理解の促進を図り、子供たちの望ましい生活習慣の育成に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 多くの質問に丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。幾つか再質問と要望をしてまいりたいと思います。

項目の3、安心して健やかに暮らせるまちづくりのうちの母子健診事業についてお伺いいたします。この母子健診の財源としては、国の第2次補正関連として2年間の実施が担保されておりますが、終了となる平成23年度以降について市長の考え方を伺いたいと思います。

項目の5、創造と活力あるまちづくりについてお聞きいたします。市内における最大の誘致企業に対する支援の取り組みで、王子板紙株式会社名寄工場についてお聞きいたします。名寄市はもちろんですが、製造業における道北の最大とも言える企業であります。100年に1度とも言われる経済危機の中で、名寄市として経済に対する支援対策等幅広く考えるべきだと思います。私どもの調査によりますと、名寄工場の現在の課題の一つに石炭ボイラー灰処理確立の問題があるとのことでした。石炭灰、ボトムアッシュということですが、年間1万500トンが発生するとのことですが、その有効利用を十分なされていないのが現状であります。王子板紙名寄工場のボトムアッシュは、公共施設に有効に利用でき、既に活用しているところもあるとお聞きしております。名寄市として地産地消のことからも公共事業等に積極的に利用、活用して支援していくべきと考えますが、市理事者の見解についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 再質問で2点お尋ねがございました。1点目の母子健診事業の特に妊婦の健診の平成23年以降のお尋ねでございます。今回の国の支援策が2年間ということで時限を切ったもので示されておりますけれども、恐らくこの14回の妊婦健診というものは子育て支援も含めての国民から評価の高いものであろうと、こんなふうに思っております。これらを踏まえて、平成23年度予算の編成時点ではそれなりの国の対応も出てくるのではないかと期待をしております。そうした対応を総体的な中で結論を出していかな

ばならないと、このように思っているところでございます。

次に、誘致企業の支援についてのお尋ねで再質問をいただきました。王子板紙名寄工場からは、ボトムアッシュの有効活用についてこれまでも私どもも直接説明をいただいたり、その製品と申しましょうか、材料についても研究の成果も含めてお伺いしております。既に自治体での活用では、港を持っている紋別あるいは留萌等、石炭の輸入先ということも含めておつき合いがあるわけですが、こちらのほうの公共事業、特に港湾等の整備事業に使っているというふうに承っております。学校のグラウンド整備も含めてなのですが、当名寄市も道立サンピラーパークの基盤等にも利用させていただいているわけですが、さらに、土壌改良材として、疎水性が高いということで活用の道はあると、こんなふうに思っております。今後私どもが進めるインフラ整備等についてもこうした利用の研究を引き続き続けて、利活用について努力していこうと、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。また、再質問と要望をお願いしたいと思います。

項目の3、安心して健やかに暮らせるまちづくりのうちの母子健診事業についてお聞きいたします。この母子健診の財源としては、国の第2次補正関連として2年間の実施が担保されておりますが、終了となる平成23年以降について市長の考え方を伺いたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○24番（宗片浩子議員） 先ほど聞きましたね。済みません。ありがとうございました。二重になりました。お答えいただきまして、ありがとうございました。

要望いたします。王子板紙名寄工場のボトムアッシュの有効活用についての紹介なのですが、い

ろいろとほかでは使われておりました、1つには紋別市におきましては築港の工事ですとか、また名寄ではサンピラーパークにも使って、土壌改良材として使っておりますし、留萌では小学校のグラウンド整備だとか、そのほかいろいろなことで使っております。それから、先ほどもお話ありましたけれども、市道に使用しているところでは滝川市がボトムアッシュを市道に使用しているとのことでございました。このボトムアッシュの成分結果によりますと、これは第三者による環境省告示に基づく土壌分析による結果だということです。有害物質、ダイオキシン類についてはすべて問題がないとの証明がされているようでございます。このボトムアッシュ、大量に出てまいりますので、名寄としても有効活用をしていくべきではないかと考えております。あと、要望いたしたいと思いますが、王子板紙名寄工場のボトムアッシュの有効利用について先ほど紹介しましたが、王子関連製品です。紙製品を市民全体で愛用に努めることが企業への支援策でもあると私たちは考えておりますので、名寄市でもアピールすることを望んでおります。行財政を含め厳しい状況であります。官民一体となり、よりよい名寄市になりますよう市政クラブを代表しての質問を終わります。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市政執行及び新年度予算案にかかわってについて外4件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） 議長より御指名をいただきましたので、会派同僚議員の一般質問との重複を避け、市民連合を代表いたしまして質問をさ

せていただきますが、午前中の質問と一部重複することもあるかと存じますので、趣旨を御理解の上、御答弁をいただきたいと思っております。

最初に、市政執行及び新年度予算案にかかわってであります。まず、国政推移及び島市政についてお伺いします。島市長は、平成8年、旧名寄市長に当選し、旧風連町との合併による新しい名寄市が誕生してからも含め約12年間にわたり名寄市のトップリーダーとして手腕を発揮されてきました。一方、国政においては55年体制が崩れ、連立政権時代に入り、島市長が市長を就任時は橋本内閣、以後小淵、森、小泉、安倍、福田の各内閣、そして現在の麻生内閣と小泉内閣以外は目まぐるしく内閣が変わるとともに、地方に対するさまざまな制度改革が行われました。旧名寄市で経済、総務、民生の各部長、さらに助役として1986年12月から4年3カ月間のバブル時代、そして91年10月ごろからのバブル崩壊も経験している島市長は、この国政の推移と地方自治体の影響をどう認識され、見解をお持ちか、率直にお聞かせをいただきたいと思っております。特に聖域なき構造改革を掲げた小泉内閣のもとで取り組まれた三位一体改革は、中央から地方へがスローガンでありましたが、結果的に中央から地方に来たのは痛みであり、政治評論家の中には三位一体改革は地方を壊したばかりではなく、日本人の持っていた心までも壊したと酷評する声さえあります。名寄市政をリードしてきた市長として、この三位一体改革について市政に与えた影響及び見解についてお伺いします。

しかし、この目まぐるしくかわる政権及び制度の中であっても市民全体の福祉向上のため、また多様化する市民ニーズに対応した市政の展開が求められてきました。この間さまざまな課題にも豊富な経験で乗り切ってこられた島市長として、今後の市政の課題及び展望についての見解をお伺いします。

平成22年度予算案は、市長選挙直前編成とな

ることから骨格編成が予想され、その意味からすれば21年度予算案は島市長にとって今任期最後の本格予算編成となります。新年度予算案編成という大きな節目を終えた今、平成8年の市長就任以来これまでに振り返り、市長自身の総括をお聞かせいただきたいと思います。また、島市長はこれまで選挙戦突入の4から5カ月前の議会のみずからの去就について明らかにされてきましたが、今回も踏襲されるのかを含め、いかなる時期のみずからの態度を明らかにされようとしているのかを率直にお伺いします。

次に、合併から3年を経過しての見解をお伺いします。平成18年3月27日の合併から間もなく3年を経過しようとしています。厳しい財政事情などを背景に、決してバラ色ではない合併ではありましたが、新しい名寄市の基盤づくりに尽力した3年間であったと思います。一方、新しいまちづくりへの期待と両市町の差異の調整という現実の狭間で苦慮された3年間でもあったと思います。改めて合併からこの3年間の総括をお伺いします。

市長は、執行方針の中で、今後数年間、本市の厳しい財政運営にも拍車がかかるものと考えます。こうした状況だからこそ、合併による行財政へのさまざまなメリットを最大限活用するとしておりますが、合併による行財政へのさまざまなメリットとは、具体的にお知らせをいただきたいと思えます。

また、合併協議の中で合併後に調整とした課題もあり、この調整作業に尽くされた3年間でありましたが、市長自身今後新しい名寄市をより強固なものにしていくため、当面及び将来的な課題をどう認識されているのかお伺いします。

一方、行政内部の人材は2市町の合併により豊富となりましたが、定年前に市役所を去るという、いわゆる若年退職がふえる傾向にあるように感じます。そこで、まず合併協議が本格化した時期を含め、この5年間に若年退職した職員の数をお教

えいただきたいと思えます。アメリカのオバマ大統領は、就任後ホワイトハウス職員を前に常に公僕たれと求めたと伝えられています。さまざまな事情があつての結論でしょうが、公衆に奉仕する人を意味する公僕の志に燃えて市職員となった職員が定年を前に退職するという現実の前に、私は惜しいという思いを強く感じざるを得ません。市長は、この現実をどう理解し、受けとめられているのかお伺いします。

次に、財政についてお伺いします。平成21年度予算案は、一般会計で前年度に比べ8.1%、14億9,796万1,000円増の199億8,215万4,000円、全会計でも6.5%増の399億6,099万2,000円となりました。新年度内の補正で200億円、400億円の大台突破も予想されますが、執行方針にもあったように20年度の地方再生対策費、21年度の地域雇用創出推進費創設などに伴うものであり、財政調整基金の取り崩しからいっても予算編成時の21年度から3年間で21億円の収支不足が改善方向にあるとはいえないと思えますが、改めて新年度予算編成に当たっての市長の基本姿勢と財政の実情についてお聞かせをいただきたいと思えます。

さらに、執行方針の中で、市長は平成21年度も引き続きスピード感を持って行財政改革に取り組むことで財源確保を図るとしてはいますが、具体的な財源確保策をお考えなのかお伺いします。

公共施設のあり方についても財政と大きくかわるものでありますので、お伺いします。まず、21年度における公共施設の維持管理費総額及び修繕費総額をお知らせいただきたいと思えます。また、市長が本部長を務められている行財政改革推進実施本部の公共施設のあり方検討部会では最近一定の方向を打ち出しているようではありますが、具体策を含め、どのような意見がまとめられたのかをお知らせをいただきたいと思えます。特に庁舎について市長は、施設の有効活用を含め、総合庁舎方式ではなく分庁方式を選択されました。私

は、これまで庁舎のあり方は公共施設のあり方の根幹課題であり、ランニングコスト上からも総合庁舎方式の早期検討と導入を求めてきましたが、市長は御自身の今任期中は現在の分庁方式を続ける方針を強調され、まさに見解の相違課題であります。確かに合併当時の選択としては、住民感情、施設の有効活用などの見地からすると一定評価のできる選択であったと思いますが、将来的にも分庁方式を踏襲されるべきとお考えなのか見解をお伺いします。

21年度予算編成を行うに際し市長が出された市長訓令は、財政事情を背景に職員の英知を結集し、既得権や既成概念にとらわれず、すべての事務事業を見直す、各部ごとに一定のシーリング、概算要求基準を設け、同シーリング範囲内で編成すると収支不足を背景に従来以上に厳しいものであります。しかし、結果的に当初要求額は歳入見込額を約10億円上回る状況となりましたが、今後の財政を展望したとき、住民本位の行政を実現するため、それぞれの行政担当部門が責任と権限を持って政策立案、執行、評価を行えるよう事業の財源をあらかじめ施策単位で配分するという包括配分方式の採用も視野に入れるべきと考えますが、同配分方式のメリット、デメリットを含め見解をお伺いします。

次に、定住自立圏構想についてお伺いします。新たな地域活性化に向けた取り組みとして打ち出された定住自立圏構想について、上川北部地区広域市町村圏振興協議会会長を務めてきた島市長はどう受けとめられているのか、改めて見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

一方、20年度で廃止となる広域行政圏施策について、どのような問題点と課題があったかと判断されているのかも伺ひします。同構想について執行方針の中にもありましたように、具体的内容は明らかになっていませんが、現段階において定住自立圏構想に取り組むことで、名寄市及び上川北部市町村が抱える課題解決とされるとともに、

地域住民にとってどのようなメリットがあるとお考えなのかお知らせいただきたいと思ひます。

大項目の2点目、教育行政についてお伺ひします。まず、昨年9月に法政大学の尾木直樹教授が所長を務める民間の臨床教育研究所「虹」が道内を含む全国49市町村区で教員意識調査を行いました。回答は782人ということであり、サンプル数としては疑問もありますが、70%が現在の教育委員会に満足していないと答えており、その理由の77%を現場の願いや実態を把握していないが占め、現場に調査、報告を要求し過ぎる、指令、命令的文章や態度が目立つ、現場の声を余り聞かないと続き、教育委員会には教職員の声を聞く、子供の声を聞く、教職員が教育委員会を評価できるようにするという変化も求められていることが明らかになりました。教育委員会に対しては、不要論が依然として全国的にくすぶっている状況も含め、この調査結果にどういった見解を教育長はお持ちかお聞かせをいただきたい。

また、教育行政執行方針の中で教育長は、まず初めにと前置きをし、名寄市の教育活動は新しい名寄市が誕生して以来、年々充実が図られましたと強調されておりますが、何をもって教育活動の充実という判断をされたのか、見解をお伺ひします。

次に、食育と学校給食についてお伺ひします。食育について教育委員会では、昨年4月から名寄小学校と風連中央小学校に各1名の栄養教諭を配置し、子供たちの具体的な食に関する指導を進め、この4月からは指導対象を全小中学校に拡大し、食に関する指導を進める方針を打ち出しました。一方、ここ数年の食品偽装事件などを背景に保護者の食に対する関心も高まり、昨年の学校給食費にかかわるアンケート調査では安全、安心の確保、栄養価の維持などさまざまな視点から値上げもやむなしという意見が実に80.4%を占めました。しかし、学校給食会は世界的な金融危機に端を発した不況を理由に値上げを実施する段階ではない

という決定をしましたが、教育を推進している教育長はこの一連の動きに対してどう見解をお持ちか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、文化大ホールについての見解をお伺いします。市長は、執行方針の中で文化大ホールについて平成21年度に市民文化センター大ホール建設についての庁内プロジェクトを設置し、検討を進めることにしましたと述べましたが、教育長は市民団体、サークルの交流や発表の機会を拡充し、活動の促進を図るために新たな文化大ホールの建設に向けてその時期や規模などの検討を進めると具体的内容に踏み込んだ方針を示されました。旧名寄市の第3次総合計画以来の懸案事項であります。財政状況がより厳しさを増している中でここまで踏み込まれた理由及び文化大ホールに対する見解、さらに今後の取り組みについてお知らせいただきたいと思います。

次に、小中学校適正配置計画についてお伺いします。昨年策定されました小中学校適正配置計画は、教育都市宣言を行っている名寄市にとって将来を担う子供たちの教育環境を左右する課題であります。教育執行方針の中では一行も触れていません。市内の各小学校で学ぶ子供たちにとって、保護者にとって、そして地域にとって重要な課題であり、デリケートな課題でもありますので、この際改めて今後の取り組みについてお伺いします。

大項目の3点目、名寄市立総合病院にかかわってお伺いします。まず、改革プランについてであります。総務省の指導により、市は平成21年度から23年度までの名寄市立病院改革プランを策定されました。道内の公立病院84団体のうち、平成19年度決算で24団体が不良債務を抱え、経常収支が赤字となっている病院が57団体、約7割を占めている厳しい状況下にもかかわらず、来年度から3年間で収支の均衡を目指す今プランは地方自治体本体の首を絞めかねない事態になることが懸念されておりますが、最初に市長自身は

自治体病院が経営悪化に至った要因についてどのような見解をお持ちかお伺いします。また、さきの定例会初日の補正予算では、20年度において1億2,739万2,000円の医業収益減となった市立病院において、設置者として計画内での黒字化が可能と判断されているのか、見解をお伺いします。

経営形態の見直しでは、選択肢として示された中から地方公営企業法の全部適用を選ばれました。プランの中では、管理者に病院の経営に関する広範な権限を付与することにより、経営責任が明確化され、自立性の拡大による効率的な運営体制の確立を期待されるとしておりますが、ここでいう広範な権限の付与、経営責任について、設置者として市長の見解をお伺いします。また、既に公営企業法の全部適用を導入している病院の実情の比較から、メリット、デメリットについてもお知らせをいただきたいと思います。

医師、看護師を初め医療スタッフの不足は市立病院のみならず地方の公立病院共通の課題となっていることであり、各関係者にさらなる確保に向けた努力を期待するのみではあります。特に看護師確保について名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例を見直し、現在同病院に勤務している准看護師で看護師資格取得意欲のある臨時職員については、通信制もあることから条例を適用し、職員として採用する道をつけることも必要と考えますが、見解をお伺いします。

昨年千葉県銚子市で自治体財政の悪化から市立病院の閉鎖が打ち出され、3月29日には銚子市長の解職投票が行われることになるなど、市立病院の将来を危惧する市民の声が高まっています。そうならないために策定した改革プランも地域実情から先行きは不透明、市長は設置者として、また市民の命を守るという立場から、改めて市立病院の将来展望についての見解をお伺いします。

大項目の4点目、名寄市立大学の運営にかかわってお伺いします。名寄市立大学は、市内の意見

が二分する中で開学し、来春には初めての卒業生を送り出すこととなります。改めて各関係者のこれまでの御努力に敬意を表したいと思えます。しかし、名寄短期大学の4大化に慎重論を示した市民が最も懸念したのが財政負担であります。そこで、開学4年目を迎えるに当たって、財政を含め経営状態及び地域貢献を含めた将来展望についてお伺いします。

さらに、開学の前後議会の場合でも論議になった独立行政法人化を含めた経営形態のあり方は御承知のとおりであります。名寄市立大学の経営形態の展望についての見解をお伺いします。

最後に、大項目の5点目、夢ある名寄づくりについてお伺いします。さまざまな制度改正や不況などにより、地方で生活することが厳しさを増しています。しかし、こういうときだからこそ、夢のある地域づくりが必要と考えます。また、この夢もある意味ではしっかり現実を直視してつくり上げることが必要です。昭和56年旧風連町の観光施設として誕生した望湖台自然公園は、これまで多くの人々が自然と触れ合う楽しさを味わうために訪れ、翌57年オープンの望湖台センターハウスで日々の疲れをいやしてきました。しかし、時代の趨勢の中でセンターハウスの経営は厳しくなり、施設も老朽化しています。また、合併により名寄市は名寄温泉サンピラーとともに2つの施設を有し、それぞれ振興公社に運営をゆだねることとなっています。私は、この際指定管理者にゆだねる運営期間内に望湖台センターハウスのあり方を見直すべきではないかと考えます。例えば生活保護受給者の高齢化や単身化が現実問題として浮上していますが、救護施設が道内に少ない状況から、救護施設として、あるいは社会福祉法人などへの売却なども視野に入れながら、現実直視の中で将来を検討する時期と考えますが、見解をお伺いします。

次に、名寄地区中心街活性化についてであります。市内徳田地区への大型店進出問題以来さまざま

な議論があり、目指す姿は見えてきましたが、残念ながら具現化に至ってはいません。また、たとえ具現化されても市民の意識と遊離した構想では成果が期待できない現状にあるのではないのでしょうか。この際中活法に基づく構想を白紙に戻し、市民とともに構想をつくり上げ、個別事業としても名寄地区の中心市街地活性化を導くことが必要と考えますが、見解をお伺いします。中心市街地活性化策が事業を取り入れるための構想というイメージが存在するのであれば、決して市民の夢につながるものとはなりません。今こそ市民とともに歩んできた島市長として決断を下すときと考えますので、明確なお考えをお示しいただきたいと思えます。

次に、基幹産業である農業を生かすまちづくりについてです。さきに述べた名寄地区中心市街地の活性化策にもつながりますが、昨年来の世界同時不況により名寄市に新たな企業誘致を期待するすべも今は無理な状況下となりました。しかし、名寄市はこれからも道北地方の中核都市として発展し続けなければなりません。その意味では、他力本願ではなく、名寄市が持つ自力を生かしたまちづくりをしなければならないと考えます。それは、基幹産業である農業を生かしたまちづくりではないのでしょうか。ここ数年の食品偽装などの事件は、地域住民のみならず、全国の人たちが食について関心を高める結果につながっています。幸い名寄市は、優秀な農業者によって生産される作物品質の高さは伊勢の赤福、カルビーなどによって立証されています。この機会に名寄市で生産された作物を名寄でしっかり食べられるシステムを生産者、農協、商工会議所、加工業者、小売業者、そして消費者などで構築し、農業を中心としたまちづくりを検討すべきと考えますが、見解をお伺いします。

さらに、名寄及び風連地区の性格づけについてであります。旧名寄市と旧風連町は、ともに百有余年の間地域住民の福祉向上のための施策を講じ

できました。しかし、この歴史の重みからすべてにおいて一体感には至っていないのが実情ではないでしょうか。もし両地区に住民感情を初め障壁的なものが存在するのであれば、名寄市全体のさらなる発展が損なわれることも懸念されます。そこで、私は両地区の特徴を尊重し、例えば名寄地区は市立病院や名寄大学を核に医療と教育の地区、風連地区は新しく誕生する交流センターを核に文化の地区などの性格づけを行い、この性格づけに基づくまちづくりに努めることが必要ではないかと考えますが、見解をお願いいたします。

最後に、天文台とまちづくりについてであります。新しく誕生する天文台は、名寄市のまちづくりに生かせる可能性を秘めています。その可能性を探るための人員配置が必要ではないでしょうか。さらに、市民理解を得るためのプログラムの検討などを含め、天文台とまちづくりの可能性についての見解と今後の取り組みについてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 佐藤議員から大項目で5項目の質問をいただきました。2項目目、教育行政にかかわっての御質問と最後の5項目目の（5）、天文台については教育長から答弁をさせていただきます。順次市政執行及び新年度予算にかかわってからお答えを申し上げます。

国政推移と島市政についてということで何項目かの質問をいただきました。近年の政治経済が一国内では完結をしないグローバルな社会に変化を続けております。我が国の政治も高度成長期やオイルショックなどの経済の動きを政治の力のみではかじ取りができないという時代を体験をしてまいりました。橋本内閣のときに私も市長に就任をしたということでございまして、このときは大きな改革を国は打ち出しをしたのではないかと、このように思っております。国の画一的な政策がなかなか全国で認めがたいというようなことも地方から声が出ての地方分権の動きに結びついたので

と思っております。御案内のように平成12年4月から地方分権一括法の施行ということで、現在8年を経過して、地方分権の推進の具現化が進行していると、このように思っております。一方、道州制の議論も持ち上がっているわけでございまして、地方制度調査会での制度の設計も含めて多様な議論がされており、その中で国の形あるいは国、地方の役割分担等熱心な議論が行われて、また北海道においては北海道の特区ということで、こうした分権、道州制の動きも先行しているのではないかと、このように受けとめております。しかし、バブル経済の破綻後の地方の経済の回復というものは都市間によって大きな格差が出てきており、このことはまた今日の政治経済の混迷にもつながっているものと、このようにも思っているところでございます。これからも地方自治体であっても国の制度、政策をしっかりと見据えて、誤りのない行政運営に努めていかなければならないと、このように思っているところであります。

次に、三位一体の改革が与えた影響ということでお答えをさせていただきます。小泉内閣が構造改革の一環として取り組んだ、1つには国庫補助金、負担金の廃止、縮減、2つには税財源の移譲、3つには地方交付税の見直し、いわゆる三位一体改革については平成16年度から平成18年度までの3カ年に集中的に実施をされました。3年間の国の全体像では、国庫補助負担金改革4.7兆円、地方交付税の見直しで5.1兆円、税財源移譲で3兆円と、このように数字がはじかれており、地方六団体では国の財政再建が優先され、地方交付税が大きく削減されたと。2つには、都市と地方の税収の格差が拡大をしたなど、地方財政の悪化を招き、改革としては不十分であったと評価をしております。

名寄市の影響額では、三位一体改革が始まる前の平成15年度と平成18年度を比較をいたしますと、地方交付税については約2億3,000万円の減ということになります。しかし、名寄市の場

合には大学の4大化等でこの影響が幅としては少なくなっている。あるいは、合併による算定がえ等も加味されて、この開きは少なかったというふうに押さえております。2番目の国庫負担金、補助金の改革では、保育所運営など16項目について一般財源化や国庫負担率の減額があり、このうち保育所運営にかかわる同福祉負担金については従来国が2分の1、北海道4分の1、市4分の1ということに構成になっておりましたけれども、これが平成16年度からすべて交付税措置による一般財源化となりました。これらの比較では600万円の減、3.5%というふうに押さえております。平成19年度に所得税から住民税の税源移譲がされましたが、過疎化、景気低迷などの影響で税収が落ち込んでおります。市民税、所得割、19年度の当初が12億5,300万円、21年度当初が11億5,200万円ということで、1億100万円、8.1%こうしたことで落ち込みをしているわけでありまして。とりわけ地方交付税については、合併や大学開学により全体の減少幅は少ないものの、その他の一般行政経費に充当する分が大きく減少していることから、毎年多額の基金を繰り入れて予算編成をしなければならない状態が続いているわけです。このように三位一体改革全体としては地方交付税の減額が大きく、地方自治体の財政悪化を招いた大きな要因ではないかと考えております。

今後の市政展望についてお尋ねがありました。新名寄市総合計画前期5カ年計画の中間年を迎えようとしております。実施計画に掲げる事業の堅実な推進を図ってまいらなければならないと考えております。また、合併から4年目を迎えました。合併特例期間終了に備え、具体的な準備を進める年でもありますので、市民の一体感の形成に一層意を払い、市民自治の醸成に努めてまいります。特に市民の一体感では、北海道の中でも名寄市は市民活動や市民協力が活発と評価をされております。両地区のよいところを認め合い、共通すると

ころは融合し、誇れるようなまちづくりを市民とともに求めていかねばならないと思っております。市民と行政の協働のため、市民の意見の公募条例、自治基本条例を運用を開始をしていかねばならないと考えております。また、少子高齢化や過疎化の進行、経済活動の低迷で市税や地方交付税が減少することが予想されますので、組織機構のスリム化を行い、市民サービスの保持に努めてまいります。

次に、私のこれまでの総括ということでお話がございました。私は、平成8年に旧名寄市の市長に就任してすぐ第4次の名寄市総合計画の策定というのがございました。平成10年から19年というスパンでございました。合併後の平成18年には、新名寄市の第1次総合計画の策定ということで、大きく総合計画の策定から推進に携わってきたところでございます。これらの総合計画の着実な推進については、身の丈に合った行財政運営ということに心がけてきたところでございます。平成21年度の予算は、国の平成20年度の第2次補正ということがあり、これまで実施ができなかった多くの公共施設の改修等も盛り込むことができました。今は、この平成21年度の予算の承認をいただき、しっかりと実行に移していきたいというふうに考えており、残された任期、名寄市の振興と発展のためにしっかりと専念していきたいと考えております。

次に、合併から3年を経過してということでの総括についてのお尋ねがございました。合併当時の財政状況は、国の構造改革により多くの小規模自治体と同様に疲弊に苦しみ、老朽化した公共施設の改修もままならず、新たな事業に取り組むことが困難でございました。平成18年4月には、名寄市立大学の開学、また合併特例債を活用して平成20年4月には新名寄市の南玄関に位置する道の駅のオープン、さらには名寄市立総合病院のICUの整備、救急外来の増築等を完了し、現在風連地区で長年の懸案でありました本町地区市街

地再開発事業に着手し、名寄地区では道立広域公園内に天文台を建設中であります。私は、これまでも外部のコンサル等に過大に依存をしないで、100年有余の歴史に培われたこの地域に住む人材、地域の力を最大限に活用することを念頭に置いてまちづくりを進めてまいりました。この3年間市民本位のまちづくりを基本に公約として掲げた行財政改革や新総合計画の策定を初め、各種施策に取り組み、それぞれ地域の歴史や特性を大切にしながら、市民の融和と一体感の醸成に努め、住んでいてよかった、合併してよかったと実感できるまちづくりに誠心誠意努力をしてまいりました。

次に、合併による行財政のメリットについてであります。1つは管理部門経費の削減効果、2つ目には特別職、議員の減少による人件費の削減効果、3つ目には職員定数の減少による人件費の削減効果、4つ目には公共施設の重複による削減効果、5つ目には地方交付税の特例措置、合併後10年間の普通交付税の特別措置、6つ目には合併特例債及び合併直後の臨時的経費に対する財政措置などが挙げられます。私は、合併による行財政に対する最大のメリットはさまざまな価値観と能力を持つ人材を得ることができたこと、地域が広がったことによるスケールメリット等の取り込み、そして名実とも農業が名寄市の基幹産業を担って、誇れることであろうと、こんなふうにも思っております。あわせて合併特例債を有効に活用したインフラ整備等のメリットと、このように考えているところであります。

次に、当面及び将来的課題について、市政の運営に当たっての重点施策につきましては、行政と市民の協働のまちづくり、行財政改革の推進、活力をもたらす産業の振興、これをしっかり推進していくことが重要と考えております。人口減少、少子高齢化の進展により、歳入状況はさらに悪化することが想定されます。行政サービスにかかわる費用は多額で、今も住民の負担で賄われている

わけです。合併をしたことにより地域を大切に思う気持ちが高まり、住民ニーズも一層多様化しておりますが、行政サービスの提供に要する費用などをどのように調達するのか、より支援の必要な方の範囲はどこまでかなど、公平性の原則はもちろんです。多くの市民の理解が必要と考えております。今後のまちづくりのあり方と行政、住民の責務、役割を考えると現在検討、提案をしようとしております自治基本条例の制定は今後大きな指針になるものと考えております。

次に、行政人材についてのお尋ねがございました。この5年間定年に達しない職員の方が結婚や、あるいは健康を害して等も含めて一般行政職の職員では42名退職をしております。御発言のとおり、私もこの職員が早期退職をされて組織の力を弱めていると、こんなふうにも思っております。残念に思っておりますけれども、またみずからの人生の設計等もあろうかと、このように受けとめているところでございます。参考までに平成16年度は3名、17年度11名、18年度12名、19年度7名、20年度9名となっております。おおよそ一般行政職の中では、55歳以上になってからの勇退という形が多いのかと、このように思っております。

次に、市政執行及び新年度の予算についてということで、この中で過去最大の予算案と財政事情ということでお尋ねがありました。平成21年度の予算編成の基本的な考え方については、昨年の11月に訓令を出して職員に通知をして取り組みを始めました。訓令では、新総合計画の具現化を優先しながら、中期財政計画では平成21年度から23年度までの3カ年でおよそ21億円の収支不足が見込まれるということから、行財政改革の着実な推進を念頭に職員の英知を結集し、既得権や既成概念にとらわれないで今までの計画をさらに絞り込むというような形での取り組み、そして一定のシーリングを設ける中での予算編成を進めてまいりました。お尋ねのように予算規模等につ

いては、平成21年は一般会計、下水道会計、病院会計等で借換債の発行ということがつきましたので、実態よりもそうした膨張している部分がありますけれども、予算のまとめの段階では国の地域活性化・生活対策臨時交付金等が新たに打ち出されましたことよっての事業化、そして地方交付税、臨時財政対策債などの増加によって、最終的には21年度の当初予算段階では財政調整基金の繰入金というのは3億740万円ということにおさまりました。また、市債の発行額につきましては28億1,920万円ということで、前年度比82.1%と大幅に増加しておりますが、臨時財政対策債と借換債を除くと20億730万円となります。平成22年度及び23年度で事業量の減少というふうに見込んでおりますので、財政運営の目安としております平成19年度から23年までの前期5カ年の総額に予定しております60億円以内になるよう今後の財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成21年度末における財政調整基金の残高は2億5,000万円、地方債発行残高は23億7,800万円とそれぞれ見込んでおります。

次に、具体的財源確保策等についてお答えをさせていただきます。平成21年度についての組織のスリム化を最優先に使用料、手数料の一部見直し、さらには事務事業の一元化など行財政改革に取り組むことで一定の財源確保を図ってまいりたいと考えております。また、旅費、需用費等の経常経費の削減についても常日ごろから職員に徹底をしており、あわせて平成22年度、23年度についてもローリング調整段階で普通建設事業費の減少を見込むなど、一定程度の事業調整を行っていかねばならないと考えております。

次に、公共施設のあり方についてお答えをいたします。公共施設の維持管理費の総額については、平成20年度で9億5,531万2,000円、21年度で9億8,353万円となっております。また、修繕料については、平成20年度では4,041万

円、平成21年度は3,903万円となっております。公共施設のあり方検討部会では、666の公共施設から学校、公営住宅を除いた93の施設物件を基本に検討し、さらに76件に絞り込んで検討させていただいております。この検討の中では、実施計画期間を前期平成22年度まで、中期平成25年度まで、後期平成27年度までというふうに分けをいたしまして、売却処分、廃止、廃止解体、廃止検討、あるいは今後の方向性ということで区分をして議論をしております。部会を延べ5回開催をして、こうしたまとめを行っているところであります。今後市民の皆さんに説明の機会を設け、御理解をいただきたいと考えております。

次に、分庁舎方式についてのお尋ねもございました。市民の皆さんの利便性の確保と両庁舎建物の有効活用ということから、一定の成果を期待をし、また成果が上がったものと、このように考えております。お尋ねの分庁舎方式の将来については、当面は継続をしていくという方向であります。合併5年後の平成23年度には、また風連地区の特例区が廃止をされるということですから、この廃止を機に分庁舎方式の成果と課題などについても改めて検証する必要があると考えておりますので、御理解をいただければと思います。

次に、包括配分方式予算編成の必要性についてということでお尋ねをいただきました。包括配分方式のメリットとして、1つには部内、課内協議の促進、2つには原課でのコスト意識の徹底、3つには部内の優先順位などについて内部の協議あるいは部長の裁量権の拡大などが考えられます。また、デメリットとしては、当初の設定段階での配分の難しさ、2つには事業が減少した場合には配分額に達するまで必要以上の事業費の配分などを検討する、3点目には首長の政策予算の確保等包括配分方式による配分額との調整などが考えられます。名寄市は、平成21年から取り組もうということでおりましたけれども、これは総額で配分をするのか、一般財源ベースで取り組むのかと

いうことについては非常に時間が限られた中での検討、導入ということでありました。このことについては、平成22年度についても一定のシーリング方式を継続しながら研究をしていかねばならないと、このように考えております。

次に、定住自立圏構想についてお答えをいたします。我が国の総人口は、少子高齢化のさらなる進展などにより急速に減少することが見込まれ、特に大幅な減少が見込まれる地方圏の将来は極めて厳しいものと予想されます。定住自立圏構想は、こうした状況を踏まえ、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から東京などの大都市へ人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することが求められていることから、問題意識を持って全国的な見地で推進する施策とされ、3大都市圏の区域外にある地域を対象として推進するとされております。定住自立圏は、少なくとも人口4万人を超える中心市と周辺市町村がみずからの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域で、中心市で都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村では必要な生活機能を確保し、第1次産業の振興や自然環境の保全など図るとともに、連携、協力することで圏域全体の活性化を図ることが目的となっており、上川北部地域においては隣接する士別市と名寄市の人口は4万人を超えるということで、複眼型の中心市として本構想を取り組む上での要件を満たすものとなっております。

これに対する見解ということであります。少子高齢化などにより、大都市圏も含め人口の減少が見込まれる中で、地方の生活機能確保と地域活性化を図る施策として有益なものと考えております。また、本構想の要件を満たさない地域がある中、当地域においては幸いにも士別と名寄市による複眼型の中心市としての要件をクリアするものとなっており、この制度のメリットをしっかりと受けとめることが必要と、このように考えているところであります。

次に、広域圏の関連についてお尋ねがございました。昭和40年代前半の高度経済成長期において土地及び周辺の3漁村地域と一体とした地域の振興整備を進める広域市町村圏施策が開始をされ、以来社会経済状況の変化に対応し、大都市周辺地域と広域行政圏をあわせて広域行政圏施策として地域の振興整備が進められてまいりました。近年社会経済構造の変化や少子高齢化に伴う人口の減少、さらに市町村合併の進展により、特に道外における各広域圏の自治体数の減少や広域行政機構を有しない圏域が広がるなど、各圏域ごとに異なる状況があらわれているということもあり、都道府県知事が圏域を設定して行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は当初の役割を終えたものとして今回廃止をされるものです。私は、広域行政圏施策が全国各地の振興整備に果たした役割は大きなものがあつたと。約38年間の取り組みの中では、この圏域の二重投資等も含めて調整弁にもなつて、インフラ整備が進んだと、このように押さえております。上川北部地域にあっては、衛生、消防の一部事務組合を初め広域的な連携による取り組みはこれからも不可欠というふうに考えております。定住自立圏構想での連携を深めて、効果的な取り組みを検討してまいらなければならないと考えております。

次に、定住自立圏構想の課題ということでお尋ねがありました。定住自立圏構想は、まだ法律で位置づけされていない、国の要綱等の指導によって取り組みが進んでいるものでございまして、一定の自発的な取り組みを促すということでございまして、財政支援は特別交付税と、こういうことであります。しかし、一定の年数が経過をして制度が熟度が高まった段階では普通交付税に財政支援を固めると、このようにも説明をいただいているところであります。上川北部市町村圏の振興協議会の中でも早急にこの定住自立圏構想について研究をしっかりと進めて、情報収集をしていこうと、こういうことでメリットの追求をしていこう

と考えております。具体的には、中心地になるところは宣言をします。そして、周辺の自治体と1件ごとの議会議決による連携を締結をするということでもあります。この締結は、条件が合わなくなればそれぞれ議決によってまた締結を破棄することができる。非常に融通性のある振興策と、このように押さえているところであります。

次に、市立総合病院にかかわっての改革プランについてお尋ねがありました。自治体病院経営悪化の見解ということでもあります。地方公営企業としての自治体病院には、企業としての経済性が求められておりますが、その一方で本来の目的である公共の福祉の増進も求められております。そのようなことから、自治体病院の収支については過不足なしで事業を行えることが理想と、このように考えております。全国的に自治体病院が赤字になっている要因につきましては、医師の絶対数の不足、あるいは医業収益の根幹をなす診療報酬のマイナス改定が続いているということでもあります。平成10年度から6回の改定がされておりますけれども、ちなみに数字を申し上げますと平成10年4月改定はマイナス1.3%、平成12年の改定ではプラスの0.2%、平成14年4月の改定ではマイナス2.7%、平成16年度の改定ではマイナス1.0%、平成18年度の改定ではマイナス3.16%、20年、昨年4月の改定では0.82%ということで、ほぼゼロもしくはマイナス改定ということでありまして、この状況の中で経営を余儀なくされているわけでありまして、これは、一自治体の自助努力だけでは解決できない問題と、このように考えており、あらゆる機会をとらえて国に訴えをしてきたところであります。平成21年度で救急医療、小児医療等について地方交付税の基準がようやくアップになりました。しかし、根幹となる診療報酬の改定というものがしっかりと地域の医療を支える、こうしたことにシフトされなければ、問題は解決されないと、こんなふうになっております。

改革プランの中では、入院稼働率について、あるいは外来の診療単価を高目に見込んでつくっておりますが、これらについて名寄市は新年度からのDPCの導入、あるいは平成22年度からのICUの本格稼働、そして平成21年度までで借りがえすることができた高金利の起債等についての借りがえによる利子払いの軽減ということも含めて、黒字化の努力をやらせていかねばならぬと、このように思っております。

次に、公営企業法全部適用の見解ということでもあります。地域の方が望まれている安心、安全な医療を今後とも継続をしていくためには、何よりも健全経営が不可欠であり、その手法として会計の分析が明快な公営企業法の適用、財務適用を現在しているわけでございますが、全部適用によって企業管理者を配置をして、広範な権限の移譲が可能ということでもあります。これによって病院の自主性と効率性が高められるということになります。しかし、全部適用するしないにかかわらず、やはり開設者と病院の管理者である病院長との相互理解、相互信頼が病院事業の運営を左右すると、このようにも思っているところであります。

また、全部適用のメリット、デメリットについてもお尋ねがありました。まず、地方公営企業の全部適用の概要ですが、地方公営企業の規定により病院事業に対する財務規定等の一部適用から同法の規定を全部適用することで事業管理者に対し人事、予算、契約の締結等にかかわる権限が付与されます。これらの公設公営の形態を維持しつつ、一部適用と比べて自立的な経営が可能となることが期待をされます。しかしながら、医師の年俸制の導入や病院職員の給与体系水準の見直し等、全部適用で付与された権限を実際に病院経営に反映させているかどうかということについては、道内の事例の中でもすべてという事例がないというのが現実であります。全部適用が経営の効率化に向けて真に実効性のある手法となり得るかどうかというのは、私ども先進事例等も含めてしっかりと

情報を収集をしながら検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、人材確保についてお尋ねがございました。平成18年度の診療報酬の改定では、急性期入院医療の評価体制が大きく変わり、特に手厚い看護体制を評価するため、入院基本料7対1看護が導入をされました。これにより地方においては、看護師不足が深刻化しております。このため当院においては、看護師の確保対策として年齢要件の緩和、随時募集などを行っておりますが、必ずしも十分な補充ができていない状況にあります。御指摘をいただきました奨学金貸与条例、貸付条例等につきましても看護師確保対策に過去にも実績を持っておりますので、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、将来展望についてということであります。御案内のように、昭和12年11月24日に開設をしております。以来72年間にわたり財政難あるいは医師不足など多くの困難を乗り越えながら、名寄市はもとより道北の医療に多大な貢献をしてきております。全国的に地域における医療機関が低下をしている中で、当名寄市立総合病院に寄せられる期待はますます大きくなっております。医師確保を初め医療スタッフ等の充実に努めて、道北における地方センター病院としても使命を果たしていかなければならないと、このように考えているところであります。

次に、名寄市立大学の運営にかかわってのお尋ねがございました。本学の財政状況は、大学運営の財源となる地方交付税の算定において学科の分野ごとによる単価の採用から、学部ごとの単価の採用に4大化になって変わったことによって、当初計画を上回る地方交付税の算入額があり、また学生からの納付の授業料等についても計画を上回り、開学以降の収支計画については上方修正をするところになりました。しかし、地方交付税交付金の基準財政需要額算定の指標に学生数が組み込まれていること、あるいは地方交付税全体が削減

傾向にあることは、今後においても予想以上に厳しいものと、このように押さえております。少子化の影響による受験者の減少に伴い、志願倍率は漸減が見られ、また卒業生の国家試験の合格率や就職状況は今後の学生確保に大きく左右することから、しっかりとした教育水準の向上、学生から選ばれる魅力ある大学づくりを進めていかなければならないと考えております。また、市の厳しい財政事情にかんがみ、経費の削減に努めるとともに、より一層効率的な大学運営に心がける必要があると考えております。大学設置以来、地域とともに歩む大学として教育と研究という本来の基本目標のほかに地域貢献や産学官連携を位置づけ、日常研究活動といかに結びつけるかについて検討を進め、実施できるところから順次取り組みを進めてまいります。保健、医療、福祉の研究と専門職育成を中心とする公立大学であることから、市民の健康と福祉の向上を目指した大学資源の有効活用、そしてその側面からの地域の産業経済の発展、また広く地域に開かれた大学として生涯学習の一端を担っていくことも重要と認識し、さらなる取り組みを進めてまいります。

次に、独立行政法人化についてのお尋ねがありました。現在の名寄市立大学は、学校教育法に基づき管理運営などの重要事項の審議は教授会が中心となり、そのもとに学科会議や各種委員会が設けられ、教員主導で行われる運営組織となっております。これに対し独立行政法人法では、管理運営などの重要事項審議を行う審議機関として経営審議会及び教育研究審議機関の設置が義務づけられております。これにより管理運営などの重要事項のうち、教育研究に関する審議につきましては大学の教員が中心となった教育研究審議機関において行う、法人運営に関する審議につきましては理事長を中心とする経営審議機関が行うこととされ、理事長のトップマネジメントが発揮できる組織運営となり、必要な大学改革を迅速に行うことが可能となります。さらに、法人の理事長につき

ましては、地方独立行政法人法では理事長は原則として学長を兼務することとしております。なお、定款の定めで学長を理事長とは別に任命することが可能となっております。

現在公立大学では、既に法人化された大学は37大学があります。これらのうち理事長が学長を兼務する一体型をとっている大学は25大学、理事長と別に学長を置く分離型をとっている大学は12あります。これは、基本的に学内で選考された学長を理事長として経営と教学の両方を担っていただく1人にすべての権限を集中させる組織とするのか、学校の教育研究分野はこれまでどおり学内選考によって選ばれた学長に担っていただき、大学経営については経営専門家等を理事長に市長が任命して、それぞれの得意の分野を分担して担う組織にするかという相違があります。法人化に向けては、他の先進大学の例では検討委員会で検討の上、その後設置者側、大学側、学識経験者などで構成する法人化準備委員会を設置するとともに、準備委員会のもとには市職員、大学教員から成るワーキンググループが設けられ、十分な協議検討が進められております。本学においても独立行政法人化に向けた検討は避けて通れない問題であると認識をしておりますが、施設の整備の問題、予算、組織、人事などさまざまな面での課題もありますので、関係法規の趣旨を踏まえつつ、大学との十分な協議を行い、協議をしてまいりたいと考えております。

次に、夢のある名寄づくりにかかわって、望湖台についてのお答えをいたします。望湖台センターハウスにつきましては、昭和56年から57年に勤労者野外活動施設整備事業として雇用促進事業団が事業主体として建設をし、その後合併前に旧風連町は雇用促進事業団から買い取り、現在に至っております。平成18年度からふうれん望湖台振興公社が指定管理者として営業しております。平成19年度経常利益が71万2,424円となったものの、繰越欠損が152万578円生じてお

ります。平成20年度決算見込みにつきましては、2月末では収支プラ・マイ・ゼロというような状況でありますけれども、3月分が厳しく、若干赤字の見込みとなっております。28年経過して、施設が老朽化が進んでいるわけでございまして、宿泊部門でも多くの売り上げが見込めないという状況下にあります。しかし、これまで望湖台温泉として長い間地域住民に愛されてきた思い入れのある施設とすばらしい魅力ある自然公園のあり方などにつきましては、お話がありました指定管理期間の終了する平成22年までにしっかりと方針を定めていかねばならないと考えております。

次に、名寄地区中心市街地活性化についての御意見も含めてお話がありました。中心市街地活性化基本計画の策定作業につきましては、担当職員を配置して商工会議所とともに作業を進めてまいりました。名寄市では、庁内調整会議、民間の方々の支援によるプロジェクト会議等を設け、商工会議所においては中心市街地活性化特別委員会、活性化設立検討会、まちづくり委員会で協議を行うとともに、中小企業基盤整備機構のサポート事業、さらには中小企業総合支援センターのコンセンサス形成事業にも取り組んでまいりました。全体事業は形づくられ、その中でそれぞれの事業精査を行い、先般経済産業局、北海道と協議を持たせていただきました。その中で本計画については、コンセンサスが不十分であり、熟度が足りないことから、認定ラインには達しないという指導を受けたところであります。ハードルが高かったと感じております。これまで多くの議論をいただいて形が整ってきておりますので、他の整備計画において個々の事業展開が可能となるように研究を行うとともに、市民による協議会などで論議を深めてまいりたいと考えているところであります。

以上、私からの答弁に……

（何事か呼ぶ者あり）

○市長（島 多慶志君） （3） ございました。基幹産業である農業を生かすまちづくりについて

ということでお話がございました。当市は、モチ米の作付は約2,800ヘクタール、収穫量1万5,000トンで、全国一の面積、生産量を誇り、アスパラガスは206ヘクタール、収穫量640トンで全道1位、カボチャは650ヘクタール、収穫量8,220トンで道内2位であり、他の農畜産物を含め、食料の安定供給といった基本的役割に加え、国土保全や自然環境、美しい農村景観の維持形成等の多面的機能の発揮の役割を果たしており、地域経済社会を支える基幹産業として発展をしております。農業を中心としたまちづくりについてのお尋ねでございますが、当市の農業、農村は大きな可能性があると考えております。1つは、農業生産だけでなく、そこに付加価値をつけて消費者の求める農産物を提供すること及び農産加工品を提供することができる。2つ目には、北海道、とりわけ名寄は冷涼な気候ゆえの農薬散布量の少なさであり、クリーンな農産物を地産地消の取り組みを推進し、市民に理解を得て大消費地へのPRにもつなげ、こうした環境に優しい農業こそが生き残る産地であります。3つ目は、農業、農村の多面的機能を活用したグリーン・ツーリズムの推進に絶好の地域であり、農業体験、農業レストラン、ファームイン、アウトドア施設等に適した地域であります。これらの取り組みについては、従来から取り組んでおり、徐々に着実に推進していると考えておりますので、今後においては農商工連携も視野に入れながら、一層推進してまいります。

次に、名寄地区、風連地区の性格づけについてのお尋ねがありました。合併に当たり地域の実情を尊重しようということから、特例区制度を持ちまして風連地区特有の事業展開や使用料、利用料の統一、一元化も進めておりますけれども、まだ不十分なところもあろうかと思っております。一体化した行政運営を行うことが肝要と、このように思っております。両地区の特徴を尊重した性格づけということでは、余り明快な線引きというこ

とには考えておりませんが、百有余年の目指したまちづくりというものがあるわけがございまして、この特徴をしっかりと伸ばしていくこと、このことが新名寄市の発展につながるものと、このように考えているところであります。旧名寄市におきましては、教育、医療等の施設が整備が進んでいる。あるいは、風連地区におきましてはこれまでの農業施設の壁画等の取り組みも含めて文化の薫りの高い地域としてのまちづくりが進められているわけがございまして、新しく誕生する交流センターはコンパクトなまちづくりということで、市民の利用もさらに高まる住みやすい地区と、このように発展するものと期待をしております。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の2、教育行政にかかわってと大項目5の（5）、天文台とまちづくりについてお答えいたします。

まず初めに、大項目の2、教育行政にかかわって、（1）、民間の臨床教育研究所「虹」が行った教員意識調査の見解及び教育委員会不要論への見解についてであります。臨床教育研究所「虹」は尾木直樹法政大学教授が主宰する民間の教育研究団体であり、ただいまお話のございました教員の意識調査は平成20年9月に全国49市町村で行われ、782人から回答を得たものであります。現在の教育委員会に満足していないと答えた教員の主な理由として、現場の実態を把握していない、調査、報告の多さなどを挙げておりますが、この調査の中間調査を見ますと回答した教職員が教育委員会制度への理解が十分とは言えない面もあるのではないかなと、こんなふうに感じており、教育委員会制度に対する誤解や認識の違いなどから、教育委員会への不満や不要論などが起きたものと、そのようにも考えられます。しかしながら、これらの意見については名寄市教育委員会としても真摯に受けとめてまいりたいと、このように考えております。本来教育委員会は、教育行政の中立性を維持し、行政に適切に民意を反

映させるために委員の合議により大所高所から基本方針を決定し、それを教育長が執行するレイマンコントロールのもとに運営されるべきものであり、地域における先人の教育に対する思いや願いなど地域が築いてきた教育に対する歴史や認識の重みこそが教育委員会制度を判断する重要な視点になるものであります。名寄市におきましては、教育都市宣言を採択してきているなど、教育に対する市民の思いは非常に高いものがあります。加えて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改定に伴い、新たに教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出することとなっていることから、これを機に教育委員会制度の趣旨を十分に理解していただくよう努めるとともに、名寄市の教育の充実にも今後一層努めてまいりたいと考えております。

次に、（２）、合併後の教育活動が年々充実しているとの判断についてお尋ねがございました。平成18年3月の合併以来学校教育、社会教育それぞれの分野においてこれまでの歴史と実績を理解し合い、心の合併に向けての取り組みがなされてきましたが、特に学校教育についてお話をさせていただきますと、まず1つには食育の推進であります。風連、名寄両給食センターの統合により、平成20年度から名寄小学校と風連中央小学校に栄養教諭を配置することができました。このことにより各学校における食育に関する指導計画作成の推進が図られ、児童生徒への食育指導が充実してきたことが挙げられます。今後は、風連地区に名寄市学校給食用食材供給施設ができることにより、パンの安定供給と一層の地産地消の拡大が図られることとなります。

2つには、名寄市教育研究所の事業の活性化が挙げられます。学校数がふえたことで、音楽発表会では各学校からの特色ある発表が他校への大きな刺激となっており、音楽教育の充実につながっております。また、指導改善プランの作成におい

ては、各学校が自校の現状を的確に認識し、改善に取り組む手がかりとなっております。そのほかにも風連地区で行われております小中連携教育における小中学校のスムーズな接続の取り組みの成果は、名寄地区の各学校の取り組みにも大きな示唆を与えております。また、へき地複式教育においては学校数がふえることにより合同での修学旅行や研究会の活性化など、その充実が図られてきており、中体連や文化活動、スポーツ少年団等の活動においても互いを意識し、切磋琢磨するなどの効果が見られてきております。教育委員会といたしましては、今後においても各学校における教育活動のより一層の充実が図られていくよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、（３）、食育と学校給食についてお答えいたします。平成20年度は、小学校2校に栄養教諭を配置し、食育の指導に当たってまいりましたが、本年4月からは栄養教諭が行う指導対象を全小中学校に拡大して実施することといたしました。食育の推進を図る上で学校給食が担う役割は大きく、栄養教諭が授業や給食時に行う食に関する指導を通して、児童生徒が将来にわたる自分自身の食生活を見詰め直し、よりよい食習慣を身につけることとなり、ひいては家庭にも波及することで食育の推進につながると考えております。また、今回学校給食会が行った学校給食費にかかわるアンケート調査において、保護者の皆様から貴重な御意見をたくさんいただきました。アンケートの回答率は73.6%で、そのうち80.4%に及ぶ皆様から多少の費用負担になっても子供たちには安全、安心な食材使用を心がけ、地産地消を基盤とした給食の提供をすべきとの御意見をいただいたところであり、学校給食に対する保護者の関心の高さがうかがわれる結果となりました。中でも安全、安心の重視、給食費の未納対策、給食の質、量の維持など多くの意見や要望が寄せられていることから、学校給食会として慎重に協議を行った結果、基本として質を落とさず、安全、安心

な食材を使用すること、地産地消の継続などについて確認するとともに、年度初期の食材費支払いのための引当金に関し、行政の支援が受けられる見通しが立ったことで、引当金確保の必要性がなくなる。そのようなことから、当面の間引当金を活用して不足分を補てんすることとしたところがあります。今回の給食費値上げに関しては、学校給食会に専門部会として給食費適正価格検討委員会を設置し、アンケート調査を実施するなど広く保護者の意見を聞く中で判断したことは社会情勢を考えると現段階ではやむを得ない決断と認識しております。今後においては、保護者の皆様より寄せられた貴重な意見をしっかりと受けとめ、さらに安全、安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、（４）、文化大ホールへの見解と取り組みについてお尋ねがございました。文化大ホールの建設につきましては、旧名寄市の第3次総合計画、第4次総合計画に搭載はされましたが、建設には至らず、新名寄市総合計画では後期計画として挙げられております。御案内のとおり、これまでは市民会館が文化ホール施設としてその役割の一翼を担っておりましたが、昭和37年6月建設のため老朽化が激しいことから、大ホール建設に向けての検討に着手することとなりました。これまでも大ホールにつきましては、建設場所や客席数、維持管理関係、利用頻度などについて多くの市民の方から御意見をいただいておりますが、より使いやすく、機能的なホールを目指し、今後は庁内プロジェクトチームをつくとともに、利用する市民にも議論していただくなど、新しい名寄市としての合意形成を図る中で、基本計画に向けてのイメージづくりをしてまいりたいと考えております。その後基本設計、実施設計など建設に向けての準備を進めてまいります。

次に、（５）、小中学校適正配置計画についてお答えいたします。昨年4月に名寄市立小中学校適正配置計画第1期を策定し、市内を3地区に区

分して平成20年度から平成29年度までの10年間における小中学校の適正配置の方向性と学校の配置計画をお示したところであります。名寄市街地区では、小学校は12学級を維持できる規模を基本とし、5校から4校体制に向けた方向性を示し、統廃合や通学区域の変更を行い、再編を進めることとしており、中学校は9学級を維持できる規模を基本として2校体制を維持することとしております。風連市街地区では、小学校は6学級を維持できる規模を基本とし、中学校は3学級を維持できる規模を基本とし、それぞれ1校の配置としております。郊外農村地区の小学校及び中学校については、児童生徒数の減少と欠学年の発生など学習環境の変化が見込まれる状況において、地域の実情に応じて統廃合を含めた検討を初め、再編を進めることとしております。具体的な適正配置の進め方としては、保護者や地域住民の皆さんの共通理解を得て、個別の実施計画を作成した後、保護者、地域住民、学校の代表者による、仮称ではありますが、統合準備協議会を設置して、学校の統廃合に係る諸課題の解決を図り、実施していくこととなります。また、学校の再編とあわせて学校施設の耐震化や施設整備計画についても検討しなければならないことから、平成20年度は、今年度は耐震化事業の優先順位などを定めた名寄市立小中学校耐震化計画を策定したところであります。今後は、児童生徒数の将来推計や学校のさらなる状況把握に努め、具体的な適正配置の実施時期に関する検討を進めてまいりたいと思います。

次に、大項目の5、夢ある名寄づくりにかかわって、（５）、天文台とまちづくりについてお答えいたします。最初に、人員配置につきましては現在木原天文台の職員は正職員1名と嘱託職員1名の2名体制で運営してきておりますが、新しい天文台は木原天文台と比べ機能的な部分や面積でも大きさが異なり、加えて開設準備や機器操作技術の習得等の作業もあることから、平成21年度は天文台技術職員1名、嘱託職員1名の採用を、

またオープン年においては台長を配置するなど体制整備を図って、平成22年度春のオープンを目指してまいりたいと考えているところであります。新天文台は、教育、研究、観光を含め、各分野が融合した特色ある名寄市民のシンボルとなる施設を目指して整備されることにより、これまででき得なかった宇宙空間の天体現象を観測、観望できる設備とあわせて天文台の基礎知識や体験を通して学ぶ場、市民に夢を与え、豊かな人間性をはぐくむ場及び学术交流や人材育成の場として新天文台を生かした特色あるまちづくりを進めていきたいと考えております。こうした観点から、学校教育や生涯学習教育の一翼を担う施設となり得るよう平成21年度中にはプログラムづくりに取りかかる計画であります。さらには、国内外に向けての最新情報を名寄市から発信して、交流人口の拡大に努めるなど、特色あるまちづくりに貢献することを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、限られた時間ではありますけれども、再質問をしていきたいと思っております。

個別のことについては、この後予算委員会もありますので、その中で具体的にお聞きをしていきたいと思っておりますけれども、まず最初に市長にみずからのこれまでの総括と今後ということでお伺いいたします。中で態度表明時期はいつかという問いもさせていただきましたけれども、お答えはいただけませんでしたけれども、昨日土別の田苺子市長が講演会の会合の中で多選の弊害ですとか、あるいは健康上の懸念を挙げて4選不出馬というふうにお話をされました。そういう名寄市の場合、まだあと1年任期がありますし、この1年間できちっともう一回合併を含めた新しい名寄の基礎を築いていただくのは当然でありますけれども、特に田苺子市長と島市長といえはほぼ同じ時期に市長に御就任され、一緒に上川北部全体の発展に尽

くしてこられたと思っておりますので、その点を含めて改めて御自身の態度表明についてはどういうふうにお考えなのかというのを伺っておきたいと思っております。

また、公共施設のあり方について、一定程度公共施設のあり方検討部会が結論を出しました。先ほど御答弁にもあったように、維持管理費がかかる部分、あるいは財政の事情を考えるとこの問題は非常に厳しい、つらいこともあろうかと思っておりますけれども、早急に進めていかなければならないと思っております。その中で市長も今後市民の皆さんに対する説明をしていきたいという話でありますけれども、それはいつごろの時期からスタートさせるお考えなのかをお知らせをいただきたいと思っております。

さらに、定住自立圏構想について、これもどういう内容になるかというのはまだ明確ではないと思っておりますけれども、ただ総務省の地域力創造グループ地域自立応援課の山崎重孝という課長さんがこの構想についての一定の資料を発表されております。その中で定住自立圏イメージの最初に病院というか、医療の問題がかかわっております。この山崎課長のあれですと、中心市の総合病院から周辺市町村の一般診療所に医師を派遣するなどがあって、ある意味ではなかなか進まなかった公立病院のネットワーク化を非常に意識した自立圏構想というふうにも判断されますし、もう一つはこの発表の中に先行実施団体、中心市が21市、19圏域ということで、そのうちの13圏域が病院あるいは医療の問題というのを取り入れていると。そういうことからすると、病院についてはこれまでも土別の市立病院の状況、あるいは名寄のうちの病院の状況を含めていろんな意見がありましたけれども、そういう中で定住自立圏構想というのは、危ないと言ったら言葉は語弊がありますので、危ないとは言いきれないですけれども、入っていくことに一種の危機感みたいのがあるのですけれども、その辺市長はどういうふうにお考えになっ

ているのかを再度お聞きをしておきたいと思いません。

それと、教育行政の関係では、文化大ホールの部分で、市長の執行方針の中では市民文化大ホール、あるいはきょうの午前中の答弁では文化センター大ホールという表現を使っている。教育委員会のほうでは、文化大ホールという表現を使っている。これは、そこまでせんさくするなということになるかもしれませんが、市民文化大ホールあるいは文化センター大ホールという、今の市民文化センターに併用して、先行取得している土地に併設するのが市長のイメージの中にあるのかなど。一方、教育委員会は文化大ホールということは、ある意味ではそこにとらわれないで進めようとされているのかということと、もう一つは今言った非常に危ない部分はあるのかもしれないですけれども、定住自立圏構想ということを見ると、今の財政事情からいって本当に名寄市に今文化大ホールが必要なのか、美深のCOM100ですとか、朝日のサンライズホールですとか、そういうところを活用するということにも全く教育委員会サイドとしては視野には持っていないのかということを含めて、改めてお伺いしておきたいと思えます。

食育と学校給食というのは、私は最後のでも名寄の基幹産業である農業を中心としたまちづくりという話をしたのですが、学校給食センターの調査で80.4%も値上げしてもいいよと。ある意味では、教育長は今の答弁の中では学校給食に対する関心という言い方をしましたけれども、私は親はそれだけ食に対する関心が非常に高まったいい機会ではなかったのかと。それを教育長の執行方針にもあるように、世界的な金融危機に端を発した不況の波を受け、経済状況の好転の兆しが見えないことなどからというのが大前提で今回値上げしないと。その後に書いてある運営引当金や何かのことについてはその後、大前提をあくまでも世界同時不況、ここを前提にこのことを考え

てしまうと、せっかく食に対する関心が高まっている状況の中で本当にそのことが生かしているのかと。これから世界同時不況でなくて、世界経済の状況の好転という兆しがないと上げられないという、そういうハードルをここでつくってしまったということが本当によかったのかという意味も持っているのですけれども、そのことについて改めてお伺いしたいのと、小中学校の適正配置については基本的な考えはわかりましたけれども、まず私はそういう前に適正配置の前提は何だったのかという、子供たちの教育環境をやはりよくしていかなければいけない、教育環境は今のままではだめだというのが背景にあって、例えば複式学年にしなければいけない、席かえはできなければいけない、運動関係もできなければいけない、そういうことが前提でこの問題というのはある意味では大きな柱としてあったのではないかと。そういう意味からすると、まずやるべきは子供たちに、本当に例えば小規模校の子供たちに大規模校に行ってもらって一緒に学んでもらうという、そういう交流事業をしっかりとしないと、そこで子供たちの認識を変え、親の認識を変え、親が一番心配するのは学校が遠くなるのと子供がそういうところに行って大丈夫かという不安がやっぱり高いと思うので、そのことについてまずやるべきではないかというふうに私は思いますけれども、この辺についてももう一度教育長の答弁をいただきたいと思えます。

市立病院のことに関しては、また予算委員会もありますので、お話をさせていただきますけれども、特に人材確保、市長にも答弁ありました条例を一定程度もう一回検討していただくというのがそうありますけれども、もう一つ、これは私これまで一般質問あるいは代表質問、議会の場で市長にお願いというのは一言もしたことないですけれども、1つだけお願いがある。それは、来年名寄大学から初めての看護師の資格を持った学生が巣立っていくと。この時期に、今からの時期、こ

れから入学式あるいはゼミでもいいです。一度足を運んで、入学式は足運ぶのですけれども、ぜひ名寄の市立病院で働いてくれと。これは、ことしよし悪しは別にしても成人の日に病院の組合の職員があそこでピラをまいたと。ぜひ病院に対する理解をしてくれと。現場の組合員がその行動をするというのはまさに異例のこと。それだけ現場は非常に苦慮されていると。そういう意味からすると、市長には申しわけないですけれども、頭を下げるとは言いませんけれども、学生、新しい学生、これから巣立つ学生の皆さんに名寄の市立病院の状況、名寄で名寄市立大学を市民が支えているという思いを含めてぜひ訴えしていただいて、その中から一人も来ないかもしれません。2人来るかもしれません。わかりませんが、ぜひそういう努力を設置者としてしていただきたいというふうに思っております。

望湖台センターハウスについては、いずれにしても指定管理者の間に一定程度の方向づけをするということでわかりました。

中心市街地活性化は、今の市長のお話によるともう既に経済産業局あるいは道との話を含めて認定ラインには達しなかったということで、ハードルが高かったということは一定終止符を打つと。これからどういうふうにしていくかというのは、市民による協議会で議論をということでありますけれども、これはある意味では早急に方向性というか、市民との協議の場をつくらないと、やはり一番心配しているのはつくる側と買う側、あるいは市民も含めて今からしっかり議論をしていかなければならない課題だと思っておりますので、その点について市民による協議会でというのは、仮称でありましょうけれども、どのぐらいをめどにそういう取り組みをされようとしているのか。加えて駅南の部分についても午前中の答弁にありましたけれども、特に議会の中で議論になっていたのは西條さんのやることはそれは認めながらも、一方バスターミナルとの間にあるJRの車庫については

市が買うのか、西條が買うのかを含めてどうしてお考えをお持ちなのかというのをお聞きしたいと思います。

もう一つ、農業を生かすまちづくりということでいろいろ議論をさせていただきましたけれども、市長も農商工の中で連携をしながらやっていくということでありますけれども、ぜひこれに消費者を加えていただきたいと。それは、これからWTOやEPAの交渉の成り行きにもよりますけれども、関税がもし撤廃されるようなことになってくれば、これはもうある意味ではブランド化ですとか、地産地消というのを積極的に品質のよさを売り込まなければいけないということもありますし、ある意味一方では生産者のチャレンジ意識も高めなければいけない。そして、何といたっても消費者の価値観を変えることが大事だと思いますので、これは形はぜひ消費者も市民も巻き込んで、本当の意味のまちづくりに役立てるという取り組みに発展をさせていただきたいと思っております。

名寄地区、風連地区の性格づけは、確かに市長のおっしゃるとおりでありますけれども、私は言葉はこれも語弊があるかもしれませんが、北海道すべての自治体、昔の212市町村それぞれがそうありますが、やっぱり金太郎あめの自治体を続けてきたのではないかと。隣のまちにあって、なぜうちのまちにないのか。隣のまちにないけれども、うちにあったらと。また、それがこうやり返してずっときていると。そういう意味では、例えば公共施設のあり方も含めてそうありますけれども、どうもやっぱり近くにあるほうがいいと。それはそのとおりでありますけれども、ただ本当にそれでいいのかというのはこれからの名寄市を考えていったときに一定程度性格づけをすることでクリアされる問題、例えば過疎化につながるとか、いろいろなものが交流がされないとか、いろいろなことも解決する問題もあるのかもしれませんが。そういう意味でこの医療、教育あるいは文化というのは適正ではないのかもしれない

んけれども、ぜひそういうことで風連地域も、あるいは名寄地域もそれぞれが発展していける施策が展開できるものというのは必要ではないかというふうに判断しますので、改めてその点で御見解があれば聞かせていただきたいと思います。

最後に、天文台については、1つはやはり市民の中にも今のこの時期に多額なお金をつぎ込んで天文台というのはいかかなものかという声も既に出始めていると思います。ただ、私はそうではないと。星がきれいに見えるこの名寄の地にあって、やっぱり天文台というのはいついいし、これをぜひ生かしていかなければならない。例えばここにいらっしゃる理事者あるいは議員の皆さんもそうでありますけれども、私もそうであります。自分の星座がどこにあるのかもわからないと。せめて名寄の子供たちは自分の星座の位置はわかろうとか、例えば去年市民連合で研修へ行ったとき、熊本の清和高原天文台といったと思う。ちょうどそこに学校の先生が来ていました。子供たちに天文台で勉強をさせるための打ち合わせに来ているのだということがありましたので、ぜひそういうプログラムというのでも検討して、名寄の子供たちは星に詳しい、星を知っていると、やっぱりそれは名寄に天文台があるのだとか、そういうものにつなげていくと。逆に言えば自分の星座だけではなくて家族の星座、友達星座、できれば12星座全部覚えるのが一番いいかもしれません。空を見上げてしっかり物語ができるような子供たちに育てるようなプログラムも私は必要だと。そのためには、今の人員配置、先ほどおっしゃった人員配置で対応できるのか、これからある意味では管理部門や何かを含めて今いる職員が忙殺されるかもしれない。そういうときにも本当に先を考えていけるような、プログラムを考えていけるようなスタッフが必要だと思うのですけれども、その点について改めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただ

きました。市長の任期がということでお話ありました。来年の4月ということで決まっているわけでごさいます、多選の弊害というのもあるのではろうと、こんなふうにも思っておりますが、しかし私は先ほどお答えをさせていただいたように21年度の予算をしっかりと執行していく責任というものがあるということで、いましばらく時間をいただきたいと、こんなふうにも思っているところでごさいます。やはり行政のリーダーの若返りということがまちの活性化に間違いなくつながると、こういうふうにも認識をしているところであります。

公共施設のあり方について、既に風連地区での交流センターの建設等にかかわって、福祉センターの取り壊し等も含めて合併協議の段階等では想定をしていなかった状況変化というのがございました。これは、公共施設のあり方検討部会の中で名寄市の希望でこれから市民の利用度を高める施設として何を残し、経費も含めて何を廃止をするのかと熱心な議論をしていただいた中からそういう方向づけをさせていただいて、風連の行政区の皆さんや利用者の皆さんにまず意見を求めながら、取り壊しの方向性については合意形成を図っているわけでごさいます、すべて一気にということにはいきませんが、その利用の変更を市民の皆さんに協議をしながら、しっかりと説明責任を果たしていかなければならないと、こんなふうにも思っております。

自立圏構想の話は、私も山崎課長の話2回聞きました。1回目は、上川の町村議員の皆さん方の研修会のときに首長も出席していいと、こういうこともありましたので、旭川市で開催されたのですが、話を聞くことができました。その後北海道市長会の理事会がありまして、その理事会のときに山崎課長がまた市長を相手にしての制度の説明会と、こういうことでありました。私も山崎課長の話そのものを全部総務省の発想はすばらしいと、そんなふうには思っておりません。しかし、平成

の大合併をしてどうしても合併できないところが現実あるわけです。その中で、それではどのように地域の住民の皆さんのサービスを確保していくのかと。こういうことを考えた場合には、今までもとられております生活を中心とした生活圈あるいは教育圏、医療圏等の中で、やはり中心地が役割を果たしているそのものをしっかりと議会で認知をして、その認知をする中で場合によっては財政のバックアップをします。現在の構想の中では、中心地については4,000万円の交付税措置と。周辺の市町村については1,000万円の交付ということであります。

名寄市がこれまで進めております医療ですとか福祉の関係で申し上げますと、医療は申し上げるまでもなくセンター病院として、周辺の圏域の医療機関に対して宿日直ですとか、あるいは学会等の出張の際にスベアを入れると、こういうようなことも含めてやっておりますし、福祉の面で申し上げますと介護認定の審議会の設置については名寄市に設置をして周辺の市町村の認定に便宜供与を図っているわけです。あるいは、機能訓練士の共同配置というのも市立病院の機能訓練士を町村に差し向けるようなことをもう既に何事業かやっておりますから、こういうことを具体的に双方の議会が提携をするという議決をしていただいて、そこでささやかかもしれませんが、国からの財源をしっかりとサービスをしているところ、受けているところが一定の支援協定に基づいて精算をしていくと、こういうことがいいのではないかと。特に市立総合病院につきましても、現在の入院あるいは外来等の患者が利用されるのは名寄市民が約50%ということ、あるいは医療圏の皆さん方が利用されて、しかも収支が合わない、こういう状況がありますから、病院長なんかは議会でも御意見がありますけれども、地域の自治体との連携が何とかならないかと。現在ささやかですけれども、救急医療について圏域からの応援をいただく取り決めを平成20年、21年、22年と3カ

年の約束で進めております。こういうことも拡大をしていきたいと、こんなふうにも考えておりますが、まずは中心市としての宣言をするという作業がありますから、その前段での研究協議が必要だと、こんなふうに思っております。今まで医療行政については国がそのような方向を打ち出すに相まって、北海道も広域連携というのを打ち出しました。しかし、現在どこもそうなのですが、自治体病院の医師は人事権は首長が発令をしているわけですが、例えば異動、転勤をするときには私どもに実権がないと言ったら非常に寂しい話なのですが、やはり大学の医局の都合等で関連病院間の医師の交流人事ということが図られるわけでございます。そうした人事も含めて実効性が高まらないと広域連携もうまくいかないという実態が検討の結果出ておりますので、こういったことは昨年から急激に北海道内でも3医育大学、北海道を含めての協議が進んでおりますから、定住自立圏と相まって確立されてくるものと、こんなふうに期待をしております。

文化センター大ホールとの関係は教育長のほうから答弁をさせていただきますが、名称は大ホールというのはいかほどの客席をもって大ホールということが正しいのかというようなことも内部で議論をした経過があります。こちらのほうはこれから市民の皆さんの意見を聞いて、特に昨年風連地区のまちづくり懇談会等の中から名寄市の大ホール構想はどうなったと、こういうようなことの質問として出ました。風連地区の皆さんから御意見をいただく時間的なものは今までありませんでした。そういうことも含めて、広域的な利用はどこまで可能なのか、現在も名寄市民は朝日のサンライズホールにお邪魔をしたり、美深のCOM100にお邪魔をしたりしておりますけれども、それだけで佐藤議員のお話のような住民の皆さんが完結できるのかどうかということも含めて議論をしていただければと、こんなふうに思っております。

次の人材確保の関係で、看護師の確保について

は先ほどにも答弁させていただきましたけれども、特に診療報酬は看護基準の濃度の高いところに報酬をつけるという制度改正があったがゆえに定員の看護師等についても異動が著しく出てまいりました。名寄の看護学科の卒業生も地方の出身者、都市部からの入学者も多いわけですから、当然にしてそちらのほうが門戸を開きますと流れると、こういうことがありました。私は、毎年看護学科の謝恩会というのに出ておまして、卒業生もどちらへ向かうのかも含めてお話をする機会がありましたけれども、ことしは残念ながら卒業生がいないわけですから、来年の3月、4大化の初の看護学科生が卒業するということでありますから、実習等では当然名寄市立病院に大変お世話になっているわけですが、そのこととは別に私からもまた看護学科の学生にしっかりとお願いをしたいと、こんなふうにも思っているところであります。

今単なる声かけだけでは実現をしないという向きもありまして、組合の皆さんと医療職給料表の導入について議論をしております。現在一般職の給料表を使っているのですが、一般職の給料表というのは御案内のように終身雇用を前提として、昇給曲線が年齢が上がってもずっと上がっていくというようなことを想定して給料表が構成をされております。しかし、現場の市立病院等においては看護職の人材あるいは薬剤師等の人材も含めて医療職の4大卒の基準をもって運用するのでは人材確保ができないと、こういう悲鳴があるわけでございまして、医療職給料表の導入によって初任給についてはそうした医療機関間の均衡が保てるような運用にやはり改革をしていかねばならぬと、こんなふうにも思っているところでございます。

次に、中心市街地の関係でお話がありました。熱心に協議をいただきましたけれども、やはり徳田地区に進出の大型店の影響で、商業者の皆さん方は次の作戦といいましょうか、体力的にもなかなか中活の事業創出まで進まないという現実があ

ります。しかし、国が打ち出している中心市街地の活性化事業というのは手を挙げなければ全く動きがつかれないわけですし、何としても個別事業であってもしっかりと実らせていきたいものと、このように考えながら進めてまいりました。駅の南横の用地については、土地開発公社の用地ということも含めて現在全体の計画と分離をするような形にはなっておりますけれども、名寄市の全体の商業の活性化、あるいは市民の利便の向上ということでしっかりとやっていかねばならぬと、こんなふうにも思っております。あの土地の全体の中で2,000平米ぐらいのJRの車庫等の供用をしているところがありまして、現在西條が利用する土地利用についての詰めの部分をしております。相当な移転を伴う補償というのがJRのほうからもお話がありまして、商業の展開にその移転補償までを使いながらやる計画の熟度があるのかどうかという詰めを急いでおりますけれども、私どもは余りJRさんが高い補償ということに固執をすればその部分はパスをしなければならぬのかなというふうにも考えておりますけれども、しかしJRをおいて名寄市の全体のまちづくりということを考えると、ここのところは少し粘ってでも交渉をして、全体の景観も含めた整備を図っていくことが必要のかなと、こんなふうにも思っております。西條デパート側が商業ゾーンとしての整備にどれだけの面積をカウントしながら進めているかという詰めがまだ残っておりますけれども、バスターミナル等も含めて、場合によっては行政がそれらの取得もする中での一体的な整備を図るということも念頭に置かねばならないのかなと、こんなふうにも思っているところでございます。

なお、道北バスの駐機場としての希望等も話が出ておりますが、その場所はバス会社としてはどこがいいのかということもあわせて協議をしているところでございます。

農業を生かすまちづくりということでもいろいろとお話がありました。国の景気の動向もありま

すけれども、今回の大企業、輸出産業がこのような状況にあるということでは、私は農業は少し認知をされてきているなど。世界的な食料事情のことはあれなのですが、しかしいずれにいたしましても消費者の理解がないとせっかくの安全、安心の価値ある農畜産物も輸入の安さに目をとられて、消費が確立をしないとこの地域の農業振興というのが伴っていかないと、こういうことであります。平成20年度について申し上げますと、お米については国の政策的な展開もあって一定の基準をキープできたのではないかと、こんなふうには思っておりますが、やはり野菜関係については市場主義だけに任せておけば豊作貧乏ということがいつまでも続くということでもあります。これらの豊作、不作に連動をするセーフティーネットと申しますか、そういうことも含めてやはり畑作振興、野菜の生産団地としての確立が求められるということで、農業団体もあわせて国の制度要求を続けていかねばならぬと、こんなふうには思っております。消費者の皆さんにもやはりこれだけコストをかけてつくっているのだということを認知をしていただく。私は、昨年4月にオープンをしました道の駅での即売、あるいは市内でも何カ所か生産者の皆さんが直売をやっていただいております、こうした中で生産者と消費者が直接対話をしながら、これだけ手間をかけて、コストをかけてということは地産地消の中で理解が深まるのではないかと、こんなふうには思っております。余りイベントで無料配布するというのは、私は基本的には歓迎しておりません。やはりかかっているものは御負担をいただいて、イベントを盛り上げていただくことが大事であると、こんなふうには思っているところでございます。

まちづくりについて、金太郎あめのようなというのは中央集権の弊害だったかもしれませんが。しかし、名寄、風連について申し上げますと、例えば火葬場は近接する2つの自治体でおのおの持たないで1カ所でやりましょうというようなことで

早くから統合した火葬場を整備しましたし、それから病院の風連診療所に入院の部門を廃止するというのももう十数年前に当時の理事者間の中で協議をして、入院は名寄市立総合病院が持つと、こういうような提携をしてきているところがあります。これを広げて圏域の中で、上川北部ということになります。広域圏の計画づくりの中でも発揮をしてきたと。例えば名寄の博物館については、周辺の皆さんと同じような歴史の展示だけではなくて北国にこだわった展示と、こういうようなことをやってきたわけですから、これからの名寄、風連両地区の均衡ある発展といいたしても同じものを両地区につくるという発想ではなくて、やはり特色を生かしたまちづくりという基本的な考え方のもとに整備を図っていきたいものだと、こんなふうには思っているところでございます。

天文台は教育長のほうからの答弁になりますが、私も大きな事業費を投入してということではありますが、やはり合併をして合併特例債が使えるという大きなインパクトがあって事業に踏み込めたというふうには思っております。幸い国のほうも1年おくれましたけれども、北大の予算に対する配分が確保できたということでありまして、私どもは1メートル40以上のレンズを持つというふうに期待をしておりまして、大学からことしの新年早々にあいさつに見えたときには、ぜひ地元の期待にこたえたレンズをとということでもあります。こうしたことで北海道大学とも連携を図る中で望遠鏡、規模の大きいものということで、国内でも有数の天文台に仕上がってくると、こんな期待をしておりますから、この地理的な観測条件が恵まれているということも含めて、私は大きなこれからのまちづくりの希望の星につないでいけると、こんなふうに期待をしているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 教育にかかわりまして何点か御質問がございました。まず最初に、市長もお答えいただきましたが、文化大ホールにつき

ましては呼称が両方で若干違うというお話でございましたが、市長と私とで思いが違うわけではございませんで、新名寄市総合計画後期計画の教育部会の中では文化大ホールと、こうなっているので、教育委員会サイドとしてはこの呼称を使わせていただいたと、こういうことでございます。文化大ホールについては、昭和55年当時から旧名寄市では文化会館建設協議会というのが立ち上がって、その中でいろいろ議論をした経過がございます。しかし、建設には至っていなかったということでございますが、先ほど申し上げましたように新しい名寄市として、このことについてまたしっかり議論を形成していければと、こんなことを思っているところであります。

それから、学校給食につきましては、親の学校給食に対する熱い思いというのは今佐藤議員のほうからもお話あったとおりでございます。私もアンケートの結果を読ませていただいて、そのことを強く感じました。私会計で、学校給食会では、1つには引当金、これは今までの残金といひましようか、繰越金が積み重なってできたものでございまして、これらについてはできるだけ早い機会に還元するのがいいのではないかと。結局今子供たちが少しでもいる間に、払った子供たちがいる間に還元するという、そんな思いがあったようでございます。そういうことから、給食費の値上げは親の意向も、それから今の経済情勢あるいは諸般の物価の値上がりなどから見てもせざるを得ない状況にはあるが、この引当金をもって早目に子供に、あるいは保護者に還元したいと、こういう思いがあったようでございますので、決して世界の不況があるからというのをハードルにしたということではないと私は受けとめております。

それから、給食費適正価格検討委員会というのは、これは引き続きこの機能を果たしながら、保護者と給食費にかかわるコミュニケーションをしっかりと図っていきたいと、このことを考えているところであります。

それから、適正配置にかかわりまして、佐藤議員のほうから教育環境の整備、これがまず先にあるのではないかというお話でございまして、まさにそのとおりでございます。私たちが適正配置計画を考え、そして検討委員会の答申をいただいた中でもこの教育環境整備というのが大きな視点になっております。そのことを決して見失ってはならないということを改めて御指摘いただいたのではないかなと、こう思うのであります。

これに係るさまざまな交流についてもお話がございました。一番交流が盛んなのは風連地区であります。小学校同士が一堂に会してのさまざまな行事を行っておりますし、小学校と中学校が出前授業のような形、あるいは見学する形で交流が進められております。それから、あわせて名寄地区でも例えば中名寄小学校と南小学校が合同で授業を行う場面などもございますし、中名寄小学校と智恵文小学校、言ってみれば小規模校同士も一堂に会して学習活動を行っている、こういう事例もございます。そういう中で小規模校、大規模校のそれぞれのよさというか、そういうものも子供たちが身をもって体験していく。このことは、これからも続けてまいりたいと、こう思っておりますし、また適正配置に当たってはやはりその地域の特性をしっかりと把握することも大切であります。それとあわせて地域にも考えていただく、このことも大切な営みでございますので、特に郊外農村地区などにおいては地域でもしっかり本校の存続について、その教育的な効果とか子供の将来もしっかり考えた議論がやはり必要になってくるのではないかと、こんなことを考えているところでございます。

それから、天文台については、費用対効果については市長のほうからお答えがありました。私のほうからは、佐藤議員御提言の自分の星座を名寄の子供はみんながわかっているという、大変大きな夢であります。ぜひこのことは実現したいと思います。運営委員会などでは、例えば小中学校の

修学旅行に天文台コースを誘致してはどうかという、こういうお話もございました。こういうこともできればぜひ頑張ってみたいと、こう思うのでありますし、私はもし東洋一の星のよく見える天文台ができればアジアの子供たちと日本、名寄の子供が肩を並べて一緒に星を見る、こんなことも夢見ているところであります。いずれにしても、そういう大きな夢を持ったプログラムをこれからぜひ考えていければと。

もう一つは、それに係る人員についての御心配がございました。先ほど人員配置についての予定はお話し申し上げました。しかし、これでこの天文台が本当に夢のある営みができるのかということ、私はやはり簡単ではないと思っております。しかし、ここに忘れてならないことは、私はやはりボランティアといいたいでしょうか、名寄市民が天文台を支えるという、こういう営みが必要でないかなと思っております。例えば名寄市立図書館では、ラ・ボラという組織がございます。この方たちは、図書の整理だとかちょっとした貸し出しなどのお手伝いもしていただいておりますし、北国博物館にはサポーターチームがございます。その中で北国博物館を支えてくれている。しかし、天文台の場合はもっとしっかりとした大きな市民組織をつくる必要があるのではないかと私は考えているのであります。幸い名寄には、天文同好会、天斗夢視というのがございますので、そういう同好会ともしっかりと相談しながら、市民挙げて天文台を支える、そういう営みがどう構築されるか、そのことについてもしっかりと検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） おおむね2時間の時間も超過しましたので、最後に21年度も厳しい財政運営を強られるのかもしれないけれども、ぜひ市民ニーズにこたえ、新しい名寄市の基礎をしっかりと作り上げて、より発展させることを求めて終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

15時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成21年度市政執行方針について外8件を、中野秀敏議員。

○25番（中野秀敏議員） 議長より指名を受けましたので、緑風クラブを代表して市長、教育長に通告順に9項目について質問をさせていただきます。

新名寄市がスタートして早くも3年を終えようとしています。島市長においては、就任以来新市総合計画の策定を初めとし、計画に掲げる施策、事業の実施、それぞれの地域や歴史を大切にしながら、市民の融和と一体感の醸成に、そして住んでよかったと思えるまちづくりに日夜御尽力いただいていることにまずもって心から敬意を表するところであります。

輸出産業を主とする我が国にとって、アメリカ発の金融危機により雇用問題、消費の縮小など日本経済への打撃ははかり知れないものがあります。本市の基幹産業である農業への影響も今後心配されるところであります。

最初に、21年度執行方針について質問いたします。今日まで建設事業においては、新市建設計画を基本に名寄、風連両地区の均衡ある発展を目指して進められています。しかしながら、合併後の3年間においては旧風連地区の3大事業であった道の駅、市街地再開発事業、風連中学校整備事業と進める中で、名寄地区住民にとって風連地区ばかりという思いがあるように感じているところですが、今日まで、また今後における均衡ある発展をどのように考えておられるかお伺いをいたします。

次に、（仮称）自治基本条例については、自治体の憲法であり、今日まで市民懇話会の13名の皆さんの22回にわたる会議を重ね、今月先日12日には答申がなされたところであり、市民懇話会委員の皆様の御苦勞に敬意を表するところであり、また、我々議会とも意見交換をさせていただきました。今後答申を受け、制定に向けてどのようなスケジュールで進めるのか、またパブリックコメント制定後の検証等についての考え方をお伺いいたします。

2点目に、21年度予算についてお伺いをいたします。21年度においては、一般会計予算は地域経済や雇用にも配慮し、継続事業の実施により前年度比8.1%増の199億8,200万円、積極的な予算編成がなされたところであり、初めに、21年度予算編成に当たっての基本的な考え方についてお伺いいたします。市長は、常々基金に依存しない財政運営を心がけていることと思っておりますが、今年度においても4億3,000万円余り、財政調整基金で3億700万円の基金の取り崩しによる予算編成となっております。今後の財政運営を考えると、不安を覚えるところであり、基金の考え方と今後の財政運営についてお伺いをいたします。

次に、今年度の予算編成においては、各部ごとに一般財源ベースでの一定のシーリングをかける手法を取り入れ、全面見直しを行ったところですが、その成果についてお伺いをいたします。

次に、中期財政計画については、昨年10月に見直しを行い、議員協議会において報告を受けたところであり、21年度予算編成後における中期財政計画との整合性についてお伺いをいたします。

3点目に、行財政改革について質問をいたします。行財政改革の推進については、昨年度から行財政改革推進委員会を発展的に解消し、新たに市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げ、スピード感を持って行財政改革に取

り組むことが大変重要であり、既得権や既成概念にとらわれないで、すべての事業の見直しを実施してまいりますとしています。しかしながら、市民から見てなかなか目に見えてこないのが現実であると考えるところであります。組織のスリム化、人員削減等の見直しについてお伺いをいたします。

次に、使用料、手数料については、平成20年度においてはごみの料金、パークゴルフ場使用料金等の見直しを実施したところですが、21年度において見直しを予定しているものについてお伺いをいたします。

また、21年度予算における負担金、補助金の見直しによる予算への反映額についてもあわせてお伺いをいたします。

次に、民間委託による指定管理者制度の導入は、平成18年度には26施設から平成20年度には31施設と増加をしているところであり、市民の利便性、財政負担の面からどのように検証されているか、また今後の見直しについてお伺いをいたします。

4点目に、地域自治組織についてお伺いをいたします。名寄地区においては、現在小学校区を区域とする地域連絡協議会の設置により、地域における子供たちの見守りやお年寄りのサポート、防犯、防災対象などコミュニティー再生の取り組みとして行われております。今後における地域協議会のあるべき姿、また風連地区の住民自治組織移行後における地域協議会のあり方についてお伺いをいたします。

また、風連地区住民自治組織への移行に関しては、13の町内会とする答申がなされたところですが、その後移行に向けて地域協議がどのように進んでいるか、あわせてお伺いをいたします。

5点目に、商工業の振興についてお伺いをいたします。風連地区市街地再開発については、平成20年度分については工事も完了し、現在それぞれが移転作業を行っているところであり、平成21年度においては、待望の地域文化活動の拠

点として機能する地域交流センター、そしてJA道北なよろが建設される予定であります。平成21年度事業における工事のスケジュール及びオープン予定についてお伺いをいたします。

また、地域交流センター完成後における維持管理の考え方、あわせて利用料の考え方についてお伺いをいたします。また、地域交流センターステージのどんちょうは非常に高価なものと考えておりますが、どのような考えをしておられるか、あわせてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、交流センター完成後に取り壊しを予定している福祉センター、母と子と老人の家の跡地利用についてもお伺いをいたします。

6点目に、道北圏ドクターヘリの配備についてお伺いをいたします。平成21年度は、旭川赤十字病院を拠点として道北圏、釧路を拠点として道東圏と2機の配備が予定され、今年度秋ごろに向けて就航準備が進められるとのことですが、ドクターヘリ配備に伴う名寄市立病院の利用のあり方、また地元自治体の負担金はどのようになるのか、また名寄市におけるヘリポートはどのように対応するのか、現時点での状況をお聞きいたします。

7点目に、交通安全対策についてお伺いをいたします。1年に1万人以上が犠牲となり、交通戦争と呼ばれた時代から道路の安全を取り巻く環境は大きく改善されましたが、2008年の全国交通事故死者は5,155人となっております。中でも高齢者が加害者となる事故は、1997年に比べ2007年には1.5倍に増加しているのが現状です。日常生活で車が絶対必要な人は別として、一般の後期高齢者は何かきっかけがあれば車を手放し、運転免許証を返納してもよいと思っている人も少なくないと考えるところです。名寄市において高齢者運転免許返納制度を設け、優遇策をつくるなど、事故の予防ばかりでなく地元商店街の活性化や公共交通機関の利用促進につながると思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。あわせて高齢者事故対策への今後の取り組みについて

もお伺いをいたします。

8点目に、市民文化センター大ホール建設についてお伺いいたします。行政執行方針において庁内プロジェクトチームを設置し、検討を進めるといっておりますから、後期総合計画の早い時期での建設と予想するところであります。文化活動の拠点として、固定席の席数、また財源等の手だてについての基本的な考え方をお伺いをいたします。

9点目に、教育行政についてお伺いをいたします。初めに、新天文台については多くの市民が完成を心待ちにしていると考えるところであります。オープン時期、利用料の考え方、維持管理コストについてお伺いをいたします。また、オープン後における交流人口の拡大方策としてどのように考えているかお伺いをいたします。

2点目に、風連中学校の施設移転について、閉校後の風連高校施設の実施設設計、そして平成22年度で改修工事に入るわけですが、改修における今後のスケジュール、また校舎、教員住宅等における譲与の今後の推移についてお伺いをいたします。また、風連高校振興協議会より風連高校としての思い出の部屋、メモリアルホール等の要望が出ていたところではありますが、改修における考え方についてお伺いをいたします。あわせて移転後における解体を予定している風連中学校の解体時期、また解体における財源手だての考え方についてもお伺いをいたします。

3点目に、平成22年度よりキャンパス校として利用される名寄農業高校について、非常に広い敷地であり、高校間口の減少の中、各施設の有効利用のためには市としての検討機関を設置するなどし、道教委への何らかの要望をすべきと考えるところですが、考え方についてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 中野議員から大項目9

項目についての御質問をいただきました。8項目、9項目につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。以下、順次お答え申し上げます。

平成21年度の市政執行方針について、名寄、風連両地区の均衡ある発展についてからお答えを申し上げます。平成21年度は、合併の前段に策定いたしました新市建設計画を受けての第1次新名寄市総合計画のちょうど中間年に当たります。旧風連町時代からの懸案でありました道の駅、北海道開発局との共同による整備ということでありました。事業の実施年度が総合計画の早い時期に整備を図るということでありましたから、順調な事業化ができたものと、このように喜んでおりますし、また市街地再開発事業につきましてもこの区域にお住まいをする権利者の皆さん方の合意形成が図られまして、事業も順調に進捗をしている状況にあります。あわせていろいろな都市基盤の整備の中では、道路整備ですとか、あるいは公営住宅、教育というふうにあるわけでございますが、全体的な総合計画の実施計画をもとに事業費も勘案しながら調整を図ってまいらなければならないということございまして、両地区のそれぞれのバランスも配慮しながら、普通建設事業費ベースでは約20億円程度というふうには押さえて推進を図っていこうと思っております。選択と集中、地域の優先性も考慮して進めてまいります。

次に、自治基本条例の制定についてお答えをいたします。昨年2月に名寄市の自治基本条例のあり方について検討をいただくために13名の委員を委嘱をいたしまして、自治基本条例市民懇話会を設置をいたしました。あわせて札幌大学の法学部、浅野准教授のアドバイスをいただきながら、鋭意懇話会の中で議論を重ね、22回時間をかけていただいたところであります。先日3月12日には、懇話会の正副委員長から私に条例の骨子になります内容について答申をいただきました。今回答申に基づく条例案については早急に庁内において検討し、議会の提案については9月に提案を

できるように作業を進めてまいります。条例制定後は、この条例を生きたものとするためにいろいろな仕組みについて検討し、また検証もしてまいります。

次に、平成21年度の予算について、予算編成の基本的な考え方についてお答え申し上げます。昨年11月4日に訓令を出しまして、21年度の予算編成について職員との共同作業を進めてまいりました。訓令では、新名寄市第1次総合計画の具現化ということございまして、中期財政計画では平成21年度から平成23年度までの3年間でおおよそ21億円の収支不足が見込まれる状況でありましたので、行財政改革の着実な推進を念頭に職員の英知を結集し、既得権や既成概念にとらわれないすべての事務事業の見直しを行うということでシーリングを設定をしながら、予算編成に当たってまいりました。細部にわたる事務連絡等も一緒にあわせて実施しておりまして、新規事業についてはローリング登載事業であっても既存事業の見直しにより財源の確保を図ること、あるいは行財政改革の着実な推進を念頭に歳出全般の見直しを行い、事務コストの徹底した縮減を図ること、広報、ホームページなどの有料広告について、各課で歳入の図れるものがないか検討すること、あるいは経常的な消耗品については前年度マイナス10%という厳しい事務連絡を徹底させる中での歳入歳出予算を構築をしまいたところでございます。

次に、基金の基本的な考え方、今後の財政運営についてでございますが、平成21年度の予算編成については当初要求段階で9億7,000万円程度の収支不足がありました。査定による減や国の地域活性化・生活対策臨時交付金の交付等による事業化、あるいは地方交付税、臨時財政対策債などの増加により最終的な財源不足額は3億740万円ということになります。21年度に国の地域活性化、生活対策の繰り越しの基金等も含めて4億円を上回る繰り入れということに相なりました

けれども、純然たる財源調整的な部分については財政調整基金で3億740万円ということでございます。

お尋ねの基金の考え方については、財政調整的な基金である財政調整基金については安定的な財政運営を考えますと予算規模の5%程度というふうに考えておりました。平成21年度末には残念ながら名寄市の財政調整基金につきましては2億5,000万円程度と、こういう状況であります。また、公債費の償還に充てる減債基金につきましては、平成21年度末における残高が3億4,540万円ということであります。平成25年度に一括償還をする起債が4億8,790万円ございます。したがって、平成22年度以降の3年間で毎年5,000万円程度の積み立てを必要といたしております。このことで公債費の償還に減債基金の取り崩しで充てていきたいと、こんなふうに考えているところであります。今後の財政運営につきましては、財政調整基金の残高が目標より大きく割り込んでおりますから、基金に依存しない財政運営を余儀なくされるということでもあります。今後数年間は毎年収支不足が見込まれておりますので、行財政改革をスピード感を持って取り組むことで一定の財源確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、予算編成の全面見直しによる成果ということでお尋ねがございました。平成21年度予算から各部ごとに一般財源ベースでシーリング方式を導入いたしました。このことで職場議論を含めた内部の事業の優先順位等を徹底して議論をいただいたところであります。現時点での導入の成果としては、部内、課内などで職場協議の増加、予算総額を前年度以下に抑えようとするなど、総体的に職員の意識が高まりました。2番目には、各課の事業ごとに一般財源ベースで比較表をつけたので、増減などがわかりやすかった。また、課題としては、一般財源ベースのシーリングとしたため、一部補助事業などの増減で一般財源の額が

変更になったと。臨時的経費の扱いが十分でなかったと。昨年の年末に国の地域活性化・生活対策臨時交付金制度が創設されたことによって予算化できなかったという先送りをしてきた事業を20年度の補正予算あるいは21年度に取り込むことができた。このような特徴があろうと存じます。これにより部内での優先順位づけの協議が少し変更を余儀なくされたということでもあります。この一般財源ベースにおけるシーリング方式というのは、導入して1年目ということで、今後もっともっと検証、研究、見直しが必要であろうと思っておりますけれども、平成22年度以降についても継続をして運用していきたいと思っております。

次に、中期財政計画との整合性についてお尋ねがございました。平成21年度当初予算における財政状況は、前段申し上げておりますように9億7,000万円の収支不足でございましたけれども、国の地域活性化・生活対策臨時交付金等の振りかえ、査定によって財政調整基金の繰り入れが3億740万円と、こういうことであります。中期財政計画の今後の見直しについては、昨年10月時点では22年度、23年度の2カ年の収支不足、14億5,000万円というふうに議会で説明をさせていただいておりましたけれども、平成21年度の予算を編成を終えたところで、現時点ですが、2年間の収支不足の見込みについては事業費調整等を行った中では約7億円程度に想定をしております。これは、歳入で平成21年度の地方財政対策で地方交付税及び臨時財政対策債が伸びたこと、また歳出では退職職員の不補充、組織機構のスリム化など行財政改革の進行によるものと、このように考えております。毎年前年度決算と普通交付税の本算定が終了した段階で中期財政計画の見直しを行っておりますので、本年度につきましても8月から9月にかけて見直し作業を行い、10月ごろには市議会の議員協議会等に見直し等について提出をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、行財政改革の項目の中で組織機構の見直しの考え方についてお答えをいたします。昨年の4月に行財政改革推進実施本部を組織して、3つの部会で鋭意議論をしていただいたところがございます。特に組織機構につきましては、合併による重複する組織管理部門等のスリム化、あるいは将来の類似自治体の規模の組織人員ということも参考にしながら、年齢構成等も含めて進行しているものでございます。毎年4月の人事と並行して進める部分が多いわけですが、このスリム化を継続をして進めてまいりまして、また組織的に他の部とのバランス上もありますが、生活福祉部あるいは現在の出先の組織等を勘案をいたしますと、この生活福祉部につきましては来年の4月の段階で市民生活系と福祉部に分割をします。2つの部にしようと、このように考えております。類似する都市との比較をしながら、組織機構の検討を進めて、組織定員をきちっと固めてまいりたいと、このように考えております。需用費の一般財源ベースで、国の交付税の算定基準があるわけですが、この基準と名寄市の実態というものもまた参考にしながら、そうした状況の乖離といたしましょうか、このことをぜひ是正をしていく取り組みもあわせて進めていきたいと、このように考えながら、職員の補充については技術職等が相当数定年等で退職をいたします。これらの補充等も含めて構築をしていきたいと考えております。職員の削減につきましては、平成21年から3カ年で44名の減、平成24年度から3カ年で29名の減、合わせて73名の削減計画を予定しております。業務の連携、事務事業の見直し等常に行って、市民のニーズに対応できる組織に再編をしていきたいと考えております。

次に、使用料、手数料の今年度の見直しの予定についてということでございます。平成20年度の見直しにつきましては、既に議会等で御議論をいただいているパークゴルフの使用料ですとか、ごみの埋め立て処分場の手数料等がございました。

21年度の早期に議会で審議をいたごうとして、いるものとしては、農産物簡易加工施設の使用料、住民票など諸証明手数料がございますし、またさらに今後早期に議会の審議を予定するものとして、社会教育施設、体育施設などの両地区における料金の統一化に向けた取り組みを進めていかねばならぬと、こんなふうを考えているところでございます。

次に、負担金、補助金の見直しによる予算への反映についてお答えをいたします。負担金、補助金の見直しについても使用料・手数料及び負担金・補助金見直し検討部会の中で精力的に議論をしてまいりました。見直しの進め方として、1つには各課で評価調書を作成し、担当課内で協議をいたしました。負担金、補助金とも見直し指針を作成し、各課で作成した評価調書をもとに検討部会で必要性などを検討いたしました。補助金については、部会でヒアリングを実施をいたしました。これらの見直しを進める中で、関係する団体の皆さんにはそれぞれ文書等を申し上げながら、説明、理解を求めたところであります。お尋ねの見直しによる影響額、平成21年度の予算の反映につきましては、負担金で163万円、補助金で1,745万円の合計1,908万円が影響となっております。見直し協議の中では、関係する団体の皆さんからいろいろな御意見をいただきましたので、今後も各種団体の会議などの出席の際にしっかりと説明をして理解を深めてまいりたいと、このように考えてございます。

次に、指定管理者の制度の評価ということでお尋ねをいただきました。御承知のとおり、この制度は平成15年9月の地方自治法の改正により公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上とコストの削減を図ることを目的として創設をされております。現時点の導入数は31施設で、名寄地区では名寄市スポーツセンター、なよろ健康の森、名寄ピヤシリスキー場など24施設、風連地区では道の駅なよろ、ふうれん望湖台

自然公園、母子里地区共同牧場など7施設で、年度別では平成17年度2施設、平成18年度13施設、平成20年度4施設、平成21年度12施設となり、さらに団体別に見ますと名寄市体育協会8施設、道北なよろ農業協同組合5施設、名寄振興公社と名寄市社会福祉事業団がそれぞれ4施設、その他8団体が1施設ずつとなり、31施設を13団体に指定をしております。効果と課題がありますが、導入に当たり広く民間の視点、手法を取り入れることにより市民ニーズに対応した事業の実施など、市民サービスの向上やコストの削減が図られております。また、今後市民活動団体等が指定管理者となるようなケースが出てくることになれば、行政の市民参画、協働などの分権型社会の進展にも寄与されるものと期待をしております。その反面、名寄市のような規模のまちにおいては、公募によっても応募が少なく、経費の節減効果が期待できないこと、また現時点では該当はありませんが、指定管理者が利益追求主義により、住民サービスの低下や公共施設としてのイメージの低下にならないよう、履行確認や利用者満足度、経営の安定などの観点から、総合的にモニタリングによる評価等を確立していかなければならないと考えております。今後の見通しについては、平成19年2月に策定をしております新名寄市行財政改革推進計画に沿って、民間の知識や技術、経済性などを生かし、効率的かつ効果的なサービスを提供できるよう民間活力の導入を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、地域自治組織について、地域連絡協議会の今後についてお答えをいたします。地域の住民が住民相互や各団体、行政などと協働して地域づくりを担うことを目的に、小学校区域ごとの広域的な枠組みの中でその地域の課題や問題を明らかにし、これを相互に共有して解決に向けた事業活動を行うことや住民の意見を行政に反映させ、行政からは行政運営に対する相談などが行える場として、地域連絡協議会の設置をお願いしてきたと

ころであります。現在7小学校区の区域のうち6小学校区において協議会が設置をされ、残りの1つにつきましてもこの3月の末に設置される予定になっております。今後の取り組みでは、地域の課題や問題を解決するための事業活動計画について協議検討を行っているところであります。ことしの2月に南小学校区域でスノーランタンなど冬祭りの実行委員会の取り組みをしていただきました。非常に従来のスノーランタンのイベントから、規模、参加人数等も多くなって盛り上がったと。これは、協議会の初の事業ということで、このような報告ができることに喜んでおります。

風連地区での合併特例区設置期間終了後における考え方としては、合併協定書には両地区に地域自治区を設置する旨規定をしておりますが、前段お答えをしておりますように名寄地区では当面地域連絡協議会を設置しながら、地域課題等に対応する考えであります。風連地区におきましても同様の考え方で進めてまいりたいと考えております。この考え方につきましては、合併特例区協議会とも御相談をさせていただいております。今後は、その組織や地域住民の意見が市政に反映できる組織となるよう特例区協議会とも協議をしながら、組織化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、風連地区の住民自治組織移行の状況についてお答えをいたします。風連地区の住民自治組織移行につきましては、昨年10月に移行審議会から住民と行政との協働のまちづくりを一層推進するために住民自治組織へ移行すべきであり、その際には現行の区割りでは世帯数の減少と高齢化などによって自治活動に支障を来す地域があることから、具体的な区域の再編を含めた答申をいただきました。その後特例区協議会に答申内容を諮るとともに、風連地区の広報、お知らせ「風」で住民周知を図り、現在は各行政区長をお願いをして、遅くとも今月中には新組織設立に向けてその準備のための委員会の立ち上げをお願いしてい

る状況であります。既に早いところでは数回の会合を持ち、準備が着々と進んでいる地域もありますので、今後も引き続き各地域で答申に沿って新組織がスムーズに設立できるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、商工業の振興についてということで、風連地区の市街地再開発の内容についてお尋ねがございました。風連地区の市街地再開発で建設される、まだ仮称でございますが、地域交流センターについては、今年度の事業に着手する建設場所の既存の建物解体、除去工事につきましては、4月上旬より建築工事の着手に合わせて順次取りかかり、建築工事につきましても建築確認申請が発行される5月下旬から6月中旬にかけて着工を目指し、現在作業を進めている段階であります。また、工事完成につきましては平成22年2月下旬から3月上旬を予定をしており、オープンの時期については備品の搬入準備等を考え、平成22年5月連休前後を予定をしております。

なお、JA道北なよろの建物等につきましても同時進行ということもございます。同じ時期にオープン予定と聞いておりますので、双方協議により同時オープンできればと、このように考えているところであります。

次に、施設の維持管理について、所管部局の直営管理とするか、指定管理者制度を活用するか、経費の軽減を含め、現在検討をしてございます。利用料金等を含めた条例制定につきましては、遅くとも9月議会に提案し、審議をお願いしたいと考えております。

（仮称）地域交流センターは、老朽化により建てかえの時期に来ている福祉センターと母と子と老人の家の機能をあわせ持たせ、利用者の各要望にこたえられる諸施設及び規模で建設されることから、関係機関、団体、住民の方々への説明会を開催し、名寄市の財政状況等を説明し、まちづくり交付金事業、40%の交付を受け、平成22年度に両施設を解体、除去することについて御理解

をいただいたところであります。

なお、現福祉センターのホール北側に平成12年度増設をしております研修室につきましては、利用計画を現在鋭意検討中でございます。この検討につきましても関係者の意見をしっかりと反映してまいりたいと考えております。

また、新交流センターのステージに必要などんちょうにつきましても、私も現福祉センターのどんちょうについて再利用できないかということで、現地で関係者と協議をさせていただきました。37年間なれ親しんでいる立派などんちょうでございますが、これはクリーニングとあわせて防煙加工等が必要ということで、一部補修等もございまして、新しい施設において引き続き再利用していくことがよいのではないかと、このように協議をしております。

オープニングのセレモニーにつきましては、風連地区市民にとって平成11年から検討を進めてきた長年の懸案事業の実現であり、関係機関、団体と相談、協議の上、協議をしっかりと進めてまいります。

次に、道北圏ドクターヘリについて、名寄市立総合病院の利用についてお尋ねがございました。北海道内では、現在札幌圏を中心に1機が運用されておりまして、平成21年度国及び北海道の予算で釧路圏域と道北圏域2機の予算が認められているところでございます。道北地区におきましては、昨年8月に道北ドクターヘリ運航調整研究会が発足をし、署名活動、運航に対する試験的な事業あるいは誘致活動を進めてきたところでございます。お話がありましたように、平成21年度の後半、遅くとも10月以降の運航が実現されるものと、このように期待をしております。運航調整研究会の中では、名寄市立総合病院の位置づけについて、名寄市立病院を中継地点として考えており、名寄より北の宗谷の管内等での発生した患者について、旭川まで搬送するよりも名寄で救急診療することが命にかかわる部分ということで、

効率化あるいは緊急性ということも考えたときにヘリコプターが名寄にありということをご想定されるわけですが、基幹となる病院は旭川赤十字病院と連携した旭川医科大学ということになるわけですが、現在地元の負担につきましては、研究会の中で議論がされておりますけれども、年間の運航に対する費用につきましては国と北海道が2分の1ずつで、1機について約1億5,000万円という事業費の中で運航することになりますが、格納施設等については雪国ということも含めてしっかりしたものを整備してという議論がされております。これらの初期投資あるいは燃料のストック、燃料庫と申しましうか、これらにつきましては日赤病院の敷地内には場所をとれないということで、現在は旭川医科大学の敷地内という協議がされているところでございます。これらの初期投資の部分につきましては、関係する地域自治体が負担をして整備を図らねばならないということで、道北市長会あるいは上川、留萌、宗谷の3町村会等の代表者による協議を案としてつくっているところでございまして、この後具体的に旭川赤十字病院等の意向を踏まえた負担額というものが出てくることになっております。

なお、道北ドクターヘリのエリアにつきましては、空知地方の北部のほう、それから網走地方の北部も入っているということで、5つの支庁にまたがったエリアということになっておりまして、これらの中で合意形成を図っていくこととなります。

名寄市におけるヘリポートということでは、昨年9月に試験運航が行われております。このときには、風連にあります民間のヘリポートを名寄の臨時ヘリポートとして使用いたしております。今後本格的に運航されることとなりますけれども、名寄市立病院との連携ということではより市立病院に近いところに適当なヘリポートがつかないかどうかと、こういうことも含めて、当面民間の風連の借用と申しましうか、このことで対応す

ることになりますが、引き続き名寄市立病院との連携ということでは今後も検討されることになろうと思っております。

次に、交通安全対策についてお尋ねがございました。昨年1年間の交通事故による死者数は、先ほどの議員のお話のように全国で5,000人以上と、こういうことでございます。そのうち65歳以上の方が半数近く占めるということで、高齢者のこうした交通事故の当事者ということが非常に大きな今後の私どもの課題でもございます。道内につきましても昨年の死者数228名のうち43名の方が65歳以上の高齢者であったということでありまして、名寄市におきましても人身事故の発生が56件昨年ございましたけれども、そのうち65歳以上の高齢者の事故が20件ということで、全体に占める割合は35%となっております。このことは、被害者の立場だった高齢者の交通事故も、またドライバーとしての加害者になる、そのような増加傾向にもあります。高齢ドライバーの対策として1998年に始まりました運転免許の自主返納、昨年の実績で見ますと全国で2万9,150人の方が返納しておりますが、そのうち96%が65歳以上の高齢者でした。また、道内における自主返納者につきましては598名で、そのうち65歳以上の高齢者は93%を占めており、道警旭川方面管内でも同様の比率でございまして、名寄市の状況を見ますと、昨年12月末の運転免許取得者は1万9,191人と。そのうち65歳以上の高齢者が3,351人で、総免許所有者に、取得者に対する割合は17.5%となっております。名寄警察署管内で19年の運転免許返納者は4名、平成20年につきましては5名の方と、このように伺っております。高齢者の運転をめぐっては、視力や聴力、運転能力の低下など衰え、自分では気がつかないで自分は大丈夫と運転を続けるケースが多く見られると言われております。加齢に伴う身体機能の低下などにより自主返納をしたいが、身分証明書がないので、運転免許証を手放せない

と、こういう理由で返納をされない高齢者の方もいるというふうに聞いております。道内では、運転免許証を自主返納した65歳以上の方にいろいろな商品の割引ですとか、レストランの代金の割引ですとか、バスの回数券交付だとかありますけれども、住民基本台帳カードを差し上げている団体もあります。高齢者がみずから進んで返納していただくように、こうした身分証明的な住民基本台帳カード、お持ちの方もいるかもしれませんが、名寄市としても内部で検討して、実現を図ってまいりたいと考えております。高齢者の事故防止対策といたしましては、名寄市交通安全運動推進委員会における高齢者交通事故防止対策専門部会や名寄地区高齢者安全運転支援活動推進会議を通して高齢運転者を対象とした実践的な交通安全教育を実施をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） あらかじめ会議時間の延長を行います。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の8、市民文化センター大ホール建設について及び大項目の9、教育行政についてお答えいたします。

まず初めに、市民文化センター大ホール建設にかかわりまして、その基本的な考え方についてお尋ねがございました。文化大ホールの建設につきましては、さきの佐藤靖議員の御質問にもお答えいたしました。これまで文化ホール施設として利用してきた市民会館が建設から45年以上経過し、老朽化が激しく、修繕では持ちこたえられない、このような現状にある中、新しい文化ホールの建設が急務になってまいりました。市民会館の現在地での建設は、建物や駐車場等の十分なスペースを確保することが難しく、ほかの地区に建設することが必要となってまいります。また、その

利用頻度、音響や照明、そして舞台の大きさ、固定席を想定した客席数、駐車場の広さ、管理方法、維持管理に係る費用など、さまざまな事柄に視点を当てながら、今後想定できるホールの利用者などを中心に市民の意見を聞くとともに、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、文化ホールとしてのイメージづくりや基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。その後建設に向けて基本設計、実施設計と進めてまいります。

次に、大項目の9、（1）、新天文台について御質問いただきました。最初に、新天文台のオープンについてでございますが、今年12月初旬に建物部分が完成し、引き渡しを受ける予定であります。設備工事につきましては、22年2月下旬に完成する予定で、それ以降については機器操作技術を含めた準備を行い、平成22年4月中旬をめどにオープンしたいと考えているところであります。利用料についての御質問でございますが、利用料の徴収につきましては条例事項でございますので、現在先進地の状況を調査しておりますが、新年度に入りましてから新天文台の設置条例を策定すべく作業に取りかかる計画で、9月議会に提案できるよう努めてまいります。維持管理費についてでございますが、人件費を除き需用費、役務費、委託料などで約2,000万円弱と推計しております。しっかりと節減をしながらの維持管理に努めてまいります。1年経過しなければ的確な数値はつかめないのではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、新天文台の有効利用について御質問がありました。今世界じゅうで注目される天文現象や名寄でも見られる低緯度オーロラなどすぐれた観測条件を有効に利用しながら、国内外に情報を発信できる、世界的な発見を目指すなど、名寄の知名度を高めることによって交流人口の増加、さらには学術交流や人材育成の場としても新天文台の有効活用に努めてまいります。また、最新鋭のデジタルプラネタリウムを多角的に利用した天文学

習や天文普及、映像シアター、星空コンサートなどを開催し、星のみではなく音楽などをプラスした中での新たな感覚を融合した施設利用を目指すなど、名寄市民の新たなシンボルとなる施設に育てたいと考えております。

次に、風連中学校の施設移転についてお答えいたします。まず初めに、風連中学校の施設移転のスケジュールについてであります。昨年度は風連中学校のPTAの皆さんを初め風連中学校校区の小学校のPTAの皆さん、地域の皆さんの御理解をいただき、道教委との協議に取りかかることができました。その後風連中学校教職員の協力をいただき、施設改修等に係る基本プランのたたき台を作成してきています。今後は、PTAの代表、教職員などによる（仮称）風連中学校の校舎等移転準備協議会を設置して、施設改修等基本プランの検討を行い、実施設計に反映してまいりたいと考えております。これとあわせて平成21年度において閉校後の風連高等学校の施設や校地などの譲与に係る道教委との具体的な協議を進め、平成22年3月の風連高校閉校後は速やかに学校施設等の譲渡を受け、改修等の工事を実施し、平成22年度内のできるだけ早い時期に移転を完了してまいりたいと考えております。風連高校の校舎、屋内運動場などの建物や建築物、校地、各種設備や備品、教職員住宅及びその敷地などへの名寄市への譲渡につきましては、これまでの協議では校地、校舎、屋内運動場などの建物、その他の構築物などについては無償の譲渡、教職員住宅については有償の譲渡、備品類については他の道立高校への所管がえが優先することであり、これらの道有財産の譲渡については平成21年度に、新年度に道教委との具体的な協議を行う予定となっております。

メモリアルコーナー等の設置についてであります。風連高校の学校施設を中学校に転用していくためには、校舎や屋内運動場などの一部を改修しなければなりません。このため改修等に係る基

本プランのたたき台を作成してきているところですが、特別教室、特別支援学級、校務処理のための各部屋などが優先して必要であり、空間的な余裕をつくり出せない状況となっております。また、風連高校の足跡に係る展示物品などの管理上の問題もあり、メモリアルコーナー等の設置は困難性が高いものと考えております。今後風連高校の足跡に係る物品等の取り扱いについて、関係者の皆さんと十分に協議をしてみたいと考えております。

風連中学校の校舎、屋内運動場等の移転後の取り扱いにつきましては、総合計画の平成20年度ローリング調整において新たに事業登載し、平成23年度に風連中学校の校舎、屋内運動場等の解体、撤去を予定しております。これに要する費用につきましては、概算で1億円を見込んでおります。財源につきましては、一般財源を予定しておりますが、今後活用可能な補助の有無、事業費の圧縮などについて研究、検討を進めてまいります。

次に、名寄農業高校の今後のあり方についてお尋ねがございました。名寄農業高校は、平成21年度から募集停止となり、平成23年3月をもって閉校となる予定であります。しかし、学校施設は平成21年度から名寄産業高校の産業キャンパスとして活用され、平成21年度及び平成22年度は名寄農業高校と名寄産業高校の2校が並存し、学校施設を共同で活用することとなります。本年4月に開校する名寄産業高校は、電子機械科、建築システム科、生活文化科、そして酪農科学科の4学科から成る学科集合型の専門高校であり、酪農科学科は名寄農業高校で整備されてきた産業教育施設や実習地を産業キャンパスとして活用して、道北地域における農業の担い手の育成を図るなど名寄農業高校の歴史や伝統は引き継がれていくものと期待しているところであります。

酪農科学科では、酪農、水稻、畑作の経営技術や農畜産物加工技術等の習得を通じて、農業経営者や農業関連産業従事者として必要な能力と態度

を育てることを目指し、より実践的な知識や技術を身につけた人材の育成を図ることとしております。また、名寄農業高校の再編、統合に際して、名寄市、名寄市教育委員会では新設校に道北地域の新規就農者や農業者の研修機会の確保による定着化と生産技術の向上など、地域農業の振興を図るために民間農業後継者育成機能をあわせ持つよう知事部局、道教委、名寄市、学校区関係者の4者による農業担い手育成に向けたプロジェクトチームの立ち上げを要望いたしてまいりました。去る3月5日には、上川農業改良普及センター、また道北なよろ農業協同組合など関係機関等による名寄農業高校の農場施設設備の利活用に係る懇談会が開催され、利活用に係る展望などについて意見交換を行ってきたところであり、今後もこの懇談会の開催、継続とあわせて4者によるプロジェクトチームの設置についても引き続き要望してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知識員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきましたので、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、自治基本条例についてでありますけれども、9月に提案予定ということでございますので、名寄市の憲法がいよいよスタートするのだなというふうに思うところでございますけれども、やはりこういった条例についてはつくるときには多くの皆さんに御苦勞をいただくのですけれども、あわせて検証といった部分が非常に大事だというふうに思いますので、決してでき上がったものががちがちになってしまうのではなくて、やっぱり毎年度検証しながら、3万市民に似合った、そういった憲法づくりというものを今後しっかりとさせていただきたいというふうに思うところでございます。

2点目に、予算の部分の基金の考え方と今後の財政運営ということで、昨年も同じような質問を

私自身もしているわけなのですが、本当に基金が底をつくというようなことで、昔を引っ張り出すわけでないのですけれども、去年の私が質問した答弁をちょっと読んでみますと、平成20年度の部分については20年度から事業開始の予定の天文台整備、北斗、新北斗建てかえ事業については2年間の継続事業として設定させていただいており、平成21年度事業は天文台整備で5億1,100万円、北斗、新北斗建てかえで6億2,000万円、その他道路事業整備継続分で2億8,500万円を予定していると。このように平成21年度の普通建設事業は、継続分だけでも17億円を超えることが予想されるため、新年度事業は困難な状況であるという去年の答弁なのですけれども、これ財政という非常に国の動向というふうにいいですか、そういった部分にかかわる部分も地方自治体は多いわけなのですけれども、毎年基金に頼らない財政運営をするのだということは執行方針でうたいながら、どうしても基金を使わざるを得ないと。そうしますと、また中期財政計画でも7億円ぐらいにまで圧縮されたということでございますけれども、ここはどこかできちっと大なたを振って絞り込まなければ、先ほどの宗片議員の答弁でもありますように、特例債については22年度から使えるので、やむを得ない場合はそれを使わざるを得ないというふうな答弁もしているわけなのですけれども、やっぱり厳しいというのはそれぞれ認識をしているわけですし、ですからどう絞り込んだら基金を繰り戻す程度での財政運営ができるのだと。基金を崩さないということは無理だと思います。ですけれども、取り崩しても繰り戻しができる程度の中でしっかりした財政運営をと。一回そこを乗り越えれば、その後はまたしっかりした財政の将来負担、毎回崩さなければならぬ、崩さなければならぬというふうな、最後は底をついていよいよひどくなってからどうするのだというよりも、もう少ししっかりといいですか、決してしっかり議論していないというわけで

はないのですけれども、ここはもうちょっと詰めていただきたいというふうに考えるところで、その部分について再度お聞かせをいただきたいと思います。

あとは、地域自治区の関係は今日までそれぞれと同僚議員が自治区の部分については自治区に変わらないのかというふうな合併当時の約束事というふうにしているわけなのですけれども、答弁の中ではなかなか現状としては職員体制ですとか、屋上屋だというような部分で難しいという答弁の中です。この地域協議会というものを新しい今回の自治条例ともしっかりとすり合わせをした中では、やはり今の答弁の中でも冬のランタンですか、そういったものをしていただいていると。新しい取り組みをしていただいているということなので、そういった部分の財源といいますか、そういった部分もしっかりと事業補助といいますか、ただ与えるのではなくてそういったいろんな現状を、市がやっている事業をそういった部分に移しかえられる部分というメニューも出しながら、あわせて財源もきちっとそういった協議会に与えながら、徐々に徐々にそういった地域自治区に向けた取り組みをしていただきたいというふうに考えるところでございます。

次に、商工振興についてですけれども、解体の部分なのですけれども、福祉センターの北側については本当に新しい施設ですし、建って何年もたっていないという部分なのですけれども、地域の地域が使いたいというようなお話もちょっと聞いてはいるのですけれども、そこは今当然特例区が終わると地域の会館ですとかコミセンは地域で管理していただきたいというふうな話というか、市からの方向性が出ていますので、地元としても非常にいい施設だし、実際それは使いたいだけでも、そこで特例区終わったと同時に自主管理してくださいというふうになるとやっぱり困るという。ですから、今日までコミセンの自主管理という部分はそれぞれ質問が出ているのですけれども、

そこはやっぱり方向性というか、大きさによってこれだけ出すとか、市長はうちのほうの地域懇談会に使うときには燃料代ぐらいというような話もしていたのですけれども、そこは本当に今年度中に方向性をしっかりいつからどうするのだというものを出してあげることが、今それぞれ風連地区でも地域自治に移行しようというときに予算の関係ですとか、そういった部分、今回せっかく来年からやろうとして組み立てたものが次に来年になったら、再来年から特例区終わりましたので、会館は自主管理してくださいというふうになりますと、またそこで会費を見直さなければならない。一年もたないうちにせっかくなり上げてスタートしている組織の中で、また問題点が1年足らずで発生してきて整理をしていかなければならぬという部分なので、そこは何とかぜひ今年度中に方向性を出しながら説明というか、地域に話をしていくという体制をつくり上げていただきたいというふうに思うところであります。

また、交通安全対策については、それぞれ道内では住基カードを発行しているというふうなのですけれども、住基カードだけでなくやっぱり商工会とも連携した中で、例えば割引券ですとか、バスの回数券ですとか、もう一つ何だかちょっとしたものがあれば、お年寄りと言ったら失礼な言い方なのですが、後期高齢者の方々は家族が言っても聞きたくないというか、同じ家の中にいると親子というのはそんなものでありまして、なかなか年寄り、おやじに言っても聞かないというのが現状です。そこは何か物でつとら失礼な言い方かもしれないのですけれども、もうちょっとお年寄りに優しい対策をつくり上げながら、あわせて交通事故を減らしていくというふうな方策をちょっと踏み込んだ形の中で検討いただきたいというふうに思うところでございます。

文化センター建設については、先ほどの佐藤議員からも質問があったわけなのですけれども、私個人的に思うのは、市民会館が老朽化しています

ので、ここはやっぱり固定席の、鑑賞というか、そういった物事は美深ですとか朝日でも大きないろんなイベントや何かはやっていますので、そういったものについては当然バスなりなんなりで行くという形でいいと思うのですけれども、地元に住んでいる人たちの文化というか、地域文化を発展させるというか、発表会ですとか、やっぱりそういった催し物はしていかなければというか、そういった手助けというのは行政としてもつくり上げていかなければならぬというふうに考えるところでございますので、これは財源も含めてそういったものは非常に早いというか、今日までの旧名寄の懸案事項でありますので、スピード感を持った取り組みといたしますか、当然そこには財源もつきまといますし、1つある部分はやっぱりトップダウン方式できちっと指示して行って、なかなか白紙の状態で絵をかくと云って、それは大きくかけばいいだけの話であって、決めるところというか、ポイント、ポイントはトップダウン方式の中できちっと進めていただきたいというふうに思うところでございます。

最後に、中学校の移転については、この間もPTAの方々にお話を、説明をしたという資料もいただいているのですけれども、これによると10月ごろには移転をしたいという予定なのですけれども、今教育長の判断では特別日程についてはまだ未定ということでございますけれども、なるべく新3年生ですか、3年生が少しでも、せっかく移るのですから、早くそこに住ませてあげていただきたいというふうに思うところでございます。あわせて中学生でありますので、学校づくりの中で生徒の意見というか、声というものも当然準備委員会の中では議論をいただくのですけれども、生徒の思いというのはあると思うのです。決して新築ではないのですけれども、移転に当たってもう少しこんなコーナーをつくってほしいとか、やりたいとか、こんなところがあったほうがいいのではないかという思いもあると思いますので、そう

いったものは学校を通じてひとつ生徒の意見も十二分に取り入れられるような形をつくっていただきたいというふうに思うところであります。

高校のメモリアルホールについては、困難だというようなことでございますけれども、そこはやっぱりせっかく校舎はそのまま残っていますので、すし、歴史ある風連高校ということで、もう少し期間もありますので、十二分に検討いただきたいなというふうに思うところでございます。

以上、何点が再質問をいたしましたので、御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 自治基本条例の検証について重ねて御質問いただきました。名寄市の過去の取り組みの中で、市民憲章等についても策定をした以降、どのように市民の中に浸透させているのかということも含めて取り組みをしている経過があります。今回の市民懇話会のメンバーの皆さんも年齢、性別を広く広げて、懇話会を熱心に続けていただきました。こういう委員の皆さんにまた推進状況について検証をいただくような機関を設けて、条例の取り組み等についての意見をいただくような組織をつくって残していきたいと、こんなふうにも考えているところでございます。

基金の考え方につきましては、旧風連町の基金の運用については余り十分に承知をしておりますけれども、旧名寄市は平成元年まで基金というのは持っておりませんでした。この庁舎を建てる時に何年間か基金を蓄えるということで積み上げた経過と、それから病院の改築のときに何年間か財政的に内部留保と申しましょうか、積み立てをした経過がありますが、財政調整的なものはまさに竹下内閣のときに、昭和63年、平成元年に1億円の自治体交付に端を発して、交付税の中に基金という項目が織り込まれて全国の自治体が基金を持つことができたということでもあります。名寄市の場合には、大変基金の運用を順調にやっているというのがよろしいのか、いつもぎりぎりに

使っているというのが正しいかわかりませんが、今日の状況であります。これまでも議員の皆さんからの御指摘もありますように、やはり一定の目幅の基金を持つことは急激な税収の減少ですとか、あるいは急激な災害復旧等の事業ということで持つべきであって、恒常的に予算編成のときに財源調整の基金を取り崩すというのは決して財政調整基金の本来の目的ではないと、こんなふうに思っておりますけれども、しかし平成18年に合併をいたしまして以降、緊急性の高いもの、特に一般財源を用いて整備を図らねばならないような施設の修繕、改良等が続きました。こちらのほうは、合併に対する補助金等もちろん取り込みをいたしましたけれども、やはり予期せぬそのようなものが出てきているというのがどうしても基金に財源を依存するというのが多くあります。いま一つは、ここ何年間か景気の低迷が続いております、私どもも過去の経済のことを言いますとやはり10年程度周期で好景気、不景気というのがめぐってくると、こういうふうに理解をしておりましたけれども、まさにバブル崩壊後の北海道内における不況というのは国の公共事業の圧縮等も含めて、地域の問題としては非常に大きな課題ばかりが続いております。そういう中であってインフラ整備等どうしても進めていかねばならないということも含めて、同規模の自治体よりは公共事業等の創出に心がけてきていると、こういう実態があります。しかし、これは当然基金には限度があるわけですから、平成21年度ではこのことに決別をしたいと、こういう気持ちを含めて、昨年1年間行財政改革の推進実施本部の中で鋭意議論をしていただきましたけれども、御指摘のように21年度3億円強の財源取り組みをしなければならぬという現実に至っております。この1年間、21年度の1年間の中で追加補正を余りしないような財政運営の心がけと、さらには年度末までに現在の提案をしております予算の中で、予算の執行残を含めて心がけて積み戻しができるよう

なこと、こういうことで心がけることで22年度以降の財政運営につないでいこうと、このように考えているところでございます。職員の皆さんにも組織のスリム化、あるいは人件費の抑制についても幾度となく協力を求めながら、それぞれの予算の編成も含めて協議をしてきているところでございます。

次に、地域自治体の関係、制度設計上、自治法上、地域自治体ということでありました。全国的に地域自治体が生き生きと制度として生きて活躍をしているかということについては、十分な情報を持っておりませんが、名寄市内における取り組みにつきましては名寄地区の現在の町内会組織の皆さん方は我々の地域における自治活動というものは胸を張って進めているという強い主張がございまして、私どもも災害の防災訓練等を通じて、ブロックごとに開催をする、あるいはまちづくり懇談会で学校区ごとに住民の皆さんに集まっていたかというような仕組みを使いながら、地域の連帯についていろいろな相談をさせていただいております。とりわけまだまだ進むであろう高齢社会の進行の中で、地域の結びつきというものは一町内会だけで完結をしないということも含めて、少子化の児童生徒の屋外におけるいろいろな活動についても同様でございますが、このことをしっかりとりたいながら理解を深めていただいております。地域自治体につきましては、その段階、過程というふうに受けとめていただけたらと思いますが、現在の連絡協議会におきましてもやはり地域の諸活動をするには自己負担、住民の負担ばかりでうまく進むというふうには思っておりません。どうしても行政の支援というものがなければ、スムーズな活動につながらないものと、こんなふうに思っておりますので、21年度の中でもしっかりと協議をさせていただければと思っております。

あと、風連地区はそれぞれの地区にコミュニティセンターの施設を持っているわけでございます

から、こちらの施設については何地区かの町内会が共同して使うと、今までもこのような運用が行政区でしょうか、あるわけでございますから、利用される地域の住民の皆さんと行政が負担する線引きというものは、例えば高齢者の皆さん、老人クラブ等で使う場合もちろんあるかもしれませんが。名寄市でも老人クラブの運営に対する助成ですとか、いろいろな基準があるわけでございますので、名寄市の基準と相互情報交換、理解を深める中で、地域の組織としてそのような建物を含めた利活用が発展するように、この1年間でまた協議をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

高齢者の免許の返納等については、やはりこの地域は公共交通機関が十分でないということでは、どうしても年齢が高くなっても車に依存をすると、こういうことが避けられない現状ではありますけれども、しかし機能が低下をする中で運転をすることによって命の危険ということも伴うわけですから、ぜひこのことは指摘ありましたように行政だけで解決をするということではなくて、商業者の皆さんのサービスの問題ですとか、あるいは医療に用いる足の便をどうするかとかということで、再構築をする必要があるのかなと。今回西風連地区もダイヤモンドバスというような試験的な運行も議会から御提案をいただいて、具体的な協議を市民の皆さんと一緒に関係者集まってやってきた検証に取り組みたいと、そんなふうにも思っておりますので、単なる免許の返上だけにとどまらず、やはり安心して地域で生活できる医療あるいは買い物等の足についても結びつけるような取り組みをしていかねばならないと、こんなふうに思っているところでございます。

あとは、教育長のほうで答弁をしていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私のほうから、まず文化センター大ホール、文化大ホールについての御

要請がございました。財源との兼ね合いはあるものの、やはり名寄の文化の創造といいたいでしょうか、あわせて文化の継承の拠点になるような、そういうものについてもしっかりと視点を当てて、名寄、風連両文化協会、その他関係の皆様の見解も聴取しながら、しっかりと検討してまいりたいと、こんなふうに、しかもスピード感を持って検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、風連中学校の移転にかかわりましてでございますが、ただいま中野議員からは3年生ができるだけ長い期間新しい校舎で過ごせるようにという、こういう思いが伝わってまいりました。私も平成21年度、新年度が始まりましたら、道教委並びに風連高校とも精力的に協議を進めながら、前倒しできるものはあるかないか、その辺も含めて検討してまいりたいと、努力してまいりたいと、こんなふうに考えております。あわせて改修に当たっては、中学生の見解も聞いてみる、中学生の夢も聞いてみると、こういう営みもしてまいりたいと、そんなふうに考えております。

それから、メモリアルホールなどについてのお話もございました。風連高校のこれまでの足跡をしっかりと形で残すということは大切なこととございます。ただ、それをどこにどういう形で残していけばいいのか、このことについてはやはり風連高校の同窓会の皆様、あるいは直接風連高校、そして風連中学校などと今後十分に協議をしてみたい、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中野議員。

○25番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきました。島市政にとっては、本当に先ほど佐藤議員からのお話もあったのですが、最後の残された任期1年ということとございますけれども、ひとつ……

（何事か呼ぶ者あり）

○25番（中野秀敏議員） 先ほど進退問題はどうかのだという話も質問が出ていたのですけれど

も、まだ期間がありますので、当面はそんなことは考えずに、3万市民の夢にこたえるべく、執行方針に従って、ことし1年名寄づくりのために御尽力いただきますことをお願いを申し上げまして、私の代表質問を終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で中野秀敏議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 高 見 勉

平成21年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年3月17日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	22番	田中	之繁	議員
日程第2	代表質問	23番	東	千春	議員
	一般質問	24番	宗片	浩子	議員
		25番	中野	秀敏	議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	代表質問
	一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	小室	勝治	君
教育長	藤原	忠	君
総務部長	佐々木	雅之	君
生活福祉部長	吉原	保則	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	山内	豊	君
市立総合病院院長	内海	博司	君
市立大務局長	三澤	吉巳	君
福祉事務所長	小山	龍彦	君
上下水道室長	和田	博	君
会計室長	成田	勇一	君
監査委員	森山	良悦	君

○議長（小野寺一知識員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 大石健二 議員

20番 川村正彦 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新しい名寄市島市政4年間の総括としてについて外10件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、凜風会を代表して代表質問を行います。15項目についてお尋ねをいたします。

初めに、1点目といたしまして、新しい名寄市島市政の総括としてから、新年度予算案に込めた市長の思いについてお伺いをいたします。平成18年3月、旧名寄市、旧風連町が合併し、新しい名寄市がスタートし、その初代市長として島市長が就任したことは私たちの記憶にまだ新しいところでもあります。島市長は、就任以来一貫して旧自治体間の心の合併を標榜し、執務についても名寄庁舎、風連庁舎双方でとるなど、両地区市民の融合、一体化に心を砕いてきたことに深く敬意を表するものであります。そのような流れの中で、実質的に島市政の総仕上げとしての平成21年度予算案に込めた市長の思いをお聞かせください。また、合併以来まだまだ多くの課題を抱えているわけですが、積み残した課題について、さらには今後目指すべき名寄市の未来について市長の思いがあればお聞かせをお願いします。

2点目、創造力と活力にあふれたまちづくりか

ら、持続可能な農業の確立に向けてお尋ねをいたします。近年農業を取り巻く情勢は、07年から始まった品目横断的経営安定対策から水田・畑作経営所得安定対策へと制度が変更され、所有から利用を柱とした農地制度への移行、農業参入規制の緩和、米の生産調整のあり方議論、水田フル活用対策など、猫の目行政どころか猫でさえ目を回してしまうほど目まぐるしく変化を繰り返して、一瞬たりとも目の離せない日々であります。加えて地域農業は、担い手不足とそれに伴って経営者の高齢化、中山間地を初め農地の耕作放棄、そして1経営体当たりの規模拡大など、その光と影とが交錯して、今大きな変革の時代の到来を実感するきょうこのごろであります。旧風連町時代から持続可能な地域農業の確立に向けて、その一つの解決策として法人化への取り組みがあり、講習会等の事業が展開されて、現に若い経営者による農業法人の誕生も見ているところであります。名寄市における法人化への取り組みの実績と現在の状況、そして今後の展望、さらには農協との連携についてお答えをお願いします。

3点目、市民と行政との協働のまちづくりから、合併特例区についてお伺いをいたします。平成18年3月の合併時、風連地区に5年間の期限つきで設置された合併特例区については、3年が経過し、残すところ2年と制度の折り返し点を既に通過しているところであります。独自の予算を持ち、独自の事務事業を行う合併特例区制度は、合併時の単なるソフトランディングのためだけの制度ではなく、合併後も固有の歴史、伝統、文化をしっかりと残し、住民自治、住民と行政との協働自治との推進にとって最大、最強のエンジンになり得るものであります。設置期間の5年間は、そのための学習、試行期間と位置づけし、6年目以降に備えるべきであります。合併した自治体がそれぞれの個性を発揮しつつ、多彩な特色を持つ新たな自治体として一体感を醸成する、まさに分権時代を具現化する制度であると確信をするものであり

ます。設置後3年間の経過と成果についてどのようにお考えなのかについてお知らせをください。また、そこで得た成果と課題について、平成23年度以降どのように反映していくかについてもお答えを願います。

4点目であります。市民と行政との協働のまちづくりから、風連福祉センターについてお伺いをいたします。風連福祉センターは、昭和46年から47年にかけて建設され、旧風連町時代文化活動、地域活動、そして結婚式を初めとする、いわゆる冠婚葬祭の拠点として、まさに文化のシンボリック施設であり、合併後もセンターの持つ機能はフルに活用され、風連地区にとって欠かすことのできない施設であります。その機能と活動拠点が市街地再開発事業により平成22年春完成予定の（仮称）地域交流センターに引き継がれ、その後は行財政改革の観点から、機能が重複する施設の整理統合が求められている中で、まちづくり交付金の活用により平成22年度中に取り壊しの見通しが伝えられています。解体後の福祉センターエリアの隣接する歴史民俗資料館の今後のあり方も含めた活用策についてお知らせを願います。また、住民説明、関係団体等との話し合いの経過についてもお知らせください。

5点目、市民と行政との協働のまちづくりから、コミュニティセンターについてお伺いをいたします。風連地区にあるコミュニティセンターについて、各地区にはいわゆるコミセンと私たちは呼んでおりますが、公民館分館活動を初め地域活動の城として、文化的、生産的活動に欠かせない施設となっています。現在平成22年4月実施の予定で、今の行政区制度から新たな住民自治組織へと移行作業が進められており、その中で市側からコミセンの位置づけについていまだ明確に示されてはおりません。今後の運営主体を初め維持管理費の地元負担割合、あるいは老朽化している施設の改修計画等について、地域住民に対するきめ細かな説明なしでは今後混乱の起こることは必定であ

ります。協働のまちづくりの観点からも住民の役割、市の責務がどうあるべきかのしっかりした説明責任を果たし、新たな住民自治の船出に向けて環境の整備に努めるべきであります。市の考え方をお聞かせください。

6点目、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりから、天文台についてお尋ねをいたします。市立木原天文台の沿革は、1943年、昭和18年までさかのぼり、ことし66年の歴史と超新星の発見などの輝かしい実績等を誇る道内はおろか国内屈指の天文台であります。天文観測が始まって400年目、世界天文年のことし、雪解けを待って着工する予定の新市立木原天文台は、この66年の歴史の上に立って3万市民の夢を大空、宇宙天体へといざなう心ときめく事業であります。市立木原天文台は、天文観測の楽しさを市民に伝えることをモットーに毎月地域FM、Airてっしで星空の様子を実況生中継、インターネットによる動画配信、宇宙の天気予報や1週間の星空予報などを伝えていて、このことは北海道広報紙3月号にも道内3つの天文台とともに掲載されて、広く全道に発信されているところであります。2005年、北大理学院と相互協力協定が締結されて、人的交流、機器等の相互利用などで、さらに星降るまち名寄市、市立木原天文台の機能強化が図られているのであります。今回の新天文台建設を契機として、さらに北大との連携強化を願ってやみません。ことし12月までには建物が完成とのことですが、大型望遠鏡設置も含めた完全完成までの見通しについてお知らせをください。北大とのさらなる連携強化についてもお知らせを願います。

今回の新天文台建設を機に、さらに市民の皆様へ愛される市立木原天文台を目指して、市内小学生から愛称、ニックネームを募ってみてはいかがでしょうか。ニックネームのついた天文台から巨大望遠鏡で星雲を眺める。そこでは、ディスカバリーに乗った若田光一さんが私たちに笑顔で手を振っているかもしれません。

7番目であります。子育て支援の推進から、認定こども園についてお伺いをいたします。市内初の認定こども園が上川管内4施設目として4月1日開園し、園児と保育児が一緒に教育を受ける、親の就労の有無にかかわらず入園でき、病後児保育も導入されているなど、保育内容の充実が期待されています。認定こども園開園に伴い、現在の募集状況についてお知らせください。

さらには、今後の課題と対応策についてもお尋ねをいたします。中央保育所が名寄大谷認定こども園開園に伴い閉所となり、残る南、東、西、各市立保育所の今後の方向性についてもお答えを願います。

8点目であります。効率的な行財政運営についてから、行財政改革についてお尋ねをいたします。平成21年度一般会計予算案は、前年度当初比8.1%増、合併以来最大規模の199億8,200万円となり、継続事業の推進が図られる一方、基金の取り崩しも約4億3,000万円に上り、予算執行の中で積み戻したい意向はあるものの、依然苦しい財政事情が続いていることに変わりはありません。国の2次補正予算成立を受けて配分される臨時交付金の取り込みにより、当初予定した財源不足6億5,000万円は大きく緩和されたところでありますが、今後の財政展望はさらなる行財政改革の推進なしでは見通すことはできません。そこで、平成20年10月見直しの名寄市財政計画で、平成21年から23年の3カ年で約21億円の財源不足を予想していますが、21年度予算案にかかわっての中期財政計画見直しについてお知らせを願います。また、長年の懸案だった文化大ホール建設が浮上したことによる財政計画への影響についてもお知らせを願います。

次に、新年度における組織機構の見直しなど、行財政改革の具体的なメニューについてお知らせを願います。

9点目、広域行政の推進についてから、定住自立圏構想についてお伺いをいたします。定住自立

圏構想は、総務省が昨年5月にまとめたもので、東京一極集中への対抗策として、人口5万以上の中心市と周辺小規模自治体が協定を結んで、定住自立圏を形成し、医療、商業など圏域全体が中心市の機能を有効活用する構想であります。中心市への国の財政支援や都道府県からの権限移譲も含めて選択と集中、集約とネットワークにより自治体相互に役割を分担し、定住の受け皿づくりになること、住民が安心して生活できる自立した圏域を創造することが求められております。市町村合併が一段落して、さらなる地方分権を進める時代を迎え、形を変えた新たな広域行政の到来をどのように迎え撃つか、まさに名寄市として自治体の技量が問われる時代に立ち至ったわけであります。中心市の都市機能を発揮しつつ、周辺自治体の歴史、文化、環境を守り、はぐくみ、魅力ある生活圏域の形成を図るというまさに二兎を追う至難の構想でもあり、それだけに名寄市としての対応が注目されるところであり、市としての取り組みについてお伺いをいたします。

10点目、自然と環境に優しい快適で安全なまちづくりから、環境対策についてお伺いをいたします。昨年は、北海道洞爺湖サミットで私たちの環境に対する関心はいやが上にも高まり、地球温暖化防止の取り組みが加速した1年でありました。京都議定書は、日本の温室効果ガス国内排出量を12年までに90年比で6%削減を義務づけており、国際社会では13年以降のポスト京都議定書交渉も始まり、政府も中期削減目標を策定中であります。北海道も二酸化炭素など温室効果ガスの削減に向けて具体的な道筋もはっきりしない生ぬるい内容との批判を浴びつつも、環境行動計画の素案をまとめています。翻って市政執行方針の自然と環境に優しい快適で安全なまちづくり、環境型社会の形成の項においては、廃棄物処理対策と環境美化の推進のみが触れられていて、温暖化防止対策に対する新たな取り組み、具体的な記述はなく、市の環境問題に対する意識、決意の希薄さ

を指摘せざるを得ません。次の世代に負の遺産を残さない、まなじりを決した取り組みこそが求められており、市の具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。

11点目であります。行政の情報の共有と説明責任についてから、名寄駅横浜市有地活用に係る経過説明と名寄地域商品券補助金の議会提案についてお伺いをいたします。名寄市駅横浜市有地活用については、平成20年11月27日の議員協議会においてまちづくりプロジェクト案とコープさっぽろ案とが報告され、その後12月25日開催の各派代表者会議では株式会社西條案が示され、3案に対する結論が出ないまま年を越し、2月2日の各派代表者会議において突如コープさっぽろに対し1月27日出店を断った旨の報告がなされました。当初市は、報告した3案について議会の意見、判断を仰ぎたいとの姿勢を見せており、それが年が明け一転して市有地活用の定まらない中での出店拒否の事後報告がなされたわけでありませぬ。中尾副市長が出店拒否を伝えるため札幌に向いた同日1月27日には、経済常任委員会が開かれていて、会議中その他の事項で市側から駅横浜市有地活用に関し商工会議所内の議論と商店街の思いを受けて、市として一定の判断をこれからしていきたいとの報告があっただけで、コープさっぽろに対し出店拒否を伝えるに向かったことに関して一言一行の報告もなされていないのであります。さらに、プレミアム10%つき名寄地域商品券補助金500万円に関しても議会承認を予算執行後に求めるという軽挙妄動を地でいくごときを演じた市側、それを許した議会側ともども改めて襟を正さなければなりません。今まさに自治基本条例市民懇話会から（仮称）自治基本条例案の答申があり、その基本理念に市民参加と情報共有、連携協力の3点を掲げ、ルールにのっとった市政運営が求められております。今回の情報の共有はしない、ルールは守らないということを市はどのように説明するのかについてお伺いをいたします。

12点目、小中学校教育の充実についてから、小中一貫教育についてお伺いをいたします。このほど横浜市教育委員会が市立小中学校全校491校で9年間の教育課程を一本化する小中一貫教育を2012年度から導入する方針を固めたとの報道がなされました。小中一貫教育は、東京都品川区が06年度から全区立小中学校で取り入れ、宇都宮市、京都府宇治市でも全市での導入を予定しているとのことでありませぬ。横浜市の具体的な取り組みとして、小学1年から中学3年までの全教科の新たなカリキュラムを10年度までに策定、09年度から小学高学年で英語教育が始まるのにあわせて中学校の英語教師が小学校の授業にかかわって指導をサポート、アドバイスをしたり、12年度から完全実施を図るという内容であります。既に07年度からモデル校で試行的に中学教師が小学校に出前授業を行っており、小中一貫教育の全市導入で中学校入学時の変化に対応できない中1ギャップの解消につながるものとして期待されているとのことでありませぬ。

旧風連町では、小中連携教育構想、風夢プロジェクトとして学校教育総合計画を策定、1、小中連携した学校経営、2、子育て支援体制の確立、3、確かな学力の定着、4、郷土愛の育成、5、国際感覚の醸成の5本の柱のもと、小中連携した学校の教育目標の設定により、9年間のスパンで児童生徒間の共有化により現行の6・3制の緩やかな連結を図る取り組みがなされ、現在の名寄市にも引き継がれているところであります。今後今までの取り組みを基礎として、名寄市として小中一貫教育の可能性、あるいは小中連携教育の進め方についてお考えをお尋ねいたします。

13点目であります。小中学校教育の充実から、携帯電話の使用と学校持ち込みについてお伺いをいたします。文部科学省は、1月30日全国の小中学校に携帯持ち込みの原則禁止令を通知しました。全国調査では、9割以上の小中学校で既に原則禁止を掲げているものの、携帯電話をめぐるト

ラブルは後を絶たないのが現状であります。近年の権利意識の強まりとともに持ち物検査も難しく、さらに保護者の苦情を恐れて取り上げることも難しいなど、現場の苦しい指導も伝えられており、インターネットの有害サイトやネットいじめ、ネット上でのブログ、プロフの公開などに対してネット上のルールやマナーを身につけないままでの携帯使用がはんらんして、事件に発展するケースもあり、早急な対策が求められているところであります。小中学生の携帯使用に当たっては、まず親が携帯電話を取り巻く環境をよく勉強することが必要で、次に親子間のルールづくりが重要とされ、まずは親子間の認識の差を埋める努力が指摘されております。調査では、子供たちが携帯の危険性を教わるのは学校であり、小学校全体では計画的に携帯利用に関する教育に取り組んでいるのは2割弱という実態を踏まえ、学校が保護者と連携し、携帯を持つ前の低学年から指導に力を入れることが重要であります。もちろん学校への持ち込み禁止だけで携帯の持つ危険性から子供たちを守るものではなく、PTAや育成団体など携帯電話の学習会を重ね、合意づくりを進めながら保護者の認識を高め、学校との連携を強めるといった保護者、地域、そして学校の三位一体の取り組みこそが子供たちを携帯の危険から守る上で実効性を高める取り組みであり、その延長線上に学校への携帯持ち込み禁止問題もあると思われまます。上川管内は、持ち込み禁止などのルールづくりをしている学校が全道平均に比べ16ポイント低く、対策がおくれていると言われている中であって、上川教育局も憂慮すべき課題であり、早期の対応を考えるとおり、名寄市としての対応についてお尋ねをいたします。

14番目であります。小中学校教育の充実から、全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてお伺いをいたします。平成20年度から小学5年と中学2年を対象に文部科学省が初めて実施した全国体力テストの結果が公表され、改めて子供たち

の体力低下が学力同様に深刻化していることが浮き彫りになりました。50メートル走やボール投げなど8種類の実技で体力、運動能力を調べ、生活習慣も調査するもので、学校や地域の日ごろの指導に工夫が必要なこと、朝食や睡眠をしっかりと、規則正しい生活を習慣づけることが体力向上の第一歩であることが指摘されております。8種類の合計点では、北海道は全国学力テスト同様に下位に甘んじており、反面全国学力テストで上位だった福井、秋田は体力テストの結果もよく、生活習慣の改善や家庭と地域、学校との連携、教育委員会の取り組み等が今後問われてくることは必至であります。健全な精神は健全な身体に宿る。文武両道をいかに実現していくかについて、子供たちの体力向上に向け名寄市の取り組みについてお尋ねをいたします。

最後になりました。15点目であります。高等学校教育の振興から、風連高等学校59年の歴史をどのような形で今後に伝えるかについてお尋ねをいたします。北海道風連高等学校は、地域社会の要請を受け、昭和26年に北海道名寄農業高等学校風連分校として定時制課程の高校として開校いたしました。昭和28年に北海道風連高等学校と改称し、昭和37年には全日制普通科の設置を認可され、昭和39年に道立移管となりました。その後昭和62年には現在の校舎も完成し、平成13年9月には50周年記念式典が挙行されております。この間旧風連町では、平成2年に風連高等学校教育振興協議会を設立し、入学助成金、通学費、各種検定の補助、部活動補助、海外研修派遣等さまざまな支援を続け、現在の名寄市にも受け継がれてきたところであります。この間巣立った卒業生は、ことしの卒業生をもって3,389名を数え、世界各地でそれぞれ大切な役割を担っていることは皆様御存じのとおりであります。

平成19年9月の公立高等学校配置計画により、近年の入学者の大幅な定員割れのあおりを受け、平成22年3月をもって閉校が決定し、現在北海

道風連高等学校閉校記念事業協賛会を設立し、輝かしい59年の歴史と先輩諸氏の業績に思いを寄せ、地域と多くの関係者の御支援に感謝するため、記念事業を推進すべく準備を進めているところでもあります。名寄市として、今後長くこの風連高等学校の歴史を残し、伝えるために資料室の整備などの対策を進めることを求めるものでありますが、市としての対応をお聞かせください。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。佐藤勝議員から15項目にわたる質問をいただきました。前段通告をいただいておりますが、番号とちょっと順番が違っているようですが、通告をいただいた番号からただいまの質問に整理をし直して答弁をさせていただきます。4番につきましては教育長から、6番につきましても教育長から、さらに12、13、14、15、教育長からの答弁となります。

最初に、新しい名寄市島市政の4年間の総括ということでお尋ねをいただきました。新年度予算について、思いやら課題についても述べよということでもあります。平成18年3月27日、風連町と名寄市は新たな変革の時代に対応するため、お互いの自主性と自立性を尊重して合併の道を選択をいたしました。特に旧風連町の住民の皆さんは、合併のおよそ1年前に住民投票を実施された上での決断で、住民の説明会の開催など当時の柿川町長や職員の皆さんも大変な御苦勞があったことと改めてこれらの取り組みに敬意を表するとともに感謝をしているところでございます。

新名寄市の初代市長という重責を担って、早いものでもう3年が経過をいたしました。この間市民の融和と一体感の醸成、地域の均衡ある発展、住民福祉の向上などを図るために新市建設計画を基本に新名寄市の総合計画を策定をすることができ、平成19年度以降については行財政改革の着実な推進を念頭に総合計画の具現化を最優先に予

算編成をいたしました。平成21年度予算編成の思いとしては、合併後4年を迎える中で名寄市を取り巻く情勢は少子高齢化、過疎化の進行、基幹産業である農業の衰退など多くの課題があるものの、新市のシンボリック事業であります市立天文台の建設、名寄市立大学の学年完成、風連地区の市街地再開発、地域医療の拠点である市立総合病院の充実など、市民の期待が大きい事業が大きく動き出す年であることから、総合計画の具現化を最優先に職員の英知を結集し、既得権や既成概念にとらわれない中で予算編成に当たるよう指示したところであります。平成21年度予算を含め、この4年間で緊急性の高い懸案事項の実現を含め、一定程度形にできたのではないかと、このように思っております。課題としては、現在議論を進めております名寄市中心市街地の活性化問題、文化大ホールの建設問題など幾つか挙げられておりますが、市民の皆さんとしっかり議論をしてこれらの課題解決に向け全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、創造力と活力にあふれるまちづくりということで何項目かの質問をいただきました。特に持続可能な農業の確立に向けてということでお答えをいたします。法人化につきましては、休日制や給料制など労働条件の整備、資金調達の向上、新規参入者の受け入れ、農地や農作業の受け手、さらに農業、労働力の確保などに有利なことから法人化を推進しておりますが、効果的な対策が見当たらない状況であります。法人化への足がかりとなる対策としましては、1つにはコントラクターや酪農ヘルパーなど農業支援組織の育成と活用、2点目は農作業の共同化、外部委託による労働力の軽減、3点目には外国人研修生の受け入れ態勢の充実、4点目には新学卒、Uターンなどの担い手育成支援の充実、5点目には積極的に新規参入者を受け入れる地域支援体制などの対策を進めております。また、経営方針や役割分担など家族間の十分な話し合いに基づき、魅力的な農

業経営を目指す家族経営協定を推進しており、現在締結農家は105家族となり、将来法人化へ発展していくことを期待しているところであります。現在農業生産法人の状況は、名寄地区で7法人、風連地区で4法人、計11法人となっておりますが、そのほとんどが1戸1法人という形態であり、一方解散、休止等もあり、横ばいとなっております。今後は、担い手の高齢化の進行、後継者不足などによる農家戸数の減少がこれまでの中核的担い手の規模拡大だけに頼ることでは限界になるものと懸念をしており、農地の受け手、農作業の受委託、新規就農の受け皿、就労の場の提供など、地域農業の中核として広域的な役割を担う地域連携型法人が有効と考えており、JA、農業委員会など関係機関で推進についての検討協議を進めてまいります。

次に、市民と行政との協働のまちづくりについてお答えをいたします。合併区の特例区についてお尋ねをいただきました。平成の合併による自治法の制度として、合併特例区の制度ができたわけではありますが、合併後の一定期間地域住民の意見を反映しつつ、その地域を単位として一定の事務を処理することにより、事務の効率的な処理と地域住民の生活の利便性を図るとともに、新市としての一体感を円滑に確立するために設置されるものであります。合併に際しまして、旧両市町間ではこれまで行政にかかわる幅広い事務事業を取り組んできましたが、これらすべてが同じ基準で、内容で取り組んできたわけではなく、相当な格差のあるものからすぐ統一できた事務事業までさまざまでありました。合併特例区は、風連地区ならではの事業、または調整に時間を要する事業を特例区事業として取り組み、新市の一体性に向けてソフトランディングを図ることを目的として設けられているものでございます。その合併特例区の経過と成果については、現在特例区の事業としては規約で定められております事業について取り組んでいるところでありますが、その事業の中では

特例区期間終了前であっても新市として一体性が図られるもの、地区住民のためと思われるものについては市の事業へ移行してきているところであります。また、通常の事務事業の執行以外の使用料、手数料の見直し、風連福祉センターの今後につきましても、あるいはそれ以外の風連地区住民にかかわるものについては、特例区協議会に諮り、意見をお伺いしながら対応しておりますので、設置目的に沿った運営がなされているものと思っております。

次に、課題と評価についてであります。特例区の設置期間があと2年間で終了いたします。現在取り組んでいる事業1本1本について終了後の方針を特例区協議会で審議しておりますので、その方針に基づいて今後特例区終了後に事務分掌を所管をすることになります。原課と十分な調整を図ってまいりたいと考えております。また、評価の部分につきましても、地区住民の皆さんに評価をしていただくことになろうと思っておりますが、時間的にはまだ十分な取り組みを評価をいただく段階ではないのかなとも思っております。規約で定められました事務事業以外の風連地区にかかわる案件については、必要の都度意見を求め、市政に反映する体制をとっておりますので、御理解願いたいと存じます。

次に、今後の見通しと平成23年以降についてですが、このことについては昨日の中野議員の質問にもお答えをしておりますが、風連地区における合併特例区設置期間終了後につきましても、名寄地区と同様に当面は地域連絡協議会を組織しながら、地域の課題等について対応してまいりたいと考えております。その組織化に当たりましては、地区住民の身近な課題等について住民の意見を反映させることのできる組織となるよう今後ルールづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、コミュニティセンターについてお答えをいたします。風連地区の各地域にありますコミュ

ニティー施設の管理につきましては、合併協定書では地域による自主管理を基本とし、地域協議を進め、協議が調った施設から地域組織への維持管理委託を行うとなっておりますので、この方針に基づいて進めてまいりたいと思っております。今風連地区では、平成22年度からの町内会制度への移行に向けて各地域で協議が本格化している段階ですので、この件に関しての地域協議は新しい組織が発足してからと考えております。また、地域の自主管理になりますと当然住民負担が伴いますので、風連地区で自主管理をしている行政区の会館、あるいは名寄地区で地域の方が自主管理をしている施設に住民の方がどの程度負担をしているかを参考にするとともに、地域の皆さんが得られなければ物事が進められませんので、どのような形で自主管理をお願いするかを内部で十分協議をして、しかるべき時期に地域協議を開始したいと考えております。今後の改修計画については現在持っておりませんが、修繕補修の関係につきましては地域協議の中で具体的に出てくるものと考えておりますので、その時点で緊急度合いを見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の推進について、認定こども園の関連をお答えを申し上げます。平成21年4月1日に名寄市では初めてとなる認定こども園として名寄大谷認定こども園が開園の運びとなっております。この施設は、幼稚園と保育園を一体的に運営し、保育園児には幼稚園のカリキュラムによる幼児教育を行い、また幼稚園児には保育園と同様な長時間保育を行うもので、同一施設への入所による利用者の利便性向上など、保護者の要望にこたえる施設として、さらに名寄市の今後の保育を模索するモデルケースとして大いに期待をしているところでございます。

次に、募集状況について申し上げます。園児の募集は、昨年10月の下旬から入園申し込みを受け付けております。申込先は、市の社会福祉課と名寄大谷学園の双方で行い、現在定員60人に対

し51人、85%の申し込みがあります。申込者の年齢別の構成では、ゼロ歳児5人、1、2歳児27人、3歳児8人、4、5歳児11人となっております。この募集に関連する問題と対策については、開園初年度となる本年は認定こども園の申込数が保育園の定数に達するか否かが問題になると考えておりました。しかし、先ほど募集状況で申し上げましたように、現時点では定数に至っておりません。この理由として考えられることは、初めての民間経営による認定こども園であり、利用される保護者の意識に公立保育所から民営に変わることに伴い、質の保持がされるのか、例えば保育方法、子供が新しい保育士になじめるのかなどであります。このような保育環境の変化について、保護者は多少漠然とした不安を感じたのではないかと推測をしております。この不安を解消し、定員を満たし、安定した経営を実現させるためには、これから認定こども園に対する利用者からの評判が大きいものと思っておりますし、行われる保育が充実し、また初めて行われる病後児保育や障害児保育などの特徴のある保育実施をする中で、時間経過とともに保護者の信頼を得て浸透を図ることができるものと考えております。

次に、市立保育所の今後の方向について申し上げます。昭和51年ごろから逐次整備を図ってまいりました南保育所を初め東保育所、西保育所がございまして。今後10年以内に耐用年数を超えることになるわけですが、現在国の保育所運営に対する考え方が保育所の民営化を主流とする傾向を強めており、既存施設の建てかえにかかわる保育所運営費国庫負担金の一般財源化、公立保育所建設補助金廃止などで一般財源による改築は厳しい状況にあります。保育行政を推進していく中で公立保育所の存在は必然性を持つものであり、今後の人口動態を見ながら保育需要を見定め、公立保育所で一定程度の所児を保育し、公立保育所の不足分を民間活力を連携した協働体制の中で進めていかなければならないと考えております。

次に、効率的な行政運営についてお答えをいたします。中期財政の見通しについてでございます。昨年10月に市議会議員協議会へ提出した見直し後の中期財政計画では平成21年度から平成23年度までの3年間でおよそ21億円の収支不足が生じるものでした。平成21年度当初予算における財政状況は、当初予算の要求段階で9.7億円の収支不足であったものの、国の地域活性化・生活対策臨時交付金への振りかえ、予算の査定による切り込み等、あわせて地方交付税、臨時財政対策債などの増加により最終的な財源不足額である財政調整基金の繰入金金は3億740万円となつたところであります。お尋ねの今後の中期財政計画の見通しについては、昨年の10月時点では平成22年度及び23年度の収支不足は14億5,000万円でありましたが、平成21年度の予算編成を終了した現時点での2年間の収支不足の見込みは6億9,000万円程度と想定をしております。これは、歳入では平成21年度の行財政対策で、地方交付税及び臨時財政対策債などが伸びたこと、また歳出では退職職員の不補充、組織機構のスリム化など行財政改革によるものが大きいと考えております。また、文化大ホールの建設問題について、市民会館ホールの使用が限界にきていることから、平成21年度に庁内にプロジェクトチームを設けて検討を進めようとしております。建設に当たっては、これまで保有している基金、合併特例債の活用等で対応をしていきたいと考えておりますが、建設以降の維持管理、起債の償還等が財政的に大きな課題として残るわけでございますが、しっかりと検討をしてみたいと考えております。総合計画の前期計画及び中期財政計画には、これらの計画をしっかりと位置づける中で市民との合意形成を図ってみたいと考えているところでございます。

次に、広域行政の推進についてお答えをいたします。昨日の宗片議員、佐藤靖議員にもお答えをしておりますが、昨年5月に示されました定住自

立圏構想については、昨年1月に人材の確保、育成、地域間交流、医療の確保等により地域社会を再生し、住民に安心を供給することが喫緊の課題であるとして、都市と地方がともに支え合う共生の社会実現のための具体的な方策について検討を進める総務大臣主催の定住自立圏構想研究会が設置されました。その後昨年5月に同研究会が報告書を取りまとめ、公表したものが定住自立圏構想でございます。その概要は、単なる地方へのばらまきではない選択と集中の考え方を基本に圏域の核となる中心市が民間活力を最大限に活用しながら、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と連携、交流していくという集約とネットワークの考え方を重視した内容となっております。その上で周辺地域に都市機能が及んでいる人口5万人を目安とした市を中心地として密接な関係にある周辺市町村を基本に圏域を形成し、各分野での連携、協力を図るために協定を結び、地域活性化を図るとしております。以降検討が加えられ、中心地の人口要件緩和等によりこの圏域では士別市と名寄市が複眼型の中心地として周辺町村による本構想への取り組みが可能となつたところでございます。本構想を取り組む上で、まず中心地としての宣言が必要となります。士別市と協調しながら、上川北部圏域全体での制度の研究、検討を進めてまいります。

また、具体的な連携、協力を図るための協定につきましては大きく3つの分野が示されております。1つとして医療、福祉、教育、土地利用、産業振興などの生活機能の強化にかかわる政策分野、2つ目として地域公共交通、情報通信技術インフラの整備、道路等交通インフラの整備、地域の生産者や消費者の連携による地産地消、地域内外の住民との交流、移住促進などの結びつきやネットワークの強化にかかわる政策分野、3つ目として人材の育成、確保、圏域内市町村職員との交流などの圏域マネジメント能力の強化にかかわる政策分野が示されています。いずれにいたしましても、

具体的な内容の把握と平成21年度以降に取り組まれている先行実施団体についての情報も収集しながら、上川北部地区広域市町村圏振興協議会構成市町間での調査研究を進めてまいります。

次に、自然と環境に優しく快適で安全なまちづくり、地球温暖化対策、学校教育との関連等についてお答えを申し上げます。現在世界的となっている環境問題は、地球温暖化を初めとする地球環境への影響が確実に進行しており、人類の生存や社会への大きな脅威となることが懸念されております。昨年7月に開催された北海道洞爺湖サミットの主要議題にもなった環境問題について、世界じゅうで取り組まなければならない大変重要な問題だと認識をしております。名寄市は、平成20年3月に地球温暖化対策としまして市が直接管理する庁舎、支所等の施設及び車両等の使用により排出される温室効果ガスを平成23年度におけるCO₂排出量を平成17年度より5.5%削減、施設建設に伴う増減を含めないと実質10%削減することを目標に、平成19年度から平成23年度までの5カ年を計画期間とした名寄市地球温暖化防止実行計画を策定しました。この計画の進捗状況としましては、基準年の平成17年度と比較をして平成19年度の事務事業によるCO₂の発生量は全体で5.6%減少したところです。今後につきましても民間の事業所や市内の大型店にも協力をお願いをし、CO₂の排出量の削減に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

また、地球温暖化防止につながるごみの分別や減量化、資源化についてもごみをつくらない、再使用する、リサイクルするの3R運動への取り組みは現在実施しております。廃食油及び古着の回収につきましても今後も継続をし、さらに昨年11月から始まったレジ袋の有料化につきましても賛同していただける企業や事業所を広げたいと考えているところであります。昨年5月には、市内の全世帯に家庭でできる温暖化対策10カ条のリーフレット、環境家計簿を全戸配布して、できる

ところから始めようと市民の皆さんに御協力をお願いをしたところです。新年度につきましては、ごみ分別ガイドブックの改訂版を全戸配布し、さらなる分別の協力をお願いし、地球温暖化防止につなげたいと考えているところです。

学校教育との関連につきましては、平成20年度において市内11小学校に担当課の職員が訪問し、地球温暖化に対する出前講座とパネル展を開催し、小学生のうちから温暖化防止対策としてできることをわかりやすく説明し、意識の向上に努めてきたところです。地球温暖化防止対策の効果を上げるためには、全国レベルの技術革新や大企業の取り組みが必要と考えておりますが、どんな小さなことでも多くの市民が参加する地道な運動も重要と考えております。今後においてもさまざまな機会をとらえ、温暖化防止の取り組みを市民の皆さんに呼びかけてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

次に、情報の共有と説明責任について御指摘をいただきました。コープさっぽろの進出等について、鋭意関係者との協議を進め、議会にもこれらの状況等について説明をいたしましたけれども、結果的にコープさっぽろに対する土地の利用についての断り等について十分なる説明を設定できなかったことについて、さらには地域商品券の発行に関しての予算措置も含めて御指摘をいただきましたことに心からおわびを申し上げます。今後この種の対応については、十分に議会等にも協議をする中でしっかりとしたまちづくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、風連福祉センターについて、天文台について、小中学校教育の充実について、そして高等学校教育の振興についてお答えいたします。

まず初めに、風連福祉センターの今後の予定と

住民説明について、関連がございますので、あわせてお答えいたします。風連駅前再開発事業で整備されます地域交流センターにつきましては、地域住民のための多目的な施設として、風連地区の中核的な建物と位置づけされており、老朽化が進んでいる風連福祉センターと母と子と老人の家の機能をあわせ持たせ、地域住民の各要望にこたえられる諸設備及び規模で建設されることとなっております。風連福祉センターは、昭和46年に建築され、現在37年間経過し、老朽施設となっております。ボイラー設備等に大きな懸念があり、将来的には老朽化のための解体処分が必要となっております。さらには、年間維持経費が1,300万円、母と子と老人の家が160万円となっており、名寄市の財政状況等を考えますと同様の施設を2カ所維持することは二重の維持管理費となり、市民負担にも影響が出てくるのではないかと想定されております。平成22年度に完成します地域交流センターが供用開始された後、年度内の風連福祉センター解体除去及び跡地利用都市再生整備計画の計画変更で追加起債すれば、まちづくり交付金事業を活用し、解体事業費の40%が交付金で充当されますことから、関係機関、団体、住民の方々への説明会を1月14日は風連文化協会、1月15日、風連地区行政区長会、1月30日に風連合併特例区協議会、2月16日には町内会長、各関係機関、団体等を対象に開催させていただき、その中でいただいた地域交流センターへの意見、要望等を設計の中に反映するとともに、風連福祉センターの現状及び名寄市の財政状況等を説明し、風連福祉センターを解体、除去することについての御理解をいただいたところであります。

また、風連福祉センターは、平成12年度に約1億円をかけ、1階研修室増設等の大規模改修を実施しており、この部分につきましては解体、除去せずに残す予定となっております。現時点での活用方法については未定ですが、都市再生整備計画の計画変更を提出するときには跡地利用計画を

盛り込むことから、今後時間をいただき、有効活用について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、歴史民俗資料館につきましては、北国博物館の分館として北限の農業を展示テーマとして、あわせて風連地域の歴史と自然を体系的に展示、収蔵する施設として位置づけられています。展示室の内容につきましては、部分的ではありますが、順次更新を行ってきたところであります。開館体制につきましては、入館を希望する方に福祉センター内の生涯学習課職員が対応して開館する方法をとっております。この5年間の入館者につきましては、年間300名から600名の間で推移しております。このうち7月の杉並区との都会っ子交流事業と11月の文化祭の入館者を除きますと、通常の入館者は夏の期間を中心に30名から100名ほどとなっております。今後の利活用につきましては、当面は現在の開館方法と展示と収蔵の機能を継続することが基本と考えております。将来的な対応につきましては、福祉センターの施設の動向を踏まえて内部で協議していきたいと考えております。

次に、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりにかかわりまして、天文台についてのお尋ねがございました。新天文台の躯体建設は、昨年11月に着工し、冬期間は基礎工事が施行され、雪解けを待つ本格作業に入りますが、今年12月初旬に建物部分が完成し、引き渡しを受ける予定であります。設備工事につきましては、22年2月下旬に完成する予定で、それ以降については機器操作技術を含めた準備を行い、平成22年4月中旬をめどにオープンしたいと考えております。北大との連携についてでございますが、今日まで数回にわたって導入機器の話合いが持たれており、現在は仕様書を作成中であります。北大が用意する望遠鏡につきましては、鏡の直径を1.4メートル以上で要請しており、9月入札と承っておりますので、完成時期の確定等についてはいまま少

しお時間をいただきたいと存じます。また、北大との協力関係では、運営や維持管理にかかわり、教育、研究、観光等のあらゆる分野で天体観測を生かした特色あるまちづくりを目指すことで意を同じくしているところでございます。

ネーミングの件でございますが、親しみがあり、覚えやすい愛称を市内外から公募する予定であり、御提言いただきました方法も踏まえて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、小中学校教育の充実についてお答えいたします。まず初めに、小中一貫教育についてであります。風連地区で行われております風夢プロジェクトは、中学進学に際して学習進度の違いや教科担任制などになじみず、学習意欲が低下したり、不登校に陥ったりする、いわゆる中1ギャップを解消するために小中学校の緩やかな連携を図った取り組みであります。この取り組みは、平成18年度から風連中学校と校下の3小学校、日進小中学校間で行われており、各学校間の教育目標の整合性を図ることで、小中学校教師それぞれの指導間の緩やかな統一を図ってきております。中1ギャップの解消のための取り組みとしては、まず中学校教師による出前授業があります。これは、次年度入学してくる小学校6年生を対象として、中学校教師が小学校に出向き授業を行うというものであり、早目に中学校の授業に出会うことによって子供たちに事前の心づもりができるようになります。また、地域清掃活動などの行事を小中学生合同で行うことで、良好な人間関係を築く一助となっております。さらに、風連地区4小学校の児童が学年ごとに集合し、合同学習を行うことで子供間の交流の促進が図られ、中学校進学の際には友達としてともに活動ができるような取り組みを行っております。これら種々の活動により中学進学に際して子供たちは安定した気持ちを維持できるなどの効果が出てきており、中1ギャップの予防となっております。今後において

もこれら一つ一つの活動を検証し、小中学校のスムーズな接続へ向けての取り組みを名寄地区各小中学校へも広げてまいりたいと、このように考えております。

次に、携帯電話についてのお尋ねがございました。近年情報化社会の進展に伴い、子供たちの携帯電話の所持率が年々高くなってきており、電子メールやインターネットの利用の機会が急激に増加してきております。子供たちの間でこのメール等による誹謗中傷など、新しい形のいじめ問題や出会い系サイトの利用により被害者になる事項が増加しているなど、大きな社会問題となっております。文部科学省では、フィルタリングの普及促進に係る啓発活動や小中学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みを禁止するなどの通知を出してきており、また北海道教育委員会では各管内ごとにいじめ・不登校等対策本部会議を招集し、市町村の中学校から生徒会役員等の中学生を集め、「ストップ・ザ・いじめ」子ども会議を開催するなど子供たちの意識の醸成に努めております。この子ども会議には、名寄からも中学生が参加しております。名寄市内においては、過去にサイトへの書き込みによる生徒間のトラブルが数例発生しておりますが、教師の適切な指導により解決してきており、大きな問題に発展することなく鎮静化してきております。名寄市教育委員会では、これら児童生徒の問題行動を未然に防ぐために平成20年度に各学校の生徒指導担当者等から成る名寄市生徒指導連絡協議会を設立し、学校間の情報交流や問題解決のための対応等について検討してまいりました。今年度におきましては、子供たちの携帯電話の使用状況の実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、各中学校におきましては親子携帯電話教室を開催し、携帯電話の隠れた危険についての認識を高めるとともに、フィルタリングの設定など望ましい活用の仕方についての啓蒙を行ってきております。今後も名寄市生徒指導連絡協議会の機能の充実を図り、児童生徒の

健全な育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。平成20年度に実施いたしました全国体力・運動能力、運動習慣等調査の名寄市内の参加校は小学校6校、中学校5校の計11校となっております。調査の内容は、体力測定が8種目、その他生活習慣、食習慣、運動習慣などの質問調査もあわせて実施いたしました。名寄市の結果につきましては、全国、全道の平均との比較でお知らせいたしますと小学校の男子では往復持久走や50メートル走が劣っている状況であり、小学校女子は往復持久走や幅跳びが劣っている状況にあります。中学校男子においては、持久走を除きほとんどの種目が上回っております。また、中学校の女子については約半数の種目が下回っているなど、少し残念な結果となっております。総合的に見ますと、名寄市の児童生徒は中学校女子を除き体力、運動能力は全国的なレベルにあると判断しておりますが、走る力が全体的に劣っている状況が今回の調査から明らかになったところでもあります。今後は、教育委員会と各学校が十分に協議する中で、各学校の特色ある取り組みなどを通して児童生徒の体力増進を図っていく必要があると考えております。

次に、高等学校教育の振興にかかわって風連高校59年の歴史をどのような形で今後に伝えるかについてお尋ねがございました。風連高等学校は、御案内のとおり昭和26年に名寄農業高等学校風連分校として農業後継者の育成を目指し、開校されたところであります。昭和28年に風連高等学校と改称し、昭和39年に道立移管となりました。この間地域に根差した教育の推進、充実が図られ、3,300名を超える数多くの有為な人材を輩出するなど、輝かしい歴史と伝統を築いてまいりましたが、平成22年3月をもって59年間の歴史に幕を閉じることとなります。閉校に際しましては、同窓会等が中心となり、閉校記念事業協賛会が設立され、風連高校の歴史と教育実践の足跡を記念

するためのさまざまな事業に取り組まれるとお聞きしております。教育委員会といたしましては、これら記念事業の取り組みに対し支援をしてまいります。

また、移転後の風連中学校にその足跡を伝える資料室等を設置することについてのお尋ねがございました。昨日の中野議員にもお答えいたしましたが、風連高校の学校施設を中学校に転用していくための校舎、屋内運動場などの改修等に係る基本プランのたたき台を現在作成してきているところではありますが、特別教室、特別支援学級、校務処理のための各室などの配置や改修が必要であり、空間的余裕をつくり出せない状況となっております。あわせて風連高校の足跡に係る資料展示物品などは、管理上の課題もあり、資料室等の設置は困難性が高いものと考えております。今後風連高校の足跡に係る資料物品等の取り扱いにつきましては、佐藤議員の御提言なども踏まえまして関係者の皆様と協議してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれお答えをいただきました。何点かについて再質問いたします。

順不同になりますが、ただいま教育長のほうからお答えいただいた風連高校の歴史をどのような形で残すかということについてお尋ねをいたしますが、これはさきの福祉センター、歴史民俗資料館との関係も出てくるわけですが、私も当初現在の風連高校に風連中学校が入って、そこが一番いいのだろうというふうに思い込んでいたわけですが、いろいろお話を伺ってみますとやはりあるじがかかわってそこに別なものがあるというのは、管理上にしても、それから同窓会の皆さんが訪れるにしても非常にいろんな難しいものがあるというふうにもお聞きしました。風連高校のほうでは、新年度の早い段階でどういうものを後世に伝えるかというような整理作業にも取り組んでいくとい

うようなお話も伺っております。そこで、一つのヒントとして、歴史民俗資料館の2階に特別展示室がありますが、これは先ほどの福祉センターとお話でありますと15年に増築した1億円でつくった会議室等がすぐ近くにあるということで、特別展示についても常時必要に応じてそれは行われているわけですが、あの部分のすべてとは言いませんが、例えば間仕切りをしてその半分を風連高校のコーナーとして残していくというようなことで御検討いただければというふうに考えております。

それから、体力テストについてですが、これは近年少年団活動なんかが特徴的なのですが、外でのスポーツが、特に冬季のスポーツが減ってきております。これは、過去にスキーを市技とした名寄市にとっても例外ではなくて、スケートはもちろんであります。スキーに関して大幅に子供たちがスキーを滑る機会が減ってきていると。それから、学校授業の中でもいろんな問題があって、スキーに取り組む時間がなかなか確保できないというような問題がありますので、これは体力テストがあるからということではなくて、特に冬期間の子供たちの健康増進、あるいは雪国ならではのスポーツ振興をどのように図っていくかという観点に立って、いま一度新たな冬季スポーツの構築が必要かなというふうに思いますので、そのあたりについてお考えがあればお答えを求めます。

それから、携帯電話については、これはお答え要りませんが、私が申し上げたとおり低学年での取り組みが有効であるというふうなお話を聞いておりますので、新聞等にも4年生の子供が携帯電話が欲しいのだけれども、どうしたらいいのだろうという相談が出ておりましたが、やはり学校というよりも親が、保護者がしっかりとした携帯についての考え方を持つということがまず第一歩かなというふうに思いますので、そのあたりも今後親子の勉強会も重ねていくということでもありますので、しっかりと対応をしていっていただきたい

というふうに考えております。

小中一貫については、旧風連時代の風夢プロジェクトから始まって学校連携、小中連携という形で続いてきておりますが、名寄市内の小学校と中学校の関係においては南小以外が中学校に行く段階で別れてしまうという難しい状況があります。そんな中でどのように、例えば名寄小学校にすれば名中に行く子供たちが非常に割合が少ないというような形で、各小学校の子供たちが中学校の段階では別れていくというような、そういった事情も抱えておりますので、そのところを小中連携に当たってはどのように対応するかということは検討していかなければならないと思いますが、そこらあたりについてお考えがあれば求めておきたいと思っております。

それから、11番目にお聞きをしました説明責任の関係なのですが、これについて私はあえて今の時代に議会軽視だなんていう前時代的なことを声高に叫ぶつもりは毛頭ありません。ただし、やはりきちっとルールにのっとった形で行政を進めていくということはだれが考えても当然のことです。改めてそのところを徹底していただくよう求めるものであります。特に1月27日のコープさっぽろに出店拒否を伝えに行った同日に経済常任委員会が開かれていて、そこでは一言のそのことに対する報告も説明もなかったということは、私は非常に残念に思う部分であります。私は、決してコープさっぽろ云々であるとか、そういうことに言及しているのではなくて、議会と行政との関係がどうあるべきかということについて、この1点のみについてお話をさせていただいておりますが、やはり包み隠さず今現在進行形のことについては報告をする、情報を共有することが大前提でありますので、これについても改めて今市長のほうからもお話があって、今後そのようなことのないようにしていくということでもありますので、改めて口をとがらせて言うつもりはありませんが、なかなかできそうでできないと

ということもありますので、今後しっかりとそのところは押さえていっていただきたいということでもあります。

それから、環境対策については、既に名寄市としてはしっかりとした取り組みを家庭も含めてとっているということではありますが、これは執行方針については新規のものについて努めてシンプルに書き上げていくというような方針が示されていたようでもありますので、担当としても書けなかったという事情があるのかもしれませんが、いずれにしても今を時めく環境問題、温暖化防止問題でありますので、これはちょっと余談ですが、税務署に洞爺湖サミットのときのプレスのエレベーターがどういう縁かはよくわかりませんが、設置されたというような、縁といいますか、流れもありますので、この名寄市が非常に天体観測にも適しているというぐらいのきれいな環境にあるわけですから、それをさらに徹底していくという意味でもこの温暖化防止対策としては名寄市はしっかり取り組んでいるのだと。そして、それについては1回限りではなくて毎年検証する形で今後とも取り進めていくのだというようなことを改めてしっかり内外にアピールをしていただきたいと。これは、笛吹けど踊らずという部分がかかなりあるのかなというふうに思うのですが、まず家庭でしっかり分別から始まるかもしれませんし、温暖化について我々は何ができるのかということも含めて、まずは小さいところからというお話がありました。そのところをまずやっていくと。分別は、なかなか難しいようですが、やってみるとおもしろいという部分もありますので、新しい資料がまた新年度にできるということでもありますので、楽しみながら分別をして、それが結果地球温暖化防止につながるというような形で進めていけたらいいなというふうに思っております。

コミセンについての維持管理なのですが、市長のお答えですと今現在の移行作業が一段落してということではありますが、それはそれで時間的な流

れもあるので、結構かと思うのですが、やはり現場としてはどうなるのだという不安が多々あるわけですから、これは合併前から地域が将来的には担っていただきますというふうな考え方は出てきたわけでもありますので、決して行政区の再編についても合併をしたからということではありませんが、地域として、現場としてやはり戸惑っているところが多々ありますので、そのところは地域の皆さんに不安であるとか混乱が生じないようなしっかりとした目途を示していただくということが大事なというふうに思いますので、お考えを求めておきます。

それから、風連福祉センターの跡地利用、撤去したとするならば撤去した後は更地になるわけですが、すぐ隣には中央小学校があって、あそこはなかなか駐車場も不足をしているということで、参観日あるいは学校行事等のときには道路にずっと路上駐車の状態になるということもありますので、そのところは風連中央小学校側から今の福祉センターの駐車場にも入れるような通路を設ける等のこともぜひ検討していただいて、路上駐車をなくすと。結果、交通安全の精度を高めていくというようなことが実現すればいいなというふうに思っております。

それから、質問の最後ですが、持続可能な農業、これは私も農業者でありますので、いかに法人化というのがいいものかということはわかりながら、取り組むことが難しいかということは身をもってわかっているつもりであります。やっぱり私たちというのは、勝手に朝起きて仕事を始めて、終われば家に入るという、そういった気楽にやれるのが農業のいいところでもありますので、それが組織となるといろいろな縛りが出てきて難しくなると。そういうこともあるわけですが、しかし一方コスト的に考えると機械をすべて個人で持つというようなことは近年の価格高騰の時代を考えると非常に困難になってきておりますので、これは一朝一夕には実現する問題でないことは百も承知であり

ますが、さりとてやはりこれは今後避けて通れない大きな課題でありますので、担当部としまして積極的に取り組んでいただいて、優良事例の紹介も含めて我々に示していただきたいという意味で申し上げましたので、さらなる積極的なお答えをいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただきました。教育行政にかかわる部分は教育長から答弁をしていただきますが、私のほうからは説明責任についてはさらにしっかりと取り組みをするようにというようなお話をいただいたところでございます。私どもも住民の皆さんに、あるいは議会をも含めてこれからの行政の展開、特に政策形成等にかかわっては多くの意見を取り込んだ中で協働の社会づくりということでは心していかなければならないと、このように考えておりますので、そのことについてのしっかりとした努力をしていきたいと考えております。

環境問題では、お話ありましたように名寄税務署の増築にかかわって洞爺湖サミットのときの資材の一部を活用したのを使っているというのは、私も1月に札幌でその情報を聞きました。外部には余り公表していなかったようですが、しっかりとしたそのようなりサイクルと申しましうか、1回きりで産業廃棄物にしないでこのことが名寄の市の公共施設等に使われているということでは、これからもPRを進める中で再利用等についての市民意識を非常に高めることにつながるのかなと、こんなふうに思いますし、また近年の原油高等を含めて、暖房の温度ですとか車のアイドリングですとか、いろんな動きが出てきたのではないかと。この建物もそうなのですが、日中の温度管理もかなりきめ細かく設定をさせていただいて、かつてのように若い職員がワイシャツで腕まくりをして仕事をしているという勇ましい姿は余り見かけないようになりました。やはり冬は冬の服装をしていただくことで、省エネと申し

ましようか、協力をいただくということが重要であると、こんなふうに認識をしております。

コミセンの地域における位置づけというのは、非常にこれからも重要な核になっているというふうに思いますし、これからも利活用が高まると、こんなふうに思っております。行政区から町内会への組織への移行ということで、所属をするコミセンの利用の市民のくくりと申しましうか、そのことがきちっと整ってから相談をすることがよいのではないかと、こういうふうに風連特例区の事務的な協議の中で私も入って議論をしております。もちろんコミセンは地域にありますから、住民の皆さんにどうぞという利用の仕方についてはもうオープンですけれども、行政としてのこのコミセンを使っているいろんな協議の場の設定とか、行事も含めて行っているわけでありますから、行政のそうした配慮をしっかりと知った中での協働のまちづくりの精神に合わせた負担等について協議をさせていただきたい、こんなふうに思っているところでございます。

福祉センターの跡地利用は、先日来物を壊すのに跡利用が決まっていないのはおかしいのではないかと、こういうような指摘もいただいておりますけれども、並行して協議をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。近年は、公共施設の周辺には必ず公共の駐車場を持たなければ機能が十分生かされないと。特に風連地区の場合には、四方八方に広がった住民の皆さんがほとんどマイカーで集まってくるという形態でございますから、そうした意味では現在の中心市街地のコンパクトなまちづくりとはいいながら、やはり大きなイベント等には町中に公共的な駐車場が必要というのはもう指摘をまつまでもありません。そういうようなことも含めてしっかりと協議をしていきたいと考えております。

農業の法人化については、私も詳しく法人化の研究をしたことはありませんが、やはり日本の国民性がなかなか何戸か集まったの法人化に進むと

いうのに難しいのだというような指摘も聞いたことがございます。名寄市内でも朝日農場というのが、固有名詞を挙げて問題があるかもしれませんが、数戸の農家の方が法人の一つの目標に向かってというのがありますが、経営形態が実は酪農ということでもあります。今日農業者のつくった作物が質がいいから、個人で高く売り込もうという努力は営々と続けられておりますけれども、やはりこの地の生産物というのは大量出荷ということでもありますから、大きな流通ルートを使つての販売になりますと勢い生産者の顔が見えないお米等についてはまとめて集出荷施設から出ていくと。そうすると、まずは均一な農産品の生産が求められていると。こういうことでもありますから、この共同化の成果というものは必ず出てくるのではないかと、こんなふうに思っております。先ほどもお答えをいたしましたけれども、家族協定、これも家庭内における役割分担ということでの取り決めでございますから、このことからもう一つ進めていただいて、効率的な経営ということに農家の皆さんがしっかりと取り組みを進めていただくことで、法人化というのはもう少し前進するのではないかと。地域連携型ということは、機械の共同利用等既に名寄市内でも相当有効に取り組みをされておりますし、国の農政の中で最初の導入部分ではそうした連携型の形に対する助成策というのがありましたけれども、やはり規模が拡大すると自分の自由の時間に機械が使えないという、そういうことから結実をしていないと、そんなふうに思っておりますが、しかしそのことと、それから総体的な経費をどう抑え込んだ営農を構築するかということはしっかりと時間をかけてまた新しいものに取り組んでいきたいと、こんなふうにも思っております。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 教育にかかわりましても幾つか御質問がございました。まず最初に、風連高校の歴史を残す営みについてということでご

ざいました。風連高校59年の歴史を刻むさまざまな貴重なものが今高校の校舎の中にはあるわけですが、それらのうちの何を残していくのか、この辺についてはぜひ風連高校の同窓会とか、あるいは風連高校の関係の皆様にも御議論いただきながらお決めいただければと思うことと、もう一つ保管する場所等についてはやはりできるだけ関係者ともお話し合いをする中で意見を尊重してまいりたいと、こう思っております。今候補の一つとして、歴史民俗資料館が具体的に名前として挙がってまいりましたが、これらも含めて関係者の皆さんとまた今後協議を進めていきたいと、このように考えております。

2点目に、体力テストにかかわりまして、特に佐藤議員からは冬の子供たちの体力の維持と向上ということについての御提言がございました。北海道は、御案内のとおり例えば小学校5年の男子では全国で45位であります。小学5年の女子は39位とやや高くもございませんが、ちょっとはいいのかなと思っておりますが、これらを考え合わすときに今議員のお話のとおりなのです。冬期間、北海道やはりハンデがあるのではないかと、こういうことを考えているのであります。このハンディをどういうふうにプラスに働かせるかというお話でなかったかと、こんなふうに思います。名寄市を例にとりますと、名寄市は今スキーを大切な運動競技として取り上げております。今上川管内でもほとんどの中学校あたりは、もうスキー授業がなされなくなってきました、冬期間。しかし、名寄はしっかりとこのスキー授業を続けていきたいと、こういうかたい決意を持って各学校に教育委員会は指導しているのでございます。それとあわせまして、名寄では貴重な財産でもあるカーリング場ができました。したがって、この冬季のスポーツをスキーとかカーリングとか、こういう名寄ならではのものをこれからまたさらに振興する中で冬期間の体力の向上維持を図っていきたいものだと、こんなことを考えております。

それから、携帯電話につきましては要望でございましたが、そのとおりでございまして、名寄市の各小中学校の21年度の重点指導項目の中に携帯電話を入れさせていただきました。21年度からは、小中学校全校でこの携帯電話についてしっかりと各学校が取り組んでいく。そういう中には、今お話のありましたように保護者も巻き込みながら、保護者の意識も高めながら取り組んでいかなければこの問題は決して解決するものではないと考えております。ただ、学校に携帯持ち込んでいけないという話だけで解決するレベルの問題ではないと私たちも痛感しておりますので、そういうふうに進めてまいりたいと思います。

それから、小中一貫教育にかかわりましては、今お話しのとおり小中一貫教育には連携型の教育と、それから一貫型の教育と2つございます。風夢プロジェクトなどで進められている教育は、連携型の教育でございます。しかし、その連携型の教育も風連地区では大変やりやすい部分がある。条件的に恵まれている。しかし、議員お話しのとおり同じ小学校から2つの中学校に行く場合はどうするのだろうか。このとおりでございまして、これはやはり教育委員会、名寄市教育研究所、これらがイニシアチブをとりながら、小学校の教育と中学校の教育にどういう整合性を持たせるか、やはり少し考えていかなければならない問題だと。ただ、小学校の授業を見たり、中学校の授業を見せたりという、こういうレベルから一つ進んだものをこれから考えさせていただきたいと、このように思っております。できれば名寄でも一貫教育に取り組める部分があればなど、こんなことを思っているのであります。今北海道で一貫教育、上川管内では一校もございません。北海道でもモデル校が一、二校ある程度でございます。名寄でそういう教育にも取り組むことができれば、これにまさるものはないと、こんなことを考えているところでございますので、今後またいろいろ御指導賜ればと、このように思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問に引き続き一般質問を行います。

定住促進対策について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をしてみたいというふうに思います。

まず、定住促進対策についてお尋ねいたします。若年層が仕事がなく、市外に流出するので、住民は高齢化になってきております。したがって、活性化しようにも手が打てないといったことが全国の過疎市町村に共通する悩みであり、だからといって過疎市町村は座して死を待つのではなく、あの手この手と工夫しております。人口を増加させる近道は、社会増、つまり市外から人を市内に転入させることであります。市政執行方針には、新たな地域活性化に向けた取り組みとして定住自立圏構想を推進する方針を打ち出されました。定住のために必要な生活機能を確保し、人口流出を食い止め、圏域全体の活性化を図る目的とは、今わかっていることをお知らせください。やはり転入の施策は、いろんな取り組みが必要だと思います。他市町村では、北海道のすばらしさ、名寄のすばらしさを伝え、ホームページに空き家情報を発信しておりますが、名寄も進めてはいかがかと思いますが、理事者の御見解をお願いいたします。

市町村では、あの手この手で転入を進めております。北海道雨竜町では、昭和31年の人口が7,300人から平成4年には3,900人に減少したことから、Uターン者の奨励金を交付しました。内容は、Uターン独身者20万円、妻帯者に30万円、新規学卒者に15万円、結婚定住者1組2

0万円、満40歳以下の農業新規参入者に15万円、持ち家奨励金としても自宅を建設しようとする者に上限200万円として宅地代金の2分の1を補助しております。本市も新規学卒者や農業参入者には助成はありますが、こうした若者への定住促進への助成の交付について理事者の御見解をお願いいたします。

過疎白書によりますと、過疎地域では若年層の減少と出生率の低下に加え、高齢者が今後加速度的に人口が減っていくことを予想されております。過疎地域では、暮らす人の4分の1に1人が高齢者という状況で、名寄もその中に入っていました。秋田では、永住を希望する勤労者に宅地を10年無料貸し付け、10年を過ぎた人には安価で売却しております。大分では、町民になる条件として100坪の宅地を20年、月1万5,000円で貸し付け、終了後本人の所有となることもあります。本市も遊休地はあると思いますので、可能性があると思います。定住促進事業について理事者の御見解をお願いいたします。

続きまして、大きい項目、児童生徒の体力向上についてお尋ねいたします。先ほど佐藤勝議員より、質問が重複いたしますけれども、お許しいただきたいというふうに思います。文部科学省は、全国小学5年と中学2年生を対象に一斉調査を行い、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を公表しました。1985年調査に比べ、男女とも小学校では反復横跳びを除くすべての種目、中学では全種目で当時の平均値を下回る全国的な子供の体力低下が浮き彫りになりました。本市の全国体力能力調査の全国との比較しての状況をお知らせいただきたいと思います。

この調査で1つ見逃せないのが生活習慣と体力の相互関係で、上位県ほど早寝早起き朝御飯の実践がなされております。本市の状況をお知らせいただきたいと思いますというふうに思います。最近、マラソンでも疲れたら歩いてよろしいとか、危ないから、自分の可能性の限界に挑み、かつ克服しよ

うという意欲が欠けているので、体力が向上しないという見方も出てきております。小中学校における体育授業の対策についてお知らせいただきたいと思ひます。

大きい項目の第3点目、妊婦健診の公費全額負担のスタートについてお尋ねいたします。2008年度第2次補正予算が衆議院を通過いたしました。妊婦健診に関して昨年名寄市も5回となり、全国の水準となりましたが、5回は地方交付税で賄われ、残り9回は任意助成のため、市町村の状況においては補助が出せないところ、出せるところがあり、妊婦が出産まで受けるのが望ましいとされる14回分の妊婦基礎健診部分と言われる出産の際に母体や新生児の命に危険が伴うハイリスク出産の早期発見や胎児の発育異常の健診など、大切な役割を担ってきておりました。しかし、医療保険が適用されず、1回5,000円から1万円程度の費用負担が重いため、出産間近に初めて病院に駆け込む飛び込み出産がふえたため、社会問題になっておりました。本市も昨年まで妊婦健診5回ということで、病院に飛び込み出産等の受けられなかった方がおられるのかという状況をお知らせいただきたいと思いますというふうに思ひます。

昨年10月22日、公明党の浜四津代表代行、女性議員が一考、舛添厚生労働大臣に対し、妊婦から出産まで約10カ月間のお母さんと赤ちゃんの健康状態をチェックする妊婦健診の拡充を申し入れました。これに対して舛添厚生労働大臣は、望ましいとされる14回分は無料にするとして、全額公費負担の意向を表明いたしました。第2次補正予算関連法案の成立後、2月1日まではさかのぼって適用されると言っておりますが、その対応の体制と病院との連携はどのように進めるのか、また取り組みの時期はいつからになるのかの理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、大きい項目4点目、校区外の通学生徒への助成対策についてお尋ねいたします。最近小規模校の特色やすばらしい環境の中で子供を教育

につかせたいという親や不登校児童の配慮から特認校へ通う生徒がふえております。本市の校区外特認校への小中学校の通学生の状況をお知らせいただきたいと思います。

今回家庭の状況もあると思いますが、名寄から風連の特認校を利用し、通学するようになる方がおられるというふうにお聞きしました。朝のバスでは時間が間に合わなく、個人で送るのですが、帰りのバス時間は時間があります。自家用通学のためガソリン代等の補助制度の考えについて理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま高橋議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。

1つ目は私から、2つ目と4つ目は教育部長から、3つ目は福祉事務所長からの答弁となります。よろしく願いいたします。

まず、1番目の定住促進対策について、空き家情報等の配信について答弁いたします。その前に定住自立圏構想についての考えにつきましても、代表質問等で答弁させていただいております。士別と名寄市の複眼型の中心市で医療、福祉分野に今後連携を深めていくことを前提にしまして、情報収集、検討してまいりたいというふうに思っております。空き家情報の配信につきましても、過疎地域において移住や定住を促進することは地域の人口増加や活性化につながるものと考えています。これまで名寄市といたしましては、団塊の世代や新規就農者の移住を推進しているところですが、移住や定住の前提となる住宅の確保のため、空き家等の物件情報についてもお知らせをしているところです。名寄市では、不動産会社と連携をしまして、市のホームページに会社名、住所、電話番号、会社のホームページ、Eメールなどを掲載して、直接不動産業者が希望者の多様なニーズに対応していただく体制をとっております。現在

11社の不動産会社が掲載をしております、そのうち4社がホームページ、6社がEメールでも対応しているところでございます。空き家情報等を不動産会社に対応していただくことは、民間業者の活力の導入につながると考えておりますので、これからも不動産会社と連携をして空き家情報の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、若者定住に助成金の交付についてと定住促進事業について一括して答弁させていただきます。少子高齢化による人口減少の過疎化対策として、企業立地制度の充実に図り、住宅用地の取得や住宅建設に補助を実施して定住を図っている市町村の例もでございます。若い子育て世代が名寄市に定住していただくことは、人口の増や地域の活性化につながるものとして大切なことでもあります。その対策として企業立地制度の充実も一つの手ではありますが、景気が後退して長引く不況化の今、企業立地することは大変困難な状況であると思います。まちの自然状況、生活環境、教育、文化、交通、医療などが整備されてより豊かな豊かさを感じる、そういう魅力あるところに若者は定住してくれるものと考えています。そのため名寄市では、この地で頑張る既存企業の育成強化、新規就農者、農業後継者に対する支援、大学の開設、自衛隊増強対策、医療体制の充実、魅力ある商店街づくりに積極的に取り組んでまいりました。これらの実施は、若者定住に一定の効果があったと考えています。大学の開学には、多くの財源を投入して校舎等の整備を行い、現在運営をしております。21年度で学年が完成し、同年年度末に初めて卒業生を送り出すこととなります。今後も図書館など施設整備が必要で、学生確保で若者定住に取り組んできたということは大きな効果だと思っています。以上のことから、議員から御提案をいただきました若者定住に対して定住補助制度を新たに導入することにつきましては、大変厳しい財政状況の中、今のところは大学に優先的な財

源を配分した形を考えざるを得ないというふうに考えております。名寄市は、道北の中心都市として交通の便がよく、医療の充実、公立大学のあるまちとして住みよさランキング上位に評価される都市でもございます。これからもこれらの地域の特色を生かし、名寄のいいところを伸ばして若者たちに魅力のあるまちを目指していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2と4についてお答えをいたします。

初めに、児童生徒の体力向上についての（1）、全国平均と比較して本市の状況についてのお尋ねがありました。体力、運動能力の結果については、佐藤勝議員の代表質問にもお答えしておりますが、今回の調査では運動習慣等もあわせて調査しております。各学校における部活動への所属では、小学校では50.8%で、全国平均は61.7%、中学校では62.7%、全国平均では76.6%と小中学校とも大きく下回っております。また、運動実施の状況では、ほとんど毎日行うが全国平均より小中学校とも5.5から6ポイント下回っておりますが、運動の実施時間では2時間以上が1.2から2ポイント上回っている状況であり、今回実施した運動に対する意識調査でも運動が好きであると答えた小中学生は全国平均であったことなどから、本質的な運動に対する指導が重要であると考えております。

次に、体力向上対策についてであります。今回の調査における生活習慣や食習慣の質問において、朝食の有無、1日の睡眠時間や1日のテレビを見る時間などの調査もあわせて実施をいたしました。全国との比較では北海道、名寄市とも平均以下という結果になっております。名寄市でも早寝早起き朝御飯を推奨し、各学校でも取り組みを推進しているところではありますが、今回の結果から見ますとまだ実行の取り組みが少ないことが明らかとなったところでございます。今後においては、

取り組みへの計画、実施、検証、改善のサイクルを全市的に確立し、実施を図っていかねばならないと考えております。

次に、小中学校における体育授業の対策についてでございます。小中学校における保健体育の年間授業時間は、小中学校とも年間90時間となっておりますが、新学習指導要領の改訂により小学5、6年生を除き105時間にふえることとなっております。小学校の保健体育での目標と内容は、低学年、中学年、高学年、それぞれ定められておりますが、心と体を一体として生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育て、楽しく明るい生活を営む態度を育てることを理念としております。また、中学校についても運動や健康、安全についての理解と運動の合理的な実践を行うこととしております。各学校では、これらのことを踏まえながら保健体育の授業を進めているところでございます。今後は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果を参考にしながら、児童生徒の体力増進に向け、部活動や少年団活動などへの参加推進を図り、学校における体育的行事へも視点を当てた取り組みの強化を進めてまいります。

大きな項目の4、校区外の通学生徒への助成についてお答えをいたします。初めに、本市校区外の小中学生の状況についてでございます。特認校につきましては、学校教育法施行令第8条の教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申し立てによりその指定した学校を変更することができるの規定を受け、名寄市では平成11年度より小規模特認校制度が導入され、現在小学校4校、中学校2校をしているところであります。特認校は、保護者の安易な意志での学校選択を認めたり、不登校児童生徒のみを対象とするものではなく、小規模校の持つ特色の中で、児童生徒に教育を受けさせたい場合に限り認めるものであります。最近3カ年度の通学状況につきましては、平成18年度中名寄小学校が4名、智恵文中学校が7名の合計11名、平成19年度では中名寄小学校が9名、

智恵文中学校が11名の合計20名、平成20年度では中名寄小学校11名、智恵文中が9名の合計20名となっております。また、智恵文小学校でも平成15年度に1名の通学者がいたところがございます。平成21年度の3月1日での見込みでは、中名寄小学校が13名で、うち3名が新1年生として入学予定となっております。智恵文中学校では、引き続き7名の生徒が通学することとなっております。また、風連日進中学校では3学年へ1名通学を希望している状況にあります。

次に、(2)の助成の現在の対策と(3)、助成の考え方については関連がございますので、一括して答弁させていただきます。名寄市では、平成11年度より遠距離から通学する児童生徒の通学費を補助することによって保護者の負担軽減を図ることを目的として、遠距離児童生徒補助要綱を定め、通学費の助成を行っております。特認校制度の適用を受けた通学児童生徒についても、公共交通機関の定期券購入額の2分の1を上限として制度の適用を受け入れることとなっております。また、特認校通学を除く児童には、その通学路に公共交通機関がなく、自家用自動車を利用し、通学する場合は、特例として小学2年生までの児童を対象にガソリン代相当額を支給することとしておりますが、平成23年度からは風連特例区が終了し、制度を一本化することから、現行の制度を一部改正し、小学2年生を小学6年生まで引き上げ、対応することとなっております。したがって、特認校への通学については現行制度のとおり実施してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 高橋議員から妊婦健診の公費負担について2点の御質問がありましたので、お答えいたします。

最初に、現状の名寄市の妊婦健診5回の状況についてお答えいたします。近年婦人の働く環境の変化などで出産時の平均年齢が高くなっているこ

とから、健康管理がより重要となる妊婦がふえております。一方、経済的な理由により健康診査を受診しない妊婦も見られ、これらの方々の母体や胎児の健康を確保する妊婦健診の重要性、必要性が一層高まってきているところであります。平成20年度には、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できる体制を確保することを目的として、妊婦健診における公費負担を2回分から5回分に拡大するよう地方財政措置が図られました。これにより本市では、平成20年度より国の基準に合わせて1出産当たり2回分、1万3,420円から5回分、1万9,870円の助成拡大を図り、積極的に取り組んでまいりました。この妊婦健診は、妊娠届け出のあった時点で母子健康手帳と一緒に妊婦健診助成券を交付しておりますが、本年度は245人に助成を行っているところでございます。お尋ねのありました飛び込み出産の件につきましては、現在まで該当者はおりませんが、妊娠に気づきながらも受診する時期が遅く、妊娠6カ月以降に届け出のあった妊婦さんは6人おります。そのうち2人が経済的に苦しいので、出産を迷っていたと受診が遅くなった理由に挙げられているのが現状でございます。

次に、2点目、14回となるとその体制はどうなるかという、その取り組みの時期について申し上げます。国は、少子化対策の一環として、今回の国の2次補正により妊娠中に必要とされている14回程度の妊婦健診のうち、地方財政措置がなされていない残り9回分についても今後2年間に限り国庫補助、地方財政措置がされ、14回分に助成拡大が図られました。これを受け北海道は、北海道医師会と連携し、道内委託医療機関で2月1日から助成が受けられる体制が整備されたところでございます。このことを踏まえ、本市におきましても4月1日から道内各委託医療機関において助成券が活用できるように、補正予算も含めて1人14回分、8万2,830円を予算化し、これ

まで妊娠届け出のあった対象者に助成券の追加交付、また広く市民周知に向け準備を進めているところでございます。また、この制度は国、道の基準に基づき、道内の委託医療機関が一律の検査を実施した場合の妊婦健診費用が算出されており、これまで名寄市立総合病院の産婦人科で行う検査内容、時期、費用等の実態と合っていないため、助成券を有効に活用できないなどの課題がございましたが、利用者の利便性を考え、昨年10月ころから医師及び担当課と協議を重ね、新年度より名寄市立総合病院において実施する健診は、助成券を持参した場合、すべて無料で妊婦健診が受けられる体制が整ったところでございます。また、里帰り出産として道外にて健診を受診される妊婦さんには、年間5人程度おりますが、これまで委託外医療機関となることから助成の対象外として取り扱われておりました。今後公平性も踏まえ、助成券の範囲内で出費を還付することとし、サービスの拡大を図ってまいります。この制度が有効に活用され、かつ安心して産み育てることができるよう環境づくりに努めてまいります。

この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知識員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） それぞれの答弁ありがとうございます。再質問と要望をしていきたいと思っております。

まず、順番を変えさせていただきます。まず、運動のほうに、体力増強のほうにちょっと移らせていただきます。先ほど佐藤勝議員からも言われておりましたけれども、名寄はスキーのまちということで、冬も外に出るようという部分でそのようにも言われておりましたけれども、本当1位の福井県、北海道は教育長もわかっているように小学校が男子が45位、女子が39位で、そして中学校男子は43位で、そして中学校の女子は全国最下位という体力検査でありました。そして、福井の1位の状況というのが新聞に載っております、ここのあわら市という、学校なのですけれ

ども、ここは2時間目、3時間目の授業が終了後、4年生から6年生までの児童が全員体育館に集合して縄跳びを始める。そして、毎度縄跳びをして、これが週3回あるそうです。そして、4月から11月はマラソンがある。12月から3月までは、縄跳びがまた20分間継続する。そして、なぜこれをやるかといったら、みんな全員が出ているのですから、縄跳び何回跳べたという、競い合うというのです。先ほど言ったように安全面だとかどうのこうのではなくて、みんなが同じ授業をして、同じことをやって競い合っている。逆に上位でない大阪は、ここの大阪教育大学の赤松教授さんがなぜ大阪が体力が向上しないのかということ調べたら、まず外遊びが減少している。それに加えて生活習慣が体力低下の影響を受けているという部分だということをおっしゃいました。先ほど佐藤勝議員の質問でもありましたけれども、生活習慣、早寝早起き朝御飯の、名寄も奨励しておりますけれども、先ほどのお話でしたらまだ実行されていないという状況にあるというふうに、実行はしているのですけれども、されている方が少ないという状況だと、名寄も。大阪が生活習慣ができていないというのがまずは朝食摂取率が全国平均よりも4%も落ちているという。睡眠時間も全国平均以下であるという状況で、そして体力のほうも北海道と同じようにもう最下位のほうに来ている状況です。名寄は、先ほど各小学校ごとに進めていくということをおっしゃっていただきましたけれども、うちも息子が中学校で、早く寝ろよと。寝なかつたら、お父さんみたいに背低くなるよというふうに一生涯懸念寝せて大きくさせようとしているのですけれども、やっぱり父親と同じくまだ背が余り伸びない。夜遊びし過ぎるという思いがあるのですけれども、夜遊びでなくて夜遅くまで起きているという状況で、朝御飯はしっかり食べていますけれども。本当にもうその状況の中でやはりどういうふうに、小学校のほうは校長先生だとか先生から言えばある程度聞くようにはなると思う

のです。でも、中学校はなかなか生徒が先生のことを聞けないという状況にあるのですけれども、これを具体的に校長先生だけに進めるのではなくて、やっぱり教育委員会が先頭になってやっけない限りは、校長にただ教育委員会が言ったのでは事が進まないというふうに私は思うのですけれども、もうちょっと具体的に何か事例、こういうふうにしていこうというのがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今いろんな事例をおっしゃられまして、私もいろいろ新聞あるいはテレビ等を見てそういう全国的な状況、そして北海道の状況、そして地元の状況というふうに考えております。名寄市でも生活習慣の中では教育研究所が指導改善プランをつくりましたけれども、早寝早起き朝御飯については、これは推奨しておりますから、やっていないということではなくて十分浸透していないのかなというふうな思いがあります。これは、今回の結果から見てそういうことになっているのかなという状況にあります。ただ、学校では全体的ということにはならないのかもしれませんが、各学校においても早朝のランニングでありますとか、縄跳びだとか、そういったこともやっておりますし、そうした部分の中ではただ走るだとか、あるいは縄跳びをするということではなくて、先ほども言ったように記録をつけて向上させるだとか、競うということかどうかちょっとその辺はあれですけれども、そういったことも含めてやっているということですから、その辺についてももう少しやっぱり子供たちが自主的に参加できるような、そうした環境もつくっていかねばならないのかなというふうに思っております。

また、先ほど学校だけでなく教育委員会が指導してということもあります。これについても私も高橋議員もスポーツ大好き人間だというふうに思っていますから、そういった意味では外で遊ぶ

ということが一番いいことだというふうに思います。20年ほど前でしたでしょうか、名寄陸上競技協会がとなみが丘霊園において子供たちを中心にしてランニングの記録会をやったということで、そうしたことで記録向上と申しますか、成長のあかしをやっていたということがあります。そういった意味では、すぐにそういうことができるかどうかということとはわかりませんが、そうしたことができるのであれば学校あるいは教育委員会とも連携をし、そして関係機関がそういったことでのサポートもしてくれれば、そんなこともまた昔に戻ってできるのかなと思いますけれども、今すぐそういったことが実現できるかどうかわかりませんが、そういった検討も今後進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 私も曙橋を通過して自宅に帰るものですから、山内教育部長がさっそうとした姿で曙橋を走っているのをいつも眺めさせていただいておりますけれども、教育現場においては先ほど部活だとか少年団を育成して体力増強に努めると申しますが、少子化になってきて本当に昔は野球部があった、サッカー部があった、もういろんな、バレー部もありましたし、各学校にこの競技の人口があつてできたのですけれども、今少子化になってクラブというのがサッカークラブなんてもう致命的なもので、名寄1チームしか市内にできないような、中学校ではそういう状況になっていますし、やはり学校の体育だとか、学校のある程度の決めで全体的な体力向上に努めていく以外にはないと思います。先ほど言ったように、中学校の男子は持久走以外は全国平均になっている。今の中学生は、ある程度部活に入っている状況がありますから、そういう状況だと思っておりますけれども、女子はもう完全に全国平均以下で北海道はトップを走っていますので、やはり学校独自にある程度の部分をつくっていかない限り、中学になると全体的部分というのはなか

なかつくれないというふうに思いますから、先ほど言った福井の小学校みたいに小学校時代から西小は縄跳びをやっているだとか、そういうふうに学校独自で進めるというのが体力向上につながるというふうに私は思っておりますので、その部分もしっかりと校長、また教育委員会として進めていただきたいなというふうに思います。

あと、早寝早起き朝御飯の部分でもう一回ちょっと質問したいのですが、これ福井県は摂取率が9割なのです、朝食。9割の方が小中学生が朝御飯を食べているというのです。睡眠が8時間から9時間。異常でないかなと、どれぐらい成長するのかなというふうに私思うのですが、それぐらいやって体力、そして学力もいいそうなのです。早寝早起き朝御飯することによって頭の知能も回転するというので、うちの息子たちにも言っているのですが、なかなか親の方も何なの、それという。具体的に学校側としてこの早寝早起き朝御飯することによってこういうメリットがあるというのをやはりもう一回父兄にもしっかりと教えたほうがいいのではないかなという、子供たちだけに伝えるのではなくて。伝えてわかっている父兄はいるのです。たくさんいるのです。でも、なかなかそれをやることによってどうなるものなのかという部分の親もいるように思われますので、やっぱり教育委員会として学校を通して親に児童生徒に早寝早起き朝御飯を食べることによって学力がこういうふうに向上了した学校もあるのだよと、体力がこういうふうに向上了したこともあるのだよという説明していくというのも、自分の子供かわいいですから、親はそういうことがあるのだなといったら何らかの工夫をやって、朝寝坊しても何とかヨーグルトだけでも食べさせようかなという親も出ると思いますし、そういう努力をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、特認校の交通費の助成について、今名寄市では本当に智恵文だとか中名寄に通って

いる子供たちは公共交通機関を使用したときだけは定期の2分の1を助成していただけるということとなっております。こういう要綱があって、今特認校通学を除く児童、これはガソリン代相当分が小学校2年まで今は出るということで、23年からは6年生までになるということなのですけれども、名寄から風連に通う場合はまた別な条件になるので、公共交通機関を使わないとその補助が出ないという部分があるみたいですが、朝はどうしようもなく親が交通機関、自分の車で風連まで送っていくと。帰りは、公共のバスを使用した場合はその公共のバスの半額は助成として出るということなのですか、これを読むと。それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 遠距離通学の補助要綱を適用しながら、特認校についても運用しているということでありまして、遠距離通学の本質的な部分については校区内である一定の距離以上から通学する児童生徒について、それに公共交通機関を利用した場合、バス等の定額購入費ということになりますけれども、それらについて補助をするという制度になっています。それについて特認校についてもそれに準ずるような形での適用をさせているということでありまして。ただ、特認校に通う児童生徒については、その校区内の学校に通うということではなくて、それぞれの事情がありますけれども、そういったことでそういった特認校指定をされた学校に通学をするという状況になっています。そういった部分の中では、校区内から通う児童生徒と校区外から通う児童生徒についてはやはり状況が違うということでありまして。また、平成18年、19年に小中学校の適正配置検討委員会で協議した中でも特認校の部分について話題がありました。その中で今言った校区内の遠距離から通学する生徒についての助成についてもそれは当然何とかできるということなのですけれども、特認校の中でいろんな事情がある中

で通っているということですがけれども、それはその子供あるいは保護者がそういうことでの希望で行くということであるのであるから、それについては特段補助しなくてもいいのではないかとといったような御意見もありました。そういった意味では、現行の遠距離通学の助成制度のある部分を適用させてということで、現状の中での運用ということでもありますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

本当にこの特認校に通う方々というのは、先ほど言ったように自然の環境だとか教育、承認校で自分の子供を育てたいだとか、やはりいじめだとか、そういう部分で大きい学校に通えない子供も出る。そういう方も行かれるというふうに聞いておりますし、いろんな状況の中でその特認校へ行かれるというふうに思います。本当なかなか校区外なものですから、難しい部分ありますけれども、できれば助成制度をちょっと拡充していただくなりなんなりして補助をしていただける体制をつくっていただくよう要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、妊婦の14回の出産の健診の部分でお尋ねいたします。今回5回から14回になりまして、9回は国庫補助金として市町村の地方交付税で賄われるということで、14回になって、出産間近のお母さん方は本当にもう安心したのかなというふうに思われます。5回だったときには、やはり先ほど言ったように2人の方が経済的な理由で子供を産まないだとかという部分あったのですけれども、そういう健診を受けに行かなかったという。逆に本当にもう産みたいのだけれども、やはりこの経済状況の中で5回だけ無料健診受けて、5回だけというか、5回健診受けられるのですけれども、お母さん方頭いいものですから、お金のかかる部分をちょっとこっちはお金高いからというふうという受けた方もおられますし、ずらして受

けた方もいるように私はお聞きしております。それで、この14回になったということで安心してお子様が産めるかなというふうに思っています。

それで、先ほど助成は4月1日からスタート。でも、2月1日で受けている人もさかのぼって助成の金額をいただけるという部分だと思うのですけれども、それでよろしいですか。2月1日から、名寄は一応4月1日からスタートなのですからけれども、国は2月1日にさかのぼって助成を進めるといふに言っているのですけれども、その部分は間違いなく2月1日にさかのぼって適用を受けられるのかどうかという部分をお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 4月1日から施行ということで準備を進めておりますけれども、既にこの検査のほうに入っている方につきましては検査の状況を見る中で、3月28日から4月の第1週までの間に追加の交付等をしながら進めていくというような形で考えておまして、ちょっと時間的な部分までは確認しなかったのですけれども、3月27日の金曜日から、あと3月30日、第1週ということで、その間にお手紙等で来ていただくような形で新しい利用券に切りかえていくというようなことで考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 254人の助成券ですか、を去年渡して、ことしどれぐらいになるかわからないですけれども、本当に出産のためにしっかりと病院と連携して、安心して子供が産めるように体制を整えていただきたいというふうに思います。

続きまして、定住促進についてお尋ねいたします。先ほどホームページに各会社の11社の方々の空き家情報といいますか、ここに行けばこういうアパートがありますだとか、家がありますというのをお知らせするホームページが出されているという部分だというふうに思うのですけれども、

ある大町市というところでは定住促進策として空き家バンクというのをを出されているみたいで、そしてこれは名寄市のホームページ出したのですけれども、登録された空き店舗の物件だとか調査は先ほど言った宅地会社の方々にやっていただいて、仲介を依頼して協定書を締結して、そして市の空き家の所有者を希望して、市のホームページに物件情報を載せる。そして、このホームページに載せたものを他市町村の方々が照会に来ると。そうしたら、その照会を仲介業者の宅建業者に渡して、そして宅建業者がその空き店舗を販売すると。そして、宅建業者は手数料だけもらうという形になる。先ほど名寄市も民間業者のそういうふうにするという部分だったものですから、私はこっちにしたほうが効力があるかなというふうに思いまして、こういうところもありますよということでもちょっと御紹介させていただきます。やはり若者補助はできないということなので、ちょっと寂しいのですけれども、本当に名寄は先ほど佐々木総務部長言われたように生活がすばらしい、教育のまちである、文化のすばらしいところである、医療機関もある、交通整備もできていると。本当にもう住みよし、住みよきランキングの上位にいる名寄ですから、自衛隊対策だとか、名寄大学の部分で若者を、あと農業参入者をふやすというふうに言いましたけれども、私は言われたとおり魅力あるすばらしい名寄だというふうに思っていますし、間違いのないというふうに思っているのですけれども、やっぱりそれだけで若者に来ていただけるかなという部分があるのです。先ほど言ったように、そんな高額ではなくてもいい、物でなくてもいいかもしれないけれども、やはりこの名寄に住みたいという方はおられると私は思うのです。でも、今現実定住対策というのがやっぱり名寄市もできておりませんし、定住したいという方々へのアピールというのがなかなかできていないのが現状かなというふうに私は思っておりますし、ホームページに載せることがお金がかかるわけな

くて、本当にもう名寄、ここに住んでいただける人に見ていただくだけでも私は一步の成長かなと、一步のスタートかなというふうに思っています。先ほどいろんなまちで定住促進やられている中で、本当にもう家を建てるのに土地を100坪やるよだとか、まだいろんなところありました。そういったところはちょっと無理ですから、出せないのですけれども、やはりある程度の部分、名寄はこういうふうによそのまちの方々も来ていただいて、住んでいただいてもすばらしいまちなのだと思います。PRが必要かなというふうに私は思うのですけれども、佐々木総務部長、いかがなものでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 担当の地域振興課のほうでは、一生懸命移住、定住対策についてもホームページ等をやっています。基本的なスタンスは、ホームページによって不動産のあっせん関係、詳しい情報については民間活力ベースでということを考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、先ほど言いましたように大学生が来たことによって450名から660名に定員ベースでふえまして、100名が2年ごとに短大生が入れかわりまして、大学生は460名ほどが4年ごとに入れかわると。そういう中で地域には自衛隊もありまして、名寄のまちには他の市町村から比べると若い人方があふれていると言われるぐらいな状況になっているかと思えます。それから、一番の原因は若者が定住していただくためには、本当のこと言うと企業が張りついていたいて、その企業に勤める方々が名寄で結婚していただいて、子供をつくってということが一番重要かと思えますが、最近の定住で成功している例を見ますと、大都市周辺の町村のところにベッドタウン的に町有地であるとかを安く販売をしたり、会社の従業員住宅をつくるときに一定の補助をしているという部分がありますので、その点につきまして

は名寄の場合は地の利が若干悪いのかなと。ただ、名寄市も過疎地でありますけれども、周辺の町村も過疎地であります。その中で住みよさランキングの中でいうと、名寄市が若者に限らず定住していただける素地はあるのかなと。ただ、そこに助成を出して積極的にやるのが中心的な都市である名寄市としていかどうか、その辺もシビアに判断をしながら、教育施設であるとか、医療施設の充実、まちづくりに対して住みよさをより促進できる方向をつくり出していきながら、それとあわせて穏やかなPRをすることによって名寄のこの地域全体の発展も含めた定住というものが進めていけるのかなというふうに考えておりますので、決してやらないというのではなくて、やることによって周辺の町村との連携をどうするかということもちょっと出てきますので、気持ち的には中心市街地の中でもまちなか居住というのはまさしく名寄市内だけではなくて、周辺町村の方々からも来たいというニーズにおこたえする事業の一つとして考えておりますので、その辺トータルの中で定住対策を進めていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。本当に皆さんそう思って、私もそう思っております。本当に名寄のすばらしい地に一人でも多くの方が残っていただいて、移住していただいて、住んでいただくことがこれからの名寄市の発展のためになるというふうに私も思っていますし、そのために職員の方も努力していくことをお願い申し上げます。

本当は15分前に田中議員にやめろと言われてましたけれども、5分前に以上をもちまして終了させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

平成21年度市政執行方針と予算編成について外1件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、2009年度市政執行方針と予算編成についてお伺いをしたいと思います。この件につきましては、さきに各会派の代表者の方々からの質問と重複する部分があるかと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。1つ目に、市政推進の基本的な考え方について、3点について述べられています。1点目の市民と行政との協働では、市民がまちづくりの主役であることを自覚し、参加することが大切、市民と行政がそれぞれの役割や責任を分担し、協働についての共通認識を持ち、また行政情報の積極的な提供と共有により市民の皆さんと協働のまちづくりを進めていくことを表明しています。新しい名寄市が誕生して4年目になり、市民の融和を基本にそれぞれの地域の人の力を結集してきたと言われましたが、それぞれの地域の方々のお話を聞くと、地域間の受けとめ方、感情に温度差が広がってきているように思えます。合併による行財政へのさまざまなメリットを最大限に活用し、目標とする将来像の実現に努めると表明されていますが、具体的にどのように進められようとしているのかお伺いをしたいと思います。

2点目の行財政改革の推進では、市税などの収入が減少し続ける中で総合計画を着実に実施するために行財政改革の強化と組織機構のスリム化、事務事業の一元化を推進すると述べられています。市税などの収入を維持、拡大するには、地域経済の活性化と地域雇用の確保が欠かせません。「なよろブランド」創造研究委員会の立ち上げなど期待をするところですが、改めてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、組織機構のスリム化を推進すると思っておりますが、市民サービスの低下が懸念されます。名寄大学の新生などへの対応や高齢者への窓口対応など危惧されます。さらに、スリム化によって職員への負担もふえるのではないかと考えられます。

職員の健康管理は重要な課題と考えます。予防も含めて相談室などの日常的なサポート体制も必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3点目の活力をもたらす産業の振興では、観光振興による交流人口の拡大が重要とされています。具体的なお考えをお聞かせいただきたいと思えます。先日名寄市でも数年ぶりに復活し、全国から参加されて行われたかっぱ村交流会などはユニークな取り組みで、今後の発展に期待したいところです。また、町中のにぎわいづくりでは空き店舗の活用も望まれるところです。2009年度国の税制改正では、商店街活性化のための空き店舗の土地の譲渡を促す税制改正が行われ、空き店舗の活用のための税制支援となっています。空き店舗の活用についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

2つ目に、安心して健やかに暮らせるまちづくりについてお伺いします。安心して子供を産み育てる環境づくりについては、妊婦健診の費用助成が14回まで拡大されたことは大いに歓迎をしたと思います。これに加えて子供の医療費無料化の年齢引き上げの考えはありませんでしょうか。報道によれば隣の下川町では、新年度予算で小学生以下の医療費無料化を盛り込んでいます。この名寄市でもぜひ取り組みをしていただきたいと思えますが、お考えをお聞かせください。

次に、高齢者福祉の充実についてですが、介護を必要とする方々へのサービス提供について、4月から実施予定の要介護認定の新方式では、判断基準が大幅に変更され、認定の軽度化が進み、実態より軽い判定になるおそれが出ています。必要とする介護が受けられず、利用者の生活に深刻な打撃を与えるおそれがあります。対応についてお知らせをいただきたいと思えます。

3つ目に、自然と環境に優しい快適で安全なまちづくりについてお伺いをします。ここで市長は、今後も水需要に対応するため、サンルダム建設事

業に参画することを述べています。今環境破壊が進む中、地球規模で自然環境の保持、保全に関心が広まり、取り組みが進んでいます。サンル川の上流は、日本有数のサクラマスの産卵場所です。遡上数は日本一と言われます。このほか絶滅危惧種のコガタカワシンジュガイやエゾサンショウウオなどが生息する貴重な自然の宝庫です。ダム建設により取り返しのつかない自然破壊が起きてしまうのではないのでしょうか。道開発局は、サクラマスがダムを通過するための魚道をつくって生息環境への影響を最小限にするとし、魚類への影響を天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議が調査をしています。この専門家会議はダム建設推進の立場でいます。そして、この専門家会議の委員8人のうち3人が開発局から事業受注公益法人と受注企業からの選任であることが日本共産党の紙智子参議院議員の質問趣意書への政府答弁により判明をいたしました。また、辻井達一座長は道開発局と多年にわたり委託、研究をしており、委員の大半が開発局と深い関係にあることが明らかになりました。このように専門家会議の委員が受注企業法人に所属しては、適切な議論ができるとは思われません。人選も議論もやり直すべきと思います。自然環境や生態系の保全、流域住民、漁民など生活を優先したダムによらない治水、水需要計画の見直しが必要だと考えます。来年度予算案では、本体工事の掘削費が計上されましたが、川辺川ダム、大戸川ダムのように見直すことが必要ではないのでしょうか。

もう一つは、生活安全についてです。方針の中でも述べられているように、これまでの名寄市では考えられない犯罪の凶悪化が見られました。今後は、このようなことがないことを願うばかりですが、事故、事件が起きた場合の被害者などへのケアについてのお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

4つ目には、2009年度の予算編成についてお伺いをします。細かい部分については、後の予

算委員会に質問をさせていただきたいと思いますが、基本的な考えのところで伺いをしたいと思います。地方公共団体の財政健全化法に基づく財政の健全化、行財政改革の着実な推進を念頭に総合計画の具現化を最優先に編成されると述べています。また、既得権や既成概念にとらわれず、あらゆる事業の見直しを進めていると言われ、受益と負担のバランスを調整しながら進めていく考えを述べられました。国が進めてきた構造改革のもとで、私たち国民は大きな痛みを強いられてきました。そして、さらなる消費税の増税が待ち受けています。加えて昨年からの世界的な金融危機により国内の経済の悪化は想像以上になっています。必要とする公共サービスの負担が困難な状況が多く生まれるのではないかと思います。こんなときこそ、住民に一番身近な地方自治体が防波堤となることが求められると思います。そこで、応能負担についての考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、男女共同参画推進計画について伺いをいたします。ことしは、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、女性差別撤廃条約が国連で採択されて30周年となります。国内では、1999年に男女共同参画社会基本法が制定され10年がたち、名寄市でも2008年2月、名寄市男女共同参画推進計画が策定され、終了年度を新名寄市総合計画に合わせた2016年とし、2007年6月から広報に連載するなど、市民周知を図りながら計画を進めようとしています。

そこで、次の3点についてお知らせをいただきたいと思います。1つは、計画の進捗状況についてお知らせいただきたいと思います。

2つ目には、平成20年度重点事務事業項目として14項目挙げられていますが、事業評価、検証についてお知らせいただきたいと思います。

3つ目には、平成21年度の事業計画の具体化について、基本計画に掲げている次の3点についてお知らせをいただきたいと思います。1つは、

男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革として、男女共同参画の促進に関し苦情の処理及び救済を行うための機関の設置について、特にDV被害者への救済などどのように取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

2つには、家庭、地域、職場における男女共同参画の促進として、雇用の分野での男女共同参画を自治体が促進することが望まれますが、市職員の男性の有給取得状況や老身介護などの介護休暇取得状況をお知らせください。また、農業、自営業分野での取り組みとして、名寄市では2名の女性農業委員さんがおられますが、家族経営協定の締結状況、さらに農村女性による企業活動状況、そして中小業者や商業者の家族従業員の実態など把握されていればお知らせをいただきたいと思います。

3つに、健康づくりと福祉の充実として、高齢者、特にひとり暮らしをされている高齢女性の暮らしは医療の改悪や年金引き下げなどで非常に大変ななっていますが、こうした方々の実態について把握されているのかどうか、どのように取り組みを進めていられるのかについて伺いをいたします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 川村幸栄議員から大きな項目で2つの質問をいただきました。それぞれの部にまたがることもありますが、私のほうからまとめて答弁をさせていただきます。一部答弁の順序が異なるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

1番目の平成21年度市政執行方針と予算編成についての市民と行政との協働についてお答えします。改めて合併に至った経緯を振り返ってみますと、風連町・名寄市合併協議会では平成16年11月に新市建設計画を策定いたしました。前文に風連町と名寄市は産業、医療、福祉、教育など

さまざまな面で密接に関係し合い、支え合って発展していきました。このように生活や経済圏域を同じくすることが合併協議に至った理由であります。計画には、双方に置く自治区のあり方、住民自治を確立させるための自治基本条例の制定、参画と協働を基本とする将来の自治の姿を描くと書き込まれています。また、計画の趣旨として、2市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すとされています。この計画の本市は、新総合計画に引き継がれていますので、その確実な実行が一体感醸成の原動力になるものと考えています。

市民との協働では、まずもって丁寧な説明と情報公開をさらに深めてまいります。また、本市は市民活動や市民協力が道内でも活発なところと言われておりますので、両地区のよいところを認め合い、共通するところは融合し、誇れるようなまちづくりを市民とともに求めてまいりたいと思います。

合併のメリットが感じられないとのことにつきまして、国が求めた市町村合併は簡単に申しますと少子高齢化や人口減少時代を迎え、行政運営の効率性を図ることが目的で、そのために一定期間の財政支援を受けることができるものであります。そのため財政的には、議員が御存じのとおり合併したからこそできた懸案事項の解決ということもあろうと思います。佐藤靖議員の代表質問でも市長からお答えしましたが、具体的なメリットとしまして管理部門の経費の削減、人件費の削減、公共施設の削減、地方交付税の特例措置、合併特例債、合併補助金などですが、さまざまな価値観を持つ能力のある人材と地域資源の拡大で名実ともに農業が基幹産業になったことと考えております。このたびは、国の平成20年度補正予算によりまして財政支援がなく、先送りとなっていました数多くの公共施設の改修を盛り込むことができましたので、雇用の確保につながり、市民生活の安定に寄与するものと高く期待をしております。

市政推進の基本的な考え方の中で、職員研修等についてお答えします。今後5カ年間で87名の職員が定年退職となります。職員の知識、スキルの向上がさらに求められています。市民のニーズに対応するために平成21年度から、特にこれから行政を担う若手職員に対し、名寄市の行政全般について職員が講師となって研修を行い、さらなる資質の向上を図ってまいります。また、心のケアにつきましては、心の健康の保持増進のための指針を作成し、職員からの意見を取り入れながら体制をつくり上げてまいります。新年度から旭川医科大学健康科学講座と連携をし、相談窓口を設け、専門家によるメンタルヘルスケアを行います。

交流人口の拡大につきましては、現在市と商工会議所で中心市街地活性化に向けた取り組みについて議論を行い、28本の事業計画案が示されております。また、駅横の活用につきましてもあわせて議論を行っている状況であります。お話のありました空き店舗活用につきましては、名寄市中小企業振興条例で補助金制度を設けていますが、補助後における営業継続の難しさもあるようであります。ソフト事業の整備、見直しにつきましては、中小企業振興条例の改正を図り、にぎわいの創出に向けた対応を図り、制度の利活用につきましても一層の周知に努めてまいります。

安心して健やかに暮らせるまちづくりの子育て支援等についてお答えします。昨年北海道医療給付制度の見直しにより、名寄市において昨年6月第2回定例市議会におきまして小学生まで対象年齢を拡大し、家計への経済的負担の軽減に努めているところです。市の乳幼児医療給付事業につきましては、現在3歳未満の入通院における費用負担は初診時の一部負担のみとし、3歳以上就学前の幼児の入通院における費用負担は市町村民税非課税世帯で初診時の一部負担のみで、市町村民税課税世帯においては1割を負担していただいております。また、小学生までの児童につきましては入院のみ対象として、かかる経費につきましては

就学前と同様の扱いとさせていただいております。御質問の小学生以下の医療費の無料化につきましては、近隣の自治体で独自施策として給付を考えている旨が報道されております。昨年の改正では、子供の医療費負担の軽減や少子化対策等医療保険制度の改正を踏まえ、市としても道の交付要綱に基づき、対象年齢の拡大を図っておりますが、小学生以下に対する医療費の無料化につきましては市の厳しい財政状況下で独自に上積みをするのは困難と考えております。今後とも国や道の動向を見きわめながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次は、高齢者福祉の充実として、介護認定の据え置きについての評価です。21年度からの要介護認定制度についてお答えします。新しい認定制度は、来月4月以降の申請から適用されます。コンピューターソフトを使用した1次判定と調査員が記録する特記事項や主治医の意見が詳細に記入されることから、これらが判定に反映され、適正な認定がされるものと考えています。議員御指摘のコンピューターによる1次判定の内容が要介護の実態を反映せず、軽度の認定につながるのではとの懸念は実務にかかわる職員もその内容に疑問を呈しておりましたが、本日付報道で厚生労働省は利用者からの強い反発が相次いだことから、判定基準の一部修正を発表しております。これによりコンピューター判定がより実態を把握した内容に変更されるものと考えております。名寄市では、近隣自治体と連携して介護認定審査会を運営しており、審査会委員や調査員の研修会を2月に開催し、新しい認定方法について理解を深めております。要介護認定は、利用される方の生活に大きな影響を持つものであり、全国一律の基準により決定されるべきものと考えております。今後の公平、公正な審査の実施に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

サンルダムの関係についてお答えします。地域の治水事業は、歴史は浅く、たびたび大洪水に

見舞われた教訓から、地域一丸となって要望活動を行ってまいりました。近年の異常気象は、融雪期の降雨や春から夏にかけての干ばつ期、秋期の集中豪雨とさま変わりの傾向を示しており、治水、利水、河川維持の観点から、ダムによる水の制御が不可欠となっております。名寄市におきましては、新たな水利として風連地区の不安定な地下水依存の解消と名寄駐屯地や一部郊外地区の上水供給が求められています。また、本市の基幹産業の農業振興のため、中名寄地区では若手農業者が水田の基盤整備事業を進めており、水利はサンルダムに依存しなければなりません。ダムの建設によって失われる森林の回復のため、住民有志による植樹活動は平成12年度に始まり、昨年で9回を数えます。また、事業としての植林も進められています。本年は、上下流域の実情を理解し合うため、視察、較量を計画しております。

専門家会議の人員構成につきましては、意見を述べる立場にありませんので、控えさせていただきます。

生活安全対策の関係についてお答えいたします。安全で安心して暮らせる社会を実現することは、市民すべての願いであり、犯罪の未然防止を図ることはもとより、犯罪被害者が犯罪等により受けた損害を回復、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援していくことは大変重要なことだと考えているところです。犯罪被害者等の事件後の影響については、心身の不調、生活上の問題、周囲の人の言動に傷つき、加害者からのさらなる被害、捜査、裁判に伴う負担などの問題など、さまざまな困難を抱えることがあり、慎重で適切な支援をしていく必要があると考えます。犯罪被害者等の抱える問題は大変難しい問題であり、専門の機関や専門のカウンセラーなどでの対応が必要だと考えておまして、行政の対応としましては適切な情報の提供だと考えているところです。今後におきましても市民の皆さんが不幸な事件、事故、凶悪犯罪などに巻き込まれ、犯罪被害者等に

ならないよう関係機関、団体との連携を深め、地域住民とともに一体となって犯罪抑止対策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

21年度の予算編成につきましては、行財政改革の着実な推進を念頭に多くの市民との協働により策定した新名寄市総合計画の具現化を最優先に編成したところです。その一方、財源調整的な基金である財政調整基金もほぼ底をつき、基金に依存した財政運営にも限界があることから、昨年行財政改革推進本部を立ち上げ、組織のスリム化はもちろんのこと、使用料や手数料、さらに各種補助金等の見直しを進めてまいりました。特に使用料や手数料の見直しの中では、受益者負担の考え方として、1つには地域政策上特に必要なもの、2つ目には大多数の住民に受益が見込まれるもの、3に利用者が特定されるサービスと思われるもの、この3つの区分を基本として、運営経費や維持管理費用のおおむね25から50%の負担をお願いしようとするものであります。また、受益者負担につきましては、応能、応益割合のうち応能割合の比率を高くという御意見であります。体育施設のように利用者が特定されるサービス等もあり、住民負担の公平性の面からいいますと、さきに説明しました受益者負担の考え方を基本として、受益と負担のバランスを図りながら今後見直しを進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、大きな項目2つ目、男女共同参画推進計画についてお答えいたします。議員がお尋ねの男女共同参画推進計画の進捗状況と平成20年度事業評価検証について、関連がありますので、まとめてお答えします。名寄市では、平成20年3月に名寄市男女共同参画推進計画を策定し、4月より計画に沿って実施をしています。推進計画につきましては、平成20年度から28年度までの総合計画とあわせた終了年度とし、9年間の計画としております。また、推進計画で定められた施策

を具体的に実施する事務事業を記載した実施計画書は、単年度ごとに評価し、検証を行い、進行管理に努めてまいります。平成20年度は、205の事務事業について各担当部署より報告を集約しているところでありますが、ほぼ8割が実施または実施済みの報告をいただいております。これら具体的な事業評価、検証につきましては、今後もワーキンググループ会議、推進会議、推進委員会と経て最終評価をし、平成21年度の実施計画につなげていく予定であります。

ちょっと答弁が順序逆になるかもしれませんが、お許してください。市役所における男性職員の育児休暇、介護休暇の取得状況につきましては、平成20年度における男性職員の育児休暇につきましては1名、介護休暇につきましては該当者はおりませんでした。参考までに女性職員の育児休暇取得は26名、介護休暇につきましてはおりませんでした。

農業関係についてお答えします。農家の家庭経営協定の関係につきましては、市では平成19年6月に上川農業改良普及センター、道北なよろ農協、農業委員会とともに名寄市家族の樹づくりプロジェクトを立ち上げ、市内農家に家族経営協定の周知を図り、協定締結を呼びかけてきました。先月25日にも新たに7戸の農家が調印式に臨み、家族農業経営をよりよくするため、経営方針や役割分担など家族間の十分な話し合いに基づいて取り組みがされており、現在まで105戸の農家が締結されています。今後もさらに農業者における男女共同参画の視点から、家族経営協定の締結に向けて努力をしてまいります。

農村における女性の立場や活動状況につきましては、農業者の多くは3世代世帯が多く、これまでの慣習やしきたりが無条件に世代間で受け継がれている可能性が高く、なかなか男女共同参画が実感できないのではないかと思います。しかし、最近の農村女性の活動は目覚ましく、現在農村女性が活動している団体は農産物加工、販売してい

るものが4つ、農産物の直売が3つ、介護が1つ、簿記が4つの計12グループあります。加工グループでは、東京なよろ会でのみそ、漬物、おだんごの販売や産業まつり、地産地消フェア、雪フェスなどのイベントにも参加し、市民を対象にした料理講習会の講師になったりと積極的な活動を展開しております。また、産直グループは6丁目商店街の女性たちと一緒に野菜市を開催し、市民に大変喜ばれているところです。介護グループは老人介護施設に出向き、老人の世話をし、簿記グループは簿記記帳による経営分析の学習などをしております。今後もますます農村女性の活躍が期待されているところではありますが、就労環境の整備や女性の活動の機会をふやすよう努力をしております。

中小企業の商店の主婦たちの家族従業員等についての御質問がありました。自営業で働く女性は、仕事と家族の両方を負担しているにもかかわらず、職場と家庭での境目があいまいなため、賃金や休日などの労働条件もきちんと定まっていない場合が多く、社会的な活動に参画しづらいのが現状です。市内商店では、おおむね家族従業員として主婦も専従者給与を受けているとの報告を商工会議所よりいただいておりますが、会計を受け持っているのはほとんどが奥さんであり、実質共同経営者であります。自営業で働く女性は、農業者と提携した野菜市や空き店舗を活用したボックスショップなど活発な活動を展開しており、今後もさらなる活躍を期待するところでもあります。しかし、そのためには家庭におけるパートナーの協力、理解が最も重要であり、経営者に向けた意識啓発を積極的に実施していく必要があると思いますので、商工会議所とも連携を図り、意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

市民の相談窓口の一本化等につきましては、現在の相談体制はそれぞれの担当部署で行っており、相談の総合窓口的な体制はなく、市民の皆様にはわかりづらくなっているものと考えられます。特

にDVにつきましては、犯罪であること、また当事者間において非常にデリケートな問題でもあることから、難しい対応が迫られます。児童、高齢者の虐待などについては、福祉事務所内に委員会を立ち上げ、対応しておりますが、DVにつきましては現在の機構の中で所管部署の定めがなく、便宜上、相談者の支援のため、社会福祉課児童福祉係で相談を受け、事例によっては警察への届け出、相談、加害者からの避難などの指導を行ってきました。将来的には、DV所管部署を定め、関係部署を網羅した相談体制の確立を目指してまいりたいと考えております。

DV被害者の相談対策としては、名寄保健所、市民相談室など関係機関に連絡、相談先を記載したソロプチミストが作成、配布しておりますホットラインカードの活用を進めるとともに、今後もカードの作成、配布を含め、公共施設、市内大型店内トイレ等に設置し、手軽に入手、利用できるよう関係機関と団体に要請を行ってまいります。

最後に、高齢者のひとり暮らしの女性に対する状況につきましては、高齢者一人一人が生き生きと充実した生活を営むため、高齢者の社会参加や生きがいに努めていく必要があります。現在実態調査は実施しておりませんが、65歳以上の女性のひとり世帯は約1,620件ほどあると思われませんが、今後も増加することが予想されます。しかし、元気なお年寄りもふえております。生涯学習課では、ピヤシリ大学、瑞生大学などの高齢者大学を開講し、仲間づくりに努めていますし、高齢者に人気のパークゴルフなど屋外でのスポーツを楽しんでもらい、健康増進に体を鍛えてもらうことも大事かと考えております。そのほかに自立支援デイサービス、外出支援、除雪サービスなど今後も継続して支援をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

それでは、数点について再質問と要望をさせていただきたいと思えます。

最初の市政推進の基本的な考え方の部分についてですけれども、部長のほうからも情報公開に力を入れていきたいという御答弁がありました。やっぱり思いもよらないような受けとめ方ということもあるかというふうに思うわけです。ですから、やっぱり本当に確かな情報公開が必要かというふうに思います。それぞれの地域に住む皆さん方が本当に理解が得られるように、積極的な情報公開、提供とともに、市民にしっかり見える行政運営をお願いしたいというふうに思っております。

職員の健康の問題です。先ほど旭川医大との連携でメンタルヘルスのところの部分でという、相談室もというふうにお話がされておりました。実は、名寄大学の中に御存じと思うのですが、保健福祉センターというふうになっています。これが実は何でも相談所になっていて、健康ばかりではなくて生活の部分でも相談ができるというふうになっているのです。定期的に相談員がいらっしゃって、そうでない部分は直接連絡下さいというような形で出されているのですが、こういった日常的に相談できる、医大というか、病院に行く前の予防という形でも必要かなというふうに思っているのです。重くならない前のこんなことで相談していいのだろうかという内容のものまでもちょっと愚痴を聞いてもらうだけでも随分楽になるのではないかというふうに、私自身、自分自身も含めてなのですが、そういった部分もありますので、こういった日常的に相談できる、そういう体制、していただけたらなど。まだ場所に行くのはちょっとというふうに思っている方にとっては、また電話での相談というか、例えば子供たちのハートダイヤル、こんなのも今相談件数もふえて、実はこの間相談員の先生にお聞きしましたら、随分浸透してきているので、気軽にお電話して下さる方もいるというふうにおっしゃっていました。ですから、気軽に相談できるそういった場所、

ぜひできないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 職員のメンタルヘルスの関係につきましては、上川町村会が利用しているものに私たちも参加させていただいてというふうに考えています。1つは、職員のメンタルヘルスの関係につきましては職場の長におきましても一定の個人的な相談等につきましてはお話聞いていますが、具体的に医者にかかるときには地元の病院ではなく旭川の病院にかかるというのは、その辺個人の方の行きづらい、行きやすいということの判断もあろうかと思えます。せっかく地元で、私自身もちょっとそういう観点からどうしても市外のほうの病院のほうに目が向いておりました、この辺につきましては担当のほうに指示をしまして、地元の大学の相談窓口も有効活用するようにということで早急に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 後でお話しさせていただきませんが、男女共同参画推進のところのDVの相談の窓口も含めてなのですが、やはり身近に相談できるところがたくさんあるということが望ましいかなというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

空き店舗の活用についてなのですが、私は本当に空き店舗もったいないなというも思っているわけです。例えば高齢者の方々が集える場、ちょっと一服休みするお茶飲み場所、それからまた大学生、今回完成するわけですが、そういった大学生のゼミ活動、こういった中でも利用、支援ができないものかなというふうに思っています。先ほどお話があったように、現在ある中小企業振興条例、町中にぎわい事業の中では、家賃や借地料の100分の50、半分です、支援があるというふうに言われていますけれども、やはりなかなか活用されているふうには見えません。それは、

やっぱり活用をしにくい中身なのではないかというふうに思いますので、もっと積極的な活用できる中身に変えていただきたいというふうに思うのですが、この部分について御答弁いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今空き店舗に限ってお話をちょうだいいたしました。御案内のとおり、合併してから3年になりますけれども、私はその後の分しかちょっとわからないわけですが、ただ動きとしまして、今私どものほうからも呼びかけ、働きかけをさせてもらっていますけれども、幾らか出てきたなど、そんなような思いをしております。5丁目のほうの部分も大学の子供たちとお話をしながら、白井教授等介してぜひまちの中心地の中でサテライトといいましょうか、そういった言葉も出てまいりましたし、あるいは集える場所といいましょうか、それから子供たちがそこで何かできる、何かやれるということ、そうすることを通じてその商店街の方々とも交流ができる、いろんな情報が交換できるというようなことで出てきたなと思っております。ただ、御案内のとおり振興条例につきましてもでき上がりましたから3カ年ほどたちますものですから、また幅広い皆さん方の御意見等をお聞かせをいただいて、使いやすい、身になるような、そんな制度に改めていけたらなど、こんな思いを持っております。年度明けたら、早々に審議会等を開いて諮っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひ積極的にお願いをしたいというふうに思います。

次に、子供の医療費無料化の件についてですが、今全国的に親の経済的な理由によって病院にかかれない子がふえていると言われております。本当に御存じのように国保、資格証明書が発行されなくて病院にかかれない、そういった部分につ

いては子供たちから保険証を取り上げないという措置もとられたというふうなことで、皆さんも周知のことと思うのですけれども、やっぱりこういった経済的な理由で病院にかかれない子がふえるというような、これだけではなくしたいというふうに思うわけです。先ほど高橋議員からありました。妊婦健診の問題でもお話があったように、出産するかしないか迷っていたと、経済的な部分で。こういった方たち、出産まではもちろんなのですが、生まれた後の子育てにかかわる経済的な不安、これも非常に大きい。そのことがあったのではないかなというふうに思っているわけです。例えば今回妊婦健診14回までの保障がありますけれども、昨年5回ということで国の方針で5回に、全国的にあちらこちらで5回になりました。それで、今回は9回の半分を国が助成すると。この2年間の措置ですけれども、自治体が多く取り組むようであれば引き続きというようなことも聞いています。ですから、その地方、地方の取り組みがやっぱり国を動かしているのではないかなというふうに思っています。ですから、積極的な子育て支援取り組んでいただいて、やっぱり道や国の動向を見るのではなくて、こちら側から積極的に働きかけるということが必要かなというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、生活安全の被害者のケアの部分についてです。本当に難しい問題だというふうに思いますし、事件によってケース・バイ・ケースかなというふうには思うのですが、例えば昨年大学公園での不幸な事件がありました。中学生が間接的にかかわっていたかなというふうに思うのですが、こうした方たちへのケアについてはどのようにされたのかどうかお知らせをいただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ただいま大学公園での事件についてお尋ねがありました。平穏な名寄

であいった事件が起こるといのは余り想定をしていなかったわけですが、この事件の直後学校から教育委員会に連絡がありました。学校での対応でありますけれども、生徒の様子はおおむね元気であるということと対応は学校内で行うという第1報でありました。その後子供たちの心のケアについて担任の先生、あるいは養護教諭、あるいはこころの相談の相談員、それぞれが対応したというふうに聞いてございます。教育委員会としても必要があれば名寄市立大学の教員、あるいは専門家のカウンセリングを依頼するというような連絡も学校にはしていたところでございます。また、上川教育局からは必要に応じてカウンセリングの専門家も派遣をするといったようなことがありましたけれども、おおむね学校の中での対応で、子供たちについては余り動揺がなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 大きな動揺がなかったということで安心をするところですが、本当に全国的に言えばこういった事件、事故がふえています。先ほども情報提供というふうにおっしゃっておられました。犯罪防止に向けた適切な情報提供はもちろんなのですが、こういった不幸な事件、事故に巻き込まれたときのケアとかサポート体制、そういった情報もぜひ提供していただいて、こういった場合にはどうしたらいいのかというようなことがわかっているのとわかっていないのとは大きな差があるかなというふうに思いますので、ぜひこの部分についてもお願いをしたいというふうに思います。

それで、ダム建設の前にちょっと介護保険のことなのですが、高齢者の介護保険の部分についてですが、先ほど利用者などの強い反発が相次いだということで、きょうのニュースで見直しがされる方向が打ち出されたということで報告がありましたけれども、民主医療機関連合会という、

民医連というところでも調査をしたら、今までヘルパーさんに週10回来てもらっていたところが3回に減らされた。これでは介護なんかできないというような、そういった不安が寄せられているということも調査で出されていまして。現場にいらっしゃる認定調査の方たち、審査委員の方たちにぜひお願いしたいなというふうに思っているのは、国の動向を見守るのではなくて積極的にこちらの側からこういう状態だと。これでは困るのだと。やっぱり介護を受けている高齢者の方たち、こういったことでは保険料は取られるけれども、介護は受けられないというようなことになっては困るというような、そういった提案というか、そういう意見もどしどし出していただくと。そういうふうな働きかけをしていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今回の介護の認定絡み、それから介護保険料の改定という部分にも関連しているかと思っておりますけれども、介護の認定の部分が上がっていくという部分と国の制度の部分とはここで議論の対象にならないのかなというふうな部分でちょっと押さえておまして、私どもといたしましてはこの部分で、国が介護の部分で今介護報酬を3%引き上げるということで出てきますのと並行して介護認定の部分で今議員が懸念されております低い認定になることによって限度額という部分があるのですけれども、当然介護の制度が限度額という部分で1割負担の中の上限額が決まっている関係がございまして、要介護1以上の方については介護のほうで受けられるのですけれども、要支援の状態としては原則受けられません、その部分を社協やほのぼの倶楽部とか、そういう市内民間の事業所でバックアップする体制もありますので、そういう部分ではちょっと介護のほうの制度とは違うのですけれども、ほぼそういう部分でやっておりますので、そういう部分を踏まえた上で御利用いただきたい

と、そういうふうを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。本当に高齢者の方たちの暮らしも大変ですし、医療や介護に対する不安も大きいわけですので、ぜひ積極的に取り組みをお願いしたいというふうに思います。

ダム建設のことですけれども、見直しを進めている大戸川ダムにつながる淀川水系流域委員会では、河川、防災、水環境、生態系、利水、都市計画、地域のこういった特性に詳しい委員、幅広い分野で24名の委員で構成されています。先にダムありきではなくて、ダムによらない治水、水事業計画の見直しなどを検討すべきと考えています。京都大学の名誉教授である今本博健さん、ダムは最後の選択肢とすべきだと、このように言っています。私ももうそのとおりと思っています。先ほど植林もというふうな話がされていましたが、今ある貴重な自然、これをなくして、取り返しのつかない自然をなくしていくこと、やっぱりダムをつくることは最後の選択肢にしていただきたい、このことを訴えたいというふうに思います。

時間の関係があります。男女共同参画推進計画について再質問をさせていただきたいと思います。この名寄市の男女共同参画推進計画の趣旨の中で、社会環境が変化し、男女一人一人にさまざまな生き方が求められています。しかし、現実の社会環境は従来からある男女の固定的役割分担意識に縛られていることが多く、女性や男性の多様な生き方を疎外する要因になっていると。これらの多様な生き方に対応して行政、市民、企業がともに男女共同参画社会を築いていけるように、この推進計画を策定したというふうになっています。1999年から開始された国連開発計画という人間開発報告でのジェンダーエンパワーメント指数、女性が政治参加や経済界における活躍、意思決定に参加できるかどうかをあらわす指数なのですが、これは日本の順位が2008年で108カ国中5

8位という、こういう低さです。労働市場での賃金などの男女格差が大きいことが原因と言われています。2002年には32位でしたので、女性の雇用の不平等が大きい国というだけではなくて、改善のテンポも全くおくらせていると言わなければならないかというふうに思っています。こんな中で名寄市の男女共同参画推進計画、これに私は大いに期待をしているところです。取り組みをぜひ進めていただきたいと思っているのですが、DV被害者への救済のところで先ほどお話もありましたが、日本では2001年にこのDV防止法ができました。配偶者の暴力を犯罪だと、このように明記した画期的な法律だと言われていますが、しかしまだまだこれは浸透していませんし、当の被害者本人自身がこれがDVだと気づいていないことも多いというふうに言われています。啓発がもっともっと必要で、重要だというふうに思っています。ですから、広報で毎月お知らせしているというのは私は重要だなというふうに思っています。ですが、また先ほど知らせるカード等というふうなお話がありました。しかし、避難するためのサポートセンターといいますか、そういった部分も必要ではないかなというふうに思っています。ただ、名寄の場合、狭い地域ですので、なかなか難しいかなというふうには思うのですけれども、やっぱり旭川、札幌というような大きな地域で連絡がとれないというか、そういったところに避難をさせてあげる、そういったサポートも必要かなというふうに思っています。

あと、職場環境の問題では、先ほどお知らせいただいたように市の職員の中でも育休取得、若干1名あっただけとは何かちょっとあれだったので、子育ての部分では少なくなっているというのもあるかとは思いますが、この間お母さん、お父さん教室、これの参加状況をちょっとお聞きしましたら、結構お父さん、お母さん2人で参加されている方がふえているというふうにお話聞きました。男女ともに働きやすい、そして仕事

と子育ての両立できる職場環境づくりが男女共同参画社会実現のために重要な課題だなというふうに思っているのですが、実はきょうの新聞でありました。育休、出産で不利益、こういうふうに感じている方が以前から比べると1.3倍のペースでふえていると。これ厚生労働省のまとめでわかったときょうの新聞で報道されていました。妊娠や出産がきっかけで企業から解雇や退職勧奨など不利益を受けたとしています。そして、一番重要だなというふうに思うのですが、これは相談したところに自分が相談したとわかると困るので、企業への指導は控えてほしいと、このように相談者が言わなければならない、こんな状況がまだまだこの中に、日本の社会の中に根づいているということで、これはちょっと心が痛むところです。こういったことがない、本当におかしいのではないかと言える、そういった社会づくりのためにもぜひ男女共同参画推進を本当に名実ともに推進をさせていただきたいというふうに思っています。

また、先ほどひとり暮らしの高齢女性の暮らしの問題、話をさせていただきましたが、確かに健康づくりの部分ではそういった部分もあるかというふうには思うのですが、しかしひとり暮らしの高齢女性の暮らし、本当に大変です。例えば若ころ子育てをしながら、一生懸命働いてきたと。だけれども、高齢になってもらう年金4万円、5万円。それで、これでも頑張っているわけです。子供たちも精いっぱい生活しているので、頼ることができない。できるところまで頑張ってみるということで、灯油が高いときには本当に灯をとすように、そして電気も早くに消しているという、こういった方たちにそれこそ行政としての福祉の支援が必要だというふうに思います。この部分についてお考えをお聞かせいただいで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 1点目のDVの関係につきましては、先ほどホットラインカードと

いう中には市役所の市民相談室、社会福祉課の家庭児童相談室、警察、法務局、保健所ということで入れましてやっています。この関係については、内部協議では一本化した窓口がわかりやすいのか、それとも個人のプライバシーを守りながら、相談はどこに出ても連携はとれる仕組みはいいのかということについて検討しておりますので、この辺については早急に結論出して対応したいと思っています。

それから、高齢者を取り巻く状況の関係につきましては、包括支援センターも含めてどちらかというと体の障害の関係のケアの部分を中心に行つてまいりましたが、生活全般にわたるいろんな状況も含めていろんな話を包括支援センターの職員等も聞いておりますので、それらにつきましては今後の福祉施策の中に十分反映してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新年度の地域振興施策について外1件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から御指名をいただきましたので、さきに通告した順に従って質問をしてみたいです。

新年度の地域振興施策について5点ほどお聞きします。1つ目には、新年度の農業振興施策についてです。この地方は、第1次産業の農業が元気にならなければ地域振興にはなりませんので、新年度の農業振興施策についてはどのような計画なのかを具体的にお答えください。

2つ目には、新年度の中心街振興施策について伺います。具体的にどのような将来に向けた振興

計画があるのかをお知らせください。私は、地元
の商店街がやる気にならないとだめだと思います
し、長期的な計画を立てる人がいて、みんなで相
談しなければ前には進みません。地方から名寄に
出店する計画がわかってから反対しているようで
は前には進みませんし、独自の計画を立てて邁進
すべきだと考えますが、お考えがあればお答えく
ださい。

3つ目には、市長も新年度の執行方針におっし
ゃっておりましたが、総合交通体系について伺い
ます。現状は、公共交通機関の利用者が減少し、
生活路線バスの縮小、廃止が懸念されております
が、今後はどのようにしようとしているのかをお
知らせください。

昨年住民ニーズに基づいた公共交通のあり方研
究会を立ち上げ、下多寄線で21年度と22年度
に実証実験を実施し、施策の有効性について検証
を行いながら、23年度乗り合いタクシー導入を
進めたいと提言しておりますが、これについての
考え方については行政としてどう取り組んでい
こうとしているのかをお知らせください。

4つ目には、観光の振興施策について伺います。
観光といっても数多くありますが、上川北部の中
核都市としては北部の中心となって何かできない
かを計画する時期に来ていると感じられます。新
年度からの計画あるのかをお知らせください。

5つ目に、交流活動の推進について伺います。
今回は、昭和52年9月に設立されたさっぽろ名
寄会について伺います。会の発足から32年にな
りますが、これまでの経緯と今後の対応について
伺います。私は、東京なよろ会に比べてかわり
が少ないように思えてならないのですが、今後の
対応はどうされていこうと考えているのかお知
らせください。私は、陸続きなのですから、交流は
もっと積極的にすべきと考えますが、お考えがあ
ればお答えください。

次に、大きい項目の2番目、教育行政について
伺います。初めに、小中学校の教育環境について

ですが、小学校については市内に5つ、智恵文地
区に1つ、中名寄地区に1つ、風連地区に4つあ
り、11校であります。なかなか統合は進みませ
んが、将来的には半分程度になると思っております
ので、質問いたします。教育というのは、教育
環境の充実が一番だと思います。それには、教育
環境の充実にはいろいろな計画が必要ですが、何
点かありますが、何をすればよいのかをお答えく
ださい。

次に、高等学校の環境について伺います。今週
から名寄恵陵高等学校と名寄農業高等学校がキャン
パス化して、名寄産業高等学校になるわけですが、
この影響についてお答えください。風連高等学
校の廃校も決定をしておりますし、当時5校あ
ったものが2校になるわけですから、この影響に
ついてもお答えください。

次に、大学の教育環境について伺います。地域
とともに歩む名寄市立大学にとって構想どおりの
地域との連携を深めていくことができたのでしょ
うか。これまでの実績をお答えください。それと、
大学の魅力をどのように育て、産学官の連携はま
ちづくりにもどのようにしていこうと考えているの
でしょうか、お答えください。

これでこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま渡辺議員
から大きな項目で2点にわたり御質問がございま
した。1点目の（1）、（2）、（4）は私から、
（3）、（5）につきましては総務部長から、2
点目の（1）、（2）は教育部長から、（3）に
つきましては大学事務局長からのお答えになりま
すので、よろしく願いをいたします。

初めに、農業振興施策についてのお尋ねをいた
だきました。我が国の農業、農村を取り巻く環境
は、アメリカ発の金融危機が世界に波及し、日本
経済に深刻な影響を及ぼし、国際化の進展に加え、
高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大、規制緩
和など厳しい状況に直面しております。国は、平

成19年度より経営所得安定対策大綱に基づく米政策改革推進対策、水田・畑作経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策の3本の大きな柱とする施策を推進しております。以上の施策を基本に据え、平成21年度は名寄市農業・農村振興計画に基づく実施計画3年目となりますので、着実に事業の実施に向けて取り組んでまいります。

初めに、農業生産基盤の整備については、農地集積加速化基盤整備事業が4地区、地域水田農業支援緊急整備事業が2地区、基幹水利施設ストックマネジメント事業1地区の計7地区で事業の推進をしてまいります。水田農業の関連施策といたしましては、国の平成20年度第2次補正予算で決定した平成20年産主食用出納作付面積に交付される水田フル活用推進交付金、10アール当たり3,000円が交付されるほか、従来からの米需給調整施策として産地確立交付金事業及び水田等の有効活用と食料自給率の向上を図るため、水田等有効活用促進交付金事業が平成21年度から新たに3カ年間実施されることになりました。機械施設整備に関しましては、JA道北なよろが事業主体になり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で実施の米の調製施設として色彩選別機導入事業を計画いたしております。また、認定農業者等が農業機械施設の整備に融資残の自己負担部分に対する補助を受ける地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業で141経営体が事業費約7億3,900万円、補助金2億1,840万円を要望しているところでございます。農村振興事業では、中山間地域直接支払制度交付金事業や昨年度から実施の農地・水・環境保全向上対策を市内農村部全域9地区で取り組み、地域資源の維持や農村環境の形成に努めてまいります。さらに、担い手対策やグリーン・ツーリズムなどの農村活性化の取り組み、食育、地産地消の推進など関係機関、団体、農業者と連携して農業、農村の振興に努めてまいります。

次に、中心街振興施策についてのお尋ねをいた

できました。本市における商工業の振興計画は、市の総合計画によっております。その中で創造力と活力にあふれたまちづくりを実践していくことで、商業の振興ではニーズに対応した情報の提供、利便性、快適性を備えた個性ある魅力的な商店街づくりとして平成12年度に策定されました中心市街地活性化基本計画の見直し作業を行うこととしております。しかし、今回の新しい中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、企画、計画だけでなく、全体のコンセンサスや事業主体をしっかりと持って5年間でやり切れる事業ということと目標値、指標のクリアが求められている計画書の策定になっております。商店街、消費者ともにもどのようなまちづくりが必要なのかをしっかりと議論し、進めていかなければならないものと思っております。これまで策定作業の中で議論した素材を大切に、商店街のまちづくりを仕込んでいかなければならないものというふう考えているところでございます。中心市街地活性化基本計画は、名寄が平成12年、風連が17年につくられ、それぞれに役割を持って動いております。名寄の中心市街地活性化基本計画についても再度の検証と関係機関、団体との協議を行いながら、市民による協議会などで議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、観光の振興施策についてでございますけれども、昨年4月に道の駅がオープンし、2月末現在で24万7,000人を超える多くの皆さんに御利用をいただいております。施設の条件が異なりますけれども、レストラン部門で旧特産館のレストランと比較いたしますと253%の1,723万8,000円増となっており、好評を得ているところであります。また、昨年7月には道立公園サンピラーパークが全面開園となり、平成20年度上半期観光入り込み客数が大きく伸びたところでもございます。平成22年度完成予定となっております新天文台は、北海道大学との相互協力協定など国内でも例のない大学と自治体との連携によ

ることも大きな話題性となり、数多くの関係者が来名することが想定されることから、道の駅、サンピラーパーク、新天文台をベースに観光ルートの形成を図っていかなければならないものというふうに考えております。

お尋ねありました中核都市としての果たす役割につきましては、観光協会、道北観光連盟など関係機関、団体との連携を強化し、新たな取り組みの可能性について相談していきたくと考えておりますが、道北観光連盟として道北9市町村連携して、道の駅「絵本の里けんぶち」で一品ぐるめ市として各市町村グルメを持ち寄り、道内外からの観光客に地域をPRしていこうというふうな計画も持たれているところでございます。また、このたび名寄大学、白井ゼミ生が市の活性化と観光事業の振興を考えて、「名寄休暇村構想～名寄で過ごす一週間」と題して提言をまとめられました。観光まちづくり協会と連携し、学生とも懇談を行うとともに、広域滞在型事業の推進として道北観光連盟とも協議をしていきたくというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大項目の1、（3）、総合交通体系について答弁させていただきます。

渡辺議員からは、公共施設のあり方についてさまざまな機会にも御提言をいただいております。平成19年7月に藤田健慈氏が呼びかけ人となり、合併により一回り大きくなった新名寄市の公共交通の再構築を図るとともに、一体感のあるまちづくりを推進するために住民ニーズに基づいた公共交通のあり方研究会が設立されました。研究会では、講演会の開催、先進地の視察、さらには公共交通に関するアンケートを実施して、1つ目として日常生活における公共交通の不便性の改善、2つ目として公共交通空白地域における交通手段の確保、3つ目として子供や高齢者、障害者に優し

い交通手段の確保の視点から検討を行い、平成20年12月に調査検討をまとめ、報告書として提言をいただきました。この間公共交通関係事業に携わる方々を初め、参加された皆さんには多くの課題に対し真摯に検討していただき、大変ありがたい思っているところでございます。今後は、地域住民や利用者、事業者、関係機関から成る名寄市地域公共交通会議を設置し、この報告書を参考に新たな公共交通システムや現行バスの効率的な運行体系について議論をいただき、これからの名寄市の公共交通のあり方について合意形成を図っていきたく考えています。

また、地域のニーズに応じた公共交通の施策の一環として、路線バス下多寄線において地域住民の皆さんと協議する中で、21年度と22年度に乗り合いタクシーによる実証運行試験を実施し、乗り合いタクシーの導入の有効性について検証を行っていきたく考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、（5）の交流活動の推進について答弁いたします。さっぽろ名寄会は札幌市及び近郊に居住する名寄出身者やゆかりのある人たちとの親睦と交流を図ることが目的で、昭和52年9月に設立され、現在約83名の会員を擁し、親睦会や旅行会など中心に活動しているところであります。この間YOSAKOIソーラン祭りには北鼓友なよろに対しての激励、また名寄市の節目節目の行事にはふるさと訪問を企画するなど、名寄市へのかかわりに対しても大切にいただいているところであります。このたびふるさと納税制度に対しまして中島会長にPRをお願いしたところ、この趣旨に御理解をいただき、会員の皆さんに積極的に呼びかけていただきました。おかげさまで6名の会員から御寄附をいただきました。ふるさとに対して応援の気持ちが伝わり、本当にありがたいと感じているところであります。ことしの2月20日に定期総会が盛会裏に開催されました。その中で名寄市を広く紹介するとともに、本市の

発展に貢献していただく目的で、市長からさっぽろ名寄会の代表である蒲郁次郎顧問、中島昭男会長に名寄ふるさと大使を委嘱させていただきました。このようにさっぽろ名寄会の皆様には多くのことで御支援、御協力をいただいております。今後も会の自主性を尊重しながら、積極的に名寄の情報発信に努め、会員の皆さんから名寄市への意見、提言などをお聞きして、交流をさらに深めてまいりたいと考えていますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教育行政の（１）と（２）についてお答えをいたします。

初めに、小中学校の教育環境について、昨年4月に策定いたしました名寄市立小中学校適正配置計画は、学校の適正配置により将来にわたって児童生徒の教育環境や教育内容を可能な限り充実し、保障していこうとするものです。子供たちにとって基本的な教育環境である学級や学校の規模については、20人から30人程度が望ましい規模としております。また、学級数、学校規模については小学校、中学校ともに6学級から12学級程度、児童生徒数360人程度を望ましい規模としてございます。これは、クラスがえによる児童生徒の教育指導上の効果、教職員配置定数基準に基づく教職員数の確保などの観点からも望ましい教育環境が実現できるものと言えます。名寄市街地区では、小学校は12学級を維持できる規模を基本として、5校から4校体制に向けた方向性を示し、統廃合や通学区域の変更を行い、再編を進めることとしており、中学校は9学級を維持できる規模を基本として2校体制を維持することとしてございます。風連市街地区では、小学校は6学級を維持できる規模を基本とし、中学校は3学級を維持できる規模を基本とし、それぞれ1校の配置としてございます。郊外農村地区小学校及び中学校については、児童生徒数の減少と欠学年の発生など

学習環境の変化が見込まれる状況において、地域の実情に応じて統廃合を含めた検討を初め再編を進めることとしてございます。

具体的な学校の適正配置の進め方として、対象となる学校についての個別の実施計画を保護者や地域住民の皆さんの意見や要望を踏まえ、共通理解を得て策定することとしております。実施計画の策定後は、保護者、地域住民、学校の代表者などによる（仮称）統合準備協議会を設置し、共通理解の上で統廃合に係る諸課題の解決を図り、実施していくこととなります。また、学校の再編とあわせて学校施設の耐震化や施設整備についても検討しなければならないことから、平成20年度は耐震化事業の優先順位などを定めた名寄市立小中学校耐震化計画を策定したところでございます。今後は、児童生徒数の将来推計や学校のさらなる状況把握に努め、具体的な適正配置の実施時期に関する検討を進めてまいります。

次に、高等学校の環境についてお答えをいたします。平成19年9月に北海道教育委員会が決定いたしました平成20年度から平成22年度の公立高等学校配置計画により、名寄市においては少子化による中学校卒業生数の減少、募集定員に対する欠員状況などにより、風連高校は平成20年度から募集停止、平成22年3月閉校予定、名寄農業高校は平成21年度から募集停止、平成23年3月閉校予定、名寄光凌高校を母体校として名寄産業高校と再編、統合して平成21年度に名寄産業高校を設置することとなり、名寄市においては4校から2校に、10間口から8間口に再編される結果となりました。名寄農業高校の学校施設は、本年4月に開校する名寄産業高校の産業キャンパスとして活用され、平成21年度及び平成22年度は名寄農業高等学校と名寄産業高校の2校が並存し、学校施設を共同で活用することとなります。風連高校及び名寄農業高校の閉校に伴い、高校の教職員数が削減されることとなります。特に名寄産業高校では、酪農科学科が中心となって

学ぶ産業キャンパスの産業教育施設設備や農場施設の維持管理に係る影響が懸念されているところでございます。

また、公立高等学校配置計画による中学校卒業生数の将来推計では、平成21年の上川北学区内中卒者数は555名で、平成20年と比較して115名の減少となっております。平成22年では、604名と前年比49名の増となります。各年間の増減はあるものの、今後も中卒者の減少は継続し、公立高等学校配置計画に影響があるものと推測されます。地域における高等学校教育について、学習環境の充実、職業教育のあり方や農業の担い手の育成、開かれた学校づくりなど地域の課題に即して引き続き道教委に対して要望等を実施し、よりよい教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私から答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 私からは、

（3）、大学の教育環境についてお答えさせていただきます。

初めに、地域との連携を深めることができたのかということではありますが、地域との連携、社会貢献に大学として組織的に取り組むために、地域交流センターを設置し、道北地域研究所とも連携する中で取り組みを進めてきているところでございます。具体的には、公的機関における各種審議会等の委員としての地域への参画、教育研究のテーマとしての地域課題への取り組み、公開講座や講演会の取り組みなど教員の専門知識、専門技術を地域社会に還元することに積極的に努め、一定の評価をいただいているところでございます。今後も地域とともに歩む大学としての役割を果たすために、できるだけ地域の要請にこたえて地域貢献活動に参加、支援、協力を行ってまいりたいと思います。

次に、大学の魅力づくり及び産学官の連携とまちづくりについてでございます。平成18年4月

の開学以来、保健、医療、福祉の分野で活躍できる幅広い職業人の育成に努めておりますが、平成22年3月には最初の卒業生が巣立ちます。大学の真価が問われるのは卒業生を出してからと言われており、1期生の国家試験の合格率及び就職状況が今後の大学運営に大きく作用することとされますので、本学の特色である少人数教育の実践を生かし、社会で活躍できる人材づくりをしっかりと行っていくことが魅力ある大学づくりにつながるものと考えております。大学を取り巻く環境は、18歳人口の減少により今や進学率が50%を超えて、大学全入時代を迎えております。しっかりとした教育研究水準の向上に努め、学生の皆さんから名寄市立大学に入ってよかったと思われるような地域とともに歩む大学づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

産学官連携活動といたしましては、経済産業局の支援を受けての地元企業とタイアップしたアスパラ残渣を活用し、付加価値の高い新たな商品開発を目指す共同研究や地元の素材を生かしての農業関連ビジネスの創設に向けた取り組みなどを行ってきてございます。また、平成18年4月より名寄農業高校、学校給食センターとの食育をテーマとした高大官連携事業を進めてきておりますが、この活動が内閣府発行の食育白書で取り上げられ、評価を得ているところでございます。このような地域の特性を生かした取り組みを進めていくことが地域の活性化につながり、今後のまちづくりにとっても大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 順序が逆になることをお許しください。中心街振興施策について伺います。

おっしゃっていることはわかりますが、中心街の特性や現状を調べる必要があると思います。調べたことがあるのかを伺います。

それと、中心市街地の問題点と課題については

どのようなものなのかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 現況検証、調査等を行ったことがあるかということでございますけれども、商工会議所ではこれまで空き地、空き店舗の調査、それから交通量の調査、それから買い物動向調査、経営者動向調査、それから若手後継者の調査、さらには店舗等改修意向調査などを行っております。これらにつきましては、商店街の現況について今後最新の状況ということで調査を重ねてしていくものというふうに思っておりますけれども、こういった状況を共有しながら、今後中心街の活性化に向けてのデータに生かしていきたいというふうな思いをしているところでございます。

それから、影響、課題はというお尋ねでございますけれども、今回の中心市街地活性化の部分の取り組みの中でいろんな教訓、課題、問題点等を共有することができました。そんな中では、まちの中を散策、調査をさせていただきましたし、そんな意見交換の中では何といたしまして今課題というのは経営者が高齢化しているということでございます。さらには、後継がスムーズになされていないのではないかというふうなことでございます。それから、若手の後継者がいま一つ気持ちが踏ん切れない状況にもあるのかなと、こんなような問題が出てまいりましたので、今後これらについて大きなテーマになるのかなというふうな押さえをさせていただいているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私は、中心市街地活性化の基本的な方針がないとだめだと思いますが、お考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今回基本計画の策定で、先ほど申し上げましたように多くの教訓、問題点等を認識をさせていただいております。検証、検討して蓄積財産として今後しっかりとした

生かし方をしていかなければならないものというふうに思っているところでございます。とりわけ商業に関する地域の振興計画を立てて共有すべきというふうに認識を持っておりますが、これらについてはまた関係者に呼びかけ、働きかけをしていって、各階層の方々のお話等がフランクにできるような場づくり、そういった形の中で中心街の振興に役立つ、そういった計画をしっかりと持つべきでないのかというふうなことを今回改めて再認識させていただいたところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 進めてください。

次に、観光の振興策について伺います。先日7日の土曜日に剣淵町で「2008かみかわ地域「虹のネットワーク」情報交流会」というのがあり、私も参加しました。私は、第3分科会だったのですが、上川北部で上川管内イベントスタンプラリーと題して事業計画案を作成しました。実施場所は、和寒から美深までです。事業目的は、上川管内に広く足を運んでもらえるように連携していく。事業内容は、実施場所のイベントに参加し、スタンプを集めると地元の特産品が当たるようにする。数年で実施し、一時期のみ、1カ所のみ集中しないように対処する。それと、ツアーで取り組めるような内容をつくる。さらに、雑誌にスタンプラリー用紙を入れてもらい、広く宣伝するとなりましたが、これを聞いてどう思いましたか。お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話がありました分につきましては、地方新聞の記事、3月10日付で剣淵で開かれた「虹のネットワーク」の情報交流会を開催したということで目にさせていただきました。この広域における連携というのは、古くて新しいテーマだというふうに思っておりますが、従来は道北観光連盟、幌加内を含めた広域の中での観光連携をしていましたし、また上川北部の中で今お話ありましたようにそこに住まわ

れている方々の熱い思いがそういった虹のネットワーク、ネットワーク化されているのだろうというようなことで受けとめさせていただいております。

それから、一方、道の駅をオープンしたときにその道の駅の点在する市町村の連携というお話もありましたし、さらには天塩川の流域にあるなというようなことで天塩を加えたこういう連携というものも今模索をしているところでございます。いずれにいたしましても、この2次補正の中で高速料金が1,000円で乗れるというようなことも制度の中にあるわけですから、こういったものも認識しながら、ぜひこちらのほうに足を運んでいただける、そういったようなステージづくり、キャンパスづくりをきちっとしていかなければならぬなど、そんな思いをしているところでございます。また、お知恵をおかりしますし、御協力をお願いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 観光は広く連携してしたらいいと思う。名寄が中心となればよいと思います。

事業計画の予算書案もつくりましたので、ここで紹介させていただきます。収入の部は、負担金として7観光協会から5万円ずついただいて35万円です。支出の部は、景品代として20万円。内容は、プレゼント用と宣伝誘導用で、あとは消耗品ほか15万円。内容は、スタンプ用紙、スタンプ本体、用紙印刷代ほかです。このような事業計画案ができましたが、この話を聞いてどう思いましたか。お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 率直に申し上げまして、今私の気持ちの中にありますのは、昨年4月20日の日にオープンをさせてもらいました道の駅、これが大変多くの方々に御利用いただいておりますし、利用ばかりにとどまらないで、情報をしっかりと発信しているのではないかとこのふ

うに私は思っております。2年目になりますものですから、その道の駅を一つの場として、さらに大きく情報発信をしていきたいし、その名寄、地域特性をもっともっとアピールしていくというようなことができるなど、こんなような思いをしております。そういう意味からすると、今お話ありましたようにスタンプラリーもそういった一環の中に入ってくるのかなと思っておりますから、今後またお互いに連絡をとり合いながら、協調しながら、より一層交流人口の拡大に向けて力を注いでいきたいなど、こんな思いをしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私は、広域ネットワークは必要だと感じておりますが、この名寄市が中心となって連携を推し進めていかなければならないと感じておりますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほども答弁の中でお話をさせていただきました。そのまち、まちの地域特性がネットワーク化されて、皆さん方にその部分が情報として共有できたら、皆さん方も大変いいのではないかとこのように思っております。白井先生の提言にもありましたように、そんな提案にも私どもは注視しながら、これから広域ネットワークは避けて通れないし、それらについては連携をとりながら進めていきたいというふうな考え方を持っておりますので、これからはお力添えをいただきたいなど、こういうふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に、総合交通体系について伺います。

私もかかわっておりますが、現状を考えると市民は何に困っているかということです。私の住んでいる町内会もそうですが、御高齢者には交通手段が大切です。高齢の方がドア・ツー・ドアで外

出が便利になることによって、外出が多くなることによって中心街のにぎわいにもつながりますし、実験は賛成ですけれども、押し進めてください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 多くの過疎地域における公共交通機関というのは、JRが一部廃線になったり、そうするとバスが代替で走っていたりしていますが、なかなかバス路線については過疎化の進む地域の中では時代の流れとともに使いづらくなっているのが現状かと思っています。その片一方で、お客さんを余り運べないでバスだけが運行していて、行政がそれに支援をしているのも現実であります。そういう観点から、今回下多寄線の路線を使いまして21年度につきましては11月に運行実施を試みたいなど。夏場の部分と冬場の分の運行が違うのではないかということも含めまして、22年度につきましては12月から1月ということで、ちょっと期間をずらして住民ニーズがどのように動くかも検証しながら取り進めていきたいと思っていますので、それで結果的には相乗りタクシーがうまくいくかどうか、その辺についてもきっちり検証をして進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に、教育行政について伺います。

教育長にお伺いしますが、小中学校の再編計画はいつごろ実施されようとしているのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどの御答弁にもございましたように、向こう9年間ぐらいになりますでしょうか、もう平成20年度過ぎておりますので。向こう9年間ぐらいに名寄地区の小中学校の再編に具体的に組みさせていただくと。そして、次には10年をスパンにして風連地区あるいは農村郊外地区についても具体的に進めさせていただくというのが基本的な考えであります。しかし、そ

の中で郊外農村地区については、その都度欠学年とか、その他の地域情勢に応じて検討していくというふうになっておりますので、それについてはかなり流動的な要素があるのではないかなと、こんなふうを考えております。

もう一つは、施設整備の計画がございますので、耐震化計画、これについて優先度順位ができましたので、これを参考にしながら、ひとまず名寄地区の小中学校の統廃合について検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それと、高等学校の環境は今のままでいけないと思いますが、それについてもお答えください。

昔は、上川第5学区といいましたが、そのころは道教委の言いなりで十分な議論ができる環境ではなかったように感じられました。そのことを理解していない藤原教育長では、私は心配でなりません。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ちょっと質問の趣旨が十分理解はできなかつたのでございますが、今回風連高校が閉校になること、それからもう一つは名寄地区において名寄農業高校と名寄工業高校が統廃合されて新しい名寄産業高校が誕生することについての私の考えということでございましょうか。風連高校につきましては、先ほどの答弁の中にもございましたように、やはり生徒数の少数化による閉校ということで、一定程度地域の理解も得ているところでありますが、名寄産業高校につきましては今年度生徒募集をした結果、平成21年度の応募者が極めて少なかったと。この辺あたりは、私自身も危機感を持っているところであります。3月、今月の下旬には2次募集もございまして、まだ最終確定ということではございませんが、余り多くの子供たちが応募するというのは考えにくい状況ですので、こういう欠員の

まま推移するのではないかと。ただ、期待としては来年の中卒者は北学区でもことしより49名増の予定でございます。もう一つは、やはりそれぞれの関係者の努力、名寄市の努力なども含めて、生徒募集にさらに力を入れていかなければならない、こんなことを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時57分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 大 石 健 二

署名議員 川 村 正 彦

平成21年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年3月18日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 内 海 博 司 君
市 事 務 部 長 三 澤 吉 巳 君
市 立 大 学 長 小 山 龍 彦 君
福 祉 事 務 所 長 和 田 博 君
上 下 水 道 室 長 成 田 勇 一 君
会 計 室 長 森 山 良 悦 君
監 査 委 員

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 佐々木 寿 議員

22番 田 中 之 繁 議員

を指名いたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

各団体への公費負担について外1件を、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきたいと思えます。

各団体への公費負担について、3件についてお伺いいたしたいと思えます。まず1点目に、名寄市納税貯蓄組合についてお伺いいたします。平成17年3月末をもって解散されました納税貯蓄組合が平成17年4月にボランティア団体により設立され、5万円の補助金を交付されていますが、解散された納税貯蓄組合がなぜできたのかお伺いいたしたいと思えます。また、その活動内容もあわせてお知らせをお願いしたいと思えます。

2点目に、市職員の互助会への補助金の見直しについてお伺いをいたしたいと思えます。職員の福利厚生は、公務員法にて職員福利厚生会を設置し、各種事業を行うことは認められておりますけれども、今年2月1日の北海道新聞の報道によると名寄市は全道で3番目です。1人当たりの補助金を見ると、1番目が札幌市で2万4,901円、補助率54.7%で公開であります。2番目が泊村で、1万6,257円で補助率が59.4%で公開であります。3番目が我が名寄市でありまし

て、1万5,946円で補助率37.4%で非公開であります。このことから、財政難により住民に理解が得られないことから、12市町村が廃止をされております。2007年決算によると、職員1人当たりの平均額は6,300円です。名寄市も全道で3番目ということは高い水準であることから、また財政難の中で各種補助金の見直しをお願いしていること、住民理解が得られないと思うので、見直しは考えられないかをお伺いいたします。また、名寄市はなぜ非公開なのかもあわせてお知らせください。

3点目に、農民連盟の委託料についてお伺いいたします。農民連盟は、農民運動、農業所得計算事務が大きな活動であります。農業所得計算は、行政が行うべき業務と思うところであります。農業経費の認定など専門的知識が必要であり、毎年税制改革により所得税、消費税の計算が複雑であります。過日市に対し委託料の増額を要望したところでありますが、現状維持との答えでありました。各農連では、経費の増額は農家負担の増額を計画されております。今後の委託料の見直しについて考えられないかをお伺いいたしたいと思えます。

大きな項目の2点目、未収金と不納欠損についてお伺いいたします。国も道も財政状況は大変厳しい時期を迎えておられます。名寄市の財政状況は、今後交付税のふえる要素もなく、さらに厳しさを増すものと思われれます。100年に1度と言われる世界的な不況により市税も落ち込みが予想される中で、未収金と不納欠損がふえることは住民負担がふえること、また住民サービスが低下することであると思えます。納税者と滞納者との不公平感もあります。平成19年度未収金総額は4億3,653万円あります。平成20年もこれ以上増加すると思われれます。毎年毎年増加するということは大変なことだから、未収金、不納欠損金をお知らせをお願いいたしたいと思えます。また、収納については納税係がそれぞれ納税折衝、滞納処

分をしていると思いますが、その成果と結果、今後の考え方をお伺いをいたします。

この場からの質問とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま谷内議員から大きな項目で2つの質問をいただきました。すべて私のほうからの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

1 項目め、各団体への公費負担についての（1）、名寄市納税貯蓄組合の助成金についてお答えいたします。名寄市納税貯蓄組合は、平成17年3月末をもちまして解散をいたしました名寄市納税貯蓄組合連合会の活動を引き継ぐボランティア組織として平成14年4月に設立され、現在も61名の会員の方々が独自に会費を出し合いながら活動をしております。主な事業は、街頭でチラシ配布による納税意識の啓蒙活動、税を考える週間行事に対する協賛事業として小学生による書道展の開催、租税教育推進懇話会において中学生による税に関する作文募集の要請等、税に対する親近感と正しい税知識の普及を図るため、税務署、道税事務所、名寄市と連携して行っており、この活動に対し名寄市から平成20年度までは5万円の補助金を交付しておりました。昨年末に行財政改革の実施に伴う補助金の見直しで一部削減をさせていただきまして、21年度からは1万円を減額させていただいて、4万円の補助金を予定しているところです。特に小中学生に対する小さいころから税に対する意識の啓発活動については、御協力いただいておりますので、この件については今後もお願ひしたいというふうに考えております。

次、（2）番目、市職員の互助会への補助金の見直しについてお答えいたします。職員の福利厚生につきましては、地方公務員法第41条及び第42条の規定に基づき、職員福利厚生会を設置し、各種事業を行っているところであります。合併前の旧名寄市、旧風連町においても補助を行ってきたところですが、合併後補助金の額の減額、住宅

建設資金利子補給補助金の廃止等、福利厚生会に対する補助金の減額を行ってきています。しかしながら、19年度の決算で職員1人当たりの補助額は1万5,946円と全道の自治体の中で3番目に多い順となっています。行財政改革の中で各種補助金の見直しを行っているところでもあり、福利厚生会に対する補助金につきましても事業の見直しも行い、さらに市民に理解を得られるよう公費負担の額、率を下げるように進めてまいりたいと思っております。

なお、全道3番目のランクの関係につきましては、それぞれの市町村が市町村共済組合、都市共済に加盟するなど加盟する共済組合の区分によりまして福祉協会の負担金为名寄市の分は多くカウントされております。これは、札幌とか都市共済に入っているところと市町村共済に入っているところのデータのとり方が異なることによるものでありまして、この分だけ名寄市は都市共済加盟団体よりも2,500円から3,000円程度高い評価をされておりますので、この辺についてはお含みおきいただきたいと思います。

なお、谷内議員のほうから新聞報道によりますと公表をしていないということの部分であります。これは報告を求められた調査の中で、金額、補助金の額まで広報等でPRをしていなかったものですから、公表していないという回答をしましたが、現実的には20年12月号広報で人事行政の運営状況の中で平成20年度予算ベースで補助金額も含めた事業内容を公表しております。なお、ホームページの公開につきましては、20年度決算ベースでことしの5月末でまとまりますので、まとまり次第21年6月から7月にかけて公表したいと思っております。従来広報紙のスペースが小さくて、補助金の額まで記載していなかったのですが、この関係につきましては調査に対する回答が不十分でありましたので、20年12月号広報から速やかに広報しまして、ホームページにつきましても金額も含めた内容のものにさせていた

だいておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

（3）番、農民連盟への委託金についてお答えします。農業者による所得の申告は、農業経費の認定等専門的な知識を相当必要とすることから、名寄農民連盟、智恵文農民連盟には平成17年度から、風連農民連盟には平成18年度から農業所得調査計算事務を1件当たり2,500円、農業所得以外については1件当たり1,000円で委託しております。しかし、近年の生産資材の高騰による農業経営の影響や担い手不足等による農民連盟盟友数の減少、また毎年の税制改正により所得税、消費税の計算事務が複雑多岐にわたるなどの理由により、名寄市農民連盟連絡協議会から名寄市に対しまして消費税申告書の追加加算を要望されたところですが、行財政改革による使用料、手数料、補助金の見直し、人員削減等の合理化を推進している状況の中で、消費税に係る委託料の増額は困難なため、現状維持で回答したところであります。今後農業に対しましては、事務処理の効率化を図ることと今までも行っておりましたが、農業全体にわたる各種の支援策を講じまして、農家負担の軽減を実施してまいりたいと考えております。

大きな項目の2つ目、未収金と不納欠損についてお答えします。（1）番の全会計における未収金につきましては、平成20年度における収入未済額につきましては2月末現在でお答えいたします。現年課税分では、市、道民税普通徴収分3,912万2,000円、前年度比でプラスの54万5,000円、固定資産税では4,108万7,000円、前年比176万4,000円の増、軽自動車税は96万7,000円、前年度比プラス・マイナス・ゼロです。国民健康保険税6,112万7,000円、前年度比1,076万5,000円のマイナスになっています。これにつきましては、平成20年度から75歳以上の後期高齢者医療保険分が広域連合のほうに移行したことによるものであります。そ

の他主なものとしまして、後期高齢者医療保険料233万3,000円、介護保険料普通徴収分363万6,000円、保育料1,839万6,000円、住宅料3,298万円、下水道受益者負担金393万4,000円となっており、現年分収入未済額合計は2億360万円で、前年同月比マイナスの584万円であります。

次に、滞納繰り越し分は、市、道民税普通徴収分5,700万4,000円、前年同月比1,415万4,000円の増、固定資産税9,039万9,000円、前年同月比マイナス288万9,000円、軽自動車税171万1,000円、前年同月比プラスの31万6,000円、国民健康保険税1億7,488万9,000円、介護保険料普通徴収分450万3,000円、保育料1,479万2,000円、住宅使用料1,394万1,000円、下水道受益者負担金1,080万2,000円となっており、収入未済額は約3億6,824万円で、前年同月比プラスの3,068万円であります。現年と滞納繰り越し合計は、前年度比2,480万円の増となっており、最終的な収入未済額合計は平成19年度収入未済額合計4億3,653万円より増加するものと予想されますが、5月末までの残された期間収納率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

（2）番、全会計の不納欠損額はの問いにつきましては、不納欠損額につきましてはこれから処理を行いますので、平成19年度決算額によりお答えをしたいと思います。一般会計2,785万7,000円、国保会計809万5,000円、下水道会計82万6,000円、介護会計112万2,000円、合計3,789万2,000円となっており、市税につきましては2,430万円ですが、法人6社の大口滞納者の倒産によるものが82%を占めています。不納欠損の理由としまして、消滅時効による場合、滞納処分の執行停止を行った滞納者に対する執行停止期間が3年間継続した場合であり、納入義務は消滅します。滞納処分の執行を停止できるのは、1つ目として滞納処分をすること

ができる財産がないとき、2つ目には滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときであります。これらの理由により、未収金について滞納者との納税折衝の中で分析、財産調査を行い、該当する事案につきましては不納欠損としているところであります。

(3) 番目の収納に対する考え方につきましてお答えします。滞納者に対する対応策としましては、毎月税務課の納税係内会議を実施し、今後の方針の確認を行い、個別徴収の強化、電話催告、夜間窓口の開設、分納相談、臨戸等滞納させない取り組みを行っています。しかし、連絡がなく、分納相談にも応じない納税意識の低い滞納者については、期限内に完納された納税者との公平性を保つために預貯金、給与等の財産調査を行い、差し押さえによる滞納処分の実施を強化しております。滞納処分状況につきましては、平成21年2月末現在国税還付金33件で85万3,773円、道税還付金では3件で2万7,200円、預貯金差し押さえ114件で215万174円となっております。また、収納体制につきましては、5名の納税係がそれぞれ地区を担当し、現年、滞繰ごとに納税折衝、滞納処分に当たっております。さらに、昨年開催しました庁内担当課との徴収対策会議では、各課それぞれの対応や情報の共有、連携強化を再確認しているところであり、悪質滞納者につきましては厳格に滞納処分を実施し、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、この場からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） お答え大変ありがとうございます。

そこで、再質問をさせていただきたいのですが、それで1点目の納税貯蓄組合なのですけれども、17年3月末をもって解散して、その翌月、4月1日にまた納税貯蓄組合ができたということ自体

がちよっと私は理解できないのです。旧風連町の時代のときにもそれにあわせて各地区に納税貯蓄組合があったのですけれども、それを廃止しています。そんな中でどうしてそこで3月に廃止したものが4月になって設立されたのか、その辺をお願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 従前の納税貯蓄組合につきましては、納税の促進ということも含めまして、それぞれ徴収をしていただいて、納税奨励金を交付をしておりました。税にプレミアムをつけることがどうなのかということも含めまして、一定程度納税貯蓄組合の関係につきましては奨励金をもらう受け皿として、税金を集める受け皿としては口座振替等も含めて一定の役回りを終えたというふうに考えています。ただ、税務署、道税事務所、市役所の税務課につきましては、税の賦課徴収権を持っておりまして、強制力を持っていることから、市民と行政のまちづくりの協働のまちづくりという視点からも民間の力による納税意識の啓発、啓蒙活動について参加していただくことが大切だということも含めて、当時の役員の方々といろんな御相談をさせていただいて、ボランティア活動として当面小中学生を中心とした納税意識を子供のころからそういうことを活動してこうということでボランティア組織に衣がえしたというふうに聞いておりまして、先ほど言いましたように行政だけの納税に対する啓蒙活動の一方通行ではなくて、民間の方の力もおかりしながら行うことのほうがベターだという判断をしておりますので、当分の間申しわけなく思っていますが、1万円の運営補助金削らせていただきましたけれども、少ない運営補助金の中で今後も啓蒙活動に対して御協力を賜りたいというふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのボランティア活動の中で5万円というの、ちよっと私自身も理解

できないのですけれども、それについては先ほど答弁の中にあつたのですけれども、小学校の作文だとか、そういうチラシだとか、そういう配るために使っているということで理解していいのですか。2月のときに回覧、広報と一緒にこんなような紙が来たのです。私自身も見たのがちょっと初めてだったので、これを見ると名寄市と名寄市納税貯蓄組合が発行されておまして、これの中には5月には固定資産税を払いなさいよ、6月は何です、こういうもの、いろんなものをつくっている。こういう紙だとか、そういうものを含めた経費が5万円に充てられているというふうな理解でいいのですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） その用紙につきましては、市のほうで対応していると思っております。活動の関係につきましては、それぞれ街頭啓発の関係であるとか、総会等の運営に対する補助金とか、全道の納税貯蓄組合の方々とのお会合等もありますので、そういうふうな運営関係全般に関する経費として、特に市のほうでは色分けをしておりますので、おおむね市のほうが4割から5割程度、残りは会費のほうで賄われているというふうに理解をしています。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 納税というのは大変だと思うのですけれども、なぜこういうことを申し上げるかという、旧風連町時代のときに納税貯蓄組合というのは風連町全戸に、全地域というのですか、農家ですと部落単位とか、町や町内単位だったのです。たまたま私の町内の納税貯蓄組合というのは、町内で基金を持ってまして、どうしてもその時期に支払いができない人にはそのお金で貸し付けをして、何月何日に返していただくという、そういう契約を交わして、貸し付けをしながら100%の納税という形で目指してやっていたのが私どものところの前の納税貯蓄組合の活動だったのです。でも、そういうところからそ

れに対して完納奨励金だという形でお金をいただいたのですけれども、そんなような形の中でやっていたのですけれども、今の中で聞くとボランティア活動の中で子供たちだとか、そういう作文だとかチラシを配るために、それだけで納税貯蓄組合を立ち上げをしたのだということなのですが、それは税務課なり税務署がやる仕事であって、そういう組織はなくてもそれはできないのかなと。そういうものがなければ、そういう子供たちの作文を応募するとか、そういうことはできないのか。それは、税務課なり税務署がやれば、できるのであれば何も慌ててその事業にその団体、せっかくなくしたものを急遽つくってやるということは、だってこれを配ったときに私のところに何でこんなものが、納税貯蓄組合あるのよといういろんな意見いただきました。本当に私自身も知りませんでしたから、そんなことでそれはどうしてもなければ仕方ないのですけれども、その上との関係があるのですが、その辺はどうなのですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄地区と智恵文地区の納税者の方々については、納税貯蓄組合の構成員の方々については組織がなくなった後ボランティアで個人会員として入っておりますので、それぞれの地域の考え方があるのでしょうかけれども、私たちはこういう形で税金をそれぞれ集める団体から納税意識の啓発をするために、行政だけではなくて市民みずから納税意識を高めていこうということに対することにつきましてはぜひ必要だと思っておりますので、単なるスポーツとか文化の団体の任意団体という感じではなくて、一定程度過去長い歴史を持っていました納税貯蓄組合がプレミアムのつく前納報奨金的なものが、完納報奨金的なものがなくなっても、特にこれからの次代を担う若い子供たち、若い世代のほうにそういう啓蒙活動を民間の力でやっていただけることにつきましては、私は十分に意味があることだ、大切なことだと思っておりますので、これは島市

政の市民と行政の協働のまちづくりということに対しても決して方向は間違っていないと思っておりますので、今後も当分額は少ないですが、この金額でボランティア活動の継続をお願いしたいというふうを考えています。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。納税のために、未収金を減らすためにも一生懸命努力していただきたいと、そのように思います。

次に、職員の福利厚生についてお伺いしたいと思います。この中で先ほど答弁ありましたように、今後見直しをしていくというのですが、その中で21年度の予算書を見てもそれはある程度の数字は出ているのですが、その額なのですから、1万5,900円なのです。それ大変多いと思うのです。それで、全道平均でいくと6,300円というのですけれども、その6,300円が妥当なのか何かそれちょっとわかりませんが、たまたま1番が札幌市で大都市であります。その次が泊村。泊村というのは、皆さん御存じのように原発のあれでそれなりに財政豊かなまちなのですが、その次が名寄市であるということはとても、あれが道新で全道版に出たということは、やはり他町村の人から見れば名寄って楽なのだな、そんなイメージも言われましたし、友達からもそういうことを言われました。本当に私自身も市長を初め財政難の中から各種助成金をカットしていかなければいけない、職員の給料も何とかお願いしなければならぬ、そんなことをやって財源づくりに努力している中において、職員だけに対してあだけの金額というのは多いので、今後わかりやすく言ったら21年度では1人当たり何ぼのお金を福利厚生に出すのか、その辺お願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 昨年の決算委員会でも私申し上げましたが、互助会に対する助成金の関係につきましては、先ほど言いましたように地方公務員法等で民間企業と同様に雇用主として、

事業主として補助金を出すことについては認められております。それで、公費負担がゼロでなければならぬというふうには考えておりません。

それと、先ほど言いましたように入っている共済組合が市町村共済組合であるがために、最低でも2,500円から3,000円は事業主の負担分としてかさみます。同額については、職員からもいただいています。札幌等大都市については、都市共済に入っていますので、それが都市共済の保険料の中に包含されていますので、その部分はこのような統計調査では出てきません。その部分については、割り引いて考えていただきたいと思っております。

それで、今福利厚生会の関係につきましては、慶弔費関係の部分について少し公費負担を下げるということで考えておまして、その金額につきましては2,000円から3,000円程度下げるといって予算を盛りつけておりますので、今後の方向につきましては公費負担の関係について留萌市を初め12の市町村が廃止をすることが新聞報道で出ておまして、傾向としましては公費負担をできるだけ少なく下げていくという方向で多分全道の市町村は動いていくのだろうと思っております。名寄市もそれは住民の理解を得ながら、どこまで公費が負担をして福利厚生会事業を支えるのか、その辺の関係につきましては他市町村の状況も調査をいたしまして対応したいと思います。ただ、1点だけ先ほど説明しましたが、名寄市の福利厚生会事業に対するお金の高い部分の中に、18年のときから廃止を止めた住宅利子補給の分の影響が残っておりますので、この部分は廃止しても5年間の激変緩和を勘案しましたので、この辺についても御理解を賜りたいと思っております。次第次第に下がっていくということで考えておりますので、それとあわせて他市の状況を見ながら、見直せるものについては見直しを進めてまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 21年度の予算の中で福利厚生会に対しての助成金がありますよね。その査定について、先ほど聞いたのは1人に対してどのぐらいの金額になるのですかとお伺いしたのですが。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 7,400円というふうに理解しております。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。本当に財政難の中から、市民にそれだけの減額なりサービス低下、その他を与えているのですから、職員だけがそういう中でなくて、まして全道でも184カ所ですか、ある中で今回それを廃止したというのは14市町村ある。そんなことも報道されていますので、なくせとは言いませんけれども、最低限やはりそれに見合ったような中で職員も一生懸命事業に参加して努力しているのですから、その辺を含めて今後市民に理解できるような形の中でそれをお願いしたいと思います。

次に、農民連盟に対しての助成金なのですが、これ助成金と言わないのですけれども、委託料なのですけれども、まず初めに私自身どうしてもちょっと理解できなかったのは、助成金ならば総体事業費の何%助成するというのは、それは理解できる。ところが、委託料となるとそうではないと思うのですが、それであってこの間農民連盟の総会があったのですけれども、そのときに島市長も来ていただきまして、ごあいさつもいただきました。その後私用があるということでその場から退席されたのですけれども、風連の農民連盟のことしか私ちょっとわかりませんけれども、それを例に挙げますと、今回大変お金が厳しいという形で、執行委員の役員さん方が自分らがもらっている年報酬なののですけれども、10万円、20万円と大変安い報酬なのですが、それを削減して、カットしてでも穴埋めをしなければならないだろうと。そんなことを提案された。でも、それは1

0万円、20万円でそれをカットするということになるとこの後後継者も育たないからだめだという形の中で、総会において農家1件当たり1,500円を上げてほしいという提案をしました。それ提案をされていましたが、また消費税滞納者八十数人いるのですが、それは3年間保有しなければならぬという形で、それで2,000円をお願いしたいという形で、自分たちのものは自分たちなもので、仕方ないだろうといろいろありましたけれども、そういう中でも了解されて組んだのですけれども、それに対して1,500円、これ農業経済低いのですけれども、大変な時期なのですけれども、農業所得の計算簿というのは当然税計算は行政がしなければならぬものを肩がわりをしてやるのですけれども、それを全部とは言いませんけれども、助成金ならわかるのですけれども、委託料となるとそうではないだろうと。せめて委託料という、あらゆる見積もりを出して、それだけの金額を出すのが委託料だと思うのですが、その辺はどうですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 各農民連盟さんの執行委員さんが幾らお金いただいているか、私わかりません。だけれども、税の委託料の関係を決めたときには助成金ではなくて業務をお願いをして委託させていただくということの積算でしたので、当時合併する前から名寄地区におきましては商工会議所が一般的に税の申告のときにいただいている手数料として2,500円、それからまたは1,000円ということでありましたので、2,500円は農業所得を計算する方については1件当たり2,500円、家族の方で農業所得でない方についても同じ家族の方であれば1,000円という形の金額をはじきました。これは、委託料にしろ補助金にしろ出すときの一定の基準がありますので、その基準に基づいて出させていただきました。

それで、問題はそこにどういってお金をかけるかということにつきましてはそれぞれ農民連盟さん

の考え方があるのですが、農業の所得そのものにつきましては従前市役所、税務署が対応しまして、ことしの収穫、収入の金額をどのように判定するかという難しい問題から、かなり収入把握の関係についても簡素、簡略化がされたというふうに聞いておまして、どちらかという従前の農民連盟さんと税務署との収入の確定の関係についていろいろ難しい議論があったことから見ると、少し簡素、簡略化されたのかと。その分と農民連盟さんに対する委託につきましては、委託料で出しているところと助成金で出しているところと上川管内でも結構考え方が別れています。それから、金額も名寄は大体180万円ぐらい、予算書を見ていただいたらわかると思うのですが、180万円ほど予算化をしています。それよりか多い市もあります。少ない市もありますので、それぞれの地域のお金のかけ方も含めてその額については決まっているのかなと思ひまして、私たちは商工業者に対してはすべて自主申告であります。農業の関係につきましては、先ほど言いましたように税務署と農民連盟さんがことしの出来高をどういうふうに押さえて、どのように収入を各農家に張りつけるかという作業は昔ありましたけれども、その分については簡素化されたということも含めまして、ただ消費税の関係につきましては3,000万円から1,000万円に落ちまして、事務負担はかなりふえていると思います。ただ、実際問題は本当に手間暇かかる方につきましては青色申告を利用して、青色控除の特典も利用されていると思います。意外と農家の方について、中小の方につきましては簡易課税方式を選んでいることもありまして、今回は農民連盟さんには大変申しわけないと思っておりますが、市もこのような財政状況でありましたので、現状のルール、仕組みを維持するというところで、経費の関係について節減も含めて御協力をお願いしたいということで、現状維持の回答をさせていただきましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 財政がきつことから。それはある程度わかるのですが、やはり私としてはかかったものに対しては助成金や補助金で出させていただきたいというのが私のお願いなのですが、その中身を見ると大体風連町の農民連盟の総体の予算が約1,300万円ぐらいなのです。そのうちの税金体制、税対を含んで、それを計算事務をやることで約450万円かかるのです。3分の1以上。その中身という、その450万円ぐらいかかる中で昨年で見ますと約110万円ですよね、市からいただいているお金が。4分の1ぐらいある。そして、税対、ことしのやっている状況を見ていたときに、私もそれ世話になっているのですけれども、風連の場合には白色で609件、青色申告のほうで83件、青色申告会の申告してもらっていますから、農連のほうからそれに対して負担金は出しています、青色やっている方に。その中でやっていったときに700件近い件数があるのです、ことし見てみますと。それで、それを納税まで、3月5日に税務署のほうに指定したのですけれども、その税対で組んでいる人員が18人いるのです。それに最後の事務処理する形の中で農連の事務局の女の子と行政からの臨時職員になるのですか、それ出向で1人来ていただいて、そういう体制でやったとして、ことしの場合を見てみますと約40日間かかっているのです。そして、金額想定してわかるのですが、それに対して税対に来ている人に幾らお金を払っているかという、市で雇っている臨時職員の給料よりも安いです。1日6,000円です。1日6,000円で朝9時から晩5時まではやっていただいている。その中でしている中で、本当はもっと行政の委託料でやるならばせめて最低賃金である六千何百円ですか、7,000円ぐらいのお金なのですが、それを払ってやればいいのですけれども、それは出せないという形で6,000円で打ち切って出しています。そういう形の中でやって、それで110

万円しかもらわない中で、たまたま思ったのですが、それを処理するために用紙が相当要りますよね、こういう用紙が。何千枚も要ります。その用紙も行政からもらっているのかと思ったら、そのお金ももらっていない。全部負担ですと。そして、パソコンも8台だったですか、用意してやりましたけれども、リースで借りるなり、あるいは農連の中でお金をやりくりしながら買うなりしてやっています。そういうお金も含めてやると、大変な金額が出てくるのです。それで、税対で450万円の予算だけれども、それできないからという形の中で紙だとか用紙というのは別な予算から出しているのですが、そこまで頑張っている。そうしたら、そういうところを見ていくとせめて用紙の分だとか、パソコンの借上げ料だとか、そういうものも含めてそれぐらいは行政から出してやっても、過言ではないのではないかと、私はそう思うのですが、どうですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） お金のかけ方、事務処理の仕方については、それぞれの農民連盟さんで差があるのかなと思っています。今谷内議員から初めてお聞きしまして、そういう状況なのだなというふうに理解をしました。それで、市役所のほうからもコンピューターから打ち出したデータをお渡しをして、できるだけ効率的な事務処理については従前からやっております。最近は税務署のほうからもパソコンを持ち込んだ形で行っているやっております。そういうことも含めて、用紙代程度の関係については多分そんなびっくりするような金額ではないと思います。その辺については、担当の税務課のほうと協議をしていきたいなと思っておりますが、基本的な委託料の関係につきましては商工業者に対してはすべて自主申告という形をお願いしております。その辺も含めると私は今出ている180万円というお金は決して安いお金ではないと。それは、そのような形でお金がこれだけかかるのだということであれ

ば、一定にその利益にあずかる人方のほうから徴収するという選択をされた風連の農民連盟さんの判断、今の御時世としては当然必要な方法だったのかなと。この辺につきましては、具体的な数字の関係については差し控えますけれども、士別は名寄よりか多い金額が出ています。富良野さんと士別さんは、名寄よりも相当少ない金額でやっています。それぞれの地域の農民連盟さんのやり方については、それぞれ知恵を使ってやっていらっしゃるかと思しますので、その辺については農業と商工業者との申告のあり方について、結果的にはそれぞれの問題については商業も農業も同じだというふうに考えておりますので、申告の簡素、簡略化も含めて一定の動きは進んでおりますので、御理解賜りたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 別に商業と農業と差別せいとは申しませんが、それならお聞きしますけれども、六百何件、約700件ぐらいの人がいるのですが、農連で申告受けたのが。それなら、仮に行政だと行政のほうにみんなそれを申告に行ったときに行政の中で税務課は対応できないと思うのです。そんな中で、風連は特に戸数が多いのですが、そういうことを避けるためにもやはりそういう農家のものは農家でと農連、農民連盟がそれをやっていると思うのです。一人一人がみんな領収証、収入金課税方式になりましたから、買い物した領収書から何からそっくり持っていきますし、農協の組勘等も持って行ってそれを整理しなければならぬ。項目分けなければならぬ。その仕事から始まるのですが、それを全部行政のほうへ持って行って、窓口にぽんと持ってこれお願いしますとやったときにその対応ができるか。多分できないと思うのです。そのために農連が頑張っているやっという形とっているのですから、それはわかるのです、差別というのは。でも、そうではなくてせめてそれぐらいのかかる経費の応分のものは出していただきたいというの

が私のお願いなのですけれども、その辺はそれでいいのですけれども、先ほど事務処理の効率化を図るといことの中で、それどういう効率化を図っていくのかなとちょっとわからないのですけれども、たまたまうちの執行委員長ともこの間終わってお話ししたときに、行政が最終的な事務処理をするときにそこに女の人だったのですけれども、臨時職員かパートかわかりませんが、1人は派遣していただいて最後の処理をしたと。その派遣してもらった人が来年度からそれはなくなるのだと。それは削減されるのだということを知りました。そうすると、どうしてもその人が必要なのですけれども、人を減らすとできないのですが、その人件費も今度は農連のほうで負担しなければならなくなるのですよね。それをしていくと、ことし1,500円なら1,500円上げていた中でそれを経理するのはいいのですけれども、今言われたように農家のことだからあなた方がやるのが妥当だと思いますと。それを言われればそうかもしれませんが、今度そういうふうになったときにその人件費までも払わなければならないから、お金が足りないと。また来年値上げというふうにはなりませんけれども、その辺ぐらいいは見てもらえるというか、そういうものは考えられませんか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 合併する前の事務事業一元化の協議の中で、名寄、智恵文農連につきましては事務的なお世話につきましては職員が若干お手伝いした程度でありまして、臨時の職員を張りつけての対応についてはやっておりますでした。風連についてはやっておりました。この辺を合併時に一遍に整理できなかったということも含めて、それと先ほどから何回も言っていますけれども、農民連盟さんと税務署と協議して収入を確定させるという部分のやり方が若干変わりましたので、その辺も含めて先ほど言われました臨時職員の張りつけの関係につきましては3年間の激変緩和をもちまして21年度からすべて廃止を

したいというふうに考えています。そういう協議の中で18、19、20の3年間、それぞれ2名ないし1名の張りつけをして、期間雇用をして対応してきましたけれども、これも3年間の激変緩和を使いながらの部分でありますので、来年からは廃止するべく予算はつけておりません。よろしくをお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。でも、大変な事務処理をやっていますから、各3農連からの要望があればと思いますけれども、それはそれなりの対処をしていただくようお願いしたいと思います。

次に、未収金、不納欠損についてお伺いしたいのですけれども、前日私自身読ませていただきました市長の執行方針の中にやっぱり基金を頼らないで行政運営をしたいということが書いてありましたけれども、私はそれに賛同したい、その一人であります。その中でお伺いしたいのですが、基金を頼らないで行政運営をするために何を一番先にしなければならぬのかなと。そんなことを考えているときに、私自身未収金の4億円もあるようなものがあるのですが、それを解決するのが一番早いだろうと。そんな形で今回の質問をさせていただいていることなのですが、基金の繰り越しは3億7,000万円ぐらいあったのですが、それ以上に未収金額がある。不納欠損が三千何百万円だったかな、それぐらいがあるのですが、そんなことばかり毎年やっていけばいつまでたっても市長が言っている基金を頼らない行政運営はできないのです。そのために、やはり大変なのです。この未収金というのは、集めるの大変だと思いますけれども、これを解決しなければそれに一步でも近づけないだろう、そんな形の中で質問させていただきます。それで、これだけの金額4億円もあって、なおかつ今年も増加するだろうということが予想されるのですが、先ほど6日の日の定例会初日に申し上げたのですけれども、専決処分され

た中で200万円以上のものを専決処分する。そんなことをしているから未収金がとんでもなくふえるのではないか。あのときは公営住宅の入居だったのですが、仮に入居料金を入居しているとき、説明をするときに何と言いますか。3カ月間なら3カ月間未納したら、出てくださいますか、いろいろそうやって説明すると思うのです。それを7年も8年も延ばして、200万円以上も超えているものを専決処分して払ってもらえると思いますか。もらえません、これ。保証人に言ったって、本人に言ったって払えませんから、くれないと思います。それよりももっと早いうちに、もう言ったら仮に1カ月3万円の家賃を払って、入居料を払っているのだったら、1年間30万円になりますよね。その時点でもうそれをやったらどうですか。そうしていくことによって、それが出ていただけるなら出ていただいて、新たな者入れていけば200万円もならなければ未収金は減るでしょう。そんな対応はされていない。そんなことが私は不思議に思うのです。それで、今回ちょっと通告で言いませんでしたけれども、ただ100万円以上の未収金のある方が名寄市全体で何件あるのですか。教えてください。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 件数の関係については、数字がすぐ出ませんので、予算委員会の場で、もしよろしければそこで、事前に通告なかったものですから、そのときにお答えさせていただいてよろしいでしょうか。それでよければそうさせていただきます。

それと、特に市営住宅の関係についての具体的な市が相手方を訴えるということで対応したことにつきまして、いきなりあれを今回やったわけではなくて、今までも内容証明つき郵便を送ったり、それから担当係長、係が臨戸訪問をしながら、一定程度督促を、催促をしておりました。基本的には、公営住宅に入られる方というのは収入も比較的少ない方しか入れないものですから、そういう

状況の中でその方々の生活の困窮度を見ながら、できるだけ分納も含めてお願いをしている状況です。中にはその1年間で全部払い切れない方もいらっしゃるかもしれませんが、市役所はそこから追い出すのが仕事ではなくて、そこに入っていただいて生活をしていただいて、その中から家賃をできるだけ1年間のものは1年間でおさまるような努力はしてきたつもりです。そういうふうに住生活困窮度を一定程度判断する中で、比較的優しい対応をしてきたことによって何年間もたまってしまったということに対しては、担当の建築課のほうでも実は反省をしております、これではいけないということで、場合によっては裁判に訴えるということも必要だということで今回初めて取り組みをさせてもらいました。これは、その人を見せしめ的にやるわけではなくて、一定の金額を超えたときには嫌なのですけれども、行政が強制的な法的手段に訴えてでもやらないと集まらないというのは残念なのですが、そういうことも出てきましたので、それは一定の状況を確認させていただいて、やらなければならないものはやると。ただ、そのときに金額もそれで本当に生活が苦しい人の場合と払える力があるにもかかわらず払わないとか、役所の職員の面接にも応じないという部分については、払う意思が悪意でないのだということの判断をさせてもらって、裁判に訴えるか訴えないかということも含めて検討はしたいと思っています。必ずしも機械的に一律で金額が多だけでやるというよりは、その人の対応も見ながら、支払いの能力も納税担当が総合的な判断をやっておりますので、その辺を見て、あるときには法的手段に訴えることも含めて対応したいと思っています。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのようにお願いしたいと思います。

そこで次に、先ほど申し上げましたように不公平感がある。本当に私もそうなのです。これをな

ぜ申し上げるかといいますと、前日私のところにお年寄りが2人遊びに来ていただきました。その人が年金生活で、2人合わせて10万円ちょっとのお金だったと。貯金通帳持ってきたのですけれども、見せてくれました。これで家賃も払う。介護保険料は天引きで取られてしまうのだよと。残ったお金はこれだけだと。私ども病院に2人で通って月に1万円ぐらいかかりますよとか、いろいろ説明してくれました。そして、残った金が2万6,000ぐらいの金だったのです。これでも私は税金は未納しないで全部払っていますよと言っていました。そうしたら、2万6,000円ぐらいだったら1日の生活費が800円です。それでできるのですかと尋ねたら、私どもは仕事していないし、お金もないから、1日2食しか食べていませんと。2回なのですよと言っていました。それでもその人たちは未収を起こさないで支払いしています。そのお年寄りの人の言い分では、隣の人なんか毎日車で出かけているのだよと。それで、私は払っていないと自慢そうに言っているよと。あんなのいいのなんて言われました。そういう話を聞いたら、本当に不公平感という、その差が大きいなど。そんなことも踏まえて、その年寄りの人たち、本当に年寄りの人はまじめに払ってくれていると思うのですが、そういう人たちのためにもそれをやはり減らしていく、その辺努力していただきたいと、このように思います。

それから、指定金融機関の中で市が北星信用金庫と道北なよろ農業協同組合の税金の収納ありますよね。仮に道北なよろ農協以外の組合員さんがいるのですが、その人たちは農協経由でお金を払うとき払えないと思うのですが、口座引き落としとできないのですが、その辺の対応はどのようになっているかお知らせください。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員、もう一度具体的にちょっとお願いいたします。

○21番（谷内 司議員） ですから、早く言ったら道北なよろ農協が指定金融機関になって払っ

ている。組勘引き落としとできるのです。道北なよろ農協以外の組合員がいるのです。その人は、その農協の中でエリアが違うから引き落としはできませんよね。そこの関係ない農協ですから、名寄市以外の農協だったら引き落としとできません。そうしたら、引き落としとできないということ、前回申し上げたと。私自身がいろんな情報があったものですから、教えたと思うのですが、そういう人は引き落としとできないのです。その人は、現金で払えばいいのですけれども、現金は持って歩けないと。だから、農協経由の中で引き落としとさせてくれと。そのような手続をお願いしたのですけれどもと言っていましたけれども、その手続ができているのかできていないのか、それをお聞きしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 市内には、指定金融機関が北星信金さんなので、それと収納代理店契約ということで結んでいる部分ありますので、農協からできるかどうかは私今確認してみないとわからないのですけれども、ちょっと確認させていただいて、通常であれば指定金融機関と収納代理店契約を結んでいるとできるのですけれども、農協に口座をお持ちになっていて引き去りができないということであれば実態を確認させていただいて、予算委員会でもた答弁させていただいてよろしければ、そういうふうにさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わからないというのは、ちょっと私もあれなのだけれども、前回1月だったですか、小室副市長にそのことを、私のほうそういう相談があったものですから、来たのは、その人いわく、私は会ったのですけれども、それは農協で引き落とししてくれるのならいいですよと。でも、そのお金をわざわざ持って私は行きませんと、こうですから。暇ない。だから、そのようにしてほしいのだと。それを言ったのだけれど

も、それを何もしてくれないで催促のはがきが3回来たよと。こんなのは私は払いませんよと、そういう話を聞かされたから、小室副市長を通じて、こういう人がこう言っていますと。だから、それなりの話し合いをしてくださいということで情報として提供したのですが、それに対していただいてきたともいただいてこないとも私自身のところには連絡はなかったのですが、その人本人に言ったら、前回市役所の人間が来て、こうだからということを知っていたから、あなたの顔もつぶせぬから私全額払ったぞと、そういう話だと。でも、これは入っていたけれども、その人の農協の口座から引き落としをさせてくれと。それだったら、組勘引き落としができるよと。でも、それは名寄市以外の農協ですから、その組勘口座から引き落としはできないということでできなくて、今回のそんな事件があったのだと。ですから、その人以外にもまだいるそうですが、そういう人たちのためには道北なよろ、北星信金以外にでも組合員がそこに口座があるならば、そこへ行ってそこから農協からの引き落としでちゃんもらえるような形を手段をとるべきだと、そんなことを思ってお聞きしたのですが、それはそれなりに調べて予算委員会のときでも御返答をいただければありがたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 個別の案件でありましたので、大変申しわけないのですが、具体的なことをちょっと後で聞かさせていただきましてお答えさせていただきたいと思っています。基本的には、指定金融機関があって、収納代理店があって、それからゆうちょ銀行も含めてすべて取り扱える形の仕組みになっているというふうに理解するものですから、今谷内議員おっしゃるようなことについては具体の事例としてちょっと確認させてもらって答弁させていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） その辺はよろしくお願ひいたしたいと思います。

最後になろうかと思うのですが、職員5名が納税に対しての仕事をしているということなのですが、前日報道、テレビだったと思うのですが、見たときに、北海道も道税の未収が200億円ありますよということが報道されていました。その中でそれをどのような解決方法かというのを聞いていたときに、道の職員を1人ずつ各市町村に出向してそれに努めたいと。全部の市町村に行くか行かないか、それはわかりませんが、そんなことを報道で聞きました。本当に200億円というと、名寄市の1年間の一般財源と同じぐらいの金額です。それがあってということによって大変だから、それぐらいしたいということは報道されていたのですが、それによって名寄市も多分私の推察でいくとお金を払っていない件数は1,200件以上あるだろうと私は推察しています。そうすると、2カ月に1回ずつの収納が来ますよね。5名の人とその2カ月間に1,200件以上ある戸数を回って、それなりの話し合いができていかなど。ちょっと不可能かなと思うのです。もしそれが本当に不可能ならば、それに対してやはりもう少し人間をふやすなり、何かをしてその対応に当たったらいいのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 過去道のほうから徴収率が下がったときに応援いただいたこともありまして、そのときに一番助かったのは道の持っている徴収に対する手段というか、ノウハウが一番大きかったと思っています。職員の関係につきましては、今行財政改革の中でスリム化をしていますが、今後3年間の計画の中では納税係については現状維持で、減員する予定は考えておりませんが、谷内議員おっしゃるのは本来的には人も余り金かけないで税金をいっぱいちゃんとうまく集めてこいというのが筋だと思いますので、職員の

スキルアップも含めて一生懸命頑張ろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） これで終わらせていただきたいけれども、本当に島市長の執行方針にありました基金を頼らないでこれからのまちづくりをしていかなければいけない、私もそう思います。それをすることによって子や孫にそのツケを回すようなことがないように、その基金を頼らずやる。やっていくために職員一丸となってそれを目的達成のために努力していただきたいと思いません。

以上で終わらせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

農業、農村振興施策について外1件を、植松正一議員。

○2番（植松正一議員） 議長より指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

大きな項目の1点目、農業、農村振興施策について。昨年は、当初から原油先物相場が急騰し、その影響で石油製品や穀物価格が大幅に上昇し、資材価格も軒並みに高騰したところでございます。その戦後最大の農政改革と言われた品目横断的経営安定対策、制度上批判を受けて水田・畑作経営所得安定対策と名称を変更しながら、一部にとどまっている。農家にとっては、所得低下を招く制度となっており、抜本的な政策転換をしなければさらなる農業の衰退が懸念されると思っております。農家の方々の自助努力も限界に達しており、今後の基幹産業である農業をしっかりと見詰め、単独助成も踏まえていかなければならないと思っております。

そこで、1点目、平成21年度米の数量配分と産地確立対策について質問いたします。昨年は、この地域米は大豊作ということで、皆さん方も喜んでいただいておりますけれども、米政策につ

いては国で食料自給力、そして自給率の向上から生産調整の是非について論議されている中で、21年産米の配分の状況と産地確立対策等の内容、また新しい施策について伺いをいたしたいと思っております。

2点目に、農業生産資材等の高騰対策についてでございます。昨年は、冒頭申し上げましたが、石油製品、肥料、飼料を初め各種生産資材が高騰し、経営が圧迫され、国、道を初め市、農業団体がそれぞれ対策を設けたが、当市における取り組みと事業内容、具体的な支援の金額等についてお知らせを願いたいと思っております。

3点目に、名寄産業高校における農業学科の応募状況及び名寄農業高校の農場等の有効活用について質問させていただきます。名寄農業高校は、今年度から産業高校としてスタートいたしました。酪農科学科は1間口となりまして、ことしの応募状況と来年度以降の見通しについて伺いたいと思っております。また、これまで名寄農業高校の有効活用について要望していると聞いておりますけれども、それらの状況についてもお知らせを願いたいと思っております。

大きな2点目、名寄市の林業振興施策について。以前から森林、林業を取り巻く状況は依然として厳しく、加えて木材価格低迷、林業労働者の高齢化など長期にわたる山づくりだけに現在意欲が低下傾向にあるのは確かと認識しております。しかし、次の世代に森林を引き継いでいくためにも森林に対するすばらしさを再度認識する必要があると思っております。

そこで、1点目、名寄市森林施業計画に基づく進捗状況について。森林は、二酸化炭素の吸収により水源の涵養機能、生態系等の保全が叫ばれている中、道、名寄市の役割が分担で計画を作成しておりますけれども、名寄市として計画どおり進捗しているのか、また市有林の山林面積をお知らせを願いたいと思っております。

2点目に、公益的機能を発揮する森づくりの考

え方についてお願い申し上げたいと思います。森林づくりを通して地球温暖化防止に貢献し、森林の持つ多様な公益的機能の維持、増進のため、人工林の間伐、無立木地への植林、所有者に対する新たな助成対策の考え方はあるのか、お知らせを願いたいと思います。

3点目、木質バイオマスエネルギー利用促進についてであります。2002年に新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法が一部改正されまして、再生可能な資源活用、いわゆる熱源対策で、名寄市として今まで研究、実施に向けての対応、対策を講じてきた経緯があるのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

4点目に、緊急雇用対策の対応と対策についてでございます。厳しい雇用条件の中で、林業、林産業の取り組みについてお知らせを願いたいと思います。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたってお尋ねをいただきました。1点目の（1）、（2）及び2点目につきましては私のほうから、1点目の（3）につきましては教育部長からの答えとなりますので、よろしくお尋ねをいたしたいと思っております。

初めに、21年産米の数量配分と産地確立対策についてお尋ねをいただきました。平成21年産米の配分につきましては、北海道において平成19年産から導入されました新たな需給調整システムのもと売れる米づくりに向けた産地の努力を評価する算定方式に基づき配分を受けたところでございます。北海道への配分が1.13%増加したことに伴い、当市への配分はモチ米につきましては需給環境が大幅に緩和いたしましたことから、過去2カ年間実施した10%の自主削減は終了いたしました。平成20年度に比べ主食用米面積は270ヘクタール増の2,341ヘクタール、数量で

は1,329トン増の1万1,858トンの配分を受けたところでございます。ウルチ米につきましては、北海道ガイドラインの見直しによりましてワンランクアップのツーランクということになりました。平成20年度に比べ主食用面積3ヘクタールの増で424ヘクタール、数量で申し上げますと5トン増の2,110トンと若干増となったところでございます。

産地づくり対策につきましては、既存産地の取り組みを継続するとともに、自給率、自給力向上に向けた効果が高まるように見直しを行いまして、水田等の有効活用による食料自給力向上対策として新たに平成21年度から23年度までの対策となり、1つ目にはこれまでの産地づくり交付金の継続事業として産地確立交付金事業、2つ目として新しく自給力、自給率向上の取り組み、例えば転作拡大及び不作付地に大豆、小麦等の作付をする、こういったものに対する支援に水田等有効活用促進交付金事業を創設いたしました。3つ目には、国の第2次補正予算によりますところの平成20年産の主食用水稲作付面積に依り10アール当たり3,000円を交付する水田フル活用推進交付金事業などが盛り込まれております。これらの事業を有効活用し、産地づくりや食料自給率の向上により農業経営の安定に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、農業生産資材の高騰に対する考え方についてお尋ねをいただきました。昨年は、世界経済や人口などの構造的な問題から、燃油、肥料など農業生産資材価格は過去に例を見ない水準まで高騰し、軽油やガソリンなどの燃油価格につきましては新興国におきますところの需要の拡大や先物市場における投機資金の流入、世情不安な中東情勢を背景といたしまして原油価格が大幅に増加したところでした。肥料価格につきましても世界的な穀物増産に伴う肥料需要増大や原料輸入国の輸出規制等による原油、燃料価格の上昇により大幅に上昇し、農業経営に大きな打撃を与えたところで

ございます。国、道では、平成21年の営農に向けた再生産対策といたしまして、平成20年の補正予算で対応すべく国費事業の肥料・燃油等価格高騰対応緊急対策事業、これは高騰分の7割を補てんするものでございますが、これを実施するというように決定されました。当市の申請状況でございますけれども、肥料の申請者は614戸、補助金で申し上げますと2億5,954万円、燃油の申請者につきましては3戸、17万円を申請したところでございます。さらに、本事業に係る北海道の上乗せ補助につきましては補助金ベースで979万円となっており、これら価格高騰に係ります総額の補助金は2億6,950万円を申請したところでございます。ですが、燃油価格につきましては事業採択はされましたけれども、燃油価格が下がっている状況の中で価格動向を踏まえ、当面見合わせるものとしてございます。また、市単独事業での土壌分析推進事業、これは農業振興センターの土壌分析費用を一定程度補助するものでございますが、1点当たり500円を補助するものです、につきましては、JAと連携して土壌分析に基づきます適正な施肥設計により肥料コストの低減を図るもので、今年度は個数で387戸、2,535点となっております。通常年の4倍ほどの申請があるというふうにとめております。市の補助金ベースでは、63万3,750円の実績となります。本事業は3年間の継続事業とすることとしておりまして、関係機関連携して肥料コストの低減に向けた指導に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、名寄市の森林整備計画に基づく進捗状況についてお尋ねをいただきました。森林整備計画の基本方針は、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた森林施業の実施や保全の確保によりまして、健全な森林資源の維持、造成を推進するとなっております、名寄市では平成20年から平成30年の10カ年における目標を定めているところでございます。

内容といたしましては、1つには伐採、造林、保育、その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、2つ目には立木の伐採に関する事項、3つ目には造林に関する事項、4つ目には間伐を実施する標準的な林齢、方法、保育に関する事業などです。現在の名寄市の状況は、林業、林産業の不況から、必ずしも計画どおりに進んでいないのが実情でございます。

次に、市有林の林相でございますけれども、人工林では1,484ヘクタール、天然林では827ヘクタール、無立木地170ヘクタール、合わせて2,481ヘクタールとなっております。人工林の樹種別では、大別をいたしますとカラマツで128ヘクタール、トドマツ、エゾマツ合わせまして1,309ヘクタール、その他が47ヘクタールとなっております。

次に、公益的機能を発揮する森林づくりの考え方についてお尋ねをいただきました。現在国が実施いたします造林事業に対する補助制度は多種多様ですが、代表的な制度について幾つか申し上げますと、植林、間伐、枝打ちなどを実施する事業では林齢等制限はありますけれども、基本的には補助は国が68%、山林所有者が32%となっており、山林所有者が造林を行う場合には北海道、名寄市が上積み助成として山林所有者分の32%のうち道が16%、市が10%助成しております、実質山林所有者は6%の負担というふうに理解をしております。また、間伐事業に対しましては、平成19年度までは道単独事業として国の補助制度から外れた林齢の間伐に対して助成がございませんでした。しかし、平成20年度以降は道の制度が打ち切られたことから、名寄市独自の間伐助成といたしまして、出材ヘクタール当たり1万円、現地で切り捨て、これにつきましてはヘクタール当たり8,000円の助成を行っているところであります。

次に、バイオマスエネルギー利用促進についてお尋ねをいただきました。京都議定書によります

二酸化炭素排出量の削減目標は、平成20年から24年の間に基準年より6%削減が義務づけられておりまして、その6%のうち3.7%を森林整備で賄う予定ということになってございます。そのために植林や間伐は予算措置も含めて増大化していて、その中で排出されます樹皮、端材なども同時に増加しております。その処理が求められているところでございます。木は、成長段階で二酸化炭素を吸収することから、燃やしたときに発生する二酸化炭素と相殺されまして、排出量にカウントはされません。それらのことから、林業、林産業で発生する樹皮や端材を利活用したペレットストーブ、熱供給ボイラーが開発されてまいりました。近隣では、下川町の五味温泉が熱供給施設の補助としてその一部をバイオマスエネルギーとして利用しておりますけれども、名寄市における木質バイオマスエネルギーに関しての研究、検討にまでは至っておりません。

なお、上川北部森林組合や北森協同組合から排出される樹皮等につきましては、全量畜産農家と提携し、牛舎の敷き料、パーク堆肥の原料として利用されているところでございます。

次に、緊急雇用対策の対応と対策についてお尋ねをいただきました。雇用情勢が悪化する中で、国は平成20年度第2次補正予算の中で緊急雇用対策を盛り込みました。国が都道府県に対しまして一定額を交付し、都道府県はその交付された金額を基金といたしまして各市町村が行う緊急雇用対策に補助する制度でございます。名寄市では、産業振興課が窓口となりまして北海道に事業申請を行っているところでありますが、国の制度は緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別対策事業との2つから成り、平成20年度から22年度までの3カ年となっております。緊急雇用創出事業は雇用期間が6カ月未満、ふるさと雇用再生特別対策事業は雇用期間が原則1年以内で、事業費に占める人件費の割合が8割以上かつ新規雇用の失業者の割合が4分の3以上、また事業費に占める

人件費の割合が7割以上かつ新規雇用の失業者の割合が85%以上となっております。林業関係でできる仕事は、人力が主体となる枝打ちや作業道の簡易な補修が考えられますけれども、市有林では森林組合に維持管理を委託していることなどからも今回は見送っております。しかしながら、100%の補助ということもありますものですから、雪解けを待って調査をいたしまして、可能性を探り、取り組んでいけるものは取り組んでいきたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の1の（3）についてお答えをいたします。

名寄産業高校における農業学科の応募状況及び名寄農業高校の農場等の有効活用についてお尋ねがありました。道教委が発表した名寄産業高校の再出願後の出願状況では、各学科募集人員40名に対し酪農科学科は推薦入学者5名、一般出願5名の計10名、電子機械科は推薦入学者2名、一般出願27名の計29名、建築システム科は推薦入学者ゼロ、一般出願10名の計10、生活文化科は推薦入学者5名、一般出願28名の計33名となっており、全体では募集人員160名に対し推薦入学者12名、一般出願70名の計82名となっております。特に酪農科学科及び建築システム科の出願状況が振るわなかったことについて、教育委員会としても危機感を持っているところでございます。道教委の公立高等学校配置計画による中学校卒業生数の将来推計では、平成21年度の上川北学区内中卒者数は555名で、平成20年と比較して115名の減少となっております。平成22年では604名と前年比49名の増となりますが、今後も減少が続いていくものと推測されます。

名寄産業高校は、4学科から成る学科集合型の専門校であり、酪農科学科は名寄農業高校で整備されてきた産業教育施設や実習地を産業キャンパ

スとして活用し、道北地域における農業の担い手としての実践的な知識や技術を身につけた人材の育成を図ることとしております。また、名寄農業高校の再編、統合に際して、名寄市、名寄市教育委員会では新設校に道北地域の新規就農者や農業者の研修機会の確保による定着化と生産技術の向上など地域農業の振興を図るために民間農業後継者育成機能をあわせ持つよう知事部局、道教委、名寄市、学校関係者の4者による農業担い手育成に向けたプロジェクトチームを立ち上げていくようこの間要望してまいりました。名寄農業高校の農場の有効活用については、去る3月5日に上川農業改良普及センター、道北なよろ農業協同組合、名寄農業高校同窓会など関係機関等による名寄農業高校の農場施設設備の利活用に係る懇談会が開催され、利活用に係る展望などについて意見交換を行ってきたところであります。今後もこの懇談会の開催継続と4者によるプロジェクトチームの設置について引き続き要望してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今答弁をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っておりますけれども、順番が前後いたしますけれども、お許しを願いたいと思っております。

まず、森林整備の関係でございまして、これは道と名寄市が山づくりの上で、これはもう基本的に必要でありまして、今10カ年のだと思っておりますけれども、その計画が前期、後期の中でもうまく進捗していないと。それで、多分変更などは十二分にやられていると思っておりますけれども、市有林の総体面積が2,481ヘクタールだということで今伺いましたけれども、そこで木の成長に支障を来している、いわゆる上木、天然林等です。その天然木の上木の整理の実施の考え方があるのかどうか、まずちょっとお聞きしたいなと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 市有林を管理する段階で、過去に天然木がございまして、その木の成長がすこぶるよろしいというようなことで、それを避けた形の中であいている部分に植林をしたというような、そういった林相の山づくりをしてきた過去の経過がございました。それが伸びてしまって、下のほうの新たに植林した木に障害が出てきているなというようなことが現在幾つか見受けられますので、これらにつきましては次の植えたその木が育つような環境をつくらなければというふうに思っておりますが、ただ一概にはすぐに天然林を切ってしまうということではなしに、しっかりとお互いに共生できるのか、成長できるのか、そこら辺の部分を森林組合と十分相談しながら、今後取り組んでいかなければならないなど、そんな思いをしております。今後またそんな進め方をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今答弁をいただきました。植林をした部分で、上木があるために被圧された状況の中でいつまでたっても、トドマツだとかアカエゾ、カラマツも市の山にはありますけれども、その辺のためにも被圧される関係も含めて、やはりもう上木は切る時期に来ているのかなと。ただし、私も森林組合にいた関係もありまして、やはりその中には名木と言われるセンですとかイタヤなども本当にいいのがございます。しかしながら、シラカバ等などはもうかなりあれは傷む率が多いわけですから、それと曲がっている部分は、今現在曲がっているものはいつまでたっても、もうパルプとする状況で、価値観のないものですから、その辺のやっぱりしっかりと認識してやっていかなければならないのかなと思っております。また、やるに当たってこれも年次計画含めてやっていかなければならないのと森林組合がある程度事業内容を含めて知っているわけですから、その辺の調査含めて何でもかんでも切れというのでは

なくて、やっぱり価値観のあるものは残すと。その辺の調査なども真剣にやらなければならないと思っております。

それで、サンルダムですとか、そういう関係、今かなり予算もつきまして、水源涵養機能を含めてやるべきところは、私も確認しているところでは中名寄の旧線、あそこのところは保安林事業も含めて植林をしたわけですが、保安林も含めて、なかなか予算措置も含めてないということで、それで行政として、特に名寄市さんと調査をしてやってもいいのですよという、ちょっとお聞きしましたので、やはり水源涵養環境も水取り口も助成もありますから、あの辺から手がけていったほうがいいのかと思っていますけれども、その辺の考え方があればお知らせ願いたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 土地カンが余りないものですから、失礼なお答えになるかと思えますけれども、基本的に風連の中でも水源涵養保安林多くございます。そんな中では水源を涵養するという機能、山の機能というのは大事だというふうに思っておりますし、望湖台自然公園がその一つでもございます。そんなことでは、しっかりと守っていかなければならないですし、ただ単に経済林という考え方ではなしに、やっぱり生活をしていく大事な山なのだというようなことですので、山の果たす役割、こういったものをしっかりと認識しなければならないですし、これからの方にも広く訴えて理解を求めていくことが必要だと思っています。今お話ありましたように、初めて聞かされてもらいましたけれども、また連携をとりながら、しかるべき事業が施業がとれるのかどうか、話を進めていきたいと思っていますので、またよろしく願いをいたしたいと思っています。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 当然立木を、天然林や何かの被圧されたものを切るわけですから、その

時点の価格の面だとか、いろいろあると思うのです。ですから、その辺も勘案しながら、けれども価格が上がっていないからと切らない、整理をしないというのは、その辺も一回調査すれば価格などはわかってくるわけですから、そして事業費もかかるわけですから、事業費と価格を設定して、委託させたところに返ってくれば当然やるかやらないのかということですから、私はぜひこれをもう早急にやらなければならないなと思っていますから、その辺は森林組合等と委託されたところでやっぱり慎重にやっていただければいいのかなと思っています。

次に、この機会ですので、2点目に市有林の立木の評価額、現在幾らになっているか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 市有林についてのお尋ねですけれども、今市有林の面積は先ほど言いましたように2,481ヘクタールでございますが、それらの販売の例で申し上げますとやっぱりヘクタール当たり1万円から5万円というふうに開きが大変ございます。木材につきましては、今総じて横ばいというような、そんな考え方が主流でございます。ただ、外材からも多く入ってきておりますものですから、そんなことからどういうふうに変化するか、まことに微妙な市況をたどっているわけでございます。そんなことからすると、販売事例といたしましてはヘクタール当たり1万円から5万円程度というふう聞いております。

以上でございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 何か歯切れが悪いというか、今ヘクタール1万円とか5万円とかと言っていますけれども、これは樹種によって全然違うと私は思っております。天然林の評価、また人工林、トドマツ、カラマツ等々もやっぱり金額含めてこれはもう一概には言えないわけです、ヘクタ

ール何ぼでは。これは、標準値とったり、それから何年から何年まではどれぐらいだとか、そういういろいろな方法もあると私は思うのです。ですけれども、全面積はやって、そして確実なものに出せということでも、私はそうも考えていませんけれども、やっぱり一定の方向は出さなければならぬのでないかなと思っております。

そこで、これは市有林は市民との共有財産ということもありまして、これはやっぱり一定程度先ほど言いましたように出さなければだめだと私は思っています。それと、これは評価も今まで余りしていないようですけれども、情報公開なども含めて市民の皆さんから、事業なども一生懸命税金を使ってやっているわけですから、もし情報公開を求められたときに拒否することもできるかもしれませんが、ちょっとわかりませんが、どうのこうのという話には、私はその辺観点からいってもはっきりとした対応も含めてやはり基本線というのはつくっておかなければならぬのかなと思っておりますけれども、その辺の状況を踏まえてどうでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 毎年決算の調書の中で財産に関する調書ということで、市有林の面積の関係について報告させてもらっています。それと、同じ議会の中で推定蓄積量ということで、それらについても求められまして、過去出したことがあります。これは、単に面積だけでなく、面積以外に樹種の関係とか林齢とか、それから無立木地の関係もありますので、どの程度の財産価値があるかということをお聞きいただき、そのときから立木の推定蓄積量というものを出示しておりますけれども、今議員おっしゃったような評価額の関係については施業計画の出ているコンピューター化されたものの中ではなかなか出ない状況になっておりますので、他市の状況も含めて今これだけ厳しい財政状況の中で、ちょっと調べてみましたら、19年度の決算で立木売り払いで1,23

4万円程度、学校林の売り払いで370万円程度出ていますので、1,600万円程度の貴重な財源が19年度決算で入っておりますので、今のデータ処理上では難しいかもしれませんが、御提言ありました方法で、それだけの財産価値をどの程度と見るかについてはちょっと内部で検討してみたいというふうに思っております。よろしくお聞きしたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 求められたときにやっぱり基本的根拠がなかったらということで、ぜひその辺も早急に対応していただきたいと思っております。

続きまして、公益的機能を発揮する森づくりの関係でございますけれども、民有林振興に関しては市の単独助成、先ほど出材が1万円、切り捨てが8,000円ということで、本当に長年、前からこれはいただいておりまして、まだ上積みにはなっていない経緯でございますけれども、しかしながら今森林所有者も含めて枝打ち対策、いわゆるこの辺は雪が多いわけですから、ひん曲がりが多いということで要望をかなり受けるわけですが、しかしながら国、林野庁を含めてある程度の一定の枝打ちの関係は面積的には来ているのだらうと思うのですが、しかし枝打ちやって製材にしたときに、製品にしたときに枝打ちやっているから単価が上がるとかなんとかという、そういうものでもないということなのだと思いますけれども、枝打ちもこれは下の力枝等も含めてあれを整理しなかったら、やっぱり曲がり度合い含めて多いわけの、これはもう私も確信しておりますので、その辺の一部の助成でもしていただければいいのかなと、こう思っておりますので、その辺も考え方があればちょっとお知らせしたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどの質問の中で、ちょっと私受けとめ方が間違っておりました。評価額というのは、土地の、山林の評価額、山というふうなお尋ねだったですね。私先ほど1万

円から5万円というのは、山の価格ですから、底地価格。

（「土地ですか」と呼ぶ者あり）

○**経済部長（手間本 剛君）** はい。というふうなことで、ちょっと受けとめ方が違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。申しあげましたように、評価額、立木、木に対する評価につきましては横ばいかなというふうなお話をいただいておりますが、また樹種によっても違いますし、それから買い取られる方々のねらい、そういったものも違いますから、一概には申しあげられませんけれども、いずれにしてもそういった状況で推移しているのかなど。横ばいだというふうに御理解いただきたいと思います。

それから、今お話出ましたように市の単独事業として、先ほど言いましたように間伐で材を出された方、それからその場に現地にそのまま置いて切り捨ててきた方というふうなことで助成をさせていただいておりますが、除伐や枝打ちにつきましては助成はございません。ただ、今森林にかかわる状況といいますか、これは道のほうでも森林環境税というような話がここ一、二年前から出てきておりますし、まだ指示といいますか、そういったことが流れてきていませんけれども、そんな動きがある。それから、さらには国のほうが新たな地球環境ということも叫ばれているのでしょうか、特定間伐材の推進事業あるいは条件不利森林公的整備緊急特別対策事業、ちょっと長い言葉ですけども、こういった言葉の中で事業を取り組む動きがあります。こんなことも注視しながら、またそういった除伐、枝打ち等につきましてはそういったものが取り込めるかどうか、それらについても十分注視しながら、所有者に周知あるいは連携をとって森林整備に心がけていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○**副議長（熊谷吉正議員）** 植松議員。

○**2番（植松正一議員）** 今説明いただきましたけれども、先日17日に上川支庁で造林会議がありまして、そのときに市の担当者、また森林組合それぞれの方が行っているのですけれども、この中で当初さっき申しあげましたように前年対比の126%ぐらいの上積みだという、予算の関係です。ところが、この間その後森林組合等になったら、前年対比大体122%ぐらいかなというふうなことを言っていました。そして、採択基準はといいますと今回植林含めて枝打ち、それから切り捨て等々ある程度制限がないようなことも言っていましたので、その辺も含めてやっぱりこの際ですから所有者の枝打ちを十分にやりたいということも言っていますので、その辺もやっていただくことは所有者は最高いいわけですから、その辺のことも考えてやっていただきたいなと思っております。

続きまして、バイオマスの関係でございまして、この関係でちょっと質問させていただきたいと思っております。バイオマスの燃料供給の関係でございませけれども、私といたしましては余り研究も何もしていないという、何もというか、していないような状況でございまして、私も先日いわゆる今さっき出ました五味温泉のほうに行きました。それで、五味温泉の関係ですけども、ここは行政より一步下がった状態の中でクラスターの推進部というのを設けているのです。そこで、いろいろと研究等々をやっている機関で、当然町からも2人ぐらい出向していると。それとあと、内容などにはNPO含めていろいろな各種団体からこういう要請があれば推進室を立てていますから、そこを中心にして研究などをするということらしいのですけれども、その武田さんという方に会ってまいりました。それで、昨年燃料高騰などで公共施設の中で通年でエネルギー、燃料をたいているところの消費、いわゆるエネルギー消費しているところというのは燃料高騰で大変な状況でなかったかと思うのです。それで、この辺も含めて熱供給

施設の武田さんに会ってちょっと調べさせていただきました。この目的というのは、やはり間伐材や林地材の残材が多くありまして、木材加工等などで出た端材ですとかパークですとか木くず、チップなども化石燃料の代替エネルギーとして導入したのだと。これは、14年、15年で研究をしまして、そしてメーカーなどもお呼びしまして、そしてこれはいけるぞということで二酸化炭素吸収、削減のためにも入れるかということで入れたわけでございます。それで、あとその残りの灰など融雪剤に使っていると。そして、問題は事業費の関係でございまして、当時でこれ設計から建築工事、機械設備、電気工事等々で7,208万2,000円の事業費でございます。それが国から補助金で2分の1、半分です。そして、あとは過疎債でやられていると。ですから、本当にただみたいなものかどうか、それはありますけれども、そして経費削減として19年度で、18年も大体600万円ぐらいでしたか、そして去年が削減として500万円だと。そして、平成20年度は年度内なので、まだ根拠性は出てこないのですけれども、当然担当者は燃料上がっているわけですから、それなら1,000万円ぐらいいくのですかということをやったら、それまではちょっとあれですけども、やはりかなりの、前年の500万円以上はもう大体いっているのだと、後でまた新聞報道もしますけれどもということでした。ですから、やっぱり七、八百万円はいっているのではないのかなと私は思っております。

そういう現状からいきますと、この施設というのは当初は燃料も半分ぐらい助けていたのだそうですけれども、最近は通年、年間通して木質バイオマスを使用していると、こういう実態でございます。そして、若干70%ぐらいの水分あったらいつも熱処理していますので、問題はないということですから、名寄市だっただけかなりの木くず含めて熱源のもの自体は十分にあるなと私は思っていますので、その辺も研究していないということ

ですけれども、今後やっぱりこういう施設なども検査して検証しながら、やはり取り入れていくべきだと。そして、今また下川さんのほうでも保育関係2カ所、そして今回ことしは一の橋にあるのだと思うのですけれども、あけぼの園でもこの実績に基づいて、そして調査費をつけているということでございますので、やはりこれは地球環境を含めて、また皆さんでこういう投げると言ったらおかしいですけども、そういう端材ですとか何かを使って熱源にするわけですから、絶対これはいいことだと私は思って、それがまだ研究も何も名寄市はしていないと。ただ、この間風連の朝日のほうで、ペットボトルだとか、それから農業関係のビニールハウスの中で、あれは燃料づくりですから、それはそれで研究をしていただく。だけれども、今回の燃料を一生懸命たけるこのエネルギー環境は木質、これはそんなに材料だって高くないわけですから、チップにしたって立米2,000円前後ぐらいだという話も聞いていますから、多く使うところは研究をしないでなくてやっぱり前向きにやっていかなければならないと私は思っています。

それと、今見ていると思いますけれども、林野庁のほうでも今回木材利用化で森林・林業・木材産業づくり交付金ということで、これも国庫補助金2分の1です。それで、これ24年まであるわけですから。そして、この利用度が多いわけで、150基増加をしたと。そういう環境も含めてのだと思うのですけれども、これだけ今の木質含めて、環境含めてのこういう施策ですから、のらないというのもちょっと私は知れないわけですけども、メーカーなど、またこういうところ、やっているところを呼んでも金はかからないわけですから、やっぱり調査研究を実施すべきだと、そう思います。その辺のお考えはどうでしょうか。

○副議長(熊谷吉正議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 先ほどちょっとお話しさせてもらいましたように、森林、林業に対

する予算が例年から見るとついているということでお話をさせていただきました。そんな時期なものですから、ぜひとも1つでも2つでもこの地域の中で取り組めることがあればということでございますが、今お話ありましたように下川は木質バイオ、チップにしてそれをボイラー燃料にしているということでございますが、さらには柳の研究もされているというようなことでございます。私どものほうは、ちょっと毛色が違うと言ったらあれなのでしょうけれども、通年雇用促進協議会、こういったものを立ち上げさせていただいて、今1年半ぐらいたちます。この中で中川から名寄までの各自治体の関係者、さらには商工会の関係者の方々もお集まりいただいて組織しているのですが、その中ではこの地域はやっぱり資源を生かすということはどうだというようなお話で、ペレットというようなお話が話題として出ました。協議会の中での事業計画の中に織り込みまして、先進地としては足寄あるいは当別、向こうのほうの石狩管内、そっち側のほうも先駆的にやっているのですけれども、それらにつきましてもこちらはぜひそういった廃材含めて有効利用できないかというようなことでの研究、研さんも今させていただいております。そんなこともつながりを持ちながら、また名寄も多くの森林を抱えているわけですし、隣に下川もあるわけですから、そちらのほうとも連携をしながら、ぜひ実を結ぶ方向に努力をしていきたいなということで、決して努力をしないということではございませんので、機会あれば情報をきちっとキャッチしながら、取り組めるものは取り組んでいきたいなと、こんな思いをしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） ぜひ研究とかともう五味温泉あたり実績あるわけですから、その辺もお願いしたいなと思っております。

それから、緊急雇用の関係ですけれども、これ

は今のアメリカの大手証券関係の破綻などで木材関係、特に風連のほうで協同組合で今こん包材を生産してしまして、12月までは12名の職員が残業をしてフル稼働していたと。ところが、2月ぐらいになってきますと輸出の関係もあるのだろうと思うのですけれども、ほとんど注文、受注関係が入ってこない。その関係でハローワークのほうで助成制度を取り入れながら、今やっているわけです。そこで、3月の稼働状況をこの間聞いてみますと、6日、そして18日は自宅待機、今そういうような状況でしていると。そして、基本給含めて、私は基本給のパーセントは知っていますが、今申し上げませんが、パーセントの減にしても養っているというか、そういう作業員の確保をしているのだと。そういうような形で厳しい状況だと思っていて、大変だなと。また、このままいくと今のところまだ見通しがわからないわけですから、当然最悪のことも考えておかなければならないのかなと。そして、この会社は森林組合のトップと組合長が両方やっていますから、かなり不安もあるのでないかなと思っております。

それで、先ほど枝打ちなども言っているというのは、この緊急雇用で去年まではやっていたけれども、ことは森林組合に別な仕事を、もう何か切れたみたいだから、今回は道のほうに申請しないのかなんとかではなくて、それでも森林組合を含めて要請があれば、これは100%の助成ということで先ほど言っていましたので、やっぱりそういうもしできればその辺も含めて申請をさせていただいて、そして使っていただきたい、こう思っていますけれども、簡単にちょっとお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほど2次補正の緊急雇用の分で、市のほうでは今現在前段申し上げました緊急雇用創出事業では産業振興課と都市整備課で2本上げさせていただいて、それからふるさと雇用再生特別対策事業につきましては農務課のほうで1本上げさせていただいて、もう一つ、

1本予定していたのですけれども、今こういった冬時期なものですから、なかなか現地にも赴けないというようなことがありまして、決して取り組まないということではございませんで、これ繰り越し事業でもありますから、ぜひとも雪解けを待って、先般森林組合の組合長ともお会いしまして、何とか事業化に向けて双方で力を合わせてつくろうというお話をいただいておりますから、私どものほうと、それから森林組合のほうと御相談しながら、ぜひ事業組み立てできるような方向で取り進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 後で市長にもちょっと別な角度でお願いしたい経緯もありますので、次に移りますけれども、今の学校の関係でございませぬけれども、今回の産業高校ですか、その関係では教育長、本当に御尽力いただいて、私も名農出身ですから、存続をさせていただきまして、お礼を申し上げたいと思っているわけですけれども、しかしながらきのうですか、合格発表があったと思うのですけれども、4学科の学科集合型の専門学校としてスタートして、募集人員160名のところ82名ということでございましたよね。それで、酪農科学科が10名、建築システムが10名の状況で、教育委員会としては危機感を持っていると。よもやこんな状況になるとは私も思っておりませんでした。しかしながら、結果は結果でございませぬので、この名寄産業高校の出願状況に対する教育委員会としての今後の考え方、また当然道教育委員会とも、今後の対策です、その辺もやはり詰めるところは詰めなければならないのかなと。その辺を伺いたいのと、それから農場の関係ですけれども、きのうでしたか、代表質問、中野議員も申してございました。これから一定のプロジェクトを立ち上げてやっていくということですから、これはよろしいのですけれども、今後の考え方ちょっとお知らせ願いたいと思っております。簡単

にお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ただいま名寄産業高校の出願状況と、それから今後の方向といえますか、それらについて質問がございました。出願状況については、今年度上川北学区の卒業者が555名ということで、非常に少ないということであります。来年度につきましては604名ということで、49名ふえるということでもありますから、次年度その辺の部分についてはもう少し状況は変わってくるのかなというふうに思っております。

それと、今後の産業高校の考え方ということなのですけれども、これまで名寄光凌高校の特色、学科の開放といえますか、地域に開放した学校づくりやっていますし、名寄農業高校もそういったような形での取り組みを行っているということでもあります。名寄産業高校については、総合学科ということで4つの科があるわけですけれども、これらについて今後この学科が特色を生かしたそうした連携を持っていくといったようなことをやはり訴えていかないと、初めての学校でありますから、それらの特色を十分出して、子供たちにも魅力のある学校だということをしていかないと非常に難しさが残るのかなというふうに思っておりますので、今後はそういった部分を子供たちにPRをしながらということ、関係者ともそうしたことでのつながりといえますか、考えていきたいなというふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） しっかりと協議して、今度の議会のときにも報告できるようにお願いします。

ところで、農業関係の2つ、燃料高騰の含めてですけれども、これは国会絡みである程度予算措置も含めてなりましたけれども、またどう変わるかもわからない。あるかもしれませんので、今度また予算委員会などでもお願いをしたいなと思っています。

それで、市長にちょっとお願い含めて求めたいことがあります。市長は、名寄地区林業経営協議会の下川含めて申川までですか、会長をやられているということで、それで今まで民有林の振興含めていろんな面に対応、対策をしていただいているのも私も認めているわけでございますけれども、今回先ほど申し上げましたように水源機能含めて、今度風連のほうにも水道を含めて供給するという観点からいきますと、厳しいながらもやはり林業の施策というのは長いスパンなだけに、対応は多種があるわけですから、その辺の状況なども、また単独補助も含めて今後名寄市の山づくり含めてどういう方向に持っていくのか、できたら簡単でもよろしいですから、お願い申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 林業振興にかかわっては、上川北部の市町村の中では振興協議会の役員を持ち回るといってやっておりまして、士別、名寄、下川と3つの自治体が職員の配置状況も含めて責任分担をしながらやっているという状況にあります。環境問題がこのように関心が高くなってきて、しかもCO₂の吸収を民に依存するのが日本の場合は非常に高いと、こういうことありますから、従来は経済的な側面だけで山づくりということが述べられてきた部分が多かったわけですが、環境ということでは国も、あるいは北海道もそういう方向にありますし、私どもも地域の環境保全というのは他人任せということではなくて、やはり自治体、自治体が民有林の所有者を含めてしっかりと取り組んでいかねばならぬ問題だと、こんなふうに思っております。北海道も新しい環境税と申しましょうか、この提案をしようとしております。ただ、タイミングがきちっとタイムリーでないということもあって延びているのかもしれませんが、私もかつて何年間か北海道の林業振興審議会の委員もさせていただいて、やはり山を持っている自治体だけが頑張るといって環境ということにはなかなか手が伸びてい

かないと。すべての道民、あるいは国民というふうに申し上げたほうがいいのかもしれませんが、そういう財源捻出ということを起こすことで一層この森林の保全も含めて力が入ってくるかなと、こんなふうに思っておりますので、そういう気持ちでこれからも当たっていきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

13時まで休憩します。

休憩 午前 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の中小企業振興について外1件を、川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 議長の指名をいただきましたので、名寄市中小企業の振興について質問をさせていただきます。

商工会議所と商工会の並存についてであります。まず、第1点目には、合併により同一行政区内に経営指導や商工業振興を担う組織として、名寄地区には商工会議所、風連地区には商工会があります。40年以上にわたる歴史的な経過のもとに組織、制度面、運営面、財政面などに大きな相違がありまして、市町村合併が行われた地方自治体でありまして引き続き存続しているのが地域の実態であります。平成20年4月現在で、全国1,905の商工会のうち633が商工会議所との並存ということになっていることから、両団体が相互の歴史の中で養われましたノウハウや強みを提供し合い、補完することで、新名寄市の中小、小規模零細企業の立場を尊重した協力体制を築いていくことが大切であるというふうに考えますが、行政としての御認識をお願い申し上げます。

2点目には、地域振興を担う商工会についてお尋ねをいたします。商工会は、商工会法に基づき

まして、主として小規模企業対策の根幹であります経営指導、経営改善普及事業の担い手といたしまして経営相談、税務記帳指導、金融指導などを行うなどさまざまな支援施策の実施主体となつてまいりました。その結果、地域イベントを初めとした人と人のつながりを生かした地域コミュニティーへの活力維持に貢献してきたという歴史的な役割は、合併後の風連地区のまちづくりの中ですます期待されているというふうを考えますが、あわせて市の見解をお示しいただければというふうに思います。

次に、大きな項目の2番目に、名寄市立総合病院の改革プランについてお尋ねをいたします。この改革プランは、総務省から示されましたガイドラインに沿ったものでありますが、近年の多くの公立病院における医師、看護師不足による過重労働や都市部への偏在、さらには平成12年度以降ほぼ連続している診療報酬のマイナス改定などにより、本来公立病院が担うべき、いわゆる不採算部門を含めた地域医療の提供に支障を来している現状がございます。そんな中で名寄市立総合病院の医療圏における地方センター病院としての期待も大きなものがございます。このため引き続き第3次救急医療を頂点とする急性期医療の提供を主体とするとともに、民間では対応することが困難な小児救急、リハビリテーション及び難病などの高度特殊先駆的医療などの不採算部門を担当する役回りもこのプランの中でも積極的に取り組んでいくこととしております。

そこでまず、この改革プランについて3点について伺います。1つ目は、地方公営企業法の財務規定だけではなくて、組織及び身分取り扱いに関する規定を新たに適用して、いわゆる地方公営企業法の全部適用についての検討を進めていくということでありまして、このことによる期待される効果と今後の課題についてどのように認識されているのかをまず伺いたいと思います。

2つ目は、新たな医療報酬制度であります診断

群分類包括評価、DPC制度というそうでございますが、これの導入を平成21年度からの移行をめどに予定をしているということでありまして、道内自治体病院の導入実績、さらにこの制度の導入における期待される効果と今後の課題についてどのようにお考えになっているかをお尋ねをしたいと思います。

3つ目には、医業費用の節減の一つとして、医療職給料表への切りかえについて検討を進めていくという方針が示されました。これについても切りかえによる期待される効果と今後の課題についてお答えをいただきたいというふうに思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま川村議員から大きな項目で2点にわたりお尋ねがございました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては病院事務部長からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、商工会議所と商工会の並存についてのお尋ねをいただきました。商工会議所、商工会の2つの組織の法律上の目的はほとんど同じでございます。商工会議所は商工会議所法、商工会は商工会法に基づき設立されたものでございます。ともに地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに寄与するため、商工業者によって組織された総合的な経済団体でございます。法律に基づく事業といたしましては、商工会議所は18項目、商工会は10項目となっております。異なる事業は原産地証明の発行や商事取引に関する仲介、あっせん、調停などの事業は商工会議所のみ規定されているものでございます。現行制度では両者の合併が認められておりません。市町村合併が進む中、商工会議所と商工会が合併するための法制度の改善要望の動きがございますが、市といたしましては今後も法に基づいた対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次に、地域貢献を担う商工会の役割についてお

尋ねをいただきました。商工会は、法律に基づきまして町村部に設置された公的団体で、地域の事業者が業種にかかわらず会員となってお互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体でございます。地域振興策につきましては、名寄地区では各商店街振興組合が事業実施機関となり、事業やイベントに取り組んでいただいておりますが、風連地区は商工会のみが地域産業興しなどイベントの創出づくり全般にわたって担当していただいております。従来から風連地区におきまして非常に重要な役割を担っていただいております。商工会以外の団体などでは対応できないことも認識しております。引き続き必要な措置を講じ、地域振興策の支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、名寄市立総合病院改革プランについてお答えをさせていただきます。

1つ目の地方公営企業法の全部適用についてでございますが、事業管理者を設置し、職員の任免、給与等の身分取り扱い、予算原案の作成などの権限が市長から移譲され、事業管理者による自立的で効率的な事業運営を可能とするという経営形態の見直しの手法でございます。今回のガイドラインが出される以前から、病院の長期計画でも盛り込まれていた手法であります。全国の自治体病院の数は、約1,000でございますが、そのうち全部適用病院は平成12年度におきましては106病院でございましたが、平成19年度では257件と大幅に増加をしております。今回の改革プランは、赤字、黒字を問わずすべての自治体病院で作成されますが、この全部適用の手法を選択する病院が大幅にふえるものと推測をされております。ことし1月末時点で公立病院特例債発行予定団体の公立病院改革プランの概要が公表されております。道内では、15病院が対象となっております。

うち現在4病院は全部適用をしてございます。そのほか11病院につきましては、公営企業法の一部適用という状況になってございます。その中で一部適用から公営企業法の全部適用に変更するところにつきましては8病院、それから指定管理者制度への移行を考えているところが1病院、それから地方独立行政法人化、指定管理者制度、あるいは民間譲渡等を検討しているところは1病院、それから老人保健施設等など医療機関以外の経営形態へ移行するという自治体が1個ございます。そのほかの全部適用している4病院につきましても地方独立行政法人化、あるいは指定管理者制度への移行も含めて検討しているという状況になってございます。

全部適用の効果といたしましては、経営責任の明確化と自立性の拡大による効率的、効果的な運営体制の確立、職員の意識改革の促進が容易になり、職員の意識高揚と職場の活性化が図られるとされております。また、課題といたしましては、比較的取り組みやすい側面がございますけれども、経営健全化の面では必ずしも実効が上がっていない場合も多く見受けられるところでございます。いずれにいたしましても、経営の効率化に向けまして真に実効性のある手法となり得るか、今後検討を進めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

2番目の新医療報酬制度のDPCの導入についてでございます。道内自治体病院で現在DPC対象病院となっているのは、市立札幌病院、市立旭川病院、市立函館病院の3病院でございます。平成21年度から新たにDPC対象病院となる資格のある2年目のDPC準備病院のうち、4月からDPC対象病院となりますのは、釧路、千歳、砂川、滝川、苫小牧、名寄の6病院でございます。7月からは留萌の1病院となっております。今年度見送りするところが岩見沢、深川の2病院となっております。DPCの効果といたしましては、医療水準の向上や標準化、不必要な入院を減少さ

せる、患者にとって標準的な治療と価格、病院にとっては経営管理のツールとなる、行政にとりましては医療費分析のデータベースとなることなどがございます。課題といたしましては、医療施設係数の問題がございます。当院の場合、医療施設係数につきましては約11.7%、厚生労働省により設定されています。4月からDPCの標準的な診療件数により11.7%割り増しし、当面は収益が上がるというふうになってございます。それが再来年度以降につきましては変更されるという状況になってございまして、それにかわる係数といたしまして機能評価係数というものが論議されておりますが、まだ決定には至っていないというような状況になってございます。

3番目に、医療職給料表への切りかえについてでございます。道内自治体病院の中では、多くの自治体が医療職給料表を適用している状況にございます。名寄市立病院の医師を除く職員の給与体系につきましては、自治体職員としての職員間の均衡及び病院の規模などから、一般行政職と同じ給料表を適用しているところであります。しかしながら、平成4年に現在の病院が開設したことに伴い、病院の規模が拡大いたしまして職員数も臨時職員を含め現在約550名を数えてございます。近年におきましては、自治体職員給与に対する透明性、妥当性など多くの指摘がなされていることから、医療施設としてより適正な人事管理と処遇及び看護師等の人材確保の観点から、公営企業法の全部適用とあわせまして医療職給料表への切りかえを検討するものであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それぞれお答えをいただきましたので、質問の順に従って再質問をさせていただきますと思います。

まず、商工会と商工会議所の並存ということでございますが、御答弁にもありましたようにそれぞれ根拠法といたしますか、よって立つ法が違うの

で、大きな方向としては同じだというふうに考えておりますけれども、多少商工会には小地域といえますか、主に町村部の実情に合わせた設立趣旨の経済団体であるというふうに認識をしているところでございます。それで、平成13年度の商工会法の改正によりまして、合併後も引き続き商工会が同一市町村の一部の地域を区域として商工会が設立できる、設立しているところは存続できるということになりました。法的にも一行政町村の中で商工会というものの位置づけがされているところでございます。商工会と商工会議所というのは、中小、小規模事業者はもとより行政、さらには地域住民の期待にこたえて2つの組織が相互のお互いの守備位置を補完しながら、その地元の商工業の発展、地域経済の向上に努めていくことが記載されているというふうに思うのですが、行政としてこの両組織に今後それぞれどのような期待を持たれているのか、これをまずあればお示しをいただきたいというふうに考えております。

2番目にお尋ねをいたしました商工会についてでございますが、地域貢献に対する商工会への御答弁では高い評価をいただいたというふうに理解をさせていただきますが、商工会は法的に設置されている道の商工会連合会と、それから旭川に今でございますが、道北支所というようなものもございまして、経営指導員を初めとしまして職員の全道規模の人事交流、給与水準の一元化というようなことで、それぞれ配置をされているわけでございまして、その点はちょっと商工会議所は人事交流というのがないようでございますから、多少違うわけでございますが、そんな制度の違いはありますが、職員は巡回指導を通じて小規模企業で働く地域住民の方と直接的なつながりを持ちまして、さらには生活者の目線と実感を大切にされた商工会女性部という存在がございまして、活躍がございまして、それからさらに、地域の活性化が商業振興の原点だというふうに認識し、頑張っている商工会青年部という存在もございまして、これから新名寄

市が協働のまちづくりということを目指すには、商工会は風連地区の貴重な財産であるというふうにも私は考えているわけでございまして、特に合併特例区終了後の風連地区における地域発展の民間活力を束ねる一つの大きな担い手であるのではないかと、そんな位置づけも商工会に期待されているのではないかとというふうにも私は考えているわけでございまして、行政として継続して商工会が果たしている地域貢献の地域振興についての支援を引き続きとっていただきたいなというふうに思いますが、重ねて見解があればお答えをいただきたいというふうに思います。まず、その2つでお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 前段商工会議所、それから商工会の今後のありようについて、行政としてどう受けとめているかというようなことでございまして、先ほど答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、合併をして、そしてこういった事態に立ち至っている自治体、あるいはそうでなしに過疎化が進んでいって、商工会そのものの存在が心配されているところ等々あるわけでございまして、実は先般新聞に載ったわけでございまして、3月17日付の道新でした。道のほうでは、こういったことを憂慮しまして、そしてそういったかつての商工会の存続、運営等、財務も含めてなのでしょうけれども、さらにその部分に一定の考え方をし、さらには支援をしていこうと、こんなような情報が記事として載っておりました。まさにそのとおりなのでしょう。それから、各自治体の中でもそういった商工会、商工会議所の今後の存続について危惧する部分がありましたものですから、要望もあったことに対するお答えだというふうに思っています。これらにつきましては、今お話ししましたようにどういふふうな道の方向性が指し示されるか、まだはつきりわかりませんが、そういう動きに乗ったなど、こんな思いをしておりますから、注視しな

がら、しっかりそれぞれの機関の今まで果たしてきたものの思いも含めて、ぜひいい方向性でお話し合いができればお話し合いに参加していきたいなというふうな思いをしているところでございます。

それから、商工会、とりわけ風連商工会、そちらのほうの今までの果たしてきた役割ということとは少くない。行政、農協、かつては農協という言葉、それから商工会、さらには森林組合というような主要4団体みたいなことでそれぞれ連携をしながらイベント、地域活性化に取り組んでまいりました。今も現存としてふるさとまつりを初めとするもろもろの風連の地域祭りを担っていただいておりますことに感謝を申し上げますところでございます。御案内のとおり商工会は、そういうイベントのみならず、経営者の経営指導あるいは巡回指導、ふだんの相談業務等々やっているわけでございまして、これからも本当に風連の中で営業される方々の支えになる機関だなどというふうに思っておりますし、会長さん以下御苦労されているのだらうと思っております。そんな意味からすると、これからも果たしていく役割は決して少なくないというふうに認識をしておりますから、また前段申し上げました答えに戻るかもしれませんが、それらの部分を踏まえてどうあるべきかという部分についてはこの地域に合った、そういった組織になるのでしょうか、そういったものを意識しながら注意深く相談していけたらなど、こんな思いをしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 今答弁の中で触れていただきました道新の報道があったわけでございます。これは、今御紹介いただきましたけれども、知事の諮問機関として北海道商工業振興審議会というものができて、新年度中にこの財務運営改善提言などをしていただくということで、この背景には記事にもありますけれども、2007年まで

の10年間に道内の小規模事業者が2万1,000人減ったと。さらに、商工会の会員も10年間で1万7,000人減少したというようなことでありまして、組織としての体力が劣っているというか、そがれてきているのではないかというような危機感の中から、商工会についても部員の減少とか、あるいは合併もありましたけれども、商工会員数の減少によりまして事務局体制も今後どうしたらいいだろうかというような議論も盛んにされていまして、とりあえず風連商工会は今下川商工会さんと広域的な連携ができないかという具体的な相談といたしますか、検討もされているというところでございまして、せっかく御答弁いただきましたので、このような道の動き、新たな支援策につきましても行政としても十分関心を持っていただいて、新名寄市にとって商工会議所、商工会の役割も含めましてどのような形がいいのか、行政も一緒に考えていただければというふうに考えておりまして、このことについて御答弁があれば伺いますが。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 名寄市と3年前に合併をするときに、そのときも風連商工会のありようについて議論があったというふうに記憶しておりますけれども、その折に何とか合併した後は広域連携ができないかというようなお話がございまして、風連の商工会でたしか試行的に下川町さんとテストケースで今やっていたというふうでございまして、お話を伺いますとなかなかそれぞれそれぞれの立場があるものですから難しいなというようなことのお話が漏れ聞こえてくるわけでございまして。直ちにということにはならないのでしようけれども、そういう下川町さんとの連携も模索していくということも一つの道かもしれませんが、ただ風連の事情、地域性を考えて、名寄の商工会議所との部分も意識しながら、進めていくことがやっぱりいいのではないかというふうな、ただ時期的にいつやるのかということ、そ

れらは今後あるかと思えますけれども、結局は一つの商工業の経済団体ですから、それぞれの中で皆さん方がこぞって活動されるということが一番いいのかなと、こんな思いをしております。今後も注視していきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） ありがとうございます。

それでは、市立病院の改革プランについて続けて質問させていただきたいと思えます。今御答弁をいただきましたけれども、今回名寄市立病院の改革プランというのができたわけでございまして、私は名寄短大と並んで名寄市のまちづくりの中で名寄市立病院の存在というのは非常に大きなものがあるというのは、皆さん市民共通の認識であるかなというふうにも思えますけれども、財政的にも市の負担がかなり重いのも一方では事実でございまして、この市立病院を名寄市民の宝にするというようなことでみんなの議論を進めていければなというふうに考えておりまして、市立病院の持つ1次的、2次的な経済波及効果というのは本当に名寄市のまちづくりの中でも大きなものがあるというふうに考えておりまして、今回の改革プランが将来ともそういうことを踏まえた上川北部地域の住民にとってもぜひ実効性のあるプランであってほしいというふうな願いも込めまして、具体的に少し何点かについて御質問をさせていただきたいというふうに思うわけでございまして。この改革プランが総務省に言われたからつくってみたけれども、絵にかいたもちだということにならないように危惧する面も含めまして、それからまた新しい制度も導入されるようでございまして、それらについて中身についてその中身の御説明もいただきながら質問をさせていただきたいというふうに思えます。

まず、第1点につきましては、平成23年度から地方公営企業法の全部適用ということへの移行が予定されているということでございまして。御答

弁もいただいたわけですが、まず恐縮でございますが、この全部適用について今とどのように変わるのかという点で2点ほどちょっと教えていただきたいのと私の認識についてその方向だよというようなものがございましたら、お示しをいただきたいのですが、まず全部適用になりますと病院事業が一般行政組織から独立をすると。それが全部適用ということ、組織に関する規定の中ではそういうことだと。そうなりますと、病院、職名は何というのでしょうか。管理者を置いて、業務執行権を持ち、業務規定制定権を持ち、内部組織の設置が独自にでき、職員の任免、給与の取り扱い、資産の取得、管理、処分、契約の締結、資金の一時借入れなど組織に関する規定が適用されるというふうに理解しているのですが、おおむねこのようなことで、まず組織に関する規定につきましてはこのようなことなのか、さらに何か管理者の権限があればお示しをいただきたいというふうに思います。まず、お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 全部適用につきましては、今議員がおっしゃったことがほぼ間違いのないところだと思っております。市の組織でございますけれども、専任の事業管理者、事業管理者と申しますのは病院長なる場合もありますし、またさらに別の方を立てる場合もございます。組織の設置や職員の任免、給与等の人事に関する権限、予算原案の作成等権限が付与されることとなります。しかし、職員定数、予算年度、契約制度において地方自治法及び市制度の制約がございます。実質的にはある程度制約がされるという状況になってございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） もう一つ、今全部適用についての組織に関する規定で、かなりの事業裁量ができるのだよということですが、もちろん定数だとか予算を編成することはできるのですが、当然それを議決するのは市長が提案し

て議会だということになるのだと思いますが、あわせてもう一つ恐縮でございますが、病院職員の身分についてお尋ねをしたいと思いますが、現在は地方公務員というのですか、公務員でございますが、これがこの公営企業の全部適用によりまして公務員ではなくて民間労働者と同等な扱いになるということが働く皆さんにとっても多少大きな変わりようかなというふうに思うのですが、そのために人事院勧告制度が適用されない。公務員でないですから、適用されないと。したがって、給与あるいは勤務時間、その他の労働条件というのは法令や条例にももちろん基づくのでしょうけれども、かなりの部分は労使協定を経て管理者が決定すると。職員の身分についてはそういう仕組みだというふうなことですが、何か足りないところがあれば、この認識でいいのかどうか、ちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 基本的には、今言われたことかなという気はしますけれども、ただ独自の給与制度を定めることは可能でありますし、職員の業績や病院の経営成績を反映することが可能ではございます。ただし、自治体内の他の地方公営企業や人事交流をする市長事務部局との均衡等が求められるという状況にありますので、現実的には病院独自の給与制度を設けるというのはなかなか難しいことかなと。医療職給料表ですとか、そういったことについては別ですけども、そういった部分があるのかなというふうに認識をしております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それで、御答弁の中にも課題というようなことの中で、この全部適用というのは病院経営的な面では必ずしも実効が上がっていない事例もあるというような御答弁もいただいて、先日的一般質問の市長答弁にも不透明なところがあるというような御答弁があったかというふうに考えておりますけれども、これは具体

的に先進事例から見てどういうところがあるのか、何点かあればその何点かをお示しをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私もまだしっかりと勉強しているという状況ではございませんので、今後も当然検討しなければならぬ部分だと思ってございます。ただ、先進事例で先ほどもお話しさせていただきましたように、既に4病院については全部適用をしているという状況にあります。でも、さらにほかの例えば指定管理者制度ですとか、地方独立行政法人化等を検討しているということは、地方公営企業の利点をすべて発揮されていないという部分があるといった部分が大きな問題になっているのではないかなというふうには思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） そのようなことで、一応23年度ぐらいをめどに検討されるということでございますので、十分に先進事例にも学んで、名寄市立病院に一番ふさわしい市民に理解をいただけるような検討をお願いしたいというふうに考えております。

それでは次に、2番目にいわゆるDPCという診療、医療制度、これは最近できた制度ではございますけれども、徐々に導入をする病院がふえているというふうにもお聞きをいたしますけれども、このDPCというのは簡単に言うと患者さんが病気になる時にその年齢だとか意識障害レベル、あるいは手術、処置のありなしなどを定型化して、それに合わせて固定払いといいますか、従来の積み上げの方式ではなくて、出来高払いとは違いますが、これは7日間でしょうか、7日間の適用ということでございますから、主に救急だとか急性期医療のときに上手に使えると増収効果もあるというような制度だというふうにも理解しておりますけれども、この導入による効果、ジェネリック

医薬品の使用ぐらいの話は伺っているのですが、そのほかにDPC制度を導入することによる期待されるメリットというのを具体的にちょっと御説明をいただければというふうに思えます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 具体的なかどうかはちょっとわかりませんが、一般病棟、精神科あるいは結核療養病棟以外の病棟に入院される方がまず対象になります。それで、診断群、病名をつけるわけですが、そこを1,440といった分類に値をさせていただきます、その中で標準的な入院日数ですとか金額というものを決めていくわけです。それが延びることによって当然その部分が包括でなくなってしまうものですから、診療報酬上低くなっていくという状況がございまして。そんな中で先ほども述べさせていただきましたけれども、いわゆる無駄、無理のないような全国的なレベルでの医療が可能になると。そしてさらに、濃厚診療等の過剰な医療の部分がなくなるといったのが大きな部分かなという気はしております。それが最終的に申しますと、病院にとっては経営管理のツールとなり得るということで、今後大きな意味を持つのかなというふうには思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 患者にとっての利益というのは、無駄なというのはお医者さんが判断されるわけですから、どこまで無駄かは別として、往々にして出来高払い制度ですと必ずしも必要でない検査があったり、投薬があったりというようなことの言われ方も普通はされているわけですが、そういうことへの抑止、それからまた患者さんに対するしっかりとした説明責任もますます必要になってくる制度かなというふうに理解をさせていただいておりますけれども、私はもちろん素人ですが、私なりにちょっと危惧するところは、この制度は最初から急性期の1週間に大枠でこの中で診療報酬が決まるわけでありま

すから、決まった診療報酬で治療をして、そしてその結果、短期間で退院されたり、一定のレベルの治療効果が出た場合には病院として収益になるというふうに思いますが、これ逆に標準的に例えば5日ぐらい入院して終わる病気で8日も9日もかかったら、かぶるといふ言い方はおかしいですが、病院的には損益が生じるということで、おいしい面も確かにあるのでしょうかけれども、これは逆な面も考えられるというふうに思うのですが、どうぞございましょうか。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） そのとおりでございまして、DPCによりまして平準化をするということは、よりレベルが一定になるということでもあります。当然ドクターの医療ですとか、ナースの資質にもよるものだと思いますので、そういうふうになるというふうに確信をしておりますし、それを逸脱して長期に入院になるようなことはぜひ避けたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 病院経営的にももちろんでございまして、患者の皆さんにとっても望ましいことではないということではございますが、ただこれは今もう導入から10年以上いろんな病院で実績がありまして、DPCデータというようなものも蓄積されているということではございますから、この病気のこういう年齢のこういう症状の方には大体これぐらいで治療が終わるのだよというデータも随分蓄積されているというふうにも伺っておりますので、導入に当たっては十分このようなことも参考にされて、この制度を導入してやっぱり収支的にもおかげがあったなというふうでないと意味がないというふうに考えておりますが、その中でこの制度を経営的にも生かすには、そういうトータルな治療行為の管理部門といひますか、そういうものをしっかり置いて、そして他病院との情報交換も含めて、病院内部でこの導入に向けても経営的にもプラスだよと。患者の

皆さんにとってもプラスだよというしっかりした管理部門といひますか、診療内容の分析部門をつくっていかないとなかなか成果は上がらないのではないかというふうには私は思うわけですが、今後それについて何か特定のセクションを置くとか、今あるセクションのどの部門でやるというようなことの見通しがございましたら、お示しをいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 今月になりますけれども、その部分につきましては経営の部門につきましては医事課が担当するということになると思ひます。今言われましたような組織といたしまして、院内にそういった委員会をこの3月に設けました。人員といたしましては、診療部あるいは医事部門が主になってございまして、さらには、診療情報室等も含めまして現在のところ9名程度で組織をして立ち上げてございまして、今後4月から本格的に導入をするわけですので、その中で今議員言われたようなこともしっかりとやっていきたいというふうに考えてございまして。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それでは、3つ目の職員給与の医療職給料表への切りかえということについてお尋ねをさせていただきたいと思ひますが、さきに示された改革プランでは医業費用の節約の一つとしてこの医療職給料表に切りかえていくのだというプランの内容でございまして。医業費用というか、医業に関する費用ですから、経費です。人件費、経費ですから、節約の一つの給料表の導入だということではございまして、これはこれを導入すれば経費の節減が見込めるといふふうには受け取るわけではございましてけれども、これについてはその根拠をお示しをいただければと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 必ずしも経費の節減になるということでは言っているのではなくて、逆に人材確保のために医療職給料表の

導入も考えているというのがもう一点ございます。それにつきましては、初任給で医療職給料表と行政職給料表を比べた場合の違いがまず1点ございます。あと、在職年数にもよりますが、給与の上がる水準が変わってくるといったような状況もございます。そこら辺を含めてどちらがいいかということも比較検討しなければならぬという状況にありますし、ただ、今人材がなかなか確保できないといったようなときにほかの医療機関と比べて行政職給料表を使っていますと初任給が低いというような状況がございまして、そんな中で人材確保の対策も含めて考えたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 今必ずしも医業費用ですか、経費の節減につながらないというふうにはおっしゃいますけれども、改革プランの中では医業費用等の節減の中の項目として、そういう側面もあるという意味ですか、それでは。そういうことを期待されてこのプランをつくられたということであれば、必ずしも節減にならないと言われるとどう読めばいいのかちょっと困るというか、わかりづらいものですから、それではもう一つ関連して、この医療職給料表というのが一般的に言う若い世代のときにはちょっと高目だよと。初任給を初めです。それから、中年といいますか、後半になるとその上がり方が少なくなって、あとは余り上がっていかない給料表だということでございます。だから、若いうちは少し高目だけれども、ずっといくと、生涯年俸なんかでいうとむしろ行政職のあれよりは低くならざるを得ないという制度だというふうに思いますが、その確認をしていただきたいのが一つと、それから特に看護職の3でしょうか、2かな。看護師さんの給料表につきますと、看護師さんは7割ぐらいの方が役職を持たないで定年迎えるという方が多いというか、それだけポストがないということで、給料ですから役職を持たないとそれなりに上がりも望めない

わけでございますから、統計によると7割ちょっとの方が役職を持たないで定年までいくということであれば、看護師さんにとっては年俸的にはかなりこの給料表というのは、逆に言うと若い人が集まっても中堅層の定着にはマイナスの影響もないのかなというふうに思いますが、そんな懸念はございませんでしょうか。お答えをいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） その部分につきましては、本当に慎重に考えなければならぬ部分だと思っております。ただ、一般行政職と違いまして、そういう現業職につきましてはそれぞれのポストあるいは職務、職能に応じたような給与の形態というのが今望まれているという状況にあるのは確かだと思っております。そんな中で、例えば切りかえをするといったようなときになりますと、当然現職の方がいらっしゃるわけですから、その間の経過的な措置という部分がございます。当然そうなりますと、その部分を含めて逆に人件費が伸びるというような状況が一時的にあるというふうには思っておりますし、現実には若い方でやめられていっているという、離職率も結構ございますので、その部分を引き上げるためにも最初のうちに厚くするという部分も一つの方法だと。そこら辺を比較検討しながら、全部適用を含めて今後導入していきたいという考えでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 今御説明いただきましたように、医療職ですから多少の加算はあるにしても、両方あると。最終的にどういうふうにするのかというのは、労使関係の問題だと思いますので、制度の説明だけにとどめておきたいというふうには思いますけれども、私は一つの提案として、むしろ今の給料表を若い方の部分を少し底上げ、看護師さんなんかは底上げをして、今の行政職の給料表のほうがいいのではないかと。今言われましたように、医療職の給料表を使いましても

現給保障というのがある。いきなり下げるということにはならない。給料を下げるということには、慣例としてはならないということでございますから、そういう面も含めると長期的には別として短期的にもそんなに経営改善、経営的な改善効果はないのではないかとこのように考えるわけでございますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 現行の行政職給料表の中で若い人に厚くするということは、途中で足踏みをさせるということになるのかどうかと。頭から上げてしまうと、ずっと上がったままでいくということになると思いますので、なかなかそこら辺は難しい部分なのかなというふうには思っております。いずれにしても、そこら辺も含めまして検討は続けていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） そんなことで総体的なこの改革プランについての質問をさせていただきたいのですけれども、さきに示された新聞報道の中で、例えばICUの病床を平成22年度に専任医師3人を配置して本格稼働して、年間約1億4,000万円の増収が見込まれるのだよというふうな新聞報道もされ、あるいはまた病院の入院稼働率を平成20年10月現在の90.6%から92.0%に引き上げて、年間4,000万円の増収を見込めるのだよと。今でもかなり90%を超すとベッドがあいたらすぐ大変だというふうで、その点では大変な御努力をされて攻勢続きだというふうには思いますけれども、例えばこの2つにとって本当にこれだけ見込めるのか、改革プランが絵にかいたもちでないのかということがちょっと心配なものですから、資料があればこの積み上げの根拠を大まかで結構でございますが、これだけの増収がどうして見込めるのか、あるいは人材確保ができるのかという点も含めて御説明いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 今言われた部分につきましては、一番大きな部分ではありません。そのほかにも数点ございまして、経費増の部分につきましてはいろいろございます。ICU病棟の部分でいきますと、当然入院しているときの入院料が高くなるということでございます。その中で医業収益と、それにそのほかに経費が当然かかってくるわけですから、人件費の部分で幾らかかるといった部分もございます。それを差し引きをいたしましたときにICU部門でいいますと、入院の収益では1億7,600万円が見込まれると。これは、入院基本料の365日の分を見た部分でございます。そのほかで申しますと、例えば今入院時医学管理加算というのがございますけれども、これが年間で申しますとおよそ6,000万円増収になるというのが、今年度途中からですけれども、それは取り組んでございます。あるいは、エックス線写真のフィルム、今フィルムに落としていますけれども、今年度の途中からフィルムに落とさないでフィルム代をなくすという部分と経費の節減の部分では、それではそのほかにフィルムのかわりに画像で管理をするわけですから、そういった部分の加算で当然収入が多くなってございます。入院の部分でいいますと、その部分で1,200万円という金額が出てきております。あと、施設基準をとる中で人員配置も当然伴ってくるわけですが、作業療法士ですとか放射線技師等を導入することによりまして、それぞれ施設基準が上がります。その中で2,500万円ほどがふえてくると。こういったもろもろのトータルで今のプランが成り立っているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） この改革プランでありますと、平成22年度には黒字に転換できると。一般会計からこれ以上の負担増は生じない見込みだということでございます。せつかくつったプ

ランでございますので、ぜひこのプランが成功するべく努力をされますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村正彦議員の質問を終わります。

名寄市の行財政運営からについて、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 議長より御指名をちょうだいいたしましたので、これより質問通告に従い、1件3項目について順次お伺いをします。

最初に、名寄市行財政改革についてお聞きをいたします。市は、平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定、さらには昨年4月に組織改編を行い、島市長を本部長とする直轄の名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げられました。本日は、改革推進本部の3検討部会のうち、組織・機構検討部会についてお聞きをいたします。名寄市の行財政運営上の機動力は、やはり市の組織機構であり、そして職員の皆さんであろうと考えます。この組織機構の機能が、あるいはまた職員の皆さんの職務遂行能力が十分に発揮されないと、市政の停滞、沈滞を招来しかねません。加えて本年3月には、市政運営に多大な貢献をされてきた、いわゆる団塊の世代と称される幹部職員を初めとする中堅職員約30名の皆様が退職されるということです。こうした幹部職員、中堅職員の退職に伴う組織機構の統廃合による機構改革の構想について、また後を引き継ぐ後進となる職員の皆さんの資質向上と人事評価の導入に向けたこれまでの人材育成推進の取り組みについて、それぞれお知らせを願います。

次に、郊外地区に住まう市民の日常生活の環境改善についてお聞きをいたします。急速に進行する少子高齢化社会の中で、名寄市の平成20年の人口構造は65歳以上の高齢者が占める割合、つまり高齢化率は25.9%となっています。ちなみに、この高齢化率は14%までを高齡化社会、1

4%から21%までを高齡社会、21%以上を超高齡社会といます。前述のとおり名寄市全体では4人に1人以上が65歳以上の高齢者という超高齡社会に突入しております。一方で、平成18年3月の合併によりその市域は東西に29キロメートル、南北に34.5キロメートルで、行政面積も535.23キロ平方メートルと拡大しました。急速に振興する少子超高齡社会と巨大な行政面積は、凶らずも郊外地と市街地の間にさまざまな地域格差のみならず、生活環境格差も広がる結果を招いています。これといった移動交通手段を持ち合わせていない、いわゆる交通弱者と呼ばれる交通難民や買い物難民を救済することに一縷の望みをつなぐ、平成21年度市政執行方針の中で触れられておられる名寄市地域公共交通総合連携計画について、その目的、目標についてお知らせを願います。

最後に、市政推進と今後の課題についてお聞きをいたします。島市長は、執行方針の巻頭で施策の推進に当たっては市民と行政との協働のまちづくりを基本とし、問題の解決を先送りせず、しっかりと将来を見据えて全力で取り組んでまいりますと平成21年度に市政推進に対する並々ならぬ決意のほどを述べておられます。さらに、この意欲と決意に満ちた市政執行方針の中で、3点の市政推進の基本的な考え方を述べておられます。このうち市民と行政との協働では、地域連絡協議会について触れています。さきの代表質問でも我が緑風クラブの中野議員が地域連絡協議会の今後についてただしておりました。重複を避けて、私はかつて地域自治区と呼ばれていた呼称から地域連絡協議会と呼称を改めたこれまでの取り組みの過程についてお聞きをいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま大石議員から名寄市の行財政運営についての御質問がありましたので、私のほうから答弁いたします。

最初に、（１）の名寄市行財政改革について、組織機構見直しの手法と今後の課題についてお答えいたします。組織機構の見直しにつきましては、昨年4月、名寄市行財政改革推進実施本部を設置し、組織・機構検討部会の中で議論を進めてまいりました。全庁的にかかわる課題でありますので、方向性を示しながら職場論議も行いました。今回の見直しは、合併で肥大化した組織のスリム化、将来を見据え、職員のバランスのとれた年齢構成、財政の調整を図ることを重点に議論を進めました。現場職員を確保するという観点から、合併時で肥大化した参事、主幹職を削減すること、課の統廃合を含め大課制、大係制を基本とする、事業の完了、縮小に伴うスリム化を中心に見直しを図ってまいります。また、道内5つの類似団体都市と比較をして、30から40の職員が肥大化している状況がありますので、これの是正、それから地方交付税や介護保険制度のいわゆる国の基準と乖離している状況の職場についてもスリム化を考慮して推し進めてまいりたいと考えております。今後職員が減少する中、職員個人のスキルアップが重要な課題となってまいります。これまで集合研修、派遣研修、専門研修等行ってきました。さらに充実した研修を行ってまいりたいと考えています。また、21年度からは新たに若手職員を中心に市職員としての心構えから始まって名寄市の条例、規則、自治基本条例の基礎的なものから各部における行政課題等18回の研修を市役所の職員がみずから講師となって実施をしてまいりたいと考えております。職員の意識、スキルの向上を図り、市民ニーズに対応できる職員の養成を図ってまいります。

なお、人事評価につきましては22年度から、場合によっては試行的になろうかと思いますが、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（２）、郊外地区市民の日常生活改善について、その手法と今後の課題についてお答えいたします。平成18年の合併により、名寄市は広

範な行政面積を有することになり、道北の中核都市でありながら過疎地としての二面性も持ち合わせることになりました。市街地周辺部や農村地区など、日常生活や経済活動に交通機関を利用しなければならない地域では、そのほとんどが自家用車に頼った生活環境ではありましたが、今後は農村部の高齢化が上がる一方で自家用車による移動が困難になり、日常生活に影響が出る住民が多くなることが予想されます。名寄市では、地域住民の公共交通機関の確保の観点から、地域住民が利用しやすい公共交通体系の確立を目指し、効率的なバスルートの模索や乗り合いタクシー、スクールバス活用など市民ニーズや地域の実情に応じた公共交通施策の導入を検討してまいります。幸い名寄市には、2つのバス会社、3つのタクシー会社、そして地域を縦貫するJR宗谷線と7カ所の駅を有しており、これらの公共交通機関がしっかりと地域の実情に即した輸送サービスを実現することが日常生活の利便性確保に大変重要と考えております。名寄市は、これら交通事業者と連携を図りながら、地域における日常生活の移手段確保のため、21年度と22年度に路線バス下多寄線区域で乗り合いタクシーによる実証運行試験を行い、地域の日常生活の利便性確保に向けて努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、介護部門につきましては、サービスの変更に伴いまして介護部分におきましても相乗りタクシーを実践しておりますし、風連本町地区における市街地開発につきましては保健、医療の機能も中心部に集約する中で、一定の地域の住民の方々の利便性を確保する面での対策も同時進行でっております。

（３）番目、行政報告、市政推進と今後の課題につきましては、特に地域自治区から地域連絡協議会への移行についての御質問でございました。地域自治区の創設に当たっては、地域の皆さんと町内会の理解と協力が不可欠であり、これまでも

町内会連合会や地域の町内会と小学校区単位で自治区創設に向けて協議を行ってきました。また、まちづくり懇談会では小学校区の皆さんと意見交換をさせていただきました。これまでの協議や意見交換を踏まえ、町内会のこれまでの思いや行政と自治区の役割分担、スタッフの配置、財源の問題等私どもの準備不足もございました。時期尚早と判断したところではありますが、地域における子供たちの見守りやお年寄りのサポート、防犯、防災対策など広域的に取り組んだほうがより効果的な活動や行政への意見提言、行政からは行政運営に関する相談や協議を行える場など喫緊の課題もございました。地域連絡協議会の設置を進めたところでもあります。平成20年7月には、準備会を立ち上げていただき、協議会設立に向けさまざまな議論をいただいたところでもあります。今現在7小学校区の区域のうち6小学校区において地域連絡協議会が設置され、残る1つの中名寄地区につきましても今月末に設置される予定となっております。今後の取り組みにつきましても、それぞれの協議会でその地域の課題や問題を明らかにしながら、解決に向けた事業活動を協議検討しているところでもあります。具体的には、安全安心会議であるとか、高齢者徘徊であるとか、防災、防犯等の議論を進めてまいりたいと考えております。市といたしましては、協働のまちづくりを実現するためには地域連絡協議会の活動に対し支援をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ありがとうございます。いただいた答弁をもとに再質問をさせていただきます。

最初に、行財政改革の組織機構見直しについてお聞きをいたしました。先ほど幹部中堅職員の退職に伴う組織機構、あるいは縮小、統廃合についての答弁を賜りましたが、スリム化というお言葉を使っておられましたが、こうした大量退職に伴う、そしてまた肥大化した部署の縮小、統廃合という

ことで行われる。今月末あるいは4月1日から実施されるのだと思うのですが、ただ私はこれまでこの1年間、昨年からことしの3月、今現状にかけて市の事業、そういったものを拝見をしていて、どうも既存の組織や機構では対応し切れていない事業があって、場合によっては手に余ってしまったなという事業がございました。こうした事業に対して組織として、機構として取り組むためには、かなり思い切った機構改革が必要ではないかというふうに考えております。それは例えば何だというと、平成18年から今日まで大型店の出店表明から、あるいは出店調整、今なお入り口論から脱却できずに、さきの代表質問では方向あるいは方針転換を余儀なくされている改正中活法に基づく中心市街地活性化基本計画策定など、既に昨年末ぐらいから特定の事業期間でしょうか、そういった用地取得の問題をめぐってかなり問題が複雑化してこじれてしまったという経過を含めて、現状の組織機構ではもう対応し切れていない。あるいは、これほど複雑高度化する経済の進展や速度についていけない市の組織。こういった行政の意識や縦割りの行政組織では追いついていけない。あるいは、おくれをとっている。こういう組織を見直すためにも思い切った機構改革が必要ではないかというふうに考えています。

正直申し上げると、私今の名寄市にはマーケティングがないというふうに思っております。マーケティングというのは、皆さんが御存じのような単なる商業活動の市場調査という意味合いではなしにもっともっと広い意味があるようです。調べてまいりました。マーケティングの定義というのは、組織が社会的な環境に適用する仕組みをつくるということです。果たして昨年末から用地の取得をめぐって名寄の商業団体、あるいは名寄市の専門部署、いろいろ入り乱れて問題が複雑化して方向転換、方針転換をせざるを得ないということになったことに対して、新たなマーケティング化、ずばりそのまま言うてしまうとどうかと思います

が、こういう機構の組織改革を行う考えはないでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今議員おっしゃるような市街地の開発における部分の専門知識を持った職員の配置という部分ではありますが、私は必ずしも議員と同じ考え方ではありません。風連地区におきましては、先行して地域住民の方々との協議の進行状況もありまして、問題は財源が不十分だったということも含めまして、合併時に熟度の高いものから地域の振興も含めて進めていくという新総合計画にのっとりましてやったときに、やはり相当財源確保の関係であるとか、住民との折衝も含めて能力を発揮するセクションの職員もおりまして、その結果、最終的には財源問題も含めてかなりスムーズにいったほうではないかなと私は思っています。名寄地区におきましても次長職を配置をしまして一定程度作業を進めておりましたが、2つの市街地開発、中心市街地ということの市街地をそれぞれ振興させる仕事が同時進行という形で一部進んでおりまして、一定程度風連地区の市街地再開発が事業に着手をして具体的に工事に入っておりますので、新年度に向けましては議員御提言の専門知識を持った職員も市役所の内部におりますので、それらを融合させた組織を何とか4月に立ち上げて、おくれておりました名寄の中心市街地の問題についても対応したいと思っております。

なお、名寄地区の中心市街地の関係につきましては、事務方のほうとしての素案についてはいつでも出せる状態になっているよということの話も私実は聞いておりまして、問題は地元商店街、商工会議所と国の補助事業を導入するためにより熟度の高いところまで持っていけるかについては、単に市だけではなくて事業者側のほうの商工会議所、商店街とももうちょっと十分な熟度を高める作業が必要だったかと思っておりますので、人的配置も含めて経済部にそのような組織をきちっと

4月から立ち上がるような形で検討してまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） その辺の見解が若干違うので、何とも言いづらいのですが、ただ現状の組織の中で、一昨年4月に専任の職員が配置され、体調を崩されて途中で現状の職員がこの中心市街地活性化基本計画策定にかかわってきたという経過でございます。ただ、当初からこの改正中活にかかわる中心市街地の活性化基本計画の策定に対しては、私のほうでは随分警鐘を鳴らしていたように記憶をしていますが、なおかつ十分な体制をとっていただけなかったなという私なりの、それはあなたの恣意的な考えだというふうに言われればそうかもしれませんが、専門性を持った市民の要求、あるいは市場流通の、あるいは経済の、そういった十分な予測を立てられるマーケティングがやっぱりどうにも市には不足をしているなという感じがいたします。

大変恐縮なのですけれども、島市長にお伺いをしたい。理念、ビジョンの目的を的確に、明確にして、それに基づいた縦割り組織を横ぐしで刺せるような市長直轄の組織体制をつくるお考えはないのかどうか、この辺ちょっとお聞きしてよろしいですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市の中心市街地につきましては、平成11年、12年にかけて相当専門的なコンサルも含めて計画を練り上げた経過があります。しかし、このときには省庁別の国の縦割りのメニューが多くて、結果的にはトータル的に熟度を高めた取り込みができなかったと、こういうことであります。国は、そのような反省点も含めて、新しい中心市街地活性化については内閣府が窓口になって総合調整をすると、こういう制度の運用について変化をさせてまいりました。この内閣府が窓口になって進める事業については、5年間という期限を切って、しかもこの5年間の

実施計画については余り先送りを認めないような熟度の高いものと、こういうことでございまして、北海道もこの中活の計画の運用を含めて何力所か手を挙げておりますけれども、今日的な経済の状況の中ではプランはつくったけれども、実行に移すのに非常に苦勞していると、こういう情報に私ども接しております。

名寄市の経過について、大石議員も熱心に研究していただいておりますけれども、やはり徳田地区に大型店の進出というのが大きく商業者の皆さん方がこれからの商業ゾーンの再整備について踏み込む体力、気力というものがそがれたというふうに私は実感として受けとめております。その中であって、この2年間いろいろな角度で議論をさせていただいております。特に昨年4月以降につきましては、それぞれのワークショップ的なことも含めて事業の御議論をいただきました。しかし、残念ながらそれらの事業推進の核の部分が何ともしっかりと固まらないと。議論は幾らいただいても、これは核の部分で提言があるのは商業者の皆さんからまちなか居住ということが一番核として固まった部分でございまして。しかし、私ども商店街の中にばらばらに公営住宅をつくるということには相なりませんし、また提言がありました高齢者の福祉住宅等についても行政がしっかりと何年間も支援をしながらまちなか居住の確立をするというのは、名寄の場合には先行して民間の業者がいろいろな大学の整備等も含めてのマンション等の整備が図られているわけですから、なかなか整合性を求めることについては難点があると。こういうことで現在に至っているわけでございます。ですから、職員のスタッフを固めて、4月以降また仕切り直しの気持ちで取り組みをいたしますけれども、幾ら市の職員が10人集まって議論しても、その対象となる商業者の皆さんや、あるいは周辺の権利を持っている皆さん方が理解を示さないと現実には前に進めない、こういう地域実態があると、こんなふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） くれぐれも誤解のないように申し上げたいのですが、特定の役職者について能力が云々ということではなしに、ただチーム力で、あるいはこうした事業に取り組む際には1人よりも2人、2人よりも3人、それぞれ専門性の知識を兼ね備えた方があらゆる観点から取り組むべきだというふうに申し上げているわけですし、決して現在の今担当されている職員の云々について申し上げているのではないことを申し上げておきたいというふうに考えます。

ただ、申し上げておきたいと思うのは、今回中心市街地活性化の計画にかかわって、島市長あるいは中尾副市長あたりが陰に陽にかなり直接行動されていたというのを拝見したり、お聞きをしたりしております。そういった意味でやはりこういった事業、名寄市の将来を占うような事業については、臨時に常設の部門、部署が無理であれば以前も申し上げたかなと思うのですが、タスクフォースなり、そういったチームをつくるべきだなどというふうに考えております。これはこれ以上、また機会があればいつかの機会に再質問をさせていただきたいと思っております。

続いて、次の再質問に移ります。これまで名寄市の行財政運営の中核として、あるいは中堅として執務をされてきた方々の後任として執務を引き継ぐ若い職員の皆さんに対する正当な評価、あるいは人事考課の導入に向けて、実は過ぐる平成19年6月の第2回の定例会でも質問をしておりますが、その後の進展がやはり見受けられないなどというふうに考えて、今回もう一度質問させていただくことになりました。名寄市の行財政改革のバイブルともいえるべき新名寄市行財政改革推進計画に登載されているナンバー16というのがあります。このナンバー16は、実施項目が人事評価制度の検討と表記されています。さらに、項目で分けられているのですけれども、実施内容を見ますと職員能力の向上、職員意識の向上、組織の活性

化を図るため、公平性、透明性、納得性のいく人事評価制度の構築、導入に取り組むと、こう明記されています。にもかかわらず、実施計画年次を見ますと平成18年から23年までの5年間もの間、調査の検討となっています。実施の内容では、人事評価制度の構築、導入に取り組むと明記されていて、その実施計画年次を見ると調査の検討となっている。これは、例えば比喩がどうかと思えますけれども、行きますよと言って後ろを見たらはしごを外されているみたいな、そういうような感じがいたします。申し上げたように構築、導入に取り組むと表記をされていて、計画年次を見ると実施に向けた取り組みではなくあくまでも制度の導入に向けた調査検討という、どうも前の文と後の文章の語彙が矛盾しているなという感じがするのですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 人事の評価の関係につきましては、国が今進めようとしていることに対しまして情報を収集しまして、実際国につきましては給与の配分についても取り込むような状況を考えておりました、名寄市としてはその部分につきましてはいましばらく情報を収集させていただいて、22年からの施行については21年に具体的に作業を進めるつもりで今検討しております。問題は、多様化する住民ニーズに対応する職員のスキルアップをどうするかということにつきまして、特に合併をしまして分庁方式をとっていることもありまして、若手職員がコンピューターを多様化した業務遂行能力はすごく持ち得ている部分と、それから団塊の世代も含めまして経験からくる行政執行能力とその辺の融合をどういうふうにしていくかということについては、合併してからずっとその辺については、住民サービスを展開するための職員の能力、スキルアップをどのようにするかについては常に検討してきた、やってきたつもりはしております。ただ、いかんせんそれぞれ職員の持ってきた、培ってきたものという

のは、それぞれのまちで、旧名寄、旧風連で培ってきたものであって、実際現場で適用するときには相当それなりの違和感というか、融合しづらい部分もあったのかなと思っておりまして、今回研修問題も含めてスキルアップの問題については庁内講師を導入した形で取り組ませてもらおうということも含めて対応してまいりたいと思っております。

なお、人事評価の関係につきましては、今まで個別の資料収集等に終わっていたものを具体的に動かすようなことを21年度中から試行も含めて、遅くても22年にはスタートできるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今御答弁をいただきましたが、なかなか遅々として進まないなど。隗より始めよという言葉があるのですけれども、この隗より始めよというのは遠大なことをするには手近なところから始めなさいという言葉だそうです。まず、手近なところから始める。一般職員をひっくるめた人事評価あるいは人事考課が無理であれば、この計画年次の間に試行的にでも何とか部次長あるいは課長クラスを対象に、どういう評価をするかちょっと私のほうでも不明ではありますが、総合計画の担当施策だとか、そういったものに目標値を設定する。あるいは、その達成度、あるいは課題解決、次年度に向けた更新事業の施策、目標設定、こういったものをまずは管理職から人事考課を導入するというお考えはいかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 同じようなことは中尾副市長から指示をされておりまして、全部いきなり施行ではなくて、特に管理職を中心とした人事評価の関係については早急に取り組むようにということで、実は私が20年7月に担当してからいろいろ指示されていたのですが、事務事業の一元化の関係であるとか、行財政改革の中で一番重たかったのは21億円に及ぶような収支不足が

出てきたこともありまして、それを具体的にどう進めていきながら、大量退職者が出る時のタイミングを逃がしますと後から戻ることのできないような悔いを残すことを含めまして、人事評価を優先するよりはいま一度収支不足が21億円も出た中で財政シミュレーションを再度し直しまして、それと組織のスリム化と連動させる形の中でどうするかということをもまず優先させたものですから、同じようなことについては20年7月に私が就任したときからその話受けておりましたので、その部分については21年度中に取り組みできるように担当のほうにも指示をしてみたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 既に水面下で着々と取り組んでいるというお話をお聞きして、少し安心をいたしました。

ここで市長に再度お伺いをしたいのですが、新名寄市行財政改革推進計画は平成18年から23年度までの6カ年を取り組み期間としています。平成21年度はちょうどこの取り組み期間の折り返し地点に達しますが、マラソンに例えると往路を走破したと。次は、いよいよゴールに向けて復路という中間点にちょうど差しかかったところでございますが、島市長の任期は来春まであと1年ということながら、計画の完結年度は残り2年というふうになりました。このままいきますと、物理的に市長は23年度までの改革推進計画の完遂を見ないということになるのですが、この辺はいかがお考えですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方自治体における行財政改革というのは、平成18年から始まったわけではありませんが、バブル経済がはじけた平成5年、6年から実は指摘をされてまいりました。旧名寄市の例で申し上げますと、私は平成6年に助役になったわけですが、そのときに名寄市の行財政改革を進めようということで各係長までそれ

ぞれの任務分担を与えて、今やっている仕事について将来ともにしっかりとやり抜く仕事、あるいは調整をかけるもの、いろんな今と同じような計画づくりを続けてやってまいりました。ですから、平成18年につくったというのは、合併した後新市としての行財政の改革というふうに受けとめていただければと思います。ずっと延長線上できているということでもあります。特に合併後の合併効果を出さねばならないと。このことは、今までも多くお話に出ておりますけれども、2つの自治体が合併をして、全く同種の機構を持っていたわけですから、これはどうしても管理職等についてはダブっていると、こういう状況があります。2人の財政課長を置くわけにはいきません。2人の総務課長を置くわけにはいかないのです。しかし、その職員はどこかで処遇をして機能を発揮すると、こういうことでできておまして、毎年の計画を検討する中でまずはスリム化と、こういうことで進めてまいりました。これからの時代は地方分権の時代ということで、自己決定、自己責任ということでもあります。そのような形であっても、一方では多くの財源を国の制度に依存せねばならぬと、こういう状況でありますから、おのずと計画の実行については革命的に進めるということにはなかなか相ならぬと。やはり毎年着実な推進を図っていくことで目的を達成させていかねばならない。私は、今の5年間のスパンというのは、行政計画ではおおむねそういう状況が続いておりますけれども、しっかり私の任期の間は任期の間における推進について責任を持って進めていかねばならないと、こんなふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ありがとうございます。

次に、郊外地区の市民の日常生活の環境改善についてお伺いをしてみたいです。先ほど長いネーミングの交通連携計画について答弁をいただきました。計画が形として具現化するまでには、まだ1年少々、あるいは2年少々時間がかかるという

ことがよくわかりました。ただ、南北に広がった名寄市は、ショッピングセンター、先ほど市長のほうからも大型店というお話が出ておりましたが、こういった大型店の進出に伴って商店街の衰退にいささか拍車がかかったと。また、隣近所にあった商店が廃業、閉業ということで買い物に困難になったと。いわゆる買い物難民という方がふえている。有効な手だて、交通手段、移動手段を持ち合わせていない買い物難民がふえています。繰り返しになりますけれども、交通難民は買い物難民ということにもなるかと思えます。皆さんもよくごらんになったことがあるのではないかと思います。市街の歩道で、あるいは信号待ちの交差点で、買い物袋を路上において一息入れて空を仰いでいる高齢者の姿をお見かけしたことがあるように思います。1丁の豆腐、これを買うためにタクシーに乗らなければならないという、ジョークでも何でもないので。本当に市街地から離れた郊外地区に住まうお年寄りの中にはいらっしゃるのです。

先ほど高齢化率について述べましたけれども、名寄市全体では4人に1人が65歳以上の高齢者と申し上げました。これがさらに郊外地区ともなると、一挙に高齢者の占有率が高まります。一例を挙げますと、名寄から14キロから20キロぐらい離れた智恵文地区、ここは人口が592人、その高齢化率は32.8%。名寄市街の場合、全体には4人に1人だった高齢者がこの地区では3人に1人がもう高齢者になってしまうと。こういった交通が、あるいは移動手段を持ち合わせていない高齢者世帯、あるいは独居老人世帯の、買い物に苦慮する高齢者、独居世帯の食卓は、非常に保存がきくという食材で食卓を飾っております。かなり塩分の高い、塩干と呼ばれるお魚です。しかもなおかつ、惣菜も保存のきくてんぷら食、あるいはお漬物、これらも塩分が高いと。私の偏見でも何でもないだろうと思えますが、塩干のお魚にしょうゆをかけてしまう。こういった高齢者を

見ていますと、どうも食材に生もの、例えば日配品という、専門用語でデイリー食品というのがあります。こういったものがなかなか智恵文地区では手に入らないのです。どうしても必要になったときには、名寄ではなくて美深で買い物をされるという、これが実態でした。こうした買い物難民あるいは交通難民、ひいては健康も阻害する難民がふえてきます。こうしたいろいろな障害、阻害要因を持つ、難民と呼ばれるにはどうかと思えますが、高齢者の皆さんを救済するのは、そんなに1年も2年も待つてほしいということにはならぬだろうと。ただ、救いは智恵文地区には月、水、金と医療バスがあると。先ほど佐々木部長のほうから民業のバス会社があると。1日8本、1時間に1本というバスが運行されています。ただ、それでは高齢者では時間の都合がつかないというときには、どうしても新鮮な食材が手に入らないということになってしまいます。

ここで1つ経済部の手間本部長にお聞きしたいのですが、経済という文字は、経済という二字熟語は実は経世済民という四字熟語から成っているのです。世を救って民を助けるというのが経済のもともとの発祥の言葉だそうです。経済部の部長として、何とか救いの手を伸べる方法はございませんか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 貴重な御発言の機会をいただいたなと思っております。今経済という話はまた後にさせていただきますけれども、1つ思い出しました。山形県の西川町というところがございまして、それは日本海と太平洋との間に挟まった内陸地、孤立したところということで、その保健師を担当されておりました方が風連に参られました。そこは、今お話あったように塩漬けのもの、漬物含めてそういったものをお年寄りの方々が食べていて、そしてそこは体を害されて高血圧になったりして亡くなっていかれるというようなことで、何とか救えないかというようなこと

で、そんなお話を聞いたなど。そして、そのときにたまたま町長をやっていたらよかった方だっただと思いますけれども、東京の町村会館に何とか新鮮な、しかもミネラルの多い水を都会の真ん中に供給できないかというようなことで、事始めとして手がけてやった方が当時の町長さんだというお話がありまして、それから水、ウォーターという部分、ミネラルウォーターというものに火がついたというふうに記憶をしております。

今お話ありました民を救えるということかどうかわかりませんが、私どものほうもかつては風連の地域の中で日進地区というところの地域がございました。今智恵文と置きかえて、同じような環境だと思っていたけれども、そこもJA、昔の農協が出張所を出して店をつくっておられました。そのほかにもお店屋さんもございました。しかし、だんだん、だんだん高齢化していくし、人口も過疎化して行って疲弊して行って、今はもうJAもなしと。それから、店屋さんも数少なくなってきたと。今は、1軒かそこらぐらいでしょうか。まさに智恵文をそのまま思う思いでございます。智恵文につきましてもJAが、コープがもう引き揚げてないと。あそこの中には、今2店しかない。交差点のところには1店があるのと駅に1店があると。今お話ありましたように生鮮食料品というたぐいのものは、そう多くは扱っていないのだろうとっております。問題は、店をつくるか、交通アクセスをどうするか、それから日常生活というのには医療というのは欠かせないのだろうとっております。いわゆる病院に出るということです。そんなことも兼ね備え合わせたときに店屋をつくるということにはなかなかならないと、日進の例も見ましても。したがって、私はやっぱりきめ細かな交通アクセスをつくるなり、あるいは地域の中でやれるとしたら町内会というのでしょうか、部落というのでしょうか、そういった方々の中で自主防衛といいたまうのでしょうか、本州あたりでも小集落の中にみずからそういった

身の回り品の日用品の品物を品ぞろえして配達してもらって、そこで買い求めていくと。新鮮野菜も含めて、お魚類も買い求めている。そういうような事例もありますから、したがって私の思いとしましては、やっぱりしっかりきめ細かな交通アクセスをとることと、あわせて自分たちもみずからその中でどういった防衛策がとれるのかと、こういったものも地域の中でも考え合わせていかないと問題解決にはつながらないのではないかと。いうふうな思いをしております。経済部ではないのですけれども、何とか皆さん方が心豊かに楽しく暮らしていただけるような、そんな地域づくりができればと、こんな思いで私どもも今回担当させていただいておりますので、また機会あるごとに職員ともそんな議論をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） さすが世を改めて民を救う経済部だと思いましたが、ぜひ主導的な立場をとって地域の中でそういう運動が盛り上がるような働きかけ、触媒としての役割を果たしていただければと思います。

たまたま先日市立総合病院の内海部長のほうからいただいた資料の中で、市立病院の中で救急搬送されるという数字を表にしたものをいただきました。それによると、平成20年、20年度ではないです。20年は、救急搬送された方が1,408人、このうち60歳以上の高齢者世代、60歳以上100歳までだったと思いますが、この方々で888人。1,408人のうち888人が60歳以上の高齢者世代。全体の63%を占めていたと。搬送された症例といいますか、それは脳疾患に伴う脳外科、さらには循環器内科、消化器内科と。これは、もうまさに食生活にかかわるところが大きな要因ではないのかなというふうに考えます。先ほど手間本部長のほうからも他市においてそういった有益な手法がとられているというお話

もございましたが、私もちょっと調べてみました。豊田市の自動車学校というのがある。豊田市の自動車学校で、自動車教習に通う生徒の皆さんを送迎で送り迎えしているときに高齢者が無料で乗せられるだとか、あと福島県の大玉村というのでしょうか、こちらは役場の職員40人がボランティアで高齢者を病院や買い物、ちょっとした所用の時間に時間を申し合わせして搬送しているということです。いずれも搬送の手段としては、高齢者の増加速度には間に合っていないなという感じがいたしました。手間本部長の経済部の地域のリーダーの方の意識啓発、自分たちの生活改善を自分たちでやろうという、そういう意識改革を呼びかけていただくということで、少し推移を見守りたいと思います。

最後に、地域自治区が地域連絡調整会議でしたか、そちらのほうに名称が変わったというのがありました。これは実は私うっかりしてしまっていて、いつの時点で変わったのかがわかりませんでした。実は、私も同じく平成19年6月の定例議会で地域自治区という名称が余りにもお役所的なネーミングで、現状の法定でやる地域自治区と混同される懸念がないかということで名称変更を促したという経過があったのですが、その後地域自治区が地域連絡調整会議でしたか、そういうネーミングに変わったというターニングポイント、分岐点か私はよくわからなかったのですが、いつから変わったのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 実は、合併協議の中で風連地区は特例区を設ける、名寄地区には小学校区ごとぐらいの規模の地域自治区を設けるということで、これはもともとが平成16年に改正をされた改正自治法の考えで、一定の財源と一定の権能を付与して自治を高めていただくということで想定をしておりました。一昨年来町内会の皆さん、あるいは地域の皆さんとこの組織の立ち上げについて協議をさせていただきました。結果、やはり

名寄地区には伝統的に町内会があって、しっかりした自治活動を行っているということで、あくまでもベースは町内会だろうということの御意見を強くいただきました。地域自治区という自治法に定められた組織については時期尚早であると。その前段として、子供の見守りやお年寄りのサポートを一定のエリアでしっかりと支えていく組織はどうしても必要だということで、地域連絡協議会という組織を町内会の皆さん、あるいは地域の皆さんと協議をする中で構想を持ちまして、これでこれまでそれぞれ協議を進めさせていただいて、先ほど総務部長のほうからも答弁させていただいたように、この3月でほぼ全域について整備ができる。今後は、4月以降また自治を高めるそれぞれの特色ある活動を展開をしていただいで、それについてしっかりと行政としても支援をしていきたいと、こんなふう考えています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の雪対策について外2件を、持田健議員。

○7番（持田 健議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、名寄市の雪対策について、1点目、歩道のつるつる路面对策についてお伺いいたします。この冬は、地球温暖化による影響と思われるのですが、昨年11月から下旬にかけて一定量の降雪があり、名寄市特有の冬道状態となりました。ところが、12月に入ると最高気温がプラスとなる日にちが15日もあり、また17日には最高気温7.3度となる暖かい日が続く、日中雪解けが進み、夜は冷えて凍るため、路面はつるつる状

態となりました。歩道は水平でなく、路面は車道側に傾いて歩行者にとっては歩きにくく、また滑りやすい状況になりました。現に病院近く、あるいはデパートの周り、交差点付近の歩道で高齢者や子供の中に滑って転び、大人の人も転倒した場面を何度か見かけました。転倒した人に不安な歩き方なので、話しかけてみたら、観光で名寄に初めて来られて冬道の怖さを悟ったと語られておられました。私は、ある病院に患者さんの実態を確認しようと思い伺ったところ、毎年の統計をとっていないので、わからないが、転倒によるけがで来院される患者さんが確実にふえているとのことでした。名寄市は、車道、交差点の滑りどめ対策はありますが、歩道等の安全対策として滑りどめの砂散布や融解剤散布等の考えはないのかお知らせください。

2点目、生活道路交差点の排雪についてお伺いいたします。12月、1月と積雪ともに例年より少なく、排雪ダンプ助成も昨シーズンを下回るという報道をされました。積雪が少ないことは、市民にとって喜んでいるところでございましたが、1月の下旬から2月になると逆に降雪、積雪も昨年を上回り、排雪ダンプの助成申請待ちと報道が変わりました。降雪量が多いと、交差点の場合4方向から除雪となりますので、堆積される雪の量は多くなります。シーズン1回のカット排雪、交差点排雪が終わった後に降雪が多かったため、交差点付近の堆積が多く、見通しが悪くなり、危険な状態が長く続いておりました。3月に入って2回目の交差点排雪が行われたと思います。降雪は自然災害、交差点付近の除雪によって堆積される雪の量で見通しが悪くなり、危険な状態をつくるのは人的災害と思います。財政的に厳しいとは理解しますが、事故が起きてからでは遅いのです。交差点の排雪だけでも回数をふやすことはできないのか、また生活道路、特に中通りですが、積雪が多いため道路が狭隘になっており、車の交差に支障を来しております。1カ所の交差箇所を設け

ることはできないのかお知らせください。

3点目、道路除雪についてお伺いいたします。今シーズンのように降雪量の多いときの道路除雪において、交差点付近に、特に角地に近い高齢者宅の間口に除雪した雪を堆積される量が多いため、高齢者宅ではシーズン1回は敷地内の排雪も含めてダンプ助成を受けて排雪を行っていますが、ことしの場合は3回も排雪を依頼した高齢者宅もありました。除雪機械の改良により、間口に雪が入らないよう工夫された除雪機も開発されておりますが、まだ導入までに至っておりません。高齢者宅についての除雪は、町内会あるいは隣近所で協力し合うことが必要とは考えておりますが、行政としてできる対策はないのかお知らせください。

次、大項目の2つ目、住宅用火災警報器設置の取り組みについてお尋ねいたします。1点目、身体障害者及び65歳から69歳までの虚弱者のみの低所得世帯への助成についてお伺いいたします。名寄市の昨年の火災は15件発生しており、19年と比較してほぼ2倍に増加しております。火災の内訳を見ますと、建物が12件、車両2件、その他1件、建物火災12件の火災種別に見ますと全焼1件、部分焼5件、ぼや6件でありました。そのうちの2件は、昨年の11月と12月、高齢者3人が犠牲となる住宅火災、いずれも高齢者のみの世帯でありました。とうとい命が犠牲になりましたことは極めて残念なことであり、心より御冥福をお祈りいたします。だれかがいち早く火災を発見し、消火するなり、寝ている人を起こして逃がしてあげることができれば犠牲者を出さずに済む、あるいは減らすことができると思うのであります。では、その見張り番はだれか。それは、住宅用火災警報器であると思うのであります。消防法の改正で、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、新築住宅については問題ありませんが、既存住宅に対する義務化まで約2年の期間ございますが、できるだけ早く設置して安心を図りたいものです。昨年第4回定例会で、高見議員から住

宅用火災警報器設置の取り組みについて質問がございました。建設水道部長から公営住宅への設置することで民間住宅への普及、啓蒙を図り、市民の安全で安心な暮らしを守るため、平成21年、22年の2カ年で設置を検討してまいりたいと答弁がございました。先日の新聞報道で70歳以上の低所得高齢者約2,400世帯が対象になり、今月から受け付けを始められたことに対しては評価に値すると思うのでありますが、なぜ70歳以上だけなのか。身体障害者及び65歳から69歳までの虚弱者のみの低所得世帯も対象に入れて助成する考えはないのかお知らせください。

2点目、名寄市全世帯100%設置に向けての取り組みについてお伺いいたします。昨年12月の住宅火災以降現在まで、名寄市では火災のニュースは耳にいたしません。このことは、大変に喜ばしいことと思います。火災は、不注意による場合ばかりでなく、自然発火、雷、また不慮の事故等からいろいろ考えられますが、いずれにいたしましても大切な家族や家財を守る見張り人、住宅用火災警報器だと考えております。昔から備えあれば憂いなしということわざがあります。住宅用火災警報器を設置したからといって火災がなくなるわけではございませんが、設置による効果は被害を3分の1程度までに食いとめることはできると思います。19年度ですが、名寄市の総世帯数1万4,611世帯であり、住宅用火災警報器の普及率であります。平成20年度の単年度では16.1%と聞いております。義務化までに約2年ございますが、100%設置に向けての取り組みについてお知らせください。

次に、大項目の3つ目、小中高生の携帯電話対策についてお尋ねいたします。1点目、携帯電話の学校への持ち込みについてお伺いいたします。最近携帯電話にかかわるトラブルの発生で、全国的に報道している小中学校への携帯電話の持ち込み論であります。大阪府教育委員会が調査したところ、中高生の4人に1人が1日31通ものメー

ルを送信するなど、子供たちに携帯電話依存が広がっているとの実態がわかり、大阪府知事の橋下知事は携帯電話への依存度が高いと学習時間が少なくなるのは当たり前と学力への影響を指摘し、学校への持ち込み禁止を発表されました。このことがきっかけで全国でも議論が高まり、ついに文部科学省は教育活動に必要なとし、小中学校へ携帯電話の持ち込みを原則禁止する通報を各教育委員会に出しました。道教委によりますと、原則禁止を実施している小中学校はともに9割を超えている。また、携帯電話の持ち込みなどへの指導方針を定め明確にしているのは、道内180市町村のうち18市町村の教育委員会が設けていると公表しております。名寄市の小中学校での携帯電話の使用等、学校への持ち込みの現状はどのようになっているのかお知らせください。

2点目、自己紹介サイト、プロフィールについてお伺いいたします。子供のいじめ問題に取り組む全国ウェブカウンセリング協議会に寄せられた2008年のネットいじめ相談、前年比6.7倍の約6,700件、このうち道内は前年比8倍の250件、相談の内訳は学校裏サイト関連95件、自己紹介サイト関連91件、嫌がらせメール関連34件の順に多く、容姿や性格などの悪口が書き込まれる事例が目立ち、誹謗中傷メールが1日で数百件、ネットいじめの悪質化に加え、サイトへの書き込みにより中高生の死亡事件や集団暴行が頻発したことが作用したと見られます。また、先日新聞報道のあった滝川、千歳の中学1年生の飛びおり事件も原因がいじめだと思っております。名寄市の小中学校でこのような事件は絶対に起こしてはならない。そこで、児童生徒の自己紹介サイトの実態はあるのか、プロフィールへの書き込み等の実態はあるのか、あるとすればどのように対処されているのかお知らせください。

3点目、学習時間と携帯電話についてお伺いいたします。今月の初旬に市教育研究所から小中学生や保護者らを対象にした家庭学習実態調査の結

果が公表され、それによりますと小学5年と中学2年の児童生徒507人、その保護者、小中学校の全教員を対象に実施、1週間の学習日数を見ると週5日以上は小学校5年生が53%、中学2年生になると15%にとどまり、ゼロと回答した小学5年生10%に対し、中学2年生は39%に上っております。1日の学習時間に対しても30分から1時間と答えた小学5年生は79%、中学2年生は43%、宿題が出たときにすると答えた小学5年生が13%に対し、中学2年生は50%の結果であり、中学生が宿題以外は学習しない傾向を見せたことに私は将来の名寄に不安を覚えるものであります。全国携帯調査において、中学2年で1日のメール送受信が30件以上の生徒、午後11時までには就寝をする割合は25%で、30件未満の生徒は42%と携帯をよく使う子供は生活面への影響が大きいと思われまます。やはり携帯電話への依存度が高くなると学習時間が少なくなる、あるいは学習ができなくなるのは当然ではないかと思うのであります。名寄市教育委員会として、このことに対しどのように指導、対策を考えられておられるのかお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま持田議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は福祉事務所長から、3点目は教育部長からそれぞれお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、名寄市の雪対策で歩道のつるつる路面対策についてお答えをさせていただきます。積雪寒冷地においては、車道はもちろんのこと歩道や横断歩道においてもつるつる路面になり、歩行がしづらくなることを雪国特有の問題として抱えているところでもあります。特に最近、高齢社会を迎え、雪の降り始めや雪解けのときには道路面が出ているときに高齢者が転倒し、大けがにつなが

っているということを数多くお聞きしているところでもあります。対策としては、砂散布や融雪剤散布が効果的であるというふうに思われていますが、歩道に機械で散布することや人力による散布は人工数と時間的なものを考えると非常に難しいというふうに考えております。現在国道では、横断歩道を中心に砂箱を設置し、市民にまいていただく方式をとっていますが、名寄市においても人通りの多い道路、例えば5丁目、6丁目、3条、2条、このような道路の歩道でつるつるとなっている箇所や状況を調査し、砂箱を設置することで砂の散布や春先の清掃などがどの程度市民の御協力をいただけるか、これらも含めて研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、生活道路交差点の排雪についてであります。名寄地区におきましては、生活道路について1シーズン1回のカット排雪を実施しているところですが、期間は、1月初旬より2月下旬のほぼ2カ月間かかります。最初の地区あるいは最後になる地区及び狭隘な道路につきましては、交差点に雪が堆積され、見通しが悪くなることから、現在も交通安全の観点から交差点の排雪を実施している状況にあります。ここ数年は、排雪が1回しかできないため、交差点排雪に力点を置いています。近くに堆積するには歩道や雪解けのおくれなどの問題があり、やはり郊外の堆積場へ運搬するしかないというふうに考えております。交差点という狭い中での作業と国や道あるいは近隣市町村において排雪時が重なるため、ダンプトラックが不足して作業が遅くなり、大変市民に御迷惑をおかけしているところでもあります。また、道路が狭隘になったときには、交差できる箇所の必要性は理解できますが、排雪した交差点を対象として控える場合もございますので、どの程度の延長がある道路であれば対処的なものが必要であるかなど今後調査検討をしてみたいと考えております。

次に、道路除雪についてであります。名寄市における除雪については、振り分け除雪で実施し、できるだけ均等に振り分けられるよう除雪作業を実施しています。門口を一緒に除雪することは、除雪機械の改良で門口に雪が入らないよう工夫された機械もだんだん出てきているというふうにはお聞きしておりますが、機械導入を含め、財政的にも困難というふうを考えております。市の除雪は、冬の快適な生活空間の確保を目的として、子供の通学、緊急車両通行などを基本に行っております。門口については、市民の協力がぜひ必要と考えていますし、高齢者住宅についても隣近所などお互いが助け合うようなことも必要ではないかというふうにも考えております。どこまで自治体が介入できるかは今後大きな課題と認識していますが、当面は高齢者住宅の門口除雪は福祉事務所を窓口に行っておりますので、ぜひ御利用をいただきたいというふうにも考えております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 持田議員から住宅火災警報器設置の取り組みについて、2点の御質問がありましたので、お答えいたします。

最初に、身体障害者及び65歳から69歳までの虚弱者のみの低所得世帯への助成についてお答えいたします。火災による悲惨な事故を防止する対策として、国の生活対策臨時交付金を活用して高齢者を対象に火災警報器設置の費用助成をする事業を開始しております。この事業の対象となる世帯等につきましては、市の広報3月号で御案内をしておりますが、70歳以上の方で構成される世帯で市民税が非課税世帯及び均等割のみが課税されている世帯並びに生活保護世帯としております。御質問のありました身体障害者及び65歳から69歳までの虚弱者のみの低所得世帯対象枠を拡大とのことですが、本市の福祉サービスで独居老人等の緊急時の対応策として、火災報知機能も兼ねた緊急通報システムの整備を実施し

ております。平成21年2月末現在で258世帯に配備しておりますが、御質問の対象世帯と符合するかにつきましては個別に精査はできておりませんが、大部分の方がこのシステムの利用者になっているのではないかと考えています。また、重度障害者世帯に向けてのサービスでは、身体障害者の状況に適応したさまざまな種類の火災警報器があり、機器購入に際して助成制度がありますので、個別に相談させていただきたいと考えております。

なお、火災警報器の設置助成の申請期間は、平成22年3月までとなっておりますので、対象となる方はぜひ御利用していただきたいと考えております。

次、2点目、名寄市全世帯100%設置に向けての取り組みについて申し上げます。消防法の改正により、共同住宅や併用住宅を含むすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけとなり、新築の住宅では平成18年6月から設置義務が、既存住宅では平成23年6月から設置が義務づけられることとなります。名寄消防署では、平成18年春から町内会を訪問し、住宅用火災警報器の設置をお願いしておりますが、市内における設置率は昨年で16.1%と依然低調に推移しております。消防署としては、法定期限の平成23年6月までに100%の設置を目指し、国の指針に沿い、名寄地区住宅用火災警報器設置普及計画を本年2月に策定し、目標年までに段階的に設置率の推進状況を検証してまいります。また、従来の住宅防火訪問に加えて積極的に町内会における説明会の開催を働きかけ、防火婦人クラブ員、少年消防クラブ員による地域での住宅用火災警報器の設置に向けてPRを進めてまいります。広報活動では、町内会の班回覧の「消ちゃんだより」や市の広報を通じて周知を図ってまいります。さらに、地域のFM局、Airてっしに協力を依頼し、電波を通じて毎月第1週に消防署からお知らせのコーナーとして救急関連などと一緒に火災警報器設置のお願いを行っておりますので、御理解をお願いし、

この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、小中高生の携帯電話対策についてお答えをいたします。

初めに、携帯電話の学校への持ち込みについてであります。小中学生における携帯電話使用については、全国的な携帯電話によるトラブルの発生が相次いでおり、これら生徒指導上の問題の解決に向けて平成20年度から名寄市生徒指導連絡協議会を設置し、その対策を検討してきております。同協議会では、名寄市における小中学生の携帯電話やパソコンによるネットの使用に関する実態を把握する必要性から、市内全中学生と小学5、6年生を対象に携帯、ネットに関するアンケート調査を実施いたしました。この調査によりますと、携帯電話は家族との共用を含め、小学5、6年生では2割以上が、中学生では半数以上が所持している実態が明らかになりました。特に中学校進学に際して買い与える家庭が多く、中学生では学年が上がるにつれて所持率が上昇しており、中学3年生での所持率は62%となっております。また、地域や学校規模によっても違いがあることがわかりました。平成21年2月に文部科学省から小中学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みを禁止するとの通知が出されております。名寄市内小中学校におきましては、以前から学習に必要なものは学校へ持ってこないとの指導により、携帯電話の学校への持ち込みは原則禁止としております。また、高等学校につきましては、北海道教育委員会の指導のもとに授業中の使用を禁止し、ネット上のいじめや犯罪被害から守るための情報モラル教育の指導を充実させてきております。小中学生の携帯電話の使用においては、今後とも情報モラル教育の充実とともに、家庭との連携を十分に図ってまいりたいと考えております。

次に、自己紹介サイト、プロフについてお答えをいたします。子供たちが携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は、近年急激に増加

してきており、子供たちの生活スタイルや人間関係づくりの面でも大きな影響を与えてきております。インターネット上の非公式サイト、いわゆる学校裏サイトやプロフィールサイト等を利用し、特定の子供に対する誹謗中傷が行われたり、他人に成り済まして携帯電話のメールを利用し、特定の子供に対する誹謗中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、ネット上のいじめという新しい形のいじめ問題が発生しており、このいじめにより自殺を図った子供たちが出るなど、問題は深刻化してきております。名寄市内においては、開設したサイトへの書き込みによって生徒間のトラブルとなった事例が過去に数件発生しておりますが、いずれも教師の指導によりサイトを閉鎖するなどの処置により解決しております。名寄市生徒指導連絡協議会のアンケート調査によれば、ブログやプロフ、あるいはネットの掲示板などへの参加、書き込みの経験のある中学生は46%に上っております。また、携帯電話やパソコンにフィルタリングをかけているとしている小中学生の所持者は2割に満たず、残りはかけていないか、あるいはわからないとしており、今後いろいろなトラブルに巻き込まれる可能性も否定できない状況にあります。各学校においては、空き時間のある教員などにより定期的に学校裏サイトなどネット上でのパトロールを行っておりますが、携帯電話のメールなどには対応できないなど実態を把握しにくい状況にもあります。これらのトラブルを回避するためにもフィルタリング使用など家庭における使用のあり方を見直す機会を持つなど、情報機器の光と影についてより一層の保護者への啓蒙活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、学習時間と携帯電話についてお尋ねがありました。名寄市教育委員会では、早寝早起き朝ごはん運動への取り組みや読書活動の充実、家庭学習の励行などについての取り組みを行ってきたところであり、これを受けて名寄市教育研究所では、子供たちの家庭学習の実態について小学

5年生と中学2年生を対象に調査をいたしました。この調査によりますと、中学2年生では4割に及ぶ生徒たちが全く家庭学習をしていないとの調査結果になっておりますが、この中には塾等での学習は含まれておりませんので、幾分割り引いて考える必要もあるかと考えております。さきの名寄市生徒指導連絡協議会のアンケート調査におきまして、中学生への携帯電話やパソコンの1日の利用時間では全体の3分の1以上の生徒が2時間以上使用していると回答しており、そのうち21%は3時間以上に及ぶとしていることから、かなりの利用実態が浮かび上がってきております。また、この調査によれば、家庭内での携帯電話やインターネット利用のルールや約束事については、小学5、6年生で約半数が、中学生では63%がない、もしくは自由としており、家庭での何らの規制もなく、自由に使える状態にあるものと考えられます。これらのことから、携帯電話等への依存の傾向が推測される状況にあり、名寄市教育委員会といたしましては名寄市生徒指導連絡協議会を通して各学校に親子での携帯電話教室の開催や名寄市教育研究所が作成した家庭教育資料、5つの提言、23の方策などの活用を図り、子供たちの望ましい生活リズムへの育成や落ちついて学習に取り組める家庭環境づくりに向けて保護者等への啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。さらに理解を深めるために再質問をさせていただきますが、昨日佐藤勝議員より代表質問で携帯電話についての質問があり、教育長から御答弁がございましたので、私から大項目の3つ目、小中高生の携帯電話に対する再質問を省略し、要望のみとさせていただきます。

順番を変えて要望から述べさせていただきます。

1点目、携帯電話の学校への持ち込みについて、

携帯電話は家族との共用を含めて小学生の5、6年生で2割が持っているとの先ほどの答弁ございました。中学生では半数以上が所持しているとの実態が明らかとなる今、また名寄市は持ち込みについては原則禁止とのことであり、指導方針は理解しますが、それでも持ち込んだ場合には自主的に登校時に預け、下校時に受け取るといったような、携帯電話というコミュニケーションの道具をどう使いこなすのか、子供たちだけでなく大人も一緒に学び、考える機会を持ち、その中で児童生徒が自発的にルールをつくる環境を整えるよう指導されることを要望します。

2点目、自己紹介サイト、プロフィールについてであります。名寄市においても開設したサイトへの書き込み、そのことにより生徒間にトラブルなど数件発生した事例があったようですが、教師の指導によりサイトを閉鎖する処置で解決しておりますので、引き続き指導をお願いするところであります。また、プロフィールやネットの掲示板などへの参加、書き込みの経験のある中学生が46%もいるということでもあります。今後いろいろなトラブルに巻き込まれる可能性も否定できない、そんな状況の中で教員等によりネット上でのパトロールを行い、事件、事故を未然に防ぎ、児童生徒、保護者へフィルタリング使用など家庭において健全な使用を促進する対策を要望します。

3点目、学習時間と携帯電話について、中学生の携帯電話やパソコンの1日の利用時間が全体の3分の1は2時間以上、またそのうちの21%が3時間以上使用している驚きの実態が明らかとなりました。家庭内での携帯電話やインターネット利用のルールや約束事についても半数以上がない、もしくは自由としており、家庭で何の規制もなく自由に使えるのであれば、携帯電話の依存度が高くなり、学習時間に影響を及ぼす原因になる思いがします。児童生徒、保護者、学校の連絡を密にし、落ちついて学習に取り組める時間をつくれる対策を要望いたします。

次に、名寄市雪対策について再質問をいたします。1点目、つるつる路面、氷を張った状態は名寄の初冬、春先に、いわゆる暖冬時期に起こる現象であり、道路においては機械散布により対処していますが、歩道においては砂箱等を設置し、市民にまいていただくボランティア方式で対処と理解します。毎日ではないので、場所的に人の通行の多いところだけでも路面を確認し、状況により滑りどめを散布する要員を雇用して対処する考えはないのか、高齢者等の転倒が減り、けが人が少なくなれば医療費等の削減につながり、また雇用対策にもなるのではないのでしょうか。その点をお伺いいたします。

2点目、3点目に対してであります。シーズン1回の排雪予定、近くに堆積する場所がない、財政的に厳しいとは察しますが、大雪が降った場合、市民の安全、安心のため、今後の課題として検討していただきたい。また、高齢者世帯においては年々高齢となり、体力も落ち、除雪は大変な作業になることが予想されますが、その対策もあわせて検討していただきたいと思っております。

私は、20年度の第1回定例会一般質問において、南地区に雪堆積場の新設について質問させていただきました。答弁では、雪堆積場所を新設を検討すると理解しておりますが、どのように検討されたのかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 4点にわたり再質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますというふうに思っています。

つるつる路面に砂をまくというお答えをさせていただきます。人を雇ってできないかということだというふうに思いますけれども、除雪事業そのものに現在でもことしの21年度予算で3億5,000万円ほどの経費をかけるというふうな状況になっています。基本的には、先ほど答弁させていただいたように、私どもは道路空間ないしは歩道の空間はできる限り子供の通学路も含めて、緊

急車両の通行も含めて除雪をさせていただくと。あと、門口だとか、今の歩道のつるつる路面ではできるだけボランティアとまでいきませんが、通りかかったときに砂箱を利用させていただくという、今後市民と協働のまちづくりの一環というふうに考えていただいて、ぜひとも市民の方にも除雪の一端を担っていただくようなことを市民サイドのほうにも考えていただきたいというふうに考えて御提言を受けさせていただきました。

次に、大雪が降ったときは交差点の部分はどうかということでもありますけれども、名寄の場合どの程度まで大雪なのかちょっとわかりませんが、1日に40センチ、50センチ降った場合、当面は交通安全上からも横に堆雪することは可能だというふうに考えていますから、大雪の降った場合はどの程度までだというのはちょっと判断しかねますけれども、そういうのも緊急対応としてはそういうことはあるというふうに考えていただきたいというふうに思います。

それと、非常に難しいのですが、老人世帯、老人というか、高齢住宅の対応については非常に難しく、先ほど大石議員も言っていたようにもう65歳の方が4人に1人という部分もありますから、世帯そのものも市内には数多くあります。門口を全体を市が面倒見ていくということは、これからも含めて困難な状況にありますので、できる限り町内会ないしは隣近所の御協力をいただきながらでも門口の除雪を行っていただきたいという部分は私どもの希望というか、今の段階ではそれしか手だてがないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、徳田地区というか、南地区に堆雪場ということでありました。私ども徳田地区に民間所有の土地を何カ所か候補地として話を進めてまいりました。しかし、面積が足りなかったり、隣接地が畑で冷風被害に遭うということが予想されましたので、今の段階ではまだ現実に至

っておりません。それにあわせて、南地区に雪を運ぶとなると運搬路については国道40号線ないしは東8号道路を使わなければならないということがありまして、交通量が比較的多くて、ダンプの稼働率が非常に悪くなるということも含めると、南地区に堆雪するということは非常に難しい状況になるのかなというふうに考えています。しかし、建設会社で数社が自分の自社ヤードを堆雪スペースとして使っている場合もございますから、この辺も考慮しまして、今後も引き続き検討させていただきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ありがとうございます。

私大雪と解釈したのは、何日か降り続いて積もって、交差点にがっばり堆積されて見えなくなると安全上よくないというときに回数をふやしていただけないかということで質問差し上げました。また、南地区は住宅街だし、少し離れば農家ということで、条件的には厳しいとは察しますが、引き続き検討されることを要望いたします。

次に、住宅用火災警報器の取り組みについてですが、身体障害者及び70歳以下の高齢者には福祉サービス、独居世帯には火災報知機を兼ねた緊急システム装置が整備されているとのことですが、助成の対象となる世帯で22年3月までに申請がなく、また火災警報装置が設置されていない世帯への対策をどのようにされるのかお知らせください。

2点目の100%設置へ向けての取り組みについてですが、23年6月には設置率100%を目指し、さまざまな方法をもってPRされているとのことですが、市民が理解を示さなければ難しい目標とは思いますが、設置によるメリットも含めたその気にさせる広報活動を要望いたします。

改めてお伺いいたしますが、住宅用火災警報器

を設置したからといって火災が起こらないわけでも、またなくなるわけではございません。いかに被害を少なくするかだと思います。名寄市としては、住宅用火災警報器の設置後及び作動時の対応の対策をどのようにとられるよう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ただいま持田議員のほうから23年3月までに申請されなかった方についてはどうなるのかという部分と、それから広報活動をするようにという部分と、それから火災警報器作動時の対応について、3点について再質問がございました。それで、今回の火災警報器の設置につきましては、国の生活対策臨時交付金を活用するという考え方で、通常であればなかなか難しいのかなという部分を今回の交付金を活用してやりましょうということになりました。それで、先ほど最初のほうで70歳という部分もあったかと思うのですが、福祉事務所で担当しております各種福祉サービス等の中での年齢基準がいろいろあるのですけれども、最近平成20年に策定いたしました除排雪サービスの条例改正の中で目標とする年次を70歳ということで、今回70歳の方ということで独居高齢者世帯を地図の上でマッピングで検索したら、約2,400世帯があったということで、そういうものも踏まえた中で1,700世帯程度の申請があるのかということで、そういう部分で70歳ということで考えておりまして、ただこれを予算化する前段で、では来年になったらどうするのだという部分が議員の御質問の部分で同じ議論になりまして、来年1年も設置するとその次からはもう必置義務になってくるので、予算の査定段階では来年部分についてもこれから検討しなければならないのかなというような議論になっております。

それから、今現在そういった意味から進めております火災警報器が昨日まではちょうど50基だったのです。名寄地区で33基、風連地区で17

基の50基だったのですけれども、市民課のロビーのほうに定額給付金の申請の窓口が開かれておりまして、そこで申請された帰りにこちらのほうに警報器の申請に寄っていただく方がおられまして、議会に入る前には53基ということでふえてるところでございます。

それから、いわゆる100%設置に向けての広報活動ということでございますけれども、私どもの福祉事務所のほうの対応としてはこういった形でぜひつけていただきたいというふうになるのですけれども、具体的な活動につきましてはやはり消防署のほうの住宅を周回するなり、いろんな研修会等での啓蒙でやっていくしなかなか設置という行動に結びついていかないのかなというふうに思っております。

それから、最後になりますけれども、住宅用火災警報器作動時につきましては、消防署の署長に確認いたしましたところ、とりあえず警報音に気がついたら、高齢者や幼児及び障害を持っている方はすぐ避難して近所の方に知らせてくださいということで、本当に火事が起きているとき、警報器が鳴っているということは当然火事が起きているかもしれないのですけれども、誤報かもしれませんが、とりあえず鳴ったらすぐ外に避難し、119番通報するというので。それで、たまさかちょっと年齢的にちょうどいいところにいる方について、発見が早く、火災の状況について落ちつきを取り戻されて、なおかつ逃げ道が確保できるというような状況があったときに、そこもまだ状況なのですけれども、火が天井に燃え移っていなかったら、消火器で消火が可能なというような部分は消防署の署長はおっしゃっていましたが、なかなか難しいのかなというのが感想でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ありがとうございます。市民の安全、安心な生活のために今後ともよ

ろしくお願いをいたしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で持田健議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時04分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

副 議 長 熊 谷 吉 正

署名議員 佐々木 寿

署名議員 田 中 之 繁

平成21年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年3月19日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 内 海 博 司 君
市 事 務 部 長 三 澤 吉 巳 君
市 立 大 学 長 小 山 龍 彦 君
福 祉 事 務 所 長 和 田 博 君
上 下 水 道 室 長 成 田 勇 一 君
会 計 室 長 森 山 良 悦 君
監 査 委 員

○議長（小野寺一知識員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に佐藤勝議員、谷内司議員、田中好望議員より遅延の申し出がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 岩木正文 議員

15番 高橋伸典 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

農業政策について外1件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名がございましたので、さきの通告順に従って、大項目で2点について質問をさせていただきます。

1点目は、農業施策についてであります。日本の食料自給率のピークは1960年、昭和35年の79%という数字が残っております。その熱供給量の45%が米の消費でございました。日本の食生活の変化に伴い、米の消費量が減少し、承知のとおり現在の日本の自給率は40%を切っているという低い数字になっております。結果として、60%以上が海外からの輸入に頼っているということになるわけでありまして。現在米の消費量増加に向けて活用方法を含め、米粉も含めて研究がされているわけでありまして、07年の消費は23%とピーク時の半分に激減をしております。日本における輸入品目で、特に畜産物、油脂類、小麦類については1965年の約3.5倍を輸入に依存をしている状況にあるわけでありまして。特に酪農、畜産は、その飼料の大部分を輸入に頼っている現

状にあることから、国内生産をされても自給率が低いというのが今の数値であります。2005年のデータを見ますと、国内野菜のシェアは家庭消費で78%、加工、業務用で68%となっております。酪農、畜産にかかわって自給率の上げるため、また安全、安心な酪農、畜産品を提供するための努力、研究が今必要とされています。

昨年第2定で、農地の流動化に伴う農地の集積状況について質問をいたしました。集積、売買も賃貸もスムーズに行われているということで答弁がございました。しかし、38%の方が高齢で、そのうち離農者と営農の縮小で18%の農業従事者がいるということでもございました。今後ますます農業従事者の高齢化が進んでいくことから、遊休地、非農耕地の活用を進めなくてはならないというふうに私は考えています。道内の耕作放棄地、非農耕地は、約9万ヘクタールというふうに言われていますけれども、名寄における遊休地、非農耕地は周辺自治体より少ないと報道もされておりました。北海道は、食料基地として今日まで日本の食を支えてきました。遊休地の作付、作物の研究が必要になっているのではないかと考えています。特に酪農、畜産飼料の作付が重要ではないかと考えているところでございます。そこで、行政としての活用あるいは研究しての考え方はあるのかどうかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

2つ目は、現在世界的に穀物のバイオ燃料化や気候の変動、新興国の需要増加などで、穀物の急激な高騰が進んでいるわけでありまして。原油の高騰により国内でも穀物のバイオ化、燃料化が進められています。政府は、バイオ燃料化に力を入れておりますが、農業、酪農、畜産に対する予算措置もしておりますが、金銭だけでは限界だと私は思っているところであります。安心、安全な食料を消費者に供給し、北海道としてはこの安心、安全な食料を供給し始めて久しいわけですが、自給率を上げる、アップする問題は量としてしかあら

わされず、質の問題はどうしても横に置かれているというのが今の現状だというふうに思います。名寄では、イエス・クリーン農業の推進を図っておりますけれども、道の認可を受けている作物の種類、農家戸数等生産量についてお知らせを願いたいというふうに思います。

また、21年度の北海道の政策として、新しい事業が幾つかありますが、名寄として新しい施策はどのようなものがあるのかについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、名寄における教育についてであります。教育行政執行方針にかかわってお聞きをしたいというふうに思います。1つは、特別支援教育についてであります。施行されて2年が経過をするわけではありますが、コーディネーターの配置、校内委員会あるいは連絡会議、専門家チーム設置、巡回相談、授業観察、保護者との面談などを進め、指導計画を策定してきたと思いますが、特別支援教育の現時点での成果と結果についてお知らせを願いたいというふうに思います。

2つ目は、新学習指導要領についてであります。昨年小中学校の新しい学習指導要領が告示されました。小学校は平成23年から、中学校は平成24年から実施となるわけであります。実施に向けて2年あるいは3年の移行期間、移行措置があり、本格実施に向けて取り組むことを明確にしておりますが、国、政府の指導方針は決定していると思っておりますが、現時点での移行に伴う問題点はどのようなことがあるのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま竹中議員から大きな項目で2点にわたってお尋ねをいただきました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては教育部長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

初めに、遊休地活用対策についてのお尋ねをいただきました。近年全国的に中山間地域を中心に耕作放棄地が増加いたしまして、平成17年度には東京都の面積の約1.8倍に相当する38.6万ヘクタールに及び、その実態把握のために昨年4月、農林水産省が全国的に耕作放棄地の全体調査を実施するとし、当市におきましても要領に基づき調査を行ってまいりました。調査の実施体制は、市町村、農業委員会が行い、耕作放棄地の状況に応じて1筆ごとの区分を行うものとなっております。区分とは、1つには人力、農業用機械で草刈り、耕起、抜根、整地を行うことにより直ちに耕作することが可能な土地、2つ目には草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地、3つ目には森林、原野化しているなど農地に復元して利用することが不可能な土地の3通りに分けて実施をいたしているところでございます。調査の手順では、産地づくり対策、中山間事業、農地・水・環境保全向上対策事業での対象農地を除きまして、登記簿地目が農地となっている箇所を航空写真で模索し、疑問のある箇所を10月末に農業委員、農業委員会事務局、農務課、上川支庁で現地調査を行いました。その結果、直ちに耕作することが可能な土地が6.2ヘクタール、基盤整備を実施して農業利用すべき土地が0.1ヘクタール、農地に復元して利用することが不可能な土地、つまり非農地が12.9ヘクタールとなり、当面名寄市では耕作放棄地として6.3ヘクタールの対策を関係機関、団体で構成する名寄市農業・農村振興審議会において協議をしていくことといたしております。現地調査を行った中では、今後条件不利地において耕作放棄地の懸念の農地が見受けられますので、引き続き注意を払っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、耕作放棄地での酪農、畜産飼料の作付が重要ではとのお尋ねでございますけれども、当市におきましても自給飼料の安定的な供給は重要な

課題であります。水田転作で476ヘクタールの作付がございます。生産者の機械も大型化してきておりまして、耕作放棄地などの条件不利地での作付は基盤整備を含め、新たな投資も必要なことから、敬遠されている状況になっているのではないかとこのように思っております。今後とも農業情勢に注意を払い、さまざまな面から耕作放棄地対策を検討していくことが必要というふうに考えているところでございます。

次に、クリーン農業の拡大と支援についてお答えをいたします。当市におけるイエス・クリーンの認証は、トマト、ピーマン、ニンジン、大根、タマネギ、大豆、ソバ、モチ米、ウルチ米の9品目、作付面積では345ヘクタール、生産量総体では3,050トン、延べで400戸の生産者が取り組んでおります。また、エコファーマーの認定は6戸、13ヘクタールの取り組みとなっております。当市では、初めてイエス・クリーンの認証を受けてから7年が経過したところでありますが、当初はイエス・クリーンに取り組む生産集団も毎年2ないし3集団、面積も多くありましたが、近年は頭打ちとなっているのが現状でございます。イエス・クリーンの取り組みを推進する北の恵みクリーン農業推進協議会、これは構成といたしましてはJA、普及センター、農業委員会、行政、生産集団で、毎年登録や実績、普及等について協議を重ねておりますが、生産者は価格に反映されない、手間がかかる、収益性が低いなどなどの課題を提起されており、頭打ちの原因は経済性の問題が大きいと考えているところでございます。JAでも差別化商品としての販売に限界があるのも実態のようでございます。今後の対象品目や面積の拡大につきましては、自然環境に配慮することや食の安全、安心に関心が高まっていることから、北の恵みクリーン農業推進協議会の中で拡大に向けた協議をしてまいりたいと思っております。

支援につきましては、水田の産地づくり対策においてイエス・クリーン、エコファーマーの認証

を受けている作物、食の安全、安心推進対策にしまして野菜園芸作物は10アール当たり1万円、畑作物10アール当たり5,000円を加算しております。平成20年度におきましては173ヘクタール、金額にして1,200万円を支援しているところでございます。

平成21年度の新しい施策についてのお尋ねをいただきましたが、継続事業が中心でございます。主な事業といたしましては、農業農村整備事業で新規の名寄東地区が農地集積過疎化基盤整備事業として着工いたします。近代化設備につきましては、JA道北なよろが事業主体となりまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の実施の米の調製施設として色彩選別機導入事業、総事業費では1億3,000万円、国費補助金で5,900万円、市補助金といたしまして3,550万円を計画しているところでございます。水田農業の関連施設といたしましては、国の平成20年度第2次補正予算で決定した平成20年産主食用水稲作付面積に交付する、つまり水田フル活用推進交付金、10アール当たり3,000円、総額にいたしまして7,477万円が交付されますほか、従来からの米の需給調整施策として産地確立交付金事業及び水田等の有効活用と食料自給率の向上を図るための水田等有効活用促進交付金事業が平成21年度から新たに3カ年間実施されることとなりました。また、認定農業者等が農業機械施設の整備に融資残の自己負担部分に対する補助を受ける地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業では、平成21年度で申請で141経営体、事業費では約7億3,000万円、補助金に置きかえますと2億1,840万円を要望しているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教育政策についてお答えをいたします。

初めに、特別支援教育についてお尋ねがありま

した。名寄市におきましては、平成18年度に名寄市特別支援教育推進計画を策定し、全道に先駆けて制度設計を行い、特別支援教育の充実を図ってまいりました。推進計画においては、各小中学校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を設置し、校内体制の整備を図ることとし、さらに名寄市単独で名寄市特別支援連携協議会及び名寄市専門家チームの設置を行ってまいりました。学校等への支援体制といたしましては、専門家チームによる巡回相談を行い、保護者や学校へよりよい指導に向けての助言を行ってきております。また、名寄市教育委員会では、学校、保護者の要望を受け、名寄市立大学、名寄市立総合病院の協力のもと、専門家チーム委員による発達検査を実施してきてございます。さらに、今年度から学習支援員を小学校3校に、介護員を1校に配置するとともに、平成19年度から継続して実施しておりました名寄市立大学との協定による学生支援員を小学校2校に拡大して配置してきてございます。平成20年度におきましては、文部科学省の委託事業でありますグランドモデル地域を全道で初めて指定を受け、個別の支援計画、スクラムの作成を行ってまいりました。これは、福祉、労働、教育などの各関係機関の連携のもとに子供たちの継続した支援を行うものであり、今後ともこのスクラムの普及活動を図ることで保護者や一般教職員の制度理解の促進を図り、スクラム、より充実した支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新学習指導要領についてお尋ねがありました。新学習指導要領の移行措置につきましては、文部科学省は平成21年度から年度ごとに段階的に取り組む内容を移行措置関係規定として示し、これを受けて北海道教育委員会では小中学校教育課程移行措置の手引を発行し、各年度ごとの取り組む内容を具体的に示しております。各学校においては、これら手引等に基づき、事業等の内容を具体的に示した教育課程を編成しているところで

あり、教科等におきましては移行期間中に新しく付加される内容等もございますので、学び漏れないように校長会などを通して学校間の連携を図りながら準備を進めているところであります。名寄市教育委員会といたしましては、付加される新しい学習内容における教材などの準備では、理科教育設備整備等国庫補助金の活用や名寄市における教材、教具等整備事業等により学校ごとに新しく整備してまいりたいと考えております。また、小学校に新設される英語活動につきましては、文部科学省が発行する英語ノートの活用や現在各学校に派遣しておりますALTと民間塾との委託契約による外国人講師の3名の配置を見直すとともに、民間塾の外国人講師の指導時間数の増加を行うことで対応を行っていくこととしてございます。授業時間の増加にかかわり、日課表の変更への対応等、今後とも取り組むべき課題が残されておりますが、保護者との十分な協議のもと、各学校の創意と工夫によって解決されるものと考えており、教育委員会といたしましては今後も校長会等を通して各学校が遺漏なく、新学習指導要領への実施準備が整えられるように支援してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 答弁いただきましたから、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

若干前後するかもしれませんが、御了解をいただきたいというふうに思います。1つは、農業問題、遊休地の活用を含めて、今日まで名寄ではいろんなことをやりながら、あるいは各農家での努力をしながら、作物の種類も含めていろいろやってきているだろうというふうに思いますが、さきの同僚の佐藤靖議員から名寄における基幹産業としての農業の位置づけということで、農業を生かすまち、あるいは農業を中心にしたまちづくりということが提起をされておりました。中身的に新

しい施策というのは、先ほどの答弁の中でいくとないということで、名寄単独の事業はないということでもありますけれども、道の施策見ますと結構新しい事業があるのでありますが、しかし名寄に使える事業がどうも見当たらないというのが率直な中身でありまして、私はこれ手の挙げ方がちょっとまずいのかなというふうにも思っています。これは、ちょっと雑談で申しわけないのですが、手の挙げ方が真っすぐ上げるのか、万歳に上げるのかということも、これは冗談ですが、そういうものもありますが、行政として本当に名寄としてやることをどう上部にもきちっと訴えていくかどうか。単独でできないとしたら、そういうこともきちっとやっぱりやっていく必要があるだろうし、国の施策として自給率を上げるといっても含めて、実はこれは北海道だけの問題ではないのですが、特に北海道が日本の食を担っている。200以上の率を持っているわけでありまして、そういった意味では普通の農業、畑作、水田農業の扱いについては少しずつ改善はされていくのだらうと思っておりますが、やっぱり一番自給率を上げたりすることが重要になってきているのが酪農、畜産が重要かなと。ただ、名寄については酪農、畜産はそう多くはありませんから、草地や何かも一定程度賄えているというような状況になっているのだらうと思っておりますが、1つに名寄では減反に伴う休耕田ないということでもありますから、これは今後の研究課題も含めてということになるのでありますが、青森で養鶏用の飼料稲作をつくって、鶏に還元をしているという報道を実は聞きました。これがどのぐらいの収益になるのか承知をしていますが、そこまで調べていませんが、通常の米よりも収量はあると。それが必ずしもここへ持ってきてなるかどうかというのはわかりませんが、そういう研究も一方では私は必要ではないのかなというふうに思っていますので、そんなところの考え方含めて、あるいは過日の新聞報道によりますと酪農のデントコーンの扱いについても5年が3年にだと

思いましたが、なって、拡大できる状況も出てきているようではありますが、先ほど言いましたように畜産が多くないということではそれもそう望めないのかなと思っておりますが、そんな研究の扱いも含めて、これは名寄だけでできないというふうに見ますし、北海道上川農業試験場や何かも含めて、そんな課題も含めてちょっと上げてはどうかと思っておりますが、そのことについて答弁を求めます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今とりわけ酪農の部分の自給飼料にかかわったお話をいただきました。御案内のとおりこの地帯は、酪農はちょっとありますけれども、水田、畑作を中心とする経営形態が多いということございまして、かつては米に対する一定程度の制約がありましたものですから、転作にかかわる手厚い機械類導入も含めて、施設導入も含めてのそういった支援措置がございました。今道のほうでも私どものほうで一定の要望期間の手続が年間に幾つもあるわけですから、そのたびあるごとにこの地域の抱えている課題等について、道のほうにも国のほうにも要望として、市長会等々も通じながらさせていただいているところでございます。御案内のとおりこの地域の分につきましては、今水稻及び畑という、畑も一部何をつくったらいいのかという部分は農業振興センターのほうとも連絡をとりながら、新たな奨励作物が見つけれないのかというようなことで探りもさせていただいております。そんなことでは、この地域に合った、この地域ならではの農業経営というのをやっぱり追求していかなければならないのだらうというふうに思っております。

さて、今御案内のとおり御提案をいただきました荒廃地、遊休地の関係でございまして、これにつきましては、正直申し上げまして過去の答弁の中でも農業センサスを前提に59ヘクタールというふうにお話をさせていただきました。この59ヘクタールの数値というのは、農家生産者の方々のほうにこれから経営がなかなか難しい、あるいは

高齢になってきたから経営が続けられないと、こんなことの中から、生産者の方々の思いの中で積み上がった数字が59ヘクタールということでございまして、現在あるというふうには私どもは受けとめておりません。先ほど言いましたように、実際に調査したら6.何ヘクタールがあるなというふうな思いをしているわけでございます。問題は、国のほうも耕作放棄地に対する、遊休地に対する施策を21年度から出してまいりました。そんなことでは、また取り組みをさせていただきますけれども、せっかく皆さん方が時間を費やして、先輩の方々が耕してきた土地をしっかりと守ることが必要なのでしょうか、また一方では手が届かないものにつきましては放棄地にしておくというのも、これも有効利用にはならないわけですから、それらにつきましてはやっぱり一定の線引きをしながら、林地化も部分的には条件不利地になるのでしょうか。そういったものは林地化をしていくと。林地化で有効な土地利用を図っていくと、こういうこともやっぱり大事なのだろうというふうに思っておりますから、そこら辺の加減はまた関係機関、農業委員会、JA、普及センター等々も連絡とり合いながら、ひとつできるだけ土地の有効利用に向けて取り組みをしていきたいし、国の制度も道の制度も有効に使えたらなと、こんな思いで今取り組みをさせていただこうと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 遊休地の利用、活用については、どういうものがあるのかも含めて研究していただいて、精いっぱい自給率上げる、あるいは農家の収入を上げるということを考えていただきたいというふうに思います。

それで、実は近年作物の品種改良が非常に進んで、承知のように小麦もかなり道内でできる、あるいは日本でできる小麦がふえてきています。パンにいいのか、あるいはうどんにいいのかという

ことでやってきていますけれども、現実小麦だけを見たときに内麦と外麦の価格差も変わってきて、需要率もすごく伸びてきているということもあるというふうに聞いていますから、そんなところも畑作にかかわっての遊休地の活用だとか、そういうのも考える必要があるのかなというふうに思っています。過日の新聞で、減反政策にかかわる作付のあり方について、実は水田等有効活用促進対策というのですか、この中身についてマスコミで報道されていましたが、この中身が地域水田農業推進協議会で議論を進めていただいているというふうに報道されてきました。中身がどのように議論を進めているのか承知をしていませんが、行政としてどのようなことをこの協議会の中で求めているのか、あるいは行政としてどういうふうにしたのかについてあれば、若干お聞かせを願います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 農業の年度、年度の組み立て方につきましては、先般どなたかお話ししましたけれども、代表質問の中でもあったと思うのですが、常に目まぐるしく変わると、農政が。したがって、まず私どもは注視しているのは来年度といたしましうか、新年度に農業施策がどういうふうなことで展開されるのかというのがまず最初に押さえることとさせていただきます。その次に、それを待たないで道の施策がそれについてどういうふうに来るのかというようなこととさせていただきます。それと、一方、この地域の中ではどういった課題、問題点があるのかというようなことで取り組みをさせていただいております。とりわけ主たる産品につきましては、水稻を中心にしながら畑作と。一部施設園芸等もありますけれども、そういったものがやっぱり中心に議論されるということになるかと思いますが、そういった課題をこの地域の中でどう取り組めるのか。それと、時間的な制約もあります。直ちに来年取り組めるということには、勢いならない場合もあるのです。やっぱり

生産者の方々に理解を得て、一定の時間を理解を求めて合意をつくっていかないと、なかなか実行に移しづらいという歯がゆさもあります。したがって、私どものほうは推進協議会の中でたびたび会合開かせていただいて、御意見等を拝聴させていただいております。できるだけそういった皆さん方、生産者の声を聞いて、国の制度あるいは道の制度を有効に活用しながら、地元の方々の組織構成も頭に入れながら、地域の振興を図っていきますし、あるいは先ほどこちよと申し上げました農業振興センターの利活用につきましても積極的に図って行って、今取り組みを進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 農業政策について今答弁ありましたように、毎年毎年というか、2年かそこらで簡単に変わるという、そういう状況の中で、地方の行政政策だということも大変だというふうに思いますが、精いっぱい各関係とも協議をしながら、よりよい政策をするために努力を求めたいというふうに思います。

次に、イエス・クリーンの扱い、先ほど手間本部長のほうからイエス・クリーンも大きく膨れ上がっていないという状況が実は答弁がありました。こんなことを言うとは年寄りみたいですが、60を超えていますから年寄りですが、かつては野菜専業農家、あるいは野菜専業団地というくくりをしながら、野菜や何かを中心にしてやってきた。そのころは、今と違いまして2町、3町で飯が食える、そういう状況でしたけれども、今は野菜中心に言えばそういう状況にならないという状況で、反別も非常に広がってきています。私は、イエス・クリーンがなぜふえていかないのかというのが非常に気になっています。出荷するのも同じ箱ですし、中身的には若干のイエス・クリーンのわかるような方法もなっていますけれども、ただ苦労して化学肥料を少なくして、有機肥料を使って、そ

して減農薬でということになってくると、慣行作物との収量の差が実は開いてくるのです。そこで、イエス・クリーンと慣行の価格が変わらないとしたら、それはもう完全に慣行に戻ってしまうというのが私はあるのではないのかと。そこで、JAも含めてこのイエス・クリーンをどう広げるかということ。安全、安心な食料をどう広げていくかという意味でいくと、もう少しこのイエス・クリーンの扱いについて広く名寄市も、それからJAもやっぱり宣伝をしていく必要があるのかなというふうに思っているわけですが、この扱い、私もではあなたどうやってやるのと言われると、きついのでありますが、それぞれの行っている市場での扱っただけでは済まないと思っております。仲買人、小売人に行くことによって、だんだん中身が慣行と変わらなくなるという状況にあるわけですから、そんなところの宣伝も含めてやる必要があると思っておりますが、行政としてはどう考えるでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今イエス・クリーン、エコファーマーの取り組みの部分がどうも一歩前に進んでいかないということなのでしょうけれども、結局は結論はどう皆さん方にそういった商品に対する理解をしていただけるのかということがやっぱりポイントだと思います。PRもさることながら、やっぱり生産される過程をしっかりとわかっていただくということになろうかと思っております。これは、単にクリーン、エコファーマーというふうに限らないで、この名寄の地で生産される農産物というのはこういうふうにしてつくられているのですよと。手間がかかっているのですよ、したがってやっぱり安全、安心に食べていただけるのですよというようなことをどういうふうアピールするか、わかっていただくか。そのためには、そういう過程の段階での圃場等に行っただいて、足を運んでいただく催し物等やっているのですが、そういったものも少ないかなと思って

います。それから、もう一つは、やっぱり味わっていただいて、違いがわかるということが大事なのだろうと思うのです。そのことがちょっとやっぱり足りないかなと、そんな率直な思いをしています。問題は、今お話しさせてもらいましたように収量、それから手間がかかる、そういった不利益条件ばかりが出てまいりますけれども、そうではなくして1つしっかりと安全、安心と言われる、胸を張ってやっぱり皆さんに食べていただけるというようなものをどういうふうに提供するか。提供する場につきましても道の駅という場ができましたから、あそこでもお米でも何でも扱えるわけですから、そこら辺を通じてしっかりとだれだれさんの生産したこういったおいしいものはやっぱりおいしいよということになっていかないと、広がりを見せていかないのかなと、そんな思いをしています。道の駅2年目に入りますけれども、そこら辺の売り込みを含めてぜひとも取り組んでいきたいなと。それから、エコファーマーにつきましてもできるだけ生産者の理解を得ながらすそ野を広げていくよう努力はもちろんしていかなければなりませんし、やっぱりわかっていただけのような、そんな取り組みもしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 農業に関しては以上終わらせていただきますが、行政としても調査研究含めて精いっぱい努力をしながら、農業生産基地としての、団地としてのよりよい農業経営ができるような、そういうことを求めておきたいというふうに思います。

次に、教育についてであります。支援教育の扱いで、学校にもよるのでありますが、校内委員会にかかわって教員の、あるいはスクラムもそうありますが、担当教諭の精神的あるいは肉体的な負担が多くかかるのではないのかというふうに思っておりますが、その辺の教育委員会としての分

析あるいは対応がどうなっているかについて、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ただいま特別支援教育について、学校の担当者の実態についてということで御質問ございました。学校の状況ということでありますけれども、各小中学校では、対外的な窓口ということで、コーディネーターを指名をしているということでありまして、また学校内においては校内委員会ということで設置をしております。ここでは、いろんな取り組み内容を協議するということになっておりまして、単に対応している教員任せにしないということでありまして、校長を初めとして教頭、そして管理職なども含めて学校体制として取り組んでいるという状況にあります。また、それぞれの学校におきましてでありますけれども、保護者や関係機関との相談対応、こういうものが出てくるわけですが、ここにおいても担任だけではなくて、先ほど申しましたコーディネーターや管理職がともに参加して対応していくということでありまして、こうしたことで教職員の特別支援教育の理解は大変重要ということでありまして、名寄市教育委員会ではこうしたことを踏まえまして、名寄市立大学、こと共催をして、毎年特別支援の教育研修会というものも開いてございます。ここでは、市内ばかりではなくてこの上川北部管内あるいは全道からもこの研修会に参加をしておりますけれども、教職員の資質の向上に取り組んでいるということでありまして、今年度も名寄市立大学におきまして、筑波大学や、あるいは横浜の療育センターから講師を招いて、ことしも100名以上の教職員が集まって研修会を2月末に終えたという状況にございます。今後も特別支援教育の充実に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 先ほどの答弁でありま

すと、学習指導員あるいは介護、学生支援員ということで昨年よりふえるということではありますが、確かに名寄大学との連携の中で今日までいい関係になってきていますけれども、この学生支援員の拡大、ことし2校になるということではありますが、その拡大について行政側から簡単にふやせということには対応のほうもならないというふうに思いますが、今後の扱いについて、行政としてどのぐらいまで拡大をしていくのか、あるいは大学と詰めているのかについて、もしあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現在名寄西小学校と東小学校に大学の協力を得て派遣をしているということになります。名寄市は、グランドモデル事業ということで1年間補助をいただいておりますけれども、その中で各学校に派遣をしている学生の一部の交通費、そういったものも補助をしている。補助と言ったら変ですけども、そういうことをしているわけですけども、今後において今東小学校にもやっておりますけれども、今後の部分については名寄市立大学と十分詰めていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、また単にボランティアということではなくて、名寄市立大学で学んでいる学生が将来的に学校で特別支援のサポートをすることによって単位がとれないかどうか、そんなことも視野に入れて考えておりますけれども、これも非常に難しい問題だというふうには聞いておりますけれども、そういったことが実現できれば学生にとっても非常に張りのあるボランティア活動になるのかなと。あるいは、単位修得のためには、学科の修得になるのだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 特別支援教育の扱いで、児童生徒が若干ふえてきているということを聞いていますけれども、実は一番気になるのが差別の

問題が一番気になる場所なのです。昔は、各学校にそれぞれいろんなことばの教室だとか何とかを持っていて、行けばわかるという状況でしたが、教育委員会として差別をさせないための指導というのですか、そんなところについてどのように指導をしているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特別支援教育にかかわりましては、名寄は大変充実していると、こんなふうに自負しているところであります。現在特別支援学級というのは、小学校で25学級、中学校で10学級ということで、管内一ではないかなと。そういう学級数に応じて教職員もしっかりと配置されているということから、先ほどの御質問の先生方への過重負担ということも名寄の場合はかなり軽減されていると、こんなふうに考えているところであります。

それから、特別支援学級への入級にかかわりましては、就学指導委員会を何回も開催しまして、その中で保護者、それから医師、そして学校、この3者がしっかりと連携をとりながら、入級の手続を済ませているところであります。そのことによって保護者の意識をしっかりと把握していく。そのことが第1点であります。もう一点は、校内の活動においては、もちろん特別支援学級の一番のねらいは自立でありますので、健常児といいたいでしょうか、障害のない子供たちと常に同一の活動をするように心がけているところであります。ただ、学習障害であれば算数や数学がうまく勉強できない。そういうときにはもちろん特別支援学級でしっかりと学ぶ。しかし、通常の学芸会とか運動会とか、そういう活動はすべて健常児と一緒に行うと。こんなことで差別とか、あるいは偏見とか、そういうものをしっかりと払拭していくように努めているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） そのように差別の出な

いような指導を求めておきたいというふうに思います。

質問をかえさせていただきますが、新学習指導要領の関係で、小学校1年生が週2時間増になるということが出ておりますけれども、各学校で総合学習時間というのをそれぞれ持って、年間の行事等も含めてそこでやっているのだと思いますが、そこで総合学習の時間の調整がかなり時間的には窮屈になってきてしまうのではないのかというふうに実は思っています。現実中学校もそうですが、今日までゆとりのある教育といいながらも結果的には2時間なり3時間の授業時間がふえていくという、そういう状況でありますから、そんなところで私は大きな問題点として出はしないのかということで質問をさせていただいたところなのですが、実は結果として年間調整するのが2学期後半、3学期ということが調整の状況になるのだということです。特にことしのようにインフルエンザがふえて学級閉鎖、学年閉鎖すると、平日3日も休むと12時間や20時間黙ってってしまうわけです。そうなってくると、結果として後ろに詰め込みということもあり得る。その前段では調整を図っているのでしょうけれども、そういうこともあるものですから、私は非常に中身について危惧をしているということはそういうことでありまして、中学校でも小学校でも同じようなことが言えるのではないのかというふうに思いますが、その辺での総合学習にかかわるところも含めて今後どういうふうに各学校に指導をしていくのかについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問のあったとおり、非常に難しい問題が出てきております。各学校で年間のカリキュラムを立てて、年度で消化をしていくといいますか、それを進めていくということになりますけれども、今回の学習指導要領の改訂におきましてはそういった今竹中議員がお

っしゃったような対応をせざるを得ない問題が出てきております。これらについては、その改正の内容が出てきた段階で校長会あるいは教頭会の中でも早目に準備をしておくようにということで話をしております。各学校においてもそうしたことを踏まえて移行措置に向かいまして、各学校の中でそうした問題点が生じないような取り組みを進めているということで御理解いただければなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 2年、3年と準備期間がありますから、問題点のないようにと。特に子供に負担のかからぬように、児童生徒に負担のかからないような学校運営を求めておきたいというふうに思います。

それで、ちょっと最後になりますが、教育長の教育行政執行方針の中で、実は2ページに学校職員評価制度が新たに入ったと。そこで、教員の意欲と質の向上を目指してというふうになっていまして、この中身についてどのような評価制度なのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 学校職員の評価制度につきましても、内容等も非常に難しい問題がございますけれども、これらについては個々の学校職員の資質の向上、そういったこと、あるいは学校の活性化、そんなことでこの制度ができたというふうに理解をしております。その中で学校職員の評価というのは、人が人を評価するという部分なので、非常に難しい問題がございますけれども、管理者であります校長や教頭と話し合いながら、教職員のみずからの目標を立てて1年間やっていくのだということでの目標設定をする。そして、それを進めていくということになってございます。今後もこれらについては、こうした評価制度が出てきた段階で、先ほど申しましたように毎月校長会、教頭会を開いておりますけれども、これら逐

次通知が入る中でこうした内容だということも含めて話をしておりますし、まず目的に沿った教職員が元気で学校の活動に励むといったことが大前提でありますから、余りあつれきのないような、そういったようなことでの校長会、教頭会でのお話もさせていただいているということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 私は、なぜこのことを質問したかということ、いろいろな民間でもそうありますが、こういうものを導入したら、これは個人評価ですから、必ず次に来るのが給与査定評価につながるのです。ですから、私は心配しているのです。だから、名寄において給与評価あるいは個人評価につながらないということで、この中身について進めるということで理解をしてよろしいですね。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 県費負担の教職員といいましょうか、名寄の小中学校の教職員はそういうふうには呼ぶわけではありますが、県費負担の教職員については現在2つの評価制度が導入されております。1つが学校職員評価、今竹中議員のお話のとおりでございます。それから、もう一つは、給与を査定する評価も同時に進行しております。この給料を査定する評価というのは、現在は勤勉手当のみでございます。その中で導入されております。そして、この約束事として、今懸念がございましたが、学校職員評価と給与査定の評価は連動させないというのが大前提になってございます。したがって、あくまでも学校職員評価というのは教員の意欲を高め、資質を高める、そういうために教員が年度ごとに自分の目標をつくり、その目標がどれだけ到達できたか、このことを自己評価するとともに管理職も評価していくと、こういう制度で進めていくものと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

活力ある農業振興を目指してについて外2件を、木戸口真議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、本日は名寄市内の小中学校の卒業式ということで、例年ですと私も地元の卒業式に出ていたわけですが、今回は定例会ということで日程が合わなかったということで、大変残念に思いますし、またきょうは教育長を中心に定例会ということでおられますけれども、こういったことと重ならないように今後日程を決めていただければと思います。

それでは、本題に入らせていただきたいと思います。島市政4年を迎え、一般会計で前年度比8.1%増の199億8,215万円の大型予算案が発表されました。特別企業会計を加えた予算額は399億6,099万円で、前年度対比6.5%増であります。市長選の公約でもありました合併協定、新総合計画に基づいて風連地区、名寄地区の懸案事業を推し進め、厳しい財政状況の中での大型予算となりました。島市長任期の総仕上げの年でもあります。今後進められる組織の機構改革、行政改革を迅速に対応していただきたいと思います。

私は、本定例会に3件について島市長に質問いたします。まず、大きなくくりとして1点目に、活力ある農業振興を目指して、（1）、昨年からの国際的な食料、穀物高騰、食の安心、安全が問われ、肥料、資材費の高騰などによる食料危機の年でありました。平成19年度に新産地づくり交付金対策3カ年がスタートいたしました。名寄市においても統一され、事業が進められておりました。今回新たに平成21年から平成23年までの産地づくり交付金対策が予定されています。予算規模は前年と変わらないようですが、どのような対策になるのか、今後のスケジュールなど、ど

のようになるのか。

次に、平成17年から新たな中山間地域等直接支払制度対策5カ年がスタートいたしました。集落営農の持続的な取り組みなどを支援する事業であります。ことしは最終年度と思われませんが、事業の状況と基金残の運用についての考えと今後の中山間地域等直接支払制度のあり方、考え方をお聞きいたします。

(2) 番目、グリーン・ツーリズムとは農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験や地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅のことをいいます。簡単に言うと、さまざまな田舎暮らしを体験する企画でもあります。昨年名寄市のグリーン・ツーリズム推進研究会を立ち上げ、名寄市立大学学生の支援を受け、4戸の農家で農業体験を行い、ことしの受け入れ準備を進めていますが、昨年の事業の検証と今年度の取り組みと考えをお聞きいたします。

(3)、農業情勢は、昨年の農業資材高騰により今後の営農状況は厳しい現状にあります。国による資材高騰対策も示され、各農家による対応となるようですが、地域によっては講習会などを開催して的確なコスト低減対策に取り組むところもあるようにお聞きしております。平成21年度農家のコスト低減対策の取り組みと経営改善、担い手対策に資する国、道、市の支援助成対策は。

(4)、平成19年度活力と潤いのある農業、農村を目指してを掲げ、新名寄市農業・農村振興計画10カ年が策定され、地産地消推進計画を立て、目標値を平成21年度として進めております。また、名寄市食育推進計画が平成20年3月に作成され、市民、子供たちに食の大切さ、生きるすべであるなどの理解を求め、地域農業の大切さを多くの市民に理解を求めているものです。さて、名寄市において活発に行われている産学官の連携による食育及び地産地消の取り組み状況と今後の取り組みについての考えをお聞きいたします。

(5)、地方の経済状況は厳しく、大きくは第

1次産業の経済状況に左右されていることが大きいと考えます。農業従事者の高齢化、担い手不足、農畜産物の価格低迷など多くの課題を抱えている名寄市農業にとって、市内の農畜産物の市内での消費拡大は農家経済の安定や農業の持続的な発展につながるものです。これらのことから、農工商連携による取り組みによる新たな発想、協力が必要と考えますが、国でもいろいろな補助事業もあると思いますが、考えがあればお聞かせ願います。

次に、大きな項目の2点目に、名寄市社会福祉の充実について、(1)、私は昨年第3回定例会で介護施設の介護スタッフ不足による利用施設の定員が満たされない状況から、介護スタッフの確保を求めたものであります。市長からも年度初めに介護スタッフの増員に努めるとの話をいただきました。市の施設でもある特別養護老人ホーム清峰園、しらかばハイツの取り組み状況をお聞きいたします。

(2)、名寄市第4期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画案が示されました。名寄市の介護保険料については、給付費、準備金の取り崩しなどで保険料の上昇を抑え、現行と同額の据置きとの答申がなされました。本改定では、国が人材確保のための21年度から行う介護報酬3%引き上げ分をどのように現場に反映するのかをお聞きいたします。

大きな項目の3点目、地域医療の確立について、(1)、全国の国立病院の経営状況は厳しく、稼働率などが問われ、医療体制の縮小が余儀なくされております。名寄市立総合病院では、旭川以北では初のICU病棟を開設し、救急病棟等の増設がなされました。国が進める公立病院改革プランを示し、2011年度までに経営収支を黒字にすることを目的に、名寄市立総合病院改革プラン案が示されました。改革プランでの黒字化に向けての大きな課題はどんなことか、また平成21年度の医師、看護師の医療スタッフ確保の状況等、現況の勤務体制をお聞きいたします。

(2)、北海道の高速道路網がかなりの部分で整備がされ、救急の患者に対する対応が迅速にできる現状にあります。しかし、交通事故、幼児、高齢者、産科などの高度な医療と緊急性が求められる場面も数多く求められます。道は、新年度からドクターヘリを旭川を拠点とする道北圏と釧路拠点の道東圏に導入され、既に導入済みの道央圏とあわせ3機体制での運航をされる見通しとなっております。これらのことから、今秋までに道北圏に導入されるドクターヘリの名寄市としての対応と取り組みについての考えをお聞きいたします。

以上、壇上からといたします。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま木戸口議員から大きな項目で3点にわたりお尋ねいただきました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては福祉事務所長から、3点目につきましては病院事務部長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、産地づくり対策の新たな3カ年の取り組みと中山間地域は最終年になるけれども、今後の状況と今後の取り組みの展望についてのお尋ねをいただきました。平成21年度までの産地づくり交付金が新たに産地確立交付金として改正されまして、平成21年度から平成23年度までの対策となりました。見直しのポイントといたしましては、既存産地の創意工夫を生かした取り組みを継続的に支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給率向上に向けた効果が一層高まるよう改善するとしております。ほぼ前年対策の継続となっているというふうに理解しております。ただ、著しく高い助成単価につきましては是正することとなっております、名寄市では施設園芸作物に対する助成単価が見直しの対象となりそうですけれども、まだ具体的な是正方法は示されていないところでございます。

一方、転作の拡大など新たに飼料自給力、自給

率の向上に資する戦略作物である麦、大豆、飼料作物の生産拡大と米粉、飼料米を拡大した場合の水田等有効活用促進対策交付金が創設されたところでございます。これらについて例年ですと、21年産米の数量配分と交付金の説明を同時に行っていますけれども、ことしは米の数量配分の代表者説明の折に交付金の概要説明を行い、名寄地域水田農業推進協議会での協議を踏まえ、生産者に説明を行っていくことになろうかなというふうに考えております。

次に、中山間地域等直接支払制度は、平成21年度で2期目の5カ年の対策が終了することとなります。お尋ねの事業の状況と基金残高の運用につきましては、名寄地域集落では年交付金約3,273万円に対しまして20年度末には約120万円が繰り越し予定となっております。農道、水利管理ほか11項目の活動の中で21年度内に処理される予定となっております。風連地区集落では、年交付金が約7,587万円に対しまして約1,280万円が繰り越しの予定でございます。農業用廃プラスチック適正化処理事業ほか11項目の基金事業での処理予定とさせていただいているところでございます。平成22年度以降の対策につきましては、まだ継続も含め明らかとなっておりますが、全道的に継続の要望が強く、本市といたしましても継続に向け要望してまいります。また、継続となった場合は農地・水・環境保全向上対策との調整を図らなければならないものというふうに理解しております。地域にとって有効的な取り組みを集落代表者会議等で議論をしていくことになろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、グリーン・ツーリズムの取り組み状況と今後の取り組みについてお尋ねをいただきました。昨年名寄市における修学旅行生の受け入れ態勢の確立に向けまして調査研究及び試験的な受け入れを行い、都市と農村の交流を推進し、名寄市農業の活性化を図ることを目的に名寄市グリーン・ツ

ーリズム推進研究会が発足し、活動してまいりました。これまで体験観光のアドバイザーによる講習会や受け入れ農家による和寒町、剣淵町で行われた神戸からの修学旅行生受け入れの現地視察、旭川市東鷹栖地区で行われました大阪からの修学旅行生受け入れの現地視察等を行ってまいったところでございます。また、名寄市立大学と連携いたしまして、実際の修学旅行生受け入れを想定いたしまして大学生に農作業体験を行っていただきました。受け入れ農家4戸、体験学生12名での農作業体験となりましたが、学生は総じて楽しく貴重な体験との感想をいただいております。受け入れ農家側もそれほど負担とはならず、好意的に受けとめていただいているものというふうに認識をしております。平成21年度につきましては、大学生の農業体験は継続して行い、修学旅行生や都会の小中学生、一般市民の受け入れの準備を進めておきまして、受け入れ態勢を整えるために受け入れ農家の協力を求め、推進研究会から推進協議会に発展した取り組みと活動を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、21年産のコストの低減、経営改善、担い手対策に対するお尋ねをいただきました。さらには、国の支援はとのことですが、JA道北なよろが事業主体で行います肥料・燃油高騰対応緊急対策事業におきます肥料コスト低減対策の取り組みについてでございますけれども、JA道北なよろでは本地域に適した施肥ガイドブックを各生産者に配布する予定というふうに聞いております。経営改善、担い手対策に関する主な対策につきましては、JA道北なよろが事業主体になりまして、新規事業といたしまして農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で行う色彩選別機導入事業、総額1億3,000万円、うち国が5,900万円、それから市の補助では3,550万円を計画をさせていただきます。名寄地域担い手育成総合支援協議会が事業主体になりまして、認定農業者等が融資を活用して行う農業機械、施設の整

備に際し、融資残の自己負担部分に対する補助を受ける地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業では、平成21年度申請で141経営体、事業費約7億3,900万円のうち補助金を2億1,840万円を要望しているところでございます。全国的に要望が多く、4月上旬に採択がされるかどうか、決定されることとなります。市の単独事業におきましては、ほぼ例年どおり継続事業とさせていただきます。いただいているところでございます。

次に、食育、地産地消についてのお尋ねをいただきました。食育推進につきましては、名寄市食育推進計画に基づき、市民が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を形成できるよう総合的な食育の推進を図るため、昨年9月、名寄市食育推進協議会が設置されました。平成20年度の食育推進の主な取り組み状況は、昨年9月に親子で収穫体験をしながら名寄市内の農家を回っていただきまして、食育オリエンテーリングINなよろが開催をされました。18組61名が参加していただいたと聞いております。また、11月にはアスパラガスの鉢植えを教材といたしまして、室内の実験で収穫していただく取り組みを市内の6つの小学校、1つの中学校で行っていただいたところでございます。地産地消の取り組みでは、産業まつり、地産地消フェアなど各種イベントでの地場製品のPR及び消費拡大、また昨年初めて試みとなりました地元食材の料理を堪能していただいたパーティーといたしましてとれたて・まるごとNAYOROなど、さまざまな取り組みを行ってまいりました。平成21年度の食育推進の取り組みは、学校行事において名寄でとれた食材を使った親子料理教室、地元新鮮野菜の広報、ホームページによるPR等を予定しているところであります。地産地消の取り組みでは、関係団体と連携をより密にいたしまして、各種イベントなどでの有効な取り組みを進め、米プロジェクトによる名寄産米のPR等多様な場面での地場製品の消費拡大を進めてまいりたいというふうに考えているところでござ

います。

次に、農商工連携の取り組みについてのお尋ねをいただきました。当市では、アスパラガスの加工品の開発による付加価値向上など名寄アスパラガスのブランド化に向けた取り組みが行われておりまして、現在は札幌の製粉業者、ツカモトミルズが管理法人となりまして、市内業者3社、名寄市立大学、道立花・野菜技術センターとプロジェクトを組まさせていただいて、平成20年、21年度に経済産業省の地域資源活用型研究開発事業の採択を受け、アスパラ調製残渣低コスト乾燥粉末化及び粉末の機能性加工食品の試作の研究を進めているところでございます。また、アスパラガスの粉末におきましては、現在市内で12社程度、道外も含めた名寄市以外では10社程度が使用しておりまして、市内におきましては既にアスパラプリン、アスパラめん、大福、パウンドケーキ、なよろバーガー等が商品化されておりまして、皆さんにおいしくいただいているものというふうに考えております。このことは、農商工連携での取り組みとなっておりまして、さらに発展していくことを期待をしているところでございます。

補助事業の関係で申し上げますと、平成20年4月に農林漁業と商業、工業などの商業間連携を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備するために農商工等連携促進法が施行されました。それに付随した支援措置が講じられていますが、まだ名寄市におきましてはそのような事業を立ち上げる段階には至っていないのが現実でございます。しかし、今後も産業まつり、地産地消フェア等を通じまして農業者と事業者の交流の場を提供するなど、地道な環境整備が必要というふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 木戸口議員から大項目2番目、名寄市福祉事業の充実について、2点の御質問がありましたので、お答えいたしま

す。

1点目、新年度を迎え、特別養護老人ホーム清峰園、しらかばハイツの介護施設の介護スタッフの確保と体制について、両施設での取り組み状況についてお尋ねがございました。介護福祉施設におきまして介護スタッフの確保は最も重要な課題であります。テレビ、新聞等でも報道されておりますが、これからの日本の高齢化社会における介護スタッフの不足は深刻な問題となっております。当名寄市におきましても例外ではなく、名寄市社会福祉事業団が運営する名寄市特別養護老人ホーム清峰園、しらかばハイツの両施設におきましても介護スタッフの確保に努めているところでございます。同事業団では、新年度に向け、介護体制の充実、夜勤体制の強化を目的として昨年9月17日に第2回臨時理事会を開催し、介護職員を清峰園は52名から55名体制に、しらかばハイツは28名から33名体制にすることへの承認を得たところでございます。これを受けまして9月21日に介護職の正職員の採用試験を実施し、清峰園6名、しらかばハイツ4名の採用を内定したところでございます。現在は、産前産後休暇や育児休業等を取得している職員の新年度の代替職員の募集を行っておりますが、なかなか募集人員の確保をできていないというのが現状です。これからも介護サービスの水準を保ちながら、どのような対応をとることができるのか、各セクションが協力してこの大きな課題に取り組んでまいります。今後とも施設を利用いただく皆様に安心して健やかな生活を送っていただけるよう両施設ともども努力してまいる所存でございますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目、国が進める介護職員人材確保のための9年度から進める介護報酬3%引き上げ分をどのように現場で反映するのかについてお尋ねがありました。介護従事者の処遇改善として、平成21年度より介護報酬が3%引き上げられることになりました。当初1人2万円アップという報

道がひとり歩きしましたが、最近では今回の報酬改定の趣旨を介護従事者の処遇改善に結びつけるというニュアンスに変わってきております。本改定は、このアップ分を一律に各介護サービス事業所に配分するというものではなく、事業者が実施する各種サービスの内容に点数を加算する方式により配分していくこととなっております。したがって、夜勤や認知症介護など負担が大きい業務に人員を多く配置している事業所や常勤職員に介護福祉士など有資格者の割合の高い事業所、つまり質の高い介護を提供する事業者が報酬引き上げの対象になると思われまます。これを例えば清峰園のような特別養護老人ホームに当てはめた場合、介護職員全体に占める介護福祉士の割合が50%以上あれば新制度の介護体制加算が適用となり、入居者1人当たり1日120円が加算されることとなります。ただし、この介護報酬増収分は事業所に入るもので、それがそのまま介護職員の賃金に充てられるかどうかは各事業所の判断になるものと考えております。市内の介護施設系及び在宅系の事業所では、独自の給料法を構築しており、今回の報酬改定で直ちに賃金アップするのではなく、人員確保に向けた処遇改善を図ると聞いております。今後行政としては、介護従事者の処遇改善につながるよう介護報酬の改定について事業者と情報交換の場を提供していきたいと考えております。

以上、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 地域医療の確保につきまして御質問をいただきました。

1点目の名寄市立総合病院改革プランにつきまして、経常収支の黒字化とする課題となる点はということでの御質問でございます。経常収支の改善を図る上で、病院に対する国からの地方交付税が手厚くなされることが重要であるというふうに考えてございます。そのほかにも医業収益の増加と経費の削減を図ることも重要であるというふうに思っております。これまで国に対しましては、

不採算の医療部門等への地方交付税の増額要望を続けてまいりました。その結果、平成21年度におきまして一定程度の増額が盛り込まれました。計画では、この地方交付税の増額に合わせまして一般病床の稼働率のアップとDPCの導入などにより医業収益の増加を図ろうとするものであります。病床稼働率は、平成19年度実績といたしましては90.6%であります。過去平成14年、15年におきましては92%台、93%台ということを実績として持っております。計画では、1.4%増加をし、92%に高めようとするものであります。また、DPCは既に2年前から導入の準備を進めているもので、いわゆるこれまでの出来高払い方式から疾患群ごとの定額払いという会計方式に改めるものであります。いずれにおきましても、スタッフが安定的に確保されることが前提となるものと思っております。

経費削減策としては、薬品のジェネリックへの切りかえが8割でございます。現在当病院では、入院用薬品といたしまして約1,600品目を使用しておりますが、全購入額の約7割を占める上位100品目のうち、とりあえず29品目を後発の薬品に切りかえるというものでございます。これにつきましては、実際に診療に当たる医師が判断するわけでございますけれども、当病院の薬剤委員会等で検討をするということになってございます。

全国的に医師不足、看護師不足が叫ばれておりますけれども、当院の平成21年度の医療スタッフについて説明申し上げます。新年度の医療スタッフではございますが、医師については3月末で固定医師12名が異動をいたします。旭川医大など関係機関の協力によりまして同数の医師が当院に配属されることとなりますことから、診療に変更はないものと考えております。また、看護師の確保には12名を新たに採用するほか、そのほか医療技術スタッフにつきましても放射線技師、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心

理士を各1名新たに採用して医療サービスの充実に努めてまいります。いずれにいたしましても、人材の確保が最重要課題と考えてございますので、今後とも関係機関に対して積極的に働きかけてまいります。

3点目のドクターヘリにつきましてでございます。ドクターヘリは、救急専用の医療機器を装備して、救急医療の専門医師と看護師が搭乗する専門のヘリコプターでございます。遅くとも本年10月までにヘリを道北随一の救命救急センター病院であります旭川赤十字病院に常駐をさせ、消防機関等からの出動要請に基づき、救急現場へ向かい、現場及び救命救急センターに搬送する間、患者に救命医療を行うものであります。ヘリの導入に伴う名寄市の対応と取り組みということでございますが、現在道北ドクターヘリ運航調整研究会が導入に伴う検討を行ってございます。この研究会には、名寄市と名寄市立総合病院が設立時から委員として参画をしております。研究会の中では、当病院は中継地点としての役割を担うということとされております。具体的には、旭川赤十字病院に直行するよりも名寄市立病院のほうが近い、あるいはそのほうが適当だといったような場合には救急医療機能を備えた当院に搬送される場合が想定されるものでございます。今後も研究会に参加をいたしまして今後の我々の役割について協議をしてみたいというふうに考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは、再質問させていただきます。私の読みがちょっと甘かったか、時間的には大変厳しいものがありますけれども、皆さん方の迅速な答弁を期待いたして、お願いいたします。

それではまず、産地づくりに関してちょっと部長のほうからも答弁あったわけですが、本来だったら21年まで、ことしまでだったというふうに考えておりますけれども、新しく名寄地区

と風連地区が一緒になった産地づくり交付金であったのですけれども、それで2年目、3年目で今回の方針というか、先ほど御説明ありました地域単価、施設園芸ののですか、そういった著しく高い作物の補助金に対しては見直ししようということで、そういった額だとか、そういうのはまだ決まっていないのかなと思いますけれども、そうした中で若干一部の見直しをされるという理解でよいかと思うのですけれども、それで今回の見直しと先ほど言われました新しい対策の水田等有効活用促進交付金、これも申請があったと思うのですけれども、それと水田フル活用推進交付金、これらのおよその名寄市での事業費というか、対象者、それらは既に把握されておられればお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 実験事業と呼ばせていただいているのですけれども、この分につきましては数値はちょっと手元にはないものですから、後ほどお答えをさせてもらいたと思います。それからフル活用につきましては20年産で作付された農家というふうに押さえていただいていると思うのですけれども、戸数はまだ私の手元にはございませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） そういうことで、農家にとって新たにそういったもの、水田の有効活用促進ですとか、それはなかなか対象者がいないと私も聞いているところですが、そういったものが国のほうから入るということで期待をしたいところでございます。

それで、産地づくり交付金から産地確立交付金にという、名称変わっているということですが、この間3月9日に名寄市の農業政策のその協議会で決定されることなのだと思います。名寄地域水田農業推進協議会、振興協議会のその下のあれかなと思うのですけれども、ここでこと

しの政策やいろいろと新しい取り組みなんか説明されたと思うのですけれども、それで21年度の決算、ことし当初に流動化の部分が大きくあって、基本額が1万8,000円ですか、本体。それが1万6,000円にというお話があって、この議会の中でも第4回の定例会の中では日根野議員がそういった大きな変動がいいのかという意見もあったと思いますし、当経済常任委員会でも山口委員のほうからこういった本体額が大きく、当初2,000円と。見込み的には、そういったものがどうなのかというお話はあったと思うのですけれども、この協議会の中でそういった報告、またそういった意見は出なかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、幹事会、水田協議会と呼ばさせていただきますけれども、水田協議会の幹事会でも御意見をいただきましたし、さらにはその上の水田推進協議会のほうでも御意見を賜りました。当初は、産地づくり対策について見積もりをつくって張りつけて単価を設定したということでございますが、御意見の中には余りかけ離れないような方法での調整を求めますよというような御意見はいただきました。御案内のとおり本体の分につきまして、今回といいたいまいしょうか、1万8,000円で設定させていただいたのですけれども、どうしても収支の帳じりが合わないというようなことで、1万6,000円に下げさせていただきました。それは、御承認いただいたのですけれども、取り運びをしていく過程の中で、わずか500円ちょっと超える600円ぐらいのお金だったと思いますけれども、その分を皆さん方に精算として追加交付することができるのかなというふうな思いをしております。いずれにしても、この協議会につきましては今当面するものとしては21年度の作付配分をしなければならぬということが近々の課題でございます。それから、産地確立対策、大変皆さん関心を呼んでいただいておりますから、これらに

つきましてはころ合いを見ながら進めていくことになるのですけれども、道のほうからも指示がないものですから、透明性をきちっと高めて、わかりやすい形の中で米の配分と一緒にやりたいなというふうな思いをさせていただいております。実は、18日ですから、きのうですか、きのう各地区の代表者、さらには関係機関の方にお集まりをいただいて、この配分と、それから産地確立の取り運びについて御説明をさせていただきました。受けて熟度が高まるといいますか、透明性が高まってくれば4月の上中旬とっておりますけれども、こちら辺も情報キャッチにもよりますけれども、そんなことで各地区の説明会を開催させていただいて、そして皆さんに御理解をいただいております。おろしていきたいといいたいまいしょうか、そんな取り進めをさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 新しい産地確立対策の交付金の関係で、きのうも会議があったと、幹事会。幹事会があって協議会に出していくのですけれども、そうした中で今私が言ったような流動化の部分がかなり大きいと私は認識はしているのです。土地の1万5,000円分しかり、振興作物の、もう3,700万円ぐらいが本体のほうに影響したという大変大きなものを、それで農家の方もこれだけ大きな変動があるとやっぱり予定も立たないと。そして、昔は、昔って怒られるのですけれども、風連の時代は多用途米あたりは3,000円と決めて、その中でやっていたような気もしていただいたのですけれども、こういった流動化が多いとやっぱり営農の計画も、まして2,000円と。最終的には1万六千六百何十円になったということなのですけれども、これ大変大きいもので、それで今まで協議会の中でこういった話が余りされていなかったとも聞いているわけですが、それでも先ほども言ったように日根野議員、また山口議員からもやっぱりそういった地域の声があ

るということで、それで従来は3年間というのはくりはあったと思うのですけれども、今回国の方策で変わることですので、ぜひともこの協議会の中でそれがいいのかももう一回再確認で論議をしていただきたいと思うわけですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 3カ年計画でした。産地づくり対策という言葉で3カ年計画をやりますということなのですけれども、2年で見直しがかかったということでございます。したがって、基本的には3カ年の分につきましては動かしたくないなというような思いは率直に持っているのですが、ただ遊離している部分もありますものですから、それから今度新制度の確立対策になって、価格の高いものについての見直しという部分が具体的にまだ示されておりませんが、それぞれの部分の見きわめも十分させていただいて、余りかけ離れないような、営農形態によって作付面積変わりますから難しいのですけれども、いずれにしてもそうかけ離れないような見積価格設定といいたいでしょうか、設定をさせていただけたらなというふうな努力をしていきたいなと思いますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ぜひともその協議会の中でも皆さん方の審議の対象として論議を重ねていただきたいと思います。

それでは次に、中山間地域等直接支払制度、これも21年度で終了するというので、先ほどもことしについての基金の残金等もおおよそそういったくれるだろうという報告があったわけですけれども、さてそれなら22年度はまだ国の方針ではわからないというお話も出ていたのですけれども、国は農林省では中山間地域等の総合対策検討委員会というのがもう既に開催されまして、8月上旬には中山間のこういった事業を継続して何らかの形で方向を示していこうということで、存

続に向けて論議がされているとお聞きしております。そこで、名寄地区においても多少なり私は問題があるのかなと。問題というか、新しい制度でやはり見直すところは見直していかなければならないのかなと考えているわけです。名寄は一応名寄の集落、そして風連は風連の集落つくっておって、かなり制度の中身的には戻りの部分とか全然大きく違うとは思っているのですけれども、当時はそういった市の事業や何かに重ね合わせてそういったものをやっていこうということで、それはそれで私はよかったと思うのですけれども、ただ農地、水、環境、昨年から進めています。そこがどうしても交付金とバッティングするところは対象にならないといういろんな問題が出てきたので、来年度に向けて、これ恐らく来年度も中山間の取り扱いはあると思いますので、そういった意味でまず早目に検討していただきたいことと、それと名寄地区と風連地区がありますので、この辺をどう整合性を持たすか、やはりそのままに、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 中山間につきましては、議員御指摘のとおり一国二制度ということでやらせていただいております。それから、中山間の事業がなくなるということになったら、これ大変な事態になるなと思っております。それと、車の両輪ですけれども、農地、水と両輪が片方とれるなんていう、そのぐらいの影響があるなというふうに思っておりますから、そこら辺につきましては要望につきましては引き続き強くしていきたいと思っておりますし、またこの一国二制度を一国一制度にするのかどうかという部分もこれから議論していかなければならないことだと思いますけれども、いずれにしても中山間で使われております支払い制度の恩恵といいたいでしょうか、効果といいたいでしょうか、はかり知れないものがあると思いますから、これらにつきましては名寄方式、風連方式のよい点を検証しながら、どうい

ふうになんか組み立てをできるのか、そんなことをこし1年の段階で検討しなければならぬなど、こんな思いをしているところでございますので、御理解をいただきたいと思っています。

それから、追加でちょっとフル活用の部分の平成20年度の方ですけれども、戸数で429戸、先ほどお尋ねありました。金額におきますと、7,476万円、429戸が水田フル活用推進交付金の対象戸数になっているところでございます。それから、有効活用の分につきましては21年度の事業のために受け付けをしなければちょっとわからないと、実験事業につきましては。したがって、この戸数については未定ということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいま中山間のお話をございまして、今後十分に協議していただきたいことと、私の凜風会でも昨年広島のアヤ高田という、川根地区という大変山の中の200戸ぐらいのそういった村というか、地域なのですけれども、そうした中でお聞きしたときにもやはり中山間の基金を使って自分たちの地域を守る、そういった基金にしているという使い方があるので、そういったものもこれから名寄市においてもきのうの大石議員の御意見でもあったのですけれども、同じ名寄市の中でも地域の格差がついてくる。そうした中で中山間の奥の方のそういった基金をもとに、やっぱりやれることは自分たちでやっていくと。そういった組み合わせを持った中山間の制度のくくりをぜひともつくりたいと思えますけれども、それについて考えがあれば。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 委員長から二、三回聞かせていただいたというふうに思っております。直接支払制度につきましては、一定の縛りはありますけれども、中山間にお住まいになられている方々がどういふふうにもみずからの地域を守っ

ていくのか、暮らしも守っていくのかという、こんな使い勝手のいい制度だと思っておりますから、これにつきましてはきのう大石議員のほうからお話ありました。まさに地域の生活という部分なのですけれども、その生活の部分でも工夫次第では使えるというふうに認識しておりますから、そこら辺も中山間を取り組むに当たっては農地、水と一緒に並行しながら有効な組み立てをできたらなと、こんな思いをさせていただいております。頭の中に入れておきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） まだまだ農業問題いきたいところなのですけれども、それではグリーン・ツーリズムは、これ先ほど私が言ったようにこれから本当に名寄市が取り組まなければならない重要な事業だと私は考えておりますし、今ことしに向けて予算委員会もあるわけですので、十分皆さん方にも周知されて論議していただければと考えております。

次に、農家のコスト低減対策の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、肥料のコスト低減対策ということで、1月、2月に申請行為が終わって、各自ということで申請書は上げたわけですけれども、実際私たちは何に取り組むかという、余り意識ないので、土壌診断やって今に結果来るだろうと、そういうぐらいの認識しかちょっと私自身はないもので、それでたまたま共済新聞か何かで見ていると、比布かどこかでコスト低減に向ける講習会があって、大変皆さん意欲的というお話を見て、やはりこれ答弁でもちょっとあったのですけれども、ガイドブックつくると。そして、施肥関係のガイドブックつくるということで、農協、私も聞いたらそういったお話ししていたのですけれども、これは来年に向けてでない間に合わないのだという、そういったお話しされておりました。しかし、私は申請行為今終わった時点で何かの機会に皆さん方にもこうやって進めるのだよという、そういった農家の皆さん方にもその意

識を持っていただくような場をつくるべきではないかなという部分はあるのです。これからやっぱりコスト低減というのは大事なことになるので、農協では来年度に向けてというお話でした。ことしはもう肥料買っているからいいのではないのというのではなくて、ことしからもうこの地域でいち早く農家の方がそういった意識に目覚めるという意味からも農協とタイアップしてこういった企画をするという考えはないのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたように、農業はあしたにすぐ実効性が上がるとか、取り組めるという部分がなかなか見つけづらい。肥料につきましては、前もって年前に注文しておかなければ手に入れないという、こういった問題がございますものですから、1年ずれる部分もあろうかなと思っております。いずれにしても、市の事業、JAと一緒に取り組んでまいりますけれども、3カ年事業というようなことで診断をしていただきます。そんなことからすると、確かに速効性があれば一番よろしいのでしょけれども、施用の部分につきましては、肥料の入れ方の部分につきましてはまたそういった説明会等々の機会がありましたら、情報を私どもから流させていただきますし、また普及所あるいは振興センターでサンプル持ってやりますものですから、そこら辺と十分連携とりながら実効性の上がるものにつきましては、即実効性上がるような形の中で農協とも相談してみたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 余り時間ないので、ちょっと農業問題は今後さっきの答弁にいただいた中で順次進めていただけるようお願いを申し上げます。

それでは、2問目の名寄市の福祉事業の充実ということで、先ほど両施設の介護スタッフの確保

体制がさきにも私も一般質問でされていたのですが、そんな中で職員の体制がかなり拡充されたということなのではございますけれども、この時点で類似施設のほかの施設から見ると市の委託している清峰園、しらかばハイツ、拡充されたという、もちろん人がふえたのだから拡充されたと思うのですが、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 議員の御質問のとおりでございます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） この市の施設は、今の介護保険制度の改正によりましてやはり重度の方が大変多く入所されるようになったと聞いております。特にそういった介護度の重たい方が入られるところは、どうしても市の施設が多いのかなというお話も聞きますし、それで今なかなか病院も入れないような、2カ月もたつとあくというところで、今みとりといいますか、2つの施設でも数多くみとりやっているとということで、介護士の皆さんは大変だというお話も私は聞いております。そうした中でそういったものがそういう市のどうか、市の委託されている施設が充実することは、これから名寄市においても高齢者社会を迎える中では少しはそういった高齢者の方にも安心な思いをしていただけるのかと思っております。

それで、先ほど言いました介護報酬の3%アップの部分です。これ清峰園、しらかばハイツで事業者にどのぐらいのアップが入るのかお知らせ願います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今回の介護報酬のアップにつきましては、ばらまきということを避けるために加算ということになっておりまして、そういうことからいたしますと清峰園あるいはしらかばハイツでそれぞれの実施している事業によって中身が異なっておりまして、その中でもさら

に質の内容によって加算がされるということになっております。それで、あくまでも実際4月1日以降の実施された内容という部分に報酬が発生するというので、想定ということでお聞きをいただきたいと思っておりますけれども、今回の介護報酬改定が行われた場合の増加分は次のとおりかなというふうに思っております。それで、清峰園の場合で申しますと、短期入所生活介護、いわゆるショートステイになりますけれども、年間の利用者を想定した中で約110万円、それから介護老人福祉施設、これは一般的には長期入所になりますけれども、ここでは1,005万円、それから居宅介護支援、これはケアプランを作成するのですけれども、これで48万円、それから通所介護と申しますとこれはデイサービスになるのですけれども、これが85万円ということで、清峰園全体で申しますと約1,248万円、改定率3%という数字に当てはめると2.539%という数値になっております。一方、しらかばハイツでは、清峰園と職員の構成が違いますので、加算の内容が異なります。短期と長期の両方合わせまして約485万円の増収ということで、改定率から申しますと先ほどの清峰園の2.539%から相当下がって1.472%ということで、国が想定した3%の約半数ぐらいということになっております。いずれにいたしましても、訪問による居宅の介護支援、いわゆるヘルパー派遣を業務の重点に据えております小規模の事業者等は今回の改定では大幅な増にはならないのかなということで、清峰園ですとかしらかばハイツの大規模事業所に介護従事者のクオリティーが高い事業による加算で配分されるということになっております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 介護報酬にこれから想定ということで1,200万円、480万円入ることなのですからけれども、答弁ではそういったものをどうするのだということで私質問し

ているわけですが、そうした中では事業者に対して情報交換だとか提供していきたいということでお話が出ているのですけれども、市の社会福祉事業団の理事長であります島さんに一言お聞きしたいと思っております。私は、こういった介護の充実を図らなければならないということはモットーにしておりますし、やはり市の委託業者であってもこれはこの地域にとって介護士の方の報酬アップというか、改善につながるということから、こういったものを現場に反映していただきたいと思っているのですけれども、その考えがあるかないかお聞きしたい。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 熱心に木戸口議員もこの高齢者の福祉について御意見もいただくわけですが、昨年の9月に理事会を開催をいたしまして職員の増を図りました。これは、報酬改定の前倒しというふうに理解をしていただければと思っております。勤める職員の処遇の改善もちろんなのですが、定数を拡大をしていくことによって、近年は特にそういう入所待ちというのでは介護度の高い方から入所は決まってくるということでもありますから、そういう取り扱いをしておりますし、また現在両施設の嘱託医師であります松田先生が施設内でみとりをしたいと、するというような、こういう方針で、そのためにも非常に看護職、介護職の皆さんにも御苦勞いただいていると。こういう手当等も含めて対処をしていくと。今回の報酬の案分につきましては、福祉の事務所長から答弁しましたように両施設間で格差があります。格差がある中で職員の処遇に格差をつけるということには相なりません。トータル的に考えながら、しっかりと充実した施設となるように努めたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民の健康づくりについて外1件を、山口祐司議員。

○16番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、市民の健康づくりについてお伺いをいたします。従前から実施をされてきました基本健康診査から今年度より特定健康診査に変わり、1年が経過しようとしています。健診制度が変わったことに対して市民の皆さんがどの程度理解をされているのか、また新たな制度の内容等、移行に伴い、これまでどのような取り組みをされてきたのかお伺いをいたします。

次に、医療費抑制への目標数値についてですが、名寄市特定健康診査等実施計画書によりますと、市民生活の質の維持を保ちながら、医療費を抑制するとし、5年後の健診受診率等で大変大きな目標数値が上げられているわけですが、この内容について御説明をいただきたいと思っております。

また、受診率の向上を図るための健診業務を推進するのに当たり、現在の保健医療体制をかなり有機的に稼働させなければ大変だろうと私は推測するわけですが、保健と医療との連携はどのように図られているのか、さらには新しい健診制度に対応するために行政としての体制はどのように図られているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

小項目の最後になりますが、2次審査に対する対応ですが、先ほども申し上げましたように目標数字が大変高く、実施計画では積極的にアプローチをする必要性をうたっておりますが、具体的な対応をどのように検討されているのか、また新たな取り組みもあればお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、大きな項目の2つ目でございます。特徴ある地域づくりのために質問をいたします。名寄市総合計画の中でも近年地域の文化に対する住民の意識度がややもすると不足しているのではという指摘もあるようですが、特に風連地区においては今後の地域自治組織移行に伴い、公民館分館活動や地域文化に対する住民意識の低下が心配をされているところでございます。このようなときにこそ、名寄市として積極的な対応が必要と思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

次に、文化財の保存、活用の方策についてお伺いをいたします。現在名寄市には、国指定及び名寄市指定の文化財があることは承知をしておりますが、今後の方策として市民に知られていない埋もれた文化財の掘り起こしを通じて、市民に広く知らしめ、その活用の方策を探る中で地域文化の向上を図る努力が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

最後に、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについてですが、地域文化の継承と創造には地域を見詰め直し、それぞれの郷土意識を高める必要が不可欠と考えます。先日島市長が表明をされました文化振興の拠点となる文化大ホール建設の方向も示され、ハード面での充実も図られようとしていますが、一方で車の両輪をなすソフト面での対応を最後に伺い、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 山口議員から大きく2点にわたり御質問がございました。1点目は私から、2点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、市民の健康づくりについて、特定健診移行による市民の理解度についてお答えいたします。名寄市の基本健康診査は、老人保健法に基づき本来40歳以上を対象とし、国民健康保険ではさらに対象を5歳繰り下げし、35歳以上の市民を対象に実施してきたところでございます。平

成20年度に各医療保険者に対し特定健診及びその検査の結果による保健指導が義務づけられました。このことにより各健康保険組合等の加入者本人及び被扶養者は、加入の医療保険者が行う特定健診を受けることとなりました。市は、国保の保険者として被保険者を対象に保険事業として各種健診を行ってまいりましたので、この特定健診につきましても35歳から74歳を対象に実施してまいりました。また、医療保険に加入していない35歳以上の生活保護世帯や後期高齢者医療広域連合の被保険者となっている75歳以上の方に対しましても治療中の人を除き健康診査として実施してまいったところでございます。この健診制度の開始によりこれまで市の健診制度で受けていた方が制度改正により混乱が生じないように、広報や地元紙、広告等により、さらには説明会の開催などで市民周知に努めてきたところでございます。さらに、地域に密接な保健推進員による健診の取りまとめや受診勧奨などきめ細やかな協力をいただきながら、特定健診を行ってきたところでございます。これまでの国保加入者の受診状況につきましては、平成19年度1,134人、受診率で19.3%、平成20年度でございますけれども、現在1,569人、受診率26.6%と前年度より435人の受診者の増加が見られ、この特定健診への理解につながってきているものと評価しているところでございます。この新しい健診制度が今後も広く市民に理解と浸透が図られ、かつ健康保持に有効に活用されるため、今後も積極的に周知し、理解を得ていく必要があると考えているところでございます。

次に、2点目の医療費抑制の目標数値についてお答えいたします。これまで年々増加する医療費で、特に高額医療費につながる疾病は生活習慣病に起因することが指摘されております。名寄市の国民健康保険におけるレセプトの分析でもこの生活習慣病によるものが大きなウエートを占めているところでございます。健康で豊かな生活を営む

ために相互扶助の医療保険制度を維持し、持続可能なものとするために生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームに着目した特定健診とその健診結果による食生活や運動を中心とした生活習慣の改善を推進することとして、特定健診の目標が設定されているところでございます。健診受診者に対しまして、その健診結果を診療ガイドラインに基づき情報提供、動機づけ支援、積極的支援に階層化し、保健師や管理栄養士による特定保健指導の実施も義務づけられているところでございます。これらの健診の成果を確実に評価し、実施していくため、医療保険者ごとに特定健診実施計画書を策定し、実施していくために数値目標が明確にされているところでございます。

名寄市は、平成18年度の国保被保険者のレセプトを分析し、その傾向をもとに改善の指針を定め、特定健康診査等実施計画書を作成いたしました。計画では、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率10%を目標数値として挙げているところでございます。国は、医療費抑制につながる生活習慣病予防の把握につながる特定健診受診率につきましては高い評価を与えており、実施率を5年後の65%を目標に設定しております。したがって、実施率が目標に達しない場合につきましては後期高齢者医療制度に保険者として抛出する支援金にペナルティーを科し、また目標を達成した保険者には減額する健診実施とあわせた制度としているところでございます。このことから今後受診率をどのように向上させ、生活習慣病予防対策を推進していくかが大きな課題と考えているところでございます。

小項目の3番目、現在の保健医療体制についてお尋ねがございました。特定健診を受診した者で、検査結果により生活習慣病の予防、さらには重症化、合併症を予防していくことを目的に生活習慣を見直し、個々に合った食生活、運動などを積極的に取り入れていくために保健指導を実施しているところでございます。医療機関との連携体制に

つきましては、健診受診者に対し診療ガイドラインに基づき必要に応じて医療機関への受診を勧奨し、その結果をもとに効果的な保健指導ができるよう情報の共有化や連携に努めてきているところでございます。しかしながら、名寄市国民健康保険被保険者のレセプトの分析では、40歳から74歳までの国保加入者の約4割、38.9%の方が既に生活習慣病で治療という現状にあり、今後治療中の方に対しどのように医療機関と連携を図り、特定健診受診につなげていくかなどの課題もございます。

また、行政としての体制として新たな特定健診、特定保健指導が医療保険者ごとに義務づけられたことに伴い、これまで一般財源により負担していた健診費用が国保財源に移行されたところでございます。このため平成20年度より健診は市民課国保係と保健センターが連携しながら受診案内や未受診者への受診の勧奨、健診実施や特定保健指導実施機関として役割を分担し、体制づくりに努めてきているところでございます。また、きめ細やかな特定保健指導も求められ、健診にかかわる業務量の増大に伴い、年度当初より臨時保健師1名を確保し、保健センターに配置する中で健診を推進しているところでございます。今後も医療機関や行政機関同士の連携をさらに密にし、体制を整備し、この健診制度は円滑に進めていくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

小項目4番目の未受診者に対する具体的な対応についてでございます。受診対象となる35歳以上の国保被保険者に対し、受診券を送付するところから始まる特定健診でございますが、この受診案内におきましても受診行動につながらない未受診者に対する具体的な対応として、市民への健診に対する意識の啓発ときめ細やかな対象者個人に対する受診勧奨が必要と考えているところでございます。これまでの具体的な取り組みといたしましては、未受診者が明確になっていることから、電話、訪問等による個人への受診の勧奨、さらに

は夏に受けていない方に対しては冬期の受診勧奨も行ってきたところでございますし、先ほども触れましたけれども、保健推進員による健診の取りまとめや地域からの声かけなど地道な活動も推進してきたところでございます。今年度は、実施初年度ということでございまして、受診勧奨対策も手探りの状態でございましたが、これまでの受診者の反応、行動等を分析し、さらには市役所の国保窓口来所者への受診の勧奨を行うなどきめ細やかな対応の中で未受診者に対する対応を進めてまいりたいとも考えているところでございます。さらには、年間を通して受けられる体制や身近なところで受けられる健診会場の見直しなどを模索してまいりたいと考えているところでございますし、また健診制度がみずからの健康を守るためのものであり、家庭の健康を守っていく制度として市民の理解を得ることも重要と考えておりますので、今後とも広報、地元新聞等を活用しながら広く周知を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、特徴のある地域づくりのためにについてお答えをいたします。

初めに、地域文化に対する住民の認識度についてのお尋ねがありました。地域文化の継承、保存、また向上については、名寄、風連両地区における文化協会が中核となってその活動を展開していると考えております。地域の活動として風連地区における公民館分館活動は、地域の文化を継承していただくだけでなく、そこで住む方々の心のよりどころとして大きな力となっております。今までの分館活動は、町内会の文化活動や住民活動として今後も十分に引き継がれることと思っておりますし、そうでなければいけないというふうに思います。過疎化や高齢化によりせつかく長年引き継がれてきた地域の文化が他の市町村などにおいても

後継者不足などにより後退していることも認識しております。市としても伝統芸能の継承や地域文化の意識の高揚を地域とともに考え、育成に努めることは必要と考えております。

次に、文化財の保存、活用の方策についてお尋ねがありました。名寄市には、国指定の文化財として名寄鈴石と名寄高師小僧、市の指定文化財として風連獅子舞、グイマツ、名寄教会会堂、名寄公園のミズナラの合わせて6件の指定文化財がございます。いずれも先人が見出し、また守り育てたかけがえのない市民共有の財産であります。これらの保存、継承について、行政としての支援は今後も継続をしていくことに変わりはありません。また、歴史を語るゆかりの場所など23カ所に説明板や標注を設置し、啓蒙に努めておりますが、まだ知られていない自然物や歴史的な事実を今後見出すことも議員の指摘のとおりでございます。

新たな文化財の掘り起こしの動きとして、現在文化庁にアイヌ文化にかかわる景勝地として、ピヤシリスキー場のある九度山の山頂部について国の名勝に指定するべく意見具申しているところでございます。九度山は、アイヌの人たちが信仰の対象とし、かつ現在も市民のシンボリックな山として親しまれており、過去と現在をつなぐ名勝地としてふさわしいとの理由からでございます。現在のところ平成21年度に指定の方向で国の文化財審議会から答申がなされる予定であります。今後とも地域の方々の情報や専門の方々のお力添えをいただきながら、掘り起こしを含めた活用の方策を探っていきたいと考えております。

次に、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについてお答えをいたします。地域文化または郷土文化の主人公は住民の方々であり、各人の文化に対する高い意識や認識をなくしてはその創造も継承もあり得ないところであります。名寄市は、文化振興の一環として、すぐれた芸術、文化に触れ合う機会をとらえて芸術文化鑑賞バスツアーを行っております。また、市民講座の一つに名寄入

門講座を開設し、身近な郷土の魅力発見に努めるなどして好評を得てございます。こうした事業を通じた積み重ねが時間はかかるかとは思いますが、地域を見詰めるきっかけの一つになることを期待しているところであります。これらを含めた市民の文化活動の機会の充実と自主的な活動の奨励をあわせまして、将来的には大ホールが有効に活用され、またその事業展開を下支えする市民と団体の意識の高まりを図っていきたいと考えております。

以上、私からのここからの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきまして大変ありがとうございました。順番が後先になるかもしれませんが、最初に、特徴ある地域づくりのほうから再質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

現在名寄市内には、6件の指定文化財があるということなのですけれども、名寄鈴石、それから名寄高師小僧、大変珍しい貴重なものだというふうに承知をしているわけで、私も何度か見させていただきましたけれども、こういう珍しいものですからなおさらだとは思っているのですが、やはり資料館に行かないと見るできないということなのですけれども、こういう地域にしかないものといいますか、もっと身近に市民が触れ合える、触れはできないですけれども、市民が身近に見られるような環境づくりというものがいいかなというふうに思うわけなのですけれども、今回私名寄市のホームページのほうも見させていただいて、そういうものが出ているかなというふうに探してみたのですけれども、探し方も検索の仕方も多分下手だったのでしょう。簡単にすぐ写真や何かも出てこないという形だったものですから、もっと身近な形でできるような方策というものはいいのかな、ちょっとお伺いをしたいと思いますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 国の指定ということで、貴重な名寄鈴石、それから高師小僧ということであります。現在は、北国博物館に展示をして、市民あるいは道内外からの方々に紹介をしているということであります。議員御指摘の部分では、日常的に市民の方々の目の触れるところというところであります。今提言されたホームページについても十分見られていないということがあります。そういった意味では、今後やっぱりもう少し機会をとらえて、紹介しやすいといえますか、そんなこともこれから考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 言葉でこちらから言うほうは簡単なことなのですけれども、なかなか現実にそういうことというのは本当に難しいかもしれないですけれども、よろしく検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほど文化ホールのお話もあったわけですけれども、旧名寄市の3大事業の一つとして長年の懸案事項であったということは承知をしているわけですが、現在合併をして新市となった文化ホール建設についての考え方を、合併してからの考え方という部分をいま一度教えていただければなというふうに思いますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 文化大ホールの考え方についてということで御質問いただきました。文化大ホールにつきましては、現在の名寄市にある市民文化センター、このホールといいますが、文化センターが昭和58年に建設されましたけれども、この建設時にも文化大ホールの構想もあったというふうに聞いてございます。同時建設にならなかったという諸事情があったということでもあります。その後昭和63年からの第3次総合計画の中で3大事業の一つとして、3大事業という

のは市立総合病院、それから総合福祉センターということでありますけれども、それぞれ平成4年と平成8年に建設されておりますけれども、文化大ホールだけが残されたということで、第3次総合計画の後半、平成7年から8年にかけて文化大ホール建設の機運が高まりました。その中で文教、あるいはそのホールの利用者、関係者、それらの人たちが集まって道内の視察等をしたり、あるいは文化ホールの席数ですとか、その施設の概要、そういったものも検討しながらということでありましたけれども、実際には実現しなかったという経過がございます。また、平成10年からの第4次総合計画の中でも事業計画ということで掲載されたわけですけれども、ここにつきましてもその具体的な進展がなかったという状況になって今日に至っているということでもあります。このたびは、市民会館のホールが老朽化をしていると。非常に厳しい状況になっているということで大ホールが浮上してきたということでありまして、今回は合併後の新たな計画ということでもありますので、これらについては今までの経過を踏まえながら、風連地区の関係者の皆さんも交えた中で検討を進めていきたいというふうに考えております。この中では、施設の概要は当然ですけれども、席数だとか運営方法、維持管理、こんなことも大変重要なことありますから、それらを含めて市民の方々が利用しやすいように、そして名寄市の身の丈に合った建設を考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） まさに先ほど申しましたように、名寄市の文化の拠点となるような施設になってくれればなというふうに思っております。ハード面の部分は文化大ホールということですが、ソフト面では無形文化財、それから有形文化財というふうにあるわけなので、保存ですとか継承等については合併

前と新たに新市になってからの考え方の違いなどあればといいますか、変化があれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほど申しましたけれども、市の指定文化財ということで4件ございます。名寄地区では、名寄の教会会堂と、それから名寄公園のミズナラということでありますし、風連地区においてはグイマツと風連獅子舞ということであります。これは、有形、それから記念物、そして無形とそれぞれの種類の中で指定をしているという状況でございます。有形文化財については、それぞれ名寄教会堂を例にとりますと何年かに1度は外壁のペンキ塗りをするというので、保存を図っていく。あるいは、風連地区のグイマツの部分でいけば冬場の雪ということで、枝つりをしてその保存を図っていくといったことがあります。風連獅子舞については、無形文化財ということであります。ここについては、人がそれを継承していくということになります。風連獅子舞についても補助金での助成ということになっておりますけれども、その地域の中で頑張ってお継承、保存しているわけですが、将来的に今後どのような保存、継承を図っていくかということも、今までは風連地区での指定文化財ということでありますけれども、合併後についてはやはり名寄市全体として、そうした有形あるいは無形文化財のこれからの保存、継承も新たに考えていかなければならないのかなというふうに思いますし、それらの検討も具体的に進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 合併してから3年がたとうとしているわけですが、合併前の地域、風連地域、名寄地域、それぞれ文化財、文化的な伝統ですとか、確かにいろいろ違う部分もある中での合併であったわけなのですが、

これは合併して今後はやっぱり共通の理解を得られるような行政手法といいますか、なお一層のそういうものが必要になってくるのかなというふう感じております。そういう部分では、行政のほうももっと地域に入りまして、中に入ってその現状という部分をもっと把握していただければなというふうに思うところでございます。愛郷心といいますか、ふるさとを愛する心を育てる方法というのはその地域の文化ですとか教育面ばかりではなくて多面的に及ぶと思うのですけれども、市民がふるさとを思う気持ちを文化を通して最大限に発揮されるようお願いをしたいなというふうに思うところでございます。

先日過日の新聞、名寄新聞だったと思うのですが、名寄商工会議所の記事だったのですが、新たに名寄ブランドの開発に向けた天塩川流域「なよろブランド」創造研究委員会という組織ができたという新聞の記事を読ませていただいたのですが、その中で講師の方の記事が載っていたわけですが、シー・アイ・エス計画研究所会長ですか、濱田暁生さんとおっしゃるのでしょうか、地域資源の現況と課題についてということで講演されて、私は直接聞いたわけではなくて、新聞の記事でしか読み取れないわけなのですが、その中で地域らしさを売り出すためにはその地域の歴史や文化、産業、それから風土など地域の魅力をアピールすることが大切なのだというふうに書いてあります。その地域の誇りを持って紹介できる情報をきちんとつくらなくてはいけないという記事が載っていたわけなのですが、たまたま私も今回この質問をするときにちょっとこういう記事が目につきまして、やはり基本はその地域の文化というものを育てていくことが商業関係にしましてもこれからこの地域が育っていくためには基本となるものなのかなというふうに感じたものですから、ちょっと気になったので、紹介をさせていただきましたけれども、本当にその文化という部分では新しいところとい

いますか、今までの文化があるところにこれからの新しい文化ができてくるというふうに考えるのです。なかなか泥臭いといいますか、感じですけども、ただだけれどもこの地域に住んでいる温かさという部分を感じる部分が文化面ではないかなと。文化というふうに、ちょっとまとまりませんけれども、何か漠然とした形で今回こういう質問をしているので、わかってもらえない部分もあるかもしれないですけども、気持ちとしてわかっていただきたいと思いますけれども、今後ますますそういう地域のつながりを持ってこの名寄地域という部分一つになっていければなというふうに思っていますので、一つの例として出ささせていただきました。この質問はこの辺に終わらせていただきたいと思いますけれども、でもやっぱり教育長も一言ちょっといただいて終わらせていただければと思いますけれども、よろしく願います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 実は、名寄市の教育目標の中にも冒頭に「天塩川にはぐくまれた実りある大地に生きる私たち名寄市民は郷土の歴史と文化を継承し」と、こういうふうにあるのでございます。そういう中から、教育の大切な営みの一つだと私は受けとめております。大きく要素は3つぐらいあるのかなと。1つは、やはり生涯学習の充実を通して芸術、文化活動を振興していくこととあります。芸術、文化、芸術分野でも有為な人材が名寄にはございますし、そういう方々をしっかりと支援する。あるいは、文化活動でも名寄、風連両文化協会などの支援をする。これにはハード面として文化大ホールが今後しっかりと根づいていくものと、こんなふうに考えております。

それから、2つ目はやはり学校教育の充実があるのではないかと。今のお話の中でふと思いついたのは、社会科副読本であります。新しく名寄、風連を網羅した新しい副読本を小学校3、4年生

全員に配付いたしました。こういう中で名寄の文化、それから旧名寄の文化、旧風連の文化、一つの市としての共通認識を持っていくことも大切だと思いますし、新しい学習指導要領では日本の伝統文化の継承がしっかりとうたわれております。食文化だとか、あるいはこれまで営々と日本が培ってきた華道だとか茶道だとか音楽だとか、こういうものをしっかりと伝えていくと。こういう中から日本人の心をいま一度伝えていくという、こういう大切な営みがあるわけでございます。そういう中でそれぞれ例えばある小学校ではお琴をもう既に取り入れております。こういうようなことをどんどんこれから進めていく必要があるのかなと。

そして、3つ目は、やはり地域、市民の活動も大切だということでございます。風連の壁画に見るように、ああいう文化活動、あるいは高齢者学級に見られる、ピヤシリ大学とか瑞生大学とか智恵文の友朋学級などは地道に活動しております。こういう中で例えば小学校にて昔の日本の遊びを子供たちに伝えたりしております。それから、もう一つは、やはり分館活動でございます。風連などで特に活発な分館活動。その中には、風連の獅子舞だとか、あるいは御料太鼓だとか、こういうすばらしい文化も継承されていると。こういうことを総合的にやはりしっかりと教育の分野で見守っていくことが大切である。そして、育てていくことが大切だと、このように認識しておりますので、ただいまの議員のお話もしっかりと受けとめながら、今後教育行政を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 大変どうもありがとうございます。

続きまして、市民の健康づくりについて質問させていただきますけれども、先ほどの答弁の中で健診を受けた方に対して、その健診結果に基づきまして受診者の方たちを3つに分けて

いる。情報提供、それから動機づけ支援、それから積極的支援、この3つに分けているというお答えだったわけですが、健康診率の結果が26%、20年度の場合ですけれども、26%とはいえ約1,600人ほどの方々の情報を3つに分けるというのは非常に大変な作業ではないかなと、労力を要するのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、その辺どのようにされているのか、ちょっとお伺いをしたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま健康診受診者の階層分けについてお尋ねがございました。今年度から実施いたしました特定健診の特徴的な部分につきましては、結果に基づく階層分けがございまして、先ほども申し上げましたけれども、情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3種類に分けて保健指導で受診者とかかかわっているということでございます。この3階層に分けるのにつきましては、特定健診のデータによりコンピューターで行っているところでございます。名寄市の保健センターに設置いたしましたコンピューターの端末から北海道の国保連合会にネットワーク回線で送る中で、大型コンピューターに集積されたデータを翌日までにこれら3つの階層に分類する作業を行い、そして翌日保健センターの端末から名寄市の検査結果をアクセスすると3階層に分かれたデータが出力され、保健指導に活用する、こういったようなシステムになっているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 労力的にかなりひどいかなと思いましたが、やっぱりコンピューターの時代といいますか、ほぼ翌日ぐらいにはデータが出てくるというような、人がやるのではなくてコンピューターがやるので、かなり容赦なく多分3つに分けられるのだなというふうに考えますけれども、2つ目に実施計画書によりますと特定健診受診率の目標設定年度が24年度となっております

りますけれども、まだ20年度は終了していないわけなのですけれども、その到達目標について再度質問させていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 到達目標についてお尋ねがございました。特定健診の実施計画では、名寄市の目標数値といたしまして初年度であります平成20年度につきましてはその実施率を25.7%と設定し、実際は26.6%と0.9ポイント上回る結果となったところでございますけれども、今後の4年間で約40%の上積みをする場合、単純にいきましても年間10%、500名ずつ増加させなければということから、目標年の到達についてかなり厳しいものがあると考えているところでございます。みずからの健康は自分で守るといった視点を持っていただきながら、日ごろからのみずからの体調を客観的に把握するために特定健診をみずから利用するといった意識啓発、啓蒙を行うことが最善の策でないかと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 4年後の健康診受診率65%という目標達成はかなり厳しいということなのですけれども、この目標は達成されることによりまして名寄市にとりましてどのような影響がある、達成されるのとされないのと、65%いくのといかないのとではどのような影響が名寄市にあるのかをお伺いしたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 先ほども若干お答えさせていただきましたけれども、受診率にかかわる部分につきましてはペナルティーがございまして、受診率の評価が厳しく問われているところでございます。5年後の65%を目標に、その数値の半分以下の場合につきましては目標未到達ということでございまして、後期高齢者の支援金、ゼロ歳から74歳までの被保険者の保険料が10

%加算されるなど、保険者に対するペナルティーがあるところでございます。名寄市では、後期高齢者の支援金が20年4月のベースの被保険者人数が、ゼロ歳から74歳までの人数でございますけれども、7,981人ということで、これに基準額の4万1,703円を掛けますと約3億3,000万円が後期高齢者の支援金ということになっておりますので、到達しない場合につきましては10%となりますとその額はおよそ3,300万円と推定されるところでございますし、達成した場合には予防対策に力を入れたことが評価されまして、さらに支援金が10%減算、3,300万円が減算されるというような仕組みになるというような状況でございますので、このことから何といたっても受診率をどのように向上させ、生活習慣病の予防対策を進めていくのが非常に大きな課題だと考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 達成されるのとされないのでは6,600万円の差が出てくるよという、市の負担の部分だとは思うのですけれども、金額聞いて今びっくりしたのですけれども、やはりこれだけのお金の差が出てくるということは市にとりましても達成するための方策というのはかなり真剣に考えなければいけないなというふうに思いますし、我々も周りの人の話を聞いてみますと私は受けていないよと、そういう人もよく聞くわけなのですけれども、議員の中にはそういう人はいないと思いますけれども、議員の中にももしあれば本当に率先して受けていくことが市の財政の部分に関しても協力することになるのかなというふうに思いますので、議員の中でも声をかけてやっていきたいと思っておりますので、応援していただきますので、よろしくお願いします。

次の質問ですけれども、特定健診の実施計画策定において平成19年の国民健康保険のレセプト分析の上で計画をつくったということなのだと思いますけれども、レセプト分析で得られた生活習慣病の名

寄市の特徴といたしますか、そういうものがあれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 分析の特徴的な部分ということでございますけれども、平成19年度の国民健康保険の被保険者のレセプトを本当に分析したところでございますけれども、一月に50万円以上かかっているレセプトが77件ございます。うち脳血管疾患が41件と53.2%を占めているところでございますし、糖尿病が30件ということで39%、さらには虚血性心疾患が12件ということで15.6%というようなことになっております。これらを誘引する基礎的な疾患につきましては、高血圧と糖尿病の重複というか、重なりが一番大きいことが明らかになっておりますし、また19年度の国保の被保険者総数1万1,401人ありますけれども、全体で4,605人、約40%の方が、これを40歳から74歳にした場合、6,453人中2,507人、率にして38.9%、先ほども出ましたけれども、4割の方が生活習慣病の治療を受けているということが明らかになっております。今後とも必要な実態の把握に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 4割の数字というのはかなり大きいわけなのですけれども、特定健診は国の基準では40歳からというふうに、40歳以上ということになっているわけなのですけれども、そこが名寄市の場合は特定疾病健診35歳以上ということになっているわけなのですけれども、その理由といたしますか、違いといたしますか、何で35歳からなのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 最初の答弁でも若干冒頭で触れさせていただいたところでございますけれども、この定期健診制度が始まる前から

老健制度による基本健康診査を実施しております。その際名寄市民でも国保以外の方については40歳以上を対象としておりましたが、国保の場合、健康を維持し、病気の軽症での発見と早期治療を目的として対象を35歳以上としてきたところでございます。その後今回の制度に移行する際にこれまで提供してきたサービスの低下をさせないということも踏まえまして、対象年齢をそのまま35歳としたところでございますし、なお35歳から39歳までの健診のデータにつきましては受診率には含めることができないデータでございますけれども、国民健康保険事業の中の保健事業としてこれからも、今後も位置づけて実施してまいりたいと考えていますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山口議員。

○16番（山口祐司議員） 5歳若くから健診を受けていただいて、その意識を高めていただくということが医療費の抑制の部分にもかかわってくるのかなというふうに思います。

最後になりますけれども、総合計画の中にあるのですけれども、総合計画をつくる前段のアンケートだと思いますけれども、その中でこれから10年間に力を入れるべき項目という部分がございます。その中でやはり一番トップなのが保健医療の充実という部分を挙げている。この数字が一番大きな数字なわけなのですけれども、このように名寄市がやはり今後保健医療の充実という部分を最重要課題みたいな形で挙げていくことが今後の名寄市の発展につながっていくのかなというふうに思います。最後になりますけれども、全体を通して島市長の御所見をいただければと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） きのうの議員の質問等にも出ておりましたけれども、名寄市立総合病院の72年の歴史というものは私どもの先輩も含めて利用に対する啓蒙も含めての取り組みがずっと

継続してきているというふうに思っております。旧名寄市は、昭和63年に保健センターを建設したときを契機に市民に健康づくりを奨励しようということで、継続してチャレンジデーでございませつか健康まつりというのを実施をしてまいりました。このことは、ほかの自治体も同様に取り組んでいるわけですがけれども、しかしやはり継続することが成果としてつながってきているのではないかと、こんなふうに思っております。昨年から始まりました後期高齢者の保険料の関係で申し上げますと、道内180市町村のうち15市町村がそれ以外の自治体よりもおおよそ70%以上の保険料を安く設定をさせていただいたと、こういうのがございます。これは、全体的な高齢者の皆さん方が医療機関で診療を受けて、医療費をどれだけ使っているかというデータに基づいてそのようなことが仕組みとして出てきたわけでございます。私は市民の皆さんが健康に関心を持っていただくことが事業費全体を抑え込むことにもつながりますし、しかも健康で長生きできることが人生、生活の上でも最も重要なことだと、こんなふうにも思っております。この健診制度では、65%までのハードルというのは非常に高いと私も思いますけれども、しかし決してこのハードルに届かないということではないという、目標のために担当職員の皆さんと一緒にまた一層の健診の啓発、啓蒙に努めていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

教育関係について外2件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま議長から御指名と発言が許されましたので、質問してまいります。その前にさきの代表質問あるいは一般質問で重複する部分があるかと思いますが、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

1点目は、教育関係について、初めに小中学校一貫、連携教育について伺います。少子高齢化、国際化、情報化等急速に変化する社会の中、名寄

市においても少子化や地域の人口減少の影響による児童生徒の減少が予想されることにより、小中適正配置を検討してまいりました。また、全国学力・学習状況調査に基づき、名寄市教育研究所で昨年に引き続き指導改善プランを策定し、学力向上を目指しているところであります。

さて、ここ数年の教育現場では、子供の心身の発育が加速化する中、小学校5年生と中学校1年生で学習意欲が低下することや中学1年生でいじめなどの問題行動が増加することが指摘されております。そこには、子供の心身の発達と現行の学校制度がうまくかみ合っていないのではないか、また小学校から中学校へ子供の成長は連続しているのに教える側の意識がうまくつながっていないのではないかといったことが注目されてまいりました。そこで、義務教育の9年間を見通し、子供の発育度、学習の連続性を重視した教育を行うことによって義務教育を終了する時点で必要とされる学力と人間関係力の育成を図るとともに、学校間の接続を円滑にし、入学時の不安や心理的段差の解消を図ることを目的に小中一貫教育の導入が注目されてまいりました。現在の小学校と中学校では、指導に対する考え方の違いなどがあり、学校間の接続が必ずしも滑らかとは言えない状況があります。そのため小学校から中学校への進学に際し、学校での生活上の決まりや学習内容、指導などに心理的な負担をかける子供がいます。小中学校の教職員による協働実践のもと、義務教育9年間を見通した一貫した指導を行うことにより子供の心身の発育、学習の連続性を重視した取り組みを推進するほか、思春期特有の発達上の段差や発達の加速化、非行形態の形容にも弾力的に対応した指導が実現できるのではないかと考えます。したがって、適正配置、2学期制導入も含め、一貫教育、連携教育が将来の学力向上と豊かな人間性をはぐくむ名寄市の新しい義務教育のあり方を総合的に検討すべき時期にあるのではないかと考えますが、見解を伺います。また、連携教育の現

状と教育成果、今後の取り組みについても考えをお伺いいたします。

次に、学校教育での国旗、国歌について伺います。国旗及び国歌に関する法律が平成11年8月9日、国会で成立し、同年8月13日に公布され、即時施行されて10年がたとうとしております。この間さまざまな議論や事例がありました。国旗、国歌法が制定されるまで、国旗、国歌に関する法律が存在せず、特に学校現場での起立した上での日の丸の掲揚や君が代の斉唱に際して、果たしてそれが国旗、国歌なのか、その義務があるのか否かについて争いが絶えなかった経緯があります。そこで、制定されたのは国旗、国歌法であります。同法が成立した当時の小渕首相は児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではないと国会答弁し、当時の野中官房長官も強制的に行われるのではなく、それが自然に哲学的にはぐくまれていく努力が必要だと答弁しております。しかし、その後同法を背景に処分を振りかざして、日の丸の掲揚や君が代の斉唱が権力によって強制が行われ、多くの批判が起きたのも事実であります。10年が経過しようとしている教育現場は、国旗、国歌に対してどのように対応しているのか、どのような現状になっているのか伺います。

次に、高等学校教育の振興について伺います。さきの教育行政執行方針の中でもあったように、本年4月から光凌高校と農業高校が再編、統合され、新しく名寄産業高校が開校となります。同校は、道内でも珍しい工業、農業、生活の3分野を担う産業専門高校として道北の地域の担い手育成の拠点を目指すこととなります。しかしながら、執行方針で述べられたように、まさに中学の卒業生の減少が今後も当分続く推計の中で、ことしは特にピークであることが名寄産業高校に影響したかのような、管内の公立高校の出願者の中で他校と比べ大きく下回りました。一方、旭川農業は4学科すべて倍率が昨年度より上昇し、いずれも1.

5倍強の狭き門となっているのに対し、産業高校は2学科が0.8、0.7のほか2学科が0.3という結果で、出願数は82名というふう聞いております。このようなことが来年以降も続く予兆と受けとめるならば、新しく開校した産業高校としてもこの高校が存立する名寄市を初め道北地域としても産業教育が閉ざされ、将来の大きな損失となると考えます。この現実を重く受けとめ、スピード感を持って支援対策をし、道に要望していかねばならないと思われまます。こうした現状の中で行政として進学者の確保と地域に根差した産業教育の充実のため、具体的な支援策をどのように対応していくのか伺います。

2点目に、自衛隊関係について伺います。初めに、自衛隊の水道事業について伺います。水道事業は、産業経済活動の原点となっている私たちの生活に欠かすことのできない必須の事業であります。また、そのため安全、安定した供給がなされなければなりません。そのためこれまでに浄水場施設、配水管網整備、更新、改良などに取り組んできておりますが、基本的には名寄市水道事業中期経営計画により着実に推進されていることと思ひます。

さて、昨年9月に名寄市水道事業審議委員会が名寄市水道事業再評価を原案どおり市長へ答申されましたが、その中で風連浄水場と名寄駐屯地の浄水施設を緑丘浄水場と統合するとともに21年度本体着工のサンルダムに参画し、必要水量を確保するというものであります。現在駐屯地は、天塩川を水源にして自衛隊専用の水道として維持管理しているわけですが、雨等や上流の生活排水によるものと思われまますが、濁った水道水になることが再三ありまましたし、私もその水を飲んだ経験もあひます。また、維持管理コストの面等総合的に判断し、都市給水化への要望が駐屯地からなされたと思ひまます。その経緯、現在の進捗状況はどのようになっているのか、今後どのように推進されるのか、また経費の問題、サンルダ

ムの問題等についてもお伺ひいたしまます。

次に、ソマリア沖の海賊対策への海自派遣について伺ひます。政府は、アフリカソマリア沖のアデン湾における海賊対策として、本年1月28日、海上自衛隊派遣を決定いたしまました。これは、日本の貿易の99%が海上貿易に依存してあり、海の安全は死活問題ともなり、海洋国家として貢献する必要があるという政府見解の派遣でもあひまます。アデン湾の海域を避け、アフリカの喜望峰経由だと約6,000キロ迂回することになり、1航海当たり約3,000万円のコスト増となるなど、経済損失も生ずるといふことでもあひまます。また、国連安保理もこの海賊対策に対し加盟国に協力を求める決議を4回採択し、各国に要請いたしまました。しかしながら、日本においては海上での警察活動は海上保安庁の任務であり、これまで外国の海賊対策を支援するため東南アジア海域で活動した実績があひまます。今回は片道約20日間もかかり、アデン湾での長期任務を実施できる巡視船は1隻しかなく、海賊の攻撃に対する防衛力も弱いため、海保では対応できないのが実情であるといふことでもあひまます。そこで、海保能力を超えた事態を支援するために自衛隊に認められた海上警備行動によって自衛艦船を派遣し、そこに海上保安官を同乗させ、警察任務に当たることか現実の対応となるとされてありまます。3月9日には、海上自衛隊艦船に同乗して、海賊が日本船籍や日本船員を襲撃した場合、海賊の取り調べや逮捕、送検などの任務に当たる海保8人の任命式が行われまました。この後広島県で海上自衛隊と合流した後、3月14日に護衛艦に乗り込んでアデン湾に向けて出港いたしまました。

さて、過去にこの名寄駐屯地の隊員は国連平和維持活動の一環として崇高な使命を受け、ルワンダ、カンボジア、東ティモール、ゴラン高原、イラクに派遣され、立派に任務を完遂し、帰国した実績があひまます。特にイラク派遣に際しては、第1次の派遣部隊として当時の駐屯地司令、番匠幸

一郎1佐を長として多くの駐屯地の隊員がイラクに出発し、1名の負傷者も出さず、見事任務完遂し、帰国いたしました。これは、全国で最初の国際貢献ということで、一抹の不安もあったことがきのうのように思い出されます。今駐屯地隊員としても職種は違うものの複雑な気持ちで見守っているのではないかと推測するところであります。そこで、自衛隊増強要望を毎年防衛省に陳情されている名寄地方自衛隊協力会長である市長に率直な見解を伺います。

3点目に、緊急医療について伺います。ドクターヘリ導入に伴う名寄市の対応について伺います。ドクターヘリが道北圏においても導入されます。これは、緊急治療時間の大幅な短縮となり、極めて望ましい救急医療体制が確立するわけでありませぬ。我が国でも昭和35年ごろから自衛隊小型ヘリに医師を同乗して出動し、重症患者の搬送や登山事故、海難事故などの救急に当たった例があります。また、東京消防庁も昭和42年にヘリ導入、以降6年間に医師同乗の搬送を190件実施された実績もありますが、これらの搭乗医は添乗のみで救急現場において処置、治療を行う、いわゆるドクターヘリとしての搭乗ではなかったわけでありませぬ。国として昭和55年代から研究実験が行われ、平成13年度からドクターヘリが導入され、本格運航が開始され、現在に至っております。今年度の21年度は、新たに8機を含め、全国で24機の導入となります。北海道では、最初に手稲溪仁会病院が平成17年4月、運航開始をしてから4年が経過しておりますが、今年度から道北圏と釧路、根室圏にそれぞれ1機ずつ導入され、北海道では3機体制が確立します。道北は上川、留萌、宗谷の一部を、道東は釧路、根室管内をほぼカバーし、道内の大半はドクターヘリのエリアとなります。道北圏では、旭川赤十字病院が事業主体、基地病院となるわけでありませぬが、手稲溪仁会病院の4年に近い運用からさまざまな課題も浮き彫りになってきているということでありませぬ。

そこで、現在の状況、運航開始までの予定、市民の理解の問題、費用負担の問題、路上着陸等の運航上の問題、医療上の問題、安全確保の問題等の課題等どのように取り組まれるのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 佐々木議員から大項目で3点御質問をいただきました。1番の教育関係につきましては教育部長から、2点目の水道事業の関係については和田上下水道室長から、3点目の救急医療については病院の事務部長からの答弁とさせていただきます。私からは、ソマリア沖の海賊対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

政府は、3月13日、アフリカソマリア沖の海賊対策に海上自衛隊を派遣するため海上警備行動を発令しました。翌14日に海上自衛隊員400名のほか、海上保安官8名を乗せた2艘の護衛艦が広島県呉市の基地から出港し、4月上旬から日本関係商船の護衛を開始することとなりました。年間2万艘の船舶がソマリア沖のアデン湾を行き帰り、昨年1年間で111件の海賊事件が起き、年間約2,000艘通る日本関係船舶の4艘が被害に遭ったと報道されております。現地では、15カ国以上が警備、哨戒活動を展開しており、我が国の海上警備行動では保護対象船舶及び武器使用も大きく制約されるため、政府は13日に海賊対処法案を閣議決定し、国会に提出し、同法案が成立すれば派遣根拠を切りかえるとしております。平成4年成立の国連平和維持活動協力法以降、海外で活動する自衛隊はイラク復興支援など実績を重ねてまいりました。平成19年に防衛庁から防衛省になり、国際緊急援助活動や国連平和維持活動などの海外活動は付随的任務から国土防衛及び国内災害派遣の本来任務になりました。このたびの派遣は、国際社会で応分の成果を果たすとともに、日本船主協会による護衛の申し出を受けた活動で、日本の国益及び直接国民を守るためにも

決定されたものと受けとめております。一方、従来の後方支援から実任務の前面に出ることが想定をされ、イギリス軍やインド軍が海賊と銃撃戦を戦わせたとの報道もあり、派遣された海上自衛隊員及び海上保安官が安全に任務が遂行できることを願っているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教育関係についてお答えをいたします。

初めに、小中一貫教育についてお尋ねがありました。小中一貫教育は、中学進学に際して小中学校の円滑な接続を図ることで、いわゆる中1ギャップを解消し、子供の発育と学習の連続性を重視する教育を行うことを目的として取り組みが行われてきました。小中一貫教育には、3つのタイプがあります。1つ目は同一校舎で学習する一体系、2つ目は校舎を隣接する併設型、3つ目は児童生徒間の交流を促進する連携型となっております。これら一貫教育の特徴は、単に小中学生が同一の校舎や近隣で身近に学ぶだけにとどまらず、学習内容など教育課程全般を洗い直し、9年間の見直しを持って再編成し直すことにあります。そのため学習指導要領で示されている学年ごとの履修内容を変更するなど、特区申請の必要性も生まれてまいります。また、特に編入学の多い学校においては、児童生徒に不利益を与えかねない面もあり、どのような形での一貫教育が望ましいかについては今後慎重に検討していく必要があるものと思われまます。風連地区で行われております風夢プロジェクトは、緩やかな連携教育であり、それぞれの学校の独自性を確保しながら、中1ギャップの解消を図るよう努めてきております。現在市内小中学校の適正配置計画を進めてきているところであり、風夢プロジェクトの成果を検証しながら、これからの学校の配置とあわせ、一貫教育、連携教育も視野に入れながら、総合的な見地から学校のあり方の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育での国旗、国歌についてお尋ねがありました。国旗、国歌につきましては、平成11年の国旗及び国歌に関する法律が制定される以前から各学校において長らく儀式的行事の折に日の丸、君が代として掲揚、斉唱が行われてきた経緯があります。国旗、国歌法の制定以降は、卒業式の式次第などにも国旗、国歌の名称が使われるようになりました。現行学習指導要領においては、小学校音楽の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱いの中で、国歌、君が代はいずれの学年においても指導することとなっております。現在卒業式、入学式などの儀式的行事におきましては、名寄市のみならず全道においてもすべての公立小中学校で国旗の掲揚、国歌の斉唱が行われております。今後におきましても学校教育として子供たちが我が国と郷土を愛し、伝統と文化を尊重する態度を養う上からも国旗、国歌を尊重し、愛着を持てるように取り扱ってまいりたいと考えております。

次に、高等学校教育の振興についてお尋ねがありました。本年4月に開校する名寄産業高校は、電子機械科、建築システム科、生活文化科、そして酪農科学科の4学科から成る学科集合型の専門高校であり、酪農科学科は名寄農業高校で整備されてきた産業教育施設や実習地を産業キャンパスとして活用し、道北地域における農業の担い手の育成を図り、将来の地域産業を担う実践的な知識や技能を身につけた人材の育成を図ることとしております。既に公立高校入学試験の合格発表がなされておりますが、道教委が発表した名寄産業高校の状況は、募集人員160名に対し推薦12名、一般69名の計81名が合格いたしました。さきの議員の質問にもお答えいたしましたが、公立高等学校配置計画による中学校卒業生数の将来推計では、平成21年の上川北学区内中卒者は555名で、平成20年と比較して115名の減少となっております。平成20年は604名と前年比49名の増となりますが、今後も減少は続くものと推

測されます。出願状況が振るわなかったことについては、危機感を持って対応していかなければならないと考えており、今後は学校、同窓会、名寄市などが連携して生徒募集に関して志願者の拡大を図る方策等の検討をしてみたいと考えております。また、酪農科学科における道外からの出願受け入れについても道教委に対して要望してみたいです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） それでは、私から2点目、自衛隊関係についての小項目1、自衛隊の水道事業についてお答えさせていただきます。

現在陸上自衛隊名寄駐屯地の水道事業は、専用水道としての事業認可を受けて給水が行われています。名寄からの都市給水化につきましては、駐屯地浄水場の老朽化により浄水処理が困難になっていく状況を踏まえて要望がされた経緯で名寄駐屯地と平成3年から協議が開始されております。しかし、当時の名寄市浄水場における給水能力の不足から、その後の第2期拡張事業計画においてサンルダムによる新たな水源を確保することを前提に、平成20年以降に給水を行う旨の確認がなされてきました。その後名寄駐屯地における浄水場施設の老朽化が一層進み、早急な対応が必要となったことから、平成16年に大規模な改修が行われ、これにより当面の都市給水化は見送られることとなり、改めて次の駐屯地浄水場施設の更新計画年次になる平成32年を目標とすることに計画が見直しされております。平成20年7月には、駐屯地と再協議を行い、平成32年からの都市給水化計画の再確認を行うとともに、今後も状況の変化などに的確に対応が図られるよう協議が進められることとしています。こうした計画は、本年実施した名寄市水道事業再評価でも反映され、駐屯地への給水計画概要につきましては1日最大給水量1,406立方メートル、給水方式は現行の配水設備へ接続する分水方式とする予定であります。

接続に伴う配水管延長は約2,900メートルになり、その費用につきましては1億8,000万円ほどになる予定であります。

また、新たな水源として予定しているサンルダムにつきましては、昨年の基本計画の見直しにより竣工年次が平成25年と明記され、また平成21年度は漁業者の理解を得た上で本体着工に向けた予算も計上されるなど、今後も計画の推進に向けて必要な取り組みが図られる旨伺っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 救急医療について御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

ドクターヘリにつきましては、さきの代表質問、一般質問においても質問がございましたので、多少重複することになると思いますが、現在承知している部分でお答えさせていただきます。当初釧路、根室を中心とする道東圏域への誘致が有力でございましたが、昨年8月に道北ドクターヘリ運航調整研究会が発足をいたしまして、署名活動、試験運航及びシミュレーションなどの積極的な誘致活動を行った結果、16の消防と55の自治体にまたがります道北圏域にも1機が配備されることになりました。道北の救命救急センターである旭川赤十字病院が基地病院となり、旭川医科大学、市立旭川病院、旭川厚生病院の医師の輪番制により運航が予定をされてございます。今後できるだけ早い時期の運航に向けて運航調整研究会による協議が進められてきます。

なお、名寄市が直接かかわる部分といたしましては、運航調整研究会では名寄市立病院を中継地点として考えております。具体的には、ドクターヘリが名寄よりも北からの出動要請により出動し、患者を乗せて基地病院となる旭川赤十字病院に直行できないときは救急医療機能を備えました当院に搬送されること。また、運航圏を超える地域、おおむね宗谷支庁管内となると思いますが、では

救急車で当院まで搬送し、ピックアップする等が想定されております。

費用負担につきましては、国、道からの補助金で補い切れない格納庫、ヘリポート等の初期投資になりますイニシャルコスト、およそ1億円と言われてございます。また、救急患者搬送時以外の運航にかかります燃料代、機体使用料、操縦士、整備士の人件費などのランニングコストが挙げられてございます。およそ3,000万円というふうに思っております。これにつきましては、現在まで費用負担方法について結論を得てございませんけれども、今後引き続き道北ドクターヘリ運航調整研究会役員会が開催されますので、具体的な論議がされることとなります。名寄市及び名寄市立総合病院長が委員となつてございますので、積極的に参加をしてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それぞれ御答弁をいただきました。冒頭に市長の誠意ある見解をいただきましたありがとうございます。今後とも絶大な御理解と御支援をお願いしたいと思います。

私も答弁でございましたように、これは海上自衛隊の派遣という単なる問題ではなくて、やはりあそこにあるアデン湾のシーレーンの安全確保をして、そして国民の生命と財産を守る。それによって他国等の国際貢献をする。そして、それを実施することによってまた国益にもなると。また、別な面では、余り報道されていないのですが、中国の艦船と情報を一緒に提供して、お互いに情報交換しながら艦船を防衛しようということにもなつて、将来的に中国との相互関係と申しますか、きっかけになるのではないかと思います。ことしの終わりに防衛計画大綱とか、あるいは中期防衛力整備計画が進捗しているわけなのですが、これはこれから自衛隊における国際貢献というものがかつて多くなってくるのではないかと。まして海

上自衛隊なんかは、かなり任務が多くなるのではないかと私は見ているところであります。それで、私は答弁にもございましたように、その中であつてやはりこの海賊対処法が早目に法案が成立することを望んでいるわけでありまして。

それでは、続いて再質問と要望についてやってまいります。まず初めに、小中学校の一貫、連携教育についてであります。先ほど御答弁にもございましたが、風連地区ではある程度連携協議をやっているということでもあります。これは、それと名寄とどういうふうに違うのか、利点と申しますか、効果と申しますか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 風連地区で行われている風夢プロジェクトについては、風連地区の小学校から中学校に行くという部分の中では、日進小学校については日進中学校、その他の小学校については風連中学校ということでもあります。名寄地区の小学校においては、例えば名寄小学校ですと名寄中学校と名寄東中学校に向かうと。そういったようなちょっとまた割き状態のような形で進学先がかわっているという状況になります。そういった意味では、風連地区においては小学校から中学校に連担した学習ができるといったような、そういったような今までの状況にあつたということで、そうした特性を生かして風夢プロジェクトを立ち上げて現在まで行っているということでもありますから、非常に先進的な活動を行ってきているのかなというふうに思っております。名寄地区で今風連地区で行われていることをすぐ取り入れていくという部分につきましては、先ほど言ったように進学先が違うということも含めて、今はちょっと難しい部分があるだろうというふうに思いますが、現在小中学校の適正配置計画等つくっておりまして、将来の計画に向けてそういったことは小中連携、あるいは小中一貫についても考えていくことが必要なのかなというふうに思っており

ます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 小中一貫校については、さきに申し上げましたように、御答弁にもございましたが、こういう今の時期に本当に考えて、将来の義務教育の現場というものを考える時期だと私は思っております。先般「風っ子」という作文、風連のです、あの中に風連中学校の男の子が書いた作文がありまして、その作文の中は中国の四川省の災害でお母さんがメールで子供をかばいながらやったという作文がありました。それを読んで私も感動したのでありますが、やはりああいふ子供が命の大切さとか、あるいは自分のこれからのやりたいという希望とか、本当にああいうふうに作文にして出すというのは、ああいう子供ができるとやっぱりすばらしいなと私は思っております。その子も勉強のほうもできるのだなと思っておりますが、私はこの小中学校の特色というのはやはり一貫した教育というのが一番の魅力だと思います。それで、特に知力とか徳目とか体力、これは本当に一貫してやることによって教育の効果が上がる。佐藤靖議員の質問にもありましたけれども、適正配置のことではなくて子供の教育があつてなされるものだと、こういうふうにも思っておりますし、体育なんかは再三御答弁を聞いておりますと大分体力が落ちて、北海道あたりも最下位のほうだということなどが、これは動かぬ証拠なのです。これは、大胆でも何でもなくて動かぬ証拠なのです。これは、やはり体力でもちゃんと積み重ねていけば、本当に急にやるものではないので、私もスキーを担当したことあるが、着実にやっていくことによって体力が増勢したり、技術がうまくなったりするということになりますので、一貫教育をぜひ検討していただきましてやっていただきたいと、こういうふうにも思います。

次に、学校現場での国旗、国歌についてでございますが、まず最初に市立大学のほうはどのよう

な現況になっているのか伺いたと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 国旗、国歌に関しての大学での実態と、こういうことでございますが、大学主催の行事の中では入学式、卒業式での対応ということになるかと思いますが、昨日実は短期大学部の48回目の卒業式がとり行われました。その内容につきましては、これまでの慣習に従いまして、国旗の掲揚あるいは国歌の斉唱というのは行わないで、式場には名寄市の市旗と大学の校旗を掲げてとり行っております。新入生を迎えての4月2日に入学式が予定されておりますが、これまでこの方式が定着をしているというようなことで、同じような方式でとり行うところになっております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） わかりました。

国旗、国歌は、法律で制定、施行されたわけですから、これは強制するものではないかもしれませんが、施行されたという形のその考え方は前向きにちょっと考えなければいけないのではないかと私は思っております。要は、これはだれが責任あるのか、だれが何で教育しないのかというのは今答弁といってもなかなか答えられる状況ではないと思っておりますので……

（何事か呼ぶ者あり）

○6番（佐々木 寿議員） ちょっと静かにしてください。王貞治が、有名な世界の王ですけども、この王が日本国籍を持っているのではないかと考えているのですが、台湾国籍で今いるのです。それで、この王がある記者に対してこういうことを言ったというのです。日の丸を見て、そして君が代を聞くと自然と胸が引き締まる思いがすると。若い人は、なぜ立たないで座ったままでいるのかと。何をやっているのだと。祖国愛がないのかと自分で言って、私はそういう点では日本人より日本人らしいと、こう申しているわけです。日本の国にあって国旗、国歌を本当にしっかりと

理解して、そしてやはり今は愛国心とかというのはないので、伝統と文化を尊重して、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他の国を尊重して、そして国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うというふうになっているわけです。これは、まさに最初の問題に国旗と国歌というのは、先ほど答弁はちょっと私の欲するところが答弁されていなかったように思うのですが、私は基本的にはこの国旗、国歌というのはどういうふうな成り立ちでどういうふうになって広まるようになったのか、何で君が代がなるのかということを経験の現場で教えることが大切なのではないかと。国旗であれば、島津藩の篤姫のあれであります島津斉彬公が昔の1文字の、数字の1を丸にした、四角い中にやったのだったということですが、これを日の丸にしたと。これは、本当にそういう歴史があると私は認識しております。それで、またこのときにそれまで国旗というものが余り取りざたされていなくて、要するに外国船、船に対して本当に船にその国の旗を掲げるというのが始まりだったのだと思いますが、国歌はまたこれも島津藩のものが、要するにイギリスの軍隊のフェントンに頼んでつくったということなのです。それで、これはもう歴史とかいうものをしっかりやっぱり教えておく必要があると思います。そういう現場のあれというのは、どういう科目でそれでは教えているのか、今の現状でちょっとお話を聞きたいと。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 国旗、国歌について、そのいわれについて教えるべきでないかということとあります。国旗についてということと申し上げますと、学習指導要領においてはそのいわれや歴史的経緯について特に指導する場面を設定することにはなっていないということになっています。しかしながら、先ほども申し上げましたように儀式的行事、入学式、卒業式あるいは運動会、そういったところでは掲揚するというようにしてあり

ますから、そういった部分の中で子供たちがそういった時々には国旗は掲揚されるのだらうということがそういったことを感じるのではないかとこのように思います。

それから、国歌につきましてですが、これについてはすべての学年で音楽の教科書で掲載をしているということでありまして、また学習の折あるいは行事の折に国歌については取り上げているということとあります。先ほども申し上げたように、儀式的行事の中でもそれを取り上げているという状況にあります。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 私も先般中学校の卒業式に参加させていただきました。生徒も口ずさんでいる者とほとんど歌っていない学校もありましたが、これはやっぱり教えないから歌わないのか、恥ずかしいのかわかりませんが、今後ともしっかりとこれに関しては取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、高等学校の教育の振興でございますけれども、特に産業高校の場合は本当にせつかくでき上がったのですが、なかなか出願率が低いということで、私も学校の校長先生とかにもいろいろと御交誼があるわけなのですが、学校の問題もありませんけれども、行政としても何らかの手を打たなければいかぬとこれは思います。12月に光凌高校の保護者にアンケートが出されまして、87%の保護者の方が学校行事の企画、運営に当たって生徒一人一人の自主性を尊重するなどの配慮ができていないというふうには評価しておりますし、また体育、健康に関する指導、性教育の講演会とか薬物乱用防止教室なども通して生徒も命の大切さを知り、健康で安全な生活が送れるように指導されているというのが80%以上あるのです。こういうアンケート、数字の高いものが、大体こういう20項目においてアンケートをされているわけですが、ほとんど65%以上ということで、か

なりの評価をされているということでもありますので、先生方もかわりませんので、こういう教育現場についてはしっかりとこういうふうな成果にはなるような取り組みになるのだらうと思いますし、これをせっかくのこういう学校ができていのに、やっぱり行政、この名寄に存在する高校、名高でもあり、風連高校なくなるわけですけれども、そういうものをしっかりと支えていくのが行政の役目だと思いますので、具体的なものはないとは思いますが、何から手つけていいのかわかれば、宣伝も足りないのではないかと思います。それから、どうせやるのだったら、地方から来る人は何らかのメリットをやって、バス代をただにしてやるのかと。そこまでどうだかわかりませんが、ある程度そのぐらいのことをやらないと名寄に集まってこないのではないかと思いますので、前向きな考え方で支援をお願いしたいと、こういうふうに思います。

次に、自衛隊の水道事業に関して質問いたしたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木議員は、答弁要らないのですか。

○6番（佐々木 寿議員） 済みません。アンケート等で、具体的にはそれでは一番先に何から取りかかっていくのか、ちょっとお願いしたいと思います。済みません。

○議長（小野寺一知識議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほど部長の答弁にもありましたように、今回の名寄産業高校の出願者数が大変少なかったと。まだ2次募集が残っているわけではございます。きのうの合格発表では、82名の出願者のうち81名合格者を出したということで、残り29名の2次募集に入るわけです。今お話しのとおり、余り時間がないので、かいつまんで申し上げますとやはり学校がいろんな特色を持たせることがまず1つあるかなと。それをしっかりとPRするという学校独自

の努力、それから行政サイドで何ができるかということも考えていかなければならぬ。行政の支援体制としては、1つには出願者を全国1区にするという方法がございます。今までは、道内1区であります。これを全国1区にしてはどうかということ。あるいは、教育活動をしっかりと保障する、こんなことは道教委にこれからもしっかりと要請してまいりたい。それから、もう一つは、私たちサイドの努力も必要であり、同窓会や地域関係者、あるいは名寄市教育委員会などが中心になってやはり生徒を募集する、そんな活動をしていかなければならないと、こう思ったりしているところでもあります。もう一点は、やはり市立大学との連携などもしっかりとしたPRのポイントにしていくことも大切なこと、こう思ったりしております。ことしは、風連以北中川までが300名程度の卒業生なのであります。一番少ない卒業生ということで大変危機感を覚えていたのですが、そのとおりになると。それに比べて旭川地区のほうはひとり勝ちみたいな感じで応募者がふえたわけです。先ほど旭川農業の例もございましたが、後継者を育てるという大切な営みでは名寄農業のほうははるかに上回っているのです。そういうことも私たちは十分認識しながら、さらに特色ある学校づくりに向けて進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 大変失礼しました。

次に、自衛隊の水道事業について質問いたしますが、名寄市の水道事業中期経営計画、これは19年から23年度まで一応期間になっているのですが、ことしはその半ば付近ぐらいになるのだと思いますが、これまでの状況はどのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知識議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 名寄市の水道事業の中期計画でございますけれども、平成19年から23年までということでの5カ年で計画をし

ています。現在第2期拡張事業を反映しながらの計画で進めているところでございます。この間水源開発事業に対する、サンルダムなのですけれども、これに対する名寄市負担金の進捗率につきましては72.8%、また拡張事業全体の進捗率では約73%を終える予定となっているところでございます。また、収支計画においても平成20年4月に風連、名寄の水道料金の改定並びにこれまでの行財政改革に係る経費の節減など等々で、当初計画に基づいた進捗が図られてきているものと考えています。また、21年度には計画の中間年としまして平成20年度の決算確定後、こうした進捗状況を議会及び広報またはホームページなどで報告する予定としているところでございます。また、この時点で必要な見直しも進め、後期年度に反映させることとしておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） わかりました。

この水道事業に関しては、先ほど御答弁にありましたようにサンルダムができるということが物すごく影響してくるということでありますので、今自衛隊が使っているのは自衛隊独自のものなのですが、例えば風連地区の自衛隊の水道上の、このままやった場合とそれをダムができて配管をして維持した場合とどういうふうな、金額にして大体自衛隊の場合はそのまま維持すると8億円ぐらいかかるのではないかという見積もりなのですけれども、そのままサンルダムができて自衛隊の配水もやった場合となるとどのぐらいの開きがあるのでしょうか、金額的に。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、自衛隊まで管を持っていくのに2,900メートルありまして、口径にしましたら200ミリメートルの配管が入ってきます。その中で工事費としまして、今の積算では約1億8,000万円ほどで工事が終わるとい

ことになります。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それだけで終わるといふ、それなら先ほど私が言った自衛隊の関係でそのまま使った場合は8億円と聞いているのですけれども、風連の場合も大体そのぐらいの金額になるのでしょうか。風連と合わせて1億8,000万円ということですか。自衛隊だけで。風連は…。

○議長（小野寺一知議員） 和田上下水道室長。

○上下水道室長（和田 博君） 風連につきましては、平成21年から5年計画で、今25年まで計画を持ちまして配管工事しているのですけれども、約3億円ほどと思ひますけれども、そのぐらいの事業費で終わると思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 自衛隊も役職が2年ぐらいになるとかわって、行政のほうも担当者がかわるといふふうになりますので、これは今後ともその都度かわられたときにはしっかりと連携をとってもらって、実現に向けてやっていただきたいと思ひます。要望しておきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域商工業への支援について外1件を、駒津喜一議員。

○9番（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告どおりに質問をさせていただきます。

昨年末におきまして、道内の経営動向調査では

過去最悪の業況となり、名寄市の金融機関による景況調査でも悪化した企業が前年同期で3.3%悪化と答え、来期の見通しも大幅に悪くなる予想になっております。今回緊急雇用対策の予算が実施されますが、市内の雇用割合が第2次産業、第3次産業合わせて85.5%を占めるその中、特に中小零細企業に今早急に支援を対策をしなければ雇用問題も改善の方向には向かわないと思います。

そこで、商工業への施策についてお尋ねをします。1番目に、名寄市融資制度及び各助成制度について質問をいたします。融資を受ける企業としては、あっせん機関に融資申し込みをしてから融資実行までなるべく短時間でを行うことが資金運用の面から好ましいことですが、現行の市融資制度の手続ではあっせん機関から市に申し込みが行き、確認書を添付してあっせん機関に戻り、金融機関に申し込みが行く流れになっております。この手続を簡略するだけでもかなり時間を短縮できることとなります。事前に市の担当者に預託金の確認をしているにもかかわらず、このような融資の流れになっているのは、市税の確認以外に別に何か審査されているのか、また別に意味があるのかをお聞きしたいと思います。

次に、中小零細企業に支援する助成金の中でチャレンジ支援事業についてお尋ねをいたします。この制度は、改善の要望にこたえていただいて制度化されまして、中小零細企業にとっては大変有益なありがたい制度でございます。しかし、この不況化の下ではより利用しやすく事業の活性化を促すためにも改善が必要だと思っております。中でも300万円以上の設備で補助率が20%、限度額が100万円の支援でございます。原材料が値上げしている現在、店舗内増改築だけでも平均的には500万円以上はかかり、新築になれば平均的に1,000万円以上かかるのが現状です。この支援助成金を補助率を上げて限度額を引き上げ、時代の状況変化に応じた基準の見直しが必要だと思っておりますが、御見解をお尋ねいたします。

次に、商店街の若手後継者育成事業の取り組みについてお尋ねをいたします。郊外量販店の出店及び消費の低迷などにより、市内の商店街は大打撃を受けております。しかし、その中で逆に商店街の活性化と自店の再生を目指し、若手経営者を中心に小規模ながら研究会を開催している動きが出ております。また、先月2月14日には若手経営者が中心になり、5丁目、ポケットパークで開催された雪フェス協賛フェアには、大勢の消費者が集まり、スノーラタンに装飾された会場で、用意された商品が早い時間に完売になるほどの大盛況でございました。こうした動きを継続し、他の商店街にも拡大するためにも、さらに風連地区駅前再開発の市街地の建設後のソフト事業を推進するためにも、こうした商店街同士の連携を図れるソフト事業のネットワークづくりに商店街若手後継者育成事業の支援が必要だと思われませんが、御見解をお聞きしたいと思います。

次に、小項目の2番目として、地域循環経済について質問をいたします。地産地消を初め地域内のお金の流れが外に流れないで循環することは、市財政面からも地域経済にとっても大変大切なことですが、中でもリフォーム補助金による地元建設業の受注は、地域経済に大きく貢献しております。さきの報道では、発注高が3億400万円と言われておりますが、その経済波及は下請工事や従業員の給料とその効果はそれ以上のものがあると推測されます。市民サービスを初めこの事業が地域商工業者の振興のためにも継続、維持を切に要望するところでもございます。この事業同様に地域振興商品券についても地域循環経済の効果として有効な事業だと思います。今回の国の定額給付金の支給に合わせてのプレミアつき商品券については、商業振興にも効果が当然ありますが、その適用範囲の広さから地域の活性化にもより効果があると思います。意味合いとして、地域の振興として実施されると認識しておりますが、この点について御意見があればお聞きしたいと思います。

次に、産消協働について質問いたします。道が推奨しているこの事業は、産業と消費者が協働で地域の活性化と地域循環経済の確立を図るものです。地産地消は食が主体になりますが、地域には食だけではなく生産向上や商工業のサービス業など特徴ある企業とともに地域の消費者と協働で進め、地域の活性化を図る、こうした動きが道内各地で見受けられるようになりました。当名寄市にも精力的に事業を展開している企業がございます。中でも先日の当市政クラブの代表質問にもありました王子板紙名寄工場あるいはニチロ畜産など、このような誘致企業にも産消協働の推進が必要だと思えますし、特にこれらの企業には市民との連携する組織をつくる必要性もあると思えますが、御意見をお聞きしたいと思います。

次の大項目の2番目といたしまして、コンピューターデータセンターの誘致について質問をいたします。コンピューターの処理速度が年々速くなっております。早くなれば便利な反面、弊害もございます。一番の問題が熱です。昨年洞爺湖サミットでコンピューターの台数が非常に多いプレスセンターの冷却に雪を利用した冷却施設として紹介されました。地球環境問題に適用した施設として、世界各国から高い評価を受けていました。これをさらに発展させ、巨大なデータを蓄積して操作するデータサーバーの冷却にも雪を利用するという構想があります。従来データサーバーの消費電力の70%が冷却に使われると言われております。このサーバー施設に雪山を隣接して、雪の冷気を利用することでサーバーの消費電力を半分以下に抑えることができ、さらに廃熱をビニールハウスに取り入れ、暖房に利用し、農産物の育成などに再利用するなど、地球温暖化対策等経費削減につながり、いろいろな分野で注目をされています。それには、雪の量と土地の値段と総合的にも北海道が一番適した地域ということで、室蘭工業大学の媚山教授が中心になり、ホワイトデータセンター構想として8年前から研究されている構

想でございます。昨年12月28日付の北海道新聞の1面に大きく報道された内容では、最初に美唄市で21年度から実験を始めることになっております。国内のデータセンターは、全部で200前後と言われております。美唄市で実現できてもごく一部ですが、その研究の意味は大きなものがあると思えます。媚山教授の構想によれば、これから3年間で国内データセンターの7割を北海道に誘致し、行く行くは東アジアのデータセンターハブにしたいと考えています。こうした一連の条件を考えると、このデータセンターには名寄市が一番適した土地だと考えられます。冬の寒さと強風が余りなく、旭川空港に約2時間という地理条件、氷室の建設、研究も実績があり、冬期間の農業生産物の発展性もあり、その効果は経済面だけではなく地球環境を考慮した自然の産物、雪を利用することなど大きな意味と地域活性化の可能性を持つと考えられます。またさらに、アメリカの大手ソフト会社は、北米の極寒地にサーバーを建設する予定がございます。政府系のバックアップデータセンターは、アイスランドにあるというふうに言われております。確定しないのはテロの心配からですが、当地名寄市には自衛隊駐屯地があり、保安面からも官民間わず安心して設置できる条件が整っている最適な場所と考えられ、駐屯地の増強にもつながります。今現在は実験段階ではありますが、実現する可能性が大きいこのプロジェクトに名寄市として参加する価値があると思えますが、御見解をお聞きしましてこの場での質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま駒津議員から大きな項目で2点にわたりお尋ねをいただきました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては総務部長からのお答えとなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、商工業振興の部分でございますが、名寄市の融資及び各種制度の見直しについてのお尋

ねをいただきました。設備資金に関しましては、風連商工会、商工会議所、中小企業相談所を介したあっせんの申し込みで、市の同意をもって融資実行というふうな手続になっております。設備資金につきましては、運転資金、経営資金とは違いまして、融資対象外としている投資でもあります。その審査及び利子補給の補助も行っているため、設備資金の有効性の判断もあわせ、あっせん協議といたしているところでございます。商工会、中小企業相談所についての信用度は十分にあるというふうに理解をさせていただいております。今後各指導団体と協議を行い、事務手続の簡素化ができるかを検討し、中小企業者が利用しやすく、かつスピーディーな融資制度になるよう努力してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

チャレンジ支援事業は、平成19年度に中小企業振興条例施行規則を一部改正いたしまして、支援策の見直しを行った際に新設した助成制度でございます。それまでは、中小企業に対する店舗の改修、設備投資に対する助成は中心市街地に限定した中心市街地近代化事業だけでありましたけれども、チャレンジ支援事業は市内全域において新規創業事業、第2創業支援、店舗支援の3種類のメニューを持って新たな取り組みを支援していくというふうにさせていただいているものでございます。現時点では、制度創設以来平成19年度に1件の実績がございました。今後新たに商売を始める方、また商売を営んでおり、新たな取り組みを行おうと考えている方には心強い制度だというふうに思っております。御質問のありました補助率、補助限度額の見直しにつきましては、現在の助成制度は平成21年度で改正3年目を迎えます。新年度におきまして利用実績の分析を初めといたしまして、商工会議所、風連商工会とも協議を行い、利用しやすく、時代に即応した助成制度となるように中小企業振興審議会に御相談をしながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、商店街若手後継者育成事業の取り組みについてお尋ねをいただきました。商店街の中で若手経営者が青年部の組織化と経営等についての研究会を行っているようでございます。商店街の経営者の年齢構成は20代は0.8%、30歳代は5.5%と高齢化が進んでおり、将来の商店街を担う若手の動きは街区の活性化、さらには存続に不可欠なものであるというふうに認識をいたしてございます。去る2月14ないし15日の雪質日本一フェスティバル時期に合わせまして、五丁目商店街振興組合主催によりますスノーランタンとあったかイベントがポケットパークで開催され、甘酒の無料サービスなどもあり、多くの市民でにぎわったというふうに聞いてございます。また、市内農家と商店街による農業と商業のコラボ販売では、卵とお米の格安販売、対面販売を通して消費者との交流を深める初めての企画でありまして、商店の原点を見た思いをしているところでございます。五丁目商店街振興組合の自主的なすばらしい動きが出てまいりました。今後商店街全体に広がってほしいものというふうに願っているところでございます。

次に、地域循環経済についてのお尋ねをいただきました。昨年12月に1,500セット、本年1月に4,000セットそれぞれ10%つきプレミアム商品券を発売し、好評を得たと判断させていただいております。名寄市では、3月30日に第1回目の定額給付金の支給を行うに当たりまして商店街連合会と商工会議所と協議をいたしました。購買力の市外流出防止、地元での消費拡大が求められているために第3弾の10%つきプレミアム商品券の販売を行うこととなりました。発行は1枚1,000円の商品券が11枚で、1セットで1万円、これを7,000セット用意させていただきました。1人5セットを限度として商工会議所、風連商工会で3月30日から販売することとなりました。定額給付金の総額支給につきましては4億8,000万円ほど見込んでおります。商品

券による消費額は7,700万円となり、地域の活性化に期待しているところでございます。

なおまた、リフォームの分につきましてもお尋ねをいただきましたけれども、今年21年度で3年目を迎えますけれども、大変公表をいただいております。今年度につきましても引き続き支援をしてみたいというふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、産消協働についてのお尋ねをいただきました。お尋ねありました地場生産物のブランド化の推進につきましては、先日商工会議所は地場農畜産品を活用した新たな名寄ブランドの開発に向けまして、天塩川流域「なよろブランド」創造研究委員会を組織し、地域資源によるブランド形成の方向性、活用方法などに関する勉強会を行い、地域資源を活用した新製品の開発への取り組みをスタートさせたところでございます。御案内のとおり地域ブランド化の取り組みにつきましては、この名寄地域におきましては喫緊の課題であり、農工商連携と連動させ、成果を求めているかなければならないものと考えております。先ほどお話ありました研究会の立ち上げも含めまして、呼びかけができるかどうかについて模索してみたいと考えております。

また、誘致企業に対する支援につきましては、例えば誘致企業で製品化しているタイヤを積極的に利用するなどの取り組みを行った経緯もあることなどから、誘致企業での製品を地域で購入し、消費するといった取り組みが大変大きな支援策になるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目の2つ目、コンピューターデータセンターの誘致について、ホワイトデータセンター構想の研究とデータセンターの誘致の可能性についてお答えいたします。

データセンターは、耐震性にすぐれたビルに高速な通信回線を引き込んだ施設で、自家発電施設や高度な空調設備を備え、セキュリティーを確保した建物にコンピューターネットワーク集中管理でサーバーを利用者に提供していくものであります。ホワイトデータセンターとは、この施設及びサーバー等の冷却に電気の冷却装置を使わず、氷雪の利用で電力の大幅削減をしようとするもので、2008年6月に室蘭工業大学、北海道環境財団、IT関係企業など10団体で構成し、北海道庁、北海道総合通信局がオブザーバーとして北海道の特徴である冬の氷雪を蓄積して夏のサーバー冷却に利用することでデータセンターの電力削減を行う北海道グリーンエナジーデータセンター研究会が設立されたところであります。本名寄市も雪を利用した冷却施設として平成14年度に名寄市ゆきわらべ雪冷貯蔵施設、翌平成15年度には名寄市風連農産物出荷調整利雪施設の実績を持っております。誘致につきましては、北海道の雪の環境を生かした電力省資源の試みであり、利雪・親雪の視点からも期待するものであります。ホワイトデータセンター構想として実験段階でもあり、また北海道グリーンエナジーデータセンター研究会で道内における立地調査の候補地の選定について既に作業が行われているという情報もあります。データセンター自体の需要、立地条件など調査が必要になるなど、技術確立の推移を見守りながら、今後とも情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） それでは、大きい項目で2つ、それぞれ御答弁をいただきましたので、これから再質問をさせていただきたいと思っております。順番が逆になりますけれども、その辺御了解いただきたいと思っております。

ただいま御答弁いただきましたホワイトデータセンター構想でございますけれども、御答弁いた

だいたとおりに今は本当に研究段階、そして美唄市におかれましては若干の実験設備を本格的に21年度から設置して行くということでございますので、まだまだ具体的な部分というのは非常につかみにくいところはあります。また、このデータセンターが国内で200あるという数値の中で、200のデータセンターがどれだけ雪の冷却を利用して北海道にこの設備をするかという部分についてもまだはっきりした数字も希望もとっていない状況でございます。しかしながら、関西のほうの大阪の商工会議所ではこの企業に対して移設の計画があるかという、そういった調査も近々まとまる予定ではございます。さらに、グリーンエナジーデータセンター研究会におかれましては今まで参加した企業、あるいは行政だけがほかの方は寄せつけませんよという対応ではなくて、これから参加する方もということで門戸を広げているところの団体でもございます。特に雪を利用するという面では、行政の排雪の処理が非常に大きく影響してきます。排雪の雪をこのデータセンターのところに持っていかなければいけない。それには、民間では大変でございますので、やはり行政の力をかりてこういったデータセンターに運び込むという、そういった行政の力が大きく影響する施設でもあると思います。この需要供給に関しましては、まだまだそういったことで数値的には申し上げられないところがありますけれども、これからの名寄市の先日どなたかのありましたけれども、名寄市がこれから地球環境を考慮した環境の自然を大切にしたい名寄市にするという部分でも、この施設の導入は非常にそのテーマにぴったり合う施設だと思います。実現性がなくてもこれから非常に希望の持てる計画であります。そして、この室蘭工業大学というのは非常に身近な大学でありまして、何人かわかりませんが、市の職員の中で室蘭工業大学卒業の方を若い方で2人確認しておりますけれども、そういったことに室蘭工業大学を卒業された職員の方も何人かおられるとい

うことで、ぜひこういった人脈を使ってでも今から、もうどこかデータセンターのほうへ候補地ありませんかと言われたときには遅いのです。もう先にこういった組織に加盟して、そして携わっていくべきだというふうに考えるのですが、その点についてどういうふうな、御意見がありましたらお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 立地の関係につきまして、先ほどの北海道データセンターの関係につきましては既に工業団地を持っているところというところで一定の選定をしているという情報を得ています。残念ながら名寄市につきましては、大橋の食品流通加工団地のところの届け出はしているのですが、そういう部分ではちょっと一歩出おけているのかなという感じはします。これは、向こう側のほうの選定のベースが工業団地、工業立地ということですので、この辺につきまして今駒津議員から提案になりました室蘭工業大学を通じまして、この辺の情報がどの程度の熟度のものなのか、この辺の確認行為と、それからできるだけ連携というか、情報を得られる形での努力についてはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 前向きに取り組んでいただくということで、ぜひこの件に関しては見落としのないようにパイプをつくっていただいて、継続してアクションを起こしていただきたいというふうに思います。

次に、市の融資制度と商工振興の部分で、融資制度と助成金制度でございますけれども、これから協議会なり金融機関との話し合いで、そういった簡略化する手続の簡略化について話し合っていくということですので、その辺この一連の手続については市の設備資金だけなのです。経営資金については簡略化されて、月1度金融機関からの報告書で終わらせているということなので、ぜひこ

の設備資金の手續に関しましても経営資金と同じような流れで簡略化していただきたいと思ひます。この預託融資金般に言えることなのですから、たとえあつせん所がおたくへ貸し出しオーケーですよといつても、實際受ける金融機関がおたくの会社には貸せませんといつたら、これはだめなのです。要するに制度融資そのものが金融機関の判断にゆだねられている部分が非常に多いといふ。ですから、せつかくいい制度であつても中小企業、経営の中身が悪化している企業にはなかなか受けられない。そういった非常にマイナス面を持っているところの融資でござひます。そうすると、中身がいい企業しか受けられない、そういう不公平なところもござひます。そういった意味で国民金融公庫などはセーフティーネットという特別な融資を設置して、そういった融資できない困難な企業を救済するといふ、そういった制度も設けていふようでござひますけれども、これから市の融資制度についても、昨今経営難の企業が地元でも大変多く、店を畳むといふところもござひます。そういったことを未然に防ぐためにも、この市融資のメニューの中にセーフティーネットといひますか、そういった救済できるような制度融資はできないものかどうかお尋ねしたいと思ひますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねいただきました設備資金に限つてなのではいふけれども、私どものほうの事務方のほうとしましては、金融機関、商工会議所、そういったこつう資金の全般、設備ばかりではないですけれども、資金を貸し出すときに打ち合わせをさせていたひております。今お尋ねありましたように、金融機関は金融機関なりの事情といふものがあるのだからといふふうと思ひております。私どものほうは、資金を預託をさせていたひて、その中での貸し付けといふことが設備、運転資金含めてあると思ひますけれども、経営もそうすけれども、そつ

たものにつきましてはやつぱりそれなりの理由があつて手續を踏んでいくのだからといふふうと思ひております。ただ、こつう御時世ですから、今スピード感を持ってといふことが常に叫ばれておりますものだから、そこら辺は金融機関のほうにもお話をさせていたひますけれども、貸し出すのは最終的に議員お話をありましたように金融機関からの融資といふことになりまふものだから、そこら辺は御理解をいただきたいと思ひておりますし、また制度の中身も今ちよつと私ども正直申し上げて合併して3年たちまふすけれども、初年目のときに中小企業の審議会の議を経て制度をスタートさせていたひていふのですが、これも3年間たつて目まぐるしく変わったなど、こんな実感をしております。そんなことでは、ぜひ地域の中に使つていただけるといふような使い勝手のいいよつうなそつうな仕組み、枠組みをつくらなければならぬといふふうと思ひておりますから、先般どなたかにもお答え申し上げましたように、早い段階で審議会を開かせていたひて、御意見等丁寧にはちよつだいして、きめ細やかな資金対応ができるかどうか、検討してまいりたいと思ひておりますので、御理解をいただきたいと思ひております。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） ぜひきめの細かい御配慮をいただきまして、市内の中小零細企業のために市のほうで引き続きさらなる支援をお願いしたいと思ひます。

この融資制度及び助成制度につきましては、リフォームの助成金を初めとしまして、農業に対する支援と同じよつうに支援をすることで企業の中身が潤い、そしてそれが固定資産税、そして働く方々の住民税といふことで、それが言ひ方は悪いかもしれませんが、市が企業に投資する形で、元が取れるといひますか、その企業が形を変えて市の財源の中にそつうな形で税金として還元できるといふ部分で非常に有効な、市の財政にとつても

プラスになる支援策だと思しますので、この辺農業政策も同じだと思えます。農業も支援すればするほど生産高が上がり、それがいろいろな形で市の財源に返ってくる。これは、まさしくこの地域循環経済のスタート点だと思えます。市の助成により市の財政も潤うという、還元できるという意味では、これぞまさしく地域循環経済のスタート点だと思えますので、ぜひこの支援を絶えずこれからも、リフォームの場合は平成21年度で完了する事業ではございますが、引き続き次の年度におきましても御検討いただくように強くお願いを申し上げます。

次に、商店街の若手後継者に対する支援ということで、商店街の担い手と申しますか、後継者も農業生産者と同じように、若手の担い手さんが今聞きましたら0.2%ですか、20代が。後継ぎがないという状況が非常に危機感があります。そういった意味で、その中でも年齢はある程度達していてもこれから20年、30年先商売をやっていこうという方、意欲のある方もいらっしゃいますので、そういった方を救済するといえますか、支援する意味でも5丁目のポケットパークの事業だけに限らず、ほかの商店街にもこういった動きが波及できるように、若手後継者の育成事業ということで支援をしていただきたいというふうに思っております。また、これにつきまして商工会議所のほうでも何か要望されているというふうにお聞きしたのですが、その中身についておわかりでしたら、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 会議所のほうからは、多岐にわたって要望が出ております。今駒津議員がお話ありましたように、私も先ほど御答弁をさせていただきましたけれども、課題は何だというのはやっぱり後継者、若手の後継者が少ない、担っていただく方がいないということなのだと思います。あわせて後継者の方々の意識が低迷しているなというのが、私率直にそう感じました。さ

きの新聞の中でも後継者の記事が載っておりますけれども、私機会あるごとにこの3年間若い方々と交流をさせていただきました。経営を営んでいらっしゃる方々は、それなりの情報はきちっと持っていらっしゃるのしょうけれども、その情報がどうも家庭の中、家の中で共有されていないのではないか。それから、若手後継者含めて出る機会がないのではないだろうかというようなことが実感としてあります。したがって、これからこういう機関を通じてそういった組織をぜひできないかと。いわゆるお話をフランクにできる場と申しますか、そういった場をつくるのがやっぱり先決だろうというふうに思っております。そんなことからすると、私どものほうからも呼びかけ、働きかけをさせていただきますが、商工会議所という、青年会議所となるのでしょうか、わかりませんけれども、ぜひそういう方々の世代の方々にお集まりをいただいて、やっぱり話しすると。ここから事が始まるのだなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。決して若手後継者のほうに支援をしないということではないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 商工会議所のほうからもそういった声が上がっているということでございますので、ぜひそういった行政としてのできる範囲の支援を今後ともお願いしたいというふうに思っております。

また、私も自身はそうなのですが、Uターンでこちらのほうに帰って就職を探しているという人材も数多くございます。そういった人材は、やはり若手の方でなければなかなか情報が察知できないという部分もございます。そういう受け入れの団体、グループがあれば、Uターンで職を探したいという、そういったネットワークも失礼な言い方をすれば網にひっかかると思えますか、そういったことでは非常に有効な組織だというふう

に考えますので、ぜひこういった若手後継者の団体なり事業なりに支援をしていただきたいというふうに強くお願いをしておきます。

大体皆さんお疲れのようでございますので、早目に終わりたいというふうに考えておりますので、最後に1点だけお聞きしたいのですけれども、地域商工業の振興ということで、また商店街のこれからの行き先においていろいろと中活の方向が非常に影響してくる部分もございまして、1点だけちょっとお聞きしたいなと思っておりますので、御了解ください。さきの代表質問等にお答えしていたいただいた答弁の中で、産業局ですか、経済産業局のほうで、これがヒアリングなのか、事前調査なのか、口頭なのか、どういう形で行かれたのかちょっとわかりませんが、熟度が足りないということで、実現性が足りないということで返事をいただいたという部分なのですけれども、この部分について御返事をいただいた時点で駅前再開発といえますか、駅前の構想、企画についてはその時点で入っていたのか、その計画の中に。もしくは、入っているのでしたら、今進めている内容でお話しされたのか、その辺ちょっと確認をしたのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 3月3日というふうに記憶をしているのですけれども、出かけました。そのときには、ちょっと戻ってそのプロジェクト会議のほうから出てまいりましたのは28の事業でございました。それを実施に移せる精査をしようというようなことで、17の事業に絞り込みました。その中には、駅横、それと3・6のコア事業、いわゆる核となる事業というふうなことで経産省と、それから北海道のほうに、北海道開発局にも行ってまいりました。経産局に行きましたら、担当の補佐さんは名寄に精通されている方でございますので、昨年8月にもこちらのほうに出かけてこられていろいろつぶさに町並みの部分を見ていかれたようでございます。それから、

地域の中での熱意、つまりコンセンサスです。合意形成です。こういったものがどこまで熟度が高まっているのかという部分も察知していったようでございます。そんなことからして、向こうに出向いて私ども御説明しましたけれども、何はともあれ事業ありきではないのですよということでございます。再三にわたって私申し上げてきましたけれども、事業ありきではないのです。その商業、いわゆるつまり名寄のまちをどういうふうに変えようとするのか、まちづくりをどうするのかという考え方に立ってほしいということなのです。それは、官民、市民の方々こそぞって皆さん方、あるいはほかの町村の方々も入っていただいてもいいというお話までしておりました。そんなことで名寄のまちをどうするのかと。名寄の顔をどうつくるのだということを実際にみんなで議論してほしいと。そして、合意形成を、コンセンサスをつくってほしいということでもございました。そんなことからすると、ただ単に駅横だよ、3・6だよというふうな事業当て込みのプランではだめなのだということでもございます。つまり結論的に申し上げますと、熱意がないというふうには感じてまいりました。そんなことからすると、もっともっと熱い熱意を持って、こぞって総意で事業をつくっていくと、こんなことが大事なのではないかなと、そんな考え方を持たせていただいて帰ってきたところでございます。

以上、申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 大体わかりました。このことについては、この場では質問を避けたいと思いますので、また予算委員会の際に、ちょっとお聞きしたいことを再度予算委員会の場でお聞きしたいと思いますので、これはただいまの答弁をある程度了解をいたしました。

ただ、中心街活性化事業は、コンセンサスを得る過程においても非常に難しい面を持っております。ですから、今回の打診に懲りず、まず仕切り

直しするのか、再度今ある計画を練り直すのか、それはいろいろな手法があるとは思いますが、引き続き中活の推進をこれからもお願いしていくところでございます。

もう一つ私のほうから要望がございまして、先日市政クラブの代表者質問の中に駅横の中ホールの建設を提案させていただいたのですが、先週商店街の役員の方に非公式でございまして、こういった計画を会派で出しますよということをお伝えしましたら、大変喜んでいただいて、こういう構想は商店街の中心街に人が流れる要素なので、非常にいいことですねということで賛同を得られました。したがって、駅横の中ホール、500人規模のホールを中心として商業施設を若干置いて、複合した施設をつくるという会派の要望の提案させていただいた部分で、これから市民会館の建て替え、改修を何か庁内の研究会で、勉強会でどうするか進めていくということでございますので、ぜひこの中ホールの建設を駅横に、市政クラブとして提案させていただいたこの構想を素案の一つに取り入れていただいて、御検討いただきますことを切にお願いを申し上げておきたいと思っております。

以上で私の質問を終わりますけれども、今回私最後の質問者となりまして、皆さんお疲れの様子で、目が非常に疲れた目をしておりますけれども、手間本部長におかれましては最後に今回の定例会では一番出番の多い部署でございまして、本当に御苦労さまと心から感謝を申し上げたいと思うところでございます。またさらに、手間本部長を初め今定例会で5名の方が勇退されるということでございますので、その方々を含めて長年の職務を遂行された業績に対して心から感謝と敬意を申し上げて、今後の御健勝を心からお祈り申し上げます。

私の以上で終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月25日までの6日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月25日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時57分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

署名議員 岩 木 正 文

署名議員 高 橋 伸 典

平成21年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年3月26日（木曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 平成21年第1回定例会付託議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第34号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第36号 平成21年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員会報告）

平成21年第1回定例会付託議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員会報告）

日程第3 議案第39号 名寄市議会基本条例の制定について

日程第4 意見書案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書

意見書案第2号 タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求める意見書

意見書案第3号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

意見書案第4号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

意見書案第5号 保育制度の検討に係る意見書

意見書案第6号 2009年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書

日程第5 報告第4号 例月現金出納検査報告に

日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 平成21年第1回定例会付託議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第3

4号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第36号 平成21年度名寄市病院事業会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成21年第1回定例会付託議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算(予算審査特別委員会報告)

日程第3 議案第39号 名寄市議会基本条例の制定について

日程第4 意見書案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書

意見書案第2号 タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求める意見書

意見書案第3号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

意見書案第4号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

意見書案第5号 保育制度の検討に係る意見書

意見書案第6号 2009年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書

日程第5 報告第4号 例月現金出納検査報告について

日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員

副議長	19番	熊谷吉正	議員	副市長	小室勝治	君
	1番	佐藤靖	議員	教育長	藤原忠	君
	2番	植松正一	議員	総務部長	佐々木雅之	君
	3番	竹中憲之	議員	生活福祉部長	吉原保則	君
	4番	川村幸栄	議員	経済部長	手間本剛	君
	5番	大石健二	議員	建設水道部長	野間井照之	君
	6番	佐々木寿	議員	教育部長	山内豊	君
	7番	持田健	議員	市立総合病院院長	内海博司	君
	8番	岩木正文	議員	市立大務局長	三澤吉巳	君
	9番	駒津喜一	議員	市立大務局長	三澤吉巳	君
	10番	佐藤勝	議員	福祉事務所長	小山龍彦	君
	11番	日根野正敏	議員	上下水道室長	和田博	君
	12番	木戸口真	議員	会計室長	成田勇一	君
	13番	高見勉	議員	監査委員	森山良悦	君
	14番	渡辺正尚	議員			
	15番	高橋伸典	議員			
	16番	山口祐司	議員			
	17番	田中好望	議員			
	18番	黒井徹	議員			
	20番	川村正彦	議員			
	21番	谷内司	議員			
	22番	田中之繁	議員			
	23番	東千春	議員			
	24番	宗片浩子	議員			
	25番	中野秀敏	議員			

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤健一
書記	間所勝
書記	松井幸子
書記	高久晴三
書記	熊谷あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志	君
副市長	中尾裕二	君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

7番 持田 健 議員
21番 谷内 司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 平成21年第1回定例会付託議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算、議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成21年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第32号 平成21年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第33号 平成21年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第34号 平成21年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号 平成21年度名寄市病院事業会計予算、議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、岩木正文委員長。

○予算審査特別委員長（岩木正文議員） 御指名をいただきましたので、今定例会におきまして予算審査特別委員会に付託されました議案第26号

平成21年度名寄市一般会計予算及び議案第27号から議案第37号までの平成21年度各特別会計予算並びに企業会計予算の12件について、

委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、3月6日に開催し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私岩木が、副委員長には山口祐司委員がそれぞれ選任されました。

続いて、第2回の委員会は3月23日に開会いたしまして、審査日程を23日から26日までの4日間と定め、実質審議に入った次第であります。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の方々の出席を求め、それぞれの説明並びに答弁をいただきました。慎重に審査をしたところであります。

その経過につきましては、詳細に御報告申し上げますところではございますが、当委員会は全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただきます。審査の結果のみについて御報告を申し上げますので、御了承をお願い申し上げます。

議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算並びに議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第28号から議案第37号までの平成21年度各特別会計予算並びに各企業会計予算の10件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、簡単ではありますが、委員会の審査結果とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました平成21年第1回定例会付託議案第26号外11件については、全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成21年第1回定例会付託議案第26号 平成21年度名寄市一般会計予算について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、平成21年第1回定例会付託議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、平成21年第1回定例会付託議案第27号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、平成21年第1回定例会付託議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成21年第1回定例会付託議案第28号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計予算について、委員長の報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成21年第1回定例会付託議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成21年第1回定例会付託議案第29号 平成21年度名寄市介護保険特別会計予算について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成21年第1回定例会付託議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成21年第1回定例会付託議案第30号 平成21年度名寄市下水道事業特別会計予算外議案第34号までの4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成21年第1回定例会付託議案第30号外4件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成21年第1回定例会付託議案第35号 平成21年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成21年第1回定例会付託議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成21年第1回定例会付託議案第36号 平成21年度名寄市病院事業会計予算、平成21年第1回定例会付託議案第37号 平成21年度名寄市水道事業会計予算について、委員長の報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、平成21年第1回定例会付託議案第36号及び第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 議案第39号 名寄市議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議案第39号 名寄市議会基本条例の制定について、経過と本条例制定の意義について御説明をいたしまして提案理由とさせていただきます。

地方分権一括法が平成12年に制定されて以来、地方自治体運営における議会の役割は格段と大きくなり、その責任は極めて重たいものになっています。名寄市議会は、こうした時代背景を踏まえ、議会改革調査特別委員会を一昨年9月に設置し、新しい時代の議会像を追求する中で議会基本条例

を制定することを決定いたしました。以来19回に上る委員会を開催し、議論を重ね、原案をまとめ、さらに議会協議会等の場を通じ議論を深め、成案を得るとともに、条例原案の全世帯配布、議会のホームページ等を通じて市民の皆様の意見提出を求める一方、市内4カ所で市民説明会を開催して意見聴取を行う機会を設けるなどして、名寄市議会基本条例案として取りまとめたところであります。

今このときに名寄市議会基本条例が必要とされるのは、自治体における二元代表制のもとで、市長とともにその一翼を担う名寄市議会が真に市民の負託にこたえなければならないからであります。そのために本条例において市民の意思を的確に市政に反映させる議会運営の基本姿勢を明らかにするとともに、議員間の議論の活発化、議会の政策活動における市民参加の推進、市政の推進にかかわる市長を初め執行機関との緊張関係の保持など議会及び議員の活動原則を盛り込みました。

条例は、10章22条から構成されており、平成21年4月1日から施行するものであります。

本日この場で名寄市議会基本条例が可決されますと、道内35市の中で最初の議会基本条例の制定であります。道内市議会基本条例第1号の誕生となりますことを申し添えまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件につきましては、全議員による提出でありますので、質疑を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 意見書案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書、意見書案第2号 タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求める意見書、意見書案第3号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書、意見書案第4号 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書、意見書案第5号 保育制度の検討に係る意見書、意見書案第6号 2009年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書、以上6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外5件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 報告第4号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成21年第1回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時15分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 持 田 健

署名議員 谷 内 司

質 問 文 書 表 (代表質問)

平成 2 1 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	宗 片 浩 子 (P 50)	<p>平成 2 1 年度市政執行方針における諸課題について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2 1 年度行財政運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政健全化法による名寄市が行ってきた事業展開について (2) 財政調整基金はどの程度望ましいと考えるか (3) 合併特例基金について利用可能になった際の利用について (4) 予算編成により市債残高はどの程度か (5) 退職者不補充による組織運営の考え方について (6) 行政運営に市民が参加する仕組みについて 2. 広域行政の推進について <ol style="list-style-type: none"> (1) 定住自立圏構想について <ol style="list-style-type: none"> ア 複眼型の名寄市と士別市についての見通しは イ 両市の長をを活かした地域活性化について 3. 安心して健やかに暮らせるまちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子検診事業について (2) 新しくなった「保育所保育指針」について (3) 認定こども園と保育所行政について 4. 市立総合病院について <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療スタッフの確保について (2) 総合診療科について (3) 駐車場計画の考え方について 5. 創造と活力あるまちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内における最大の誘致企業に対する支援の取り組みについて (2) 名寄市食育推進の方針と高大官連携の食育について (3) 中心市街地活性化について <ol style="list-style-type: none"> ア 計画の修正を含めた今後の予定は イ 駅横遊休地の活用について (4) 雇用に関わる産業、商業への施策について (5) 農商連携事業に対する施策について 6. 名寄市立大学について

		<p>(1) 教員の確保について (2) 平成 2 2 年卒業する学生の就職の支援について (3) 大学図書館について 教育行政執行方針について 1. 新学習指導要領における取り組みについて 2. 教育活動推進の指針について</p>
<p>2</p>	<p>佐 藤 靖 (P 64)</p>	<p>1. 市政執行及び新年度予算案にかかわって (1) 国政推移と島市政について ア 旧名寄市を含め市長就任後の国政推移への見解 イ 三位一体改革が与えた市政への影響は ウ 今後の市政展望 エ 島市長自身のこれまでの総括と今後 (2) 合併から 3 年を経過しての見解 ア 3 年を経過しての総括 イ 合併による行財政へのメリットとは ウ 当面及び将来的課題とは エ 行政人材について (3) 財政について ア 過去最大の予算案と財政実情 イ 具体的財源確保策 ウ 公共施設のあり方 エ 包括配分方式予算編成の必要性 (4) 定住自立圏構想について ア 定住自立圏構想の見解 イ 廃止となる広域行政圏施策の問題点と課題 ウ 定住自立圏構想の課題と今後 2. 教育行政にかかわって (1) 民間の臨床教育研究所「虹」が行った教育意識調査の見解及び教育委員会不要論への見解 (2) 合併後の教育活動が年々充実しているとの判断について (3) 食育と学校給食について (4) 文化大ホールへの見解と取り組み (5) 小中学校適正配置計画について 3. 市立総合病院にかかわって (1) 改革プランについて</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ア 自治体病院経営悪化の見解 イ 公営企業法全部適用の見解 ウ 人材確保 <p>(2) 将来展望について</p> <p>4. 名寄市立大学の運営にかかわって</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現状分析と将来展望 (2) 独立行政法人化を含め経営形態の展望 <p>5. 夢ある名寄づくりにかかわって</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 望湖台センターハウスの今後について (2) 名寄地区中心市街地活性化について (3) 基幹産業である農業を活かすまちづくりについて (4) 名寄地区、風連地区の性格付けについて (5) 天文台とまちづくりについて
<p>3</p>	<p>中野秀敏 (P 88)</p>	<p>1. 平成21年度市政執行方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄、風連両地区の均衡ある発展について (2) 自治基本条例（仮称）の制定について <p>2. 平成21年度予算について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 予算編成に当たっての基本的な考え方について (2) 基金の考え方と今後の財政運営について (3) 予算編成の全面見直しによる成果について (4) 中期財政計画との整合性について <p>3. 行財政改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織、機構の見直しの考え方について (2) 使用料、手数料の今年度見直しの予定について (3) 負担金、補助金の見直しによる予算への反映について (4) 指定管理者制度の評価について <p>4. 地域自治組織について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域連絡協議会の今後について (2) 風連地区の住民自治組織移行について <p>5. 商工業の振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 風連地区の市街地再開発について <p>6. 道北圏ドクターヘリについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市立総合病院の利用は (2) 地元自治体の負担金について (3) 名寄市におけるヘリポートは

		<p>7. 交通安全対策について (1) 高齢者の免許返納について</p> <p>8. 市民文化センター大ホール建設について (1) 建設の基本的考え方について</p> <p>9. 教育行政について (1) 新天文台について (2) 風連中学校の施設移転について (3) 名寄農業高校の今後のあり方について</p>
<p>4</p>	<p>佐藤 勝 (P 1 0 6)</p>	<p>1. 新しい名寄市島市政 4 年間の総括として (1) 新年度予算案について ア 総仕上げとしての思い イ 課題について</p> <p>2. 創造力と活力にあふれるまちづくり (1) 持続可能な農業の確立に向けて ア 法人化への取り組みについて イ 現在の状況について ウ 農協との連携について</p> <p>3. 市民と行政との協働のまちづくりについて (1) 合併特例区について ア 3 年間の経過と成果について イ 課題と評価について ウ 今後の見通しと平成 2 3 年以降について (2) 風連福祉センターについて ア 今後の予定 イ 郷土資料館を含めた利活用策について ウ 住民説明について (3) コミュニティーセンターについて ア 今後の位置づけについて イ 維持管理について ウ 今後の改修計画について</p> <p>4. 心豊かな人と文化を育むまちづくり (1) 天文台について ア 完成までの見通しについて イ 北大との連携について ウ ネーミングについて</p>

		<p>5. 子育て支援の推進</p> <p>(1) 認定こども園について</p> <p>ア 現在の募集状況について</p> <p>イ 問題と対策について</p> <p>ウ 今後の市立保育所の方向について</p> <p>6. 効率的な行政運営について</p> <p>(1) 行財政改革について</p> <p>ア 中期財政計画の見直しについて</p> <p>イ 新年度の行財政改革メニューについて</p> <p>ウ 組織、機構見直しについて</p> <p>7. 広域行政の推進について</p> <p>(1) 定住自立圏構想について</p> <p>ア 構想の概要について</p> <p>イ 名寄市の対応と今後の取り組みについて</p> <p>8. 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり</p> <p>(1) 環境対策について</p> <p>ア 環境に対する認識について</p> <p>イ 地球温暖化対策について</p> <p>ウ 学校教育との連携について</p> <p>9. 行政の情報の共有と説明責任について</p> <p>(1) コープさっぽろ駅横進出問題の説明について</p> <p>(2) 専決処分について</p> <p>(3) 今後の考え方について</p> <p>10. 小中学校教育の充実</p> <p>(1) 小中一貫教育について</p> <p>ア 現在の状況について</p> <p>イ 課題について</p> <p>ウ 今後の方向について</p> <p>(2) 携帯電話について</p> <p>ア 小中学校に現状について</p> <p>イ 課題と対策について</p> <p>ウ 今後の考え方について</p> <p>(3) 全国体力、運動能力、運動習慣等調査について</p> <p>ア 名寄市の結果について</p> <p>イ 対策と課題について</p> <p>ウ 今後の考え方について</p>
--	--	--

		11. 高等学校教育の振興 (1) 風連高校 5 9 年の歴史を ア どのような形で今後に伝えるかについて
--	--	---

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 1 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	高 橋 伸 典 (P 1 2 3)	1. 定住促進対策について (1) 空き家情報の配信について (2) 若者定住に助成金の交付について (3) 定住促進事業について 2. 児童生徒の体力向上について (1) 全国平均と比較して本市の状況 (2) 体力向上対策について (3) 小中学校における体育授業の対策は 3. 妊婦健診の公費全額負担のスタートを (1) 現状名寄市の妊婦健診の5回の状況 (2) 14回となると体制はどうなり、取組の時期 4. 校区外の通学生徒への助成対策を (1) 本市、校区外の小中学生の状況 (2) 助成の現在の対策は (3) 助成の考えは
2	川 村 幸 栄 (P 1 3 3)	1. 平成 2 1 年度市政執行方針と予算編成について (1) 市政推進の基本的な考え方について (2) 安心して健やかに暮らせるまちづくりについて (3) 自然と環境にやさしい快適なまちづくりについて (4) 平成 2 1 年度の予算編成について 2. 男女共同参画推進計画について (1) 進捗状況について (2) 平成 2 0 年度事業評価・検証について (3) 平成 2 1 年度事業計画の具体化について
3	渡 辺 正 尚 (P 1 4 4)	1. 新年度の地域振興施策について (1) 農業振興施策について (2) 中心街振興施策について

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 総合交通体系について (4) 観光の振興施策について (5) 交流活動の推進について <p>2. 教育行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小中学校の教育環境について (2) 高等学校の環境について (3) 大学の教育環境について
4	谷内 司 (P 1 5 6)	<p>1. 各団体への公費負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄市納税貯蓄組合の助成金について (2) 市職員の互助会への補助金の見直しは (3) 農民連盟への委託料について <p>2. 未収金と不納欠損について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 全会計の未収金は (2) 全会計の不納欠損額は (3) 収納の考え方は
5	植松 正一 (P 1 6 9)	<p>1. 農業・農村振興施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 2 1 年産米の数量配分と産地確立対策について (2) 農業生産資材等の高騰対策について (3) 名寄産業高校における農業学科の応募状況及び名寄農業高校の農場等の有効活用について <p>2. 名寄市の林業振興施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄市森林整備計画に基づく進捗状況について (2) 公益的機能を発揮する森林づくりの考え方について (3) 木質バイオマスエネルギー利用、促進について (4) 緊急雇用対策の対応と対策について
6	川村 正彦 (P 1 8 0)	<p>1. 名寄市の中小企業振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商工会議所と商工会の併存について (2) 地域貢献を担う商工会の役割について <p>2. 名寄市立総合病院改革プランについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公営企業法の全部適用について (2) 新医療報酬制度 D P C の導入について (3) 医療職給料表への切り替えについて

7	大石 健二 (P191)	<p>1. 名寄市の行財政運営から</p> <p>(1) 名寄市行財政改革について</p> <p>ア 組織・機構見直し推進の手法と今後の課題</p> <p>(2) 郊外地区市民の日常生活改善について</p> <p>ア その手法と今後の課題</p> <p>(3) 行政報告について</p> <p>ア 市政推進と今後の課題</p>
8	持田 健 (P200)	<p>1. 名寄市の雪対策について</p> <p>(1) 歩道のツルツル路面对策について</p> <p>(2) 生活道路交差点の排雪について</p> <p>(3) 道路除雪について</p> <p>2. 住宅用火災警報器設置の取り組みについて</p> <p>(1) 身体障害者及び65才から69才までの虚弱者のみの低所得世帯への助成について</p> <p>(2) 名寄市全世帯100%設置に向けての取り組みについて</p> <p>3. 小中高生の携帯電話対策について</p> <p>(1) 「携帯電話」の学校への持ち込みについて</p> <p>(2) 自己紹介サイト「プロフ」について</p> <p>(3) 学習時間(日数)と携帯電話について</p>
9	竹中 憲之 (P212)	<p>1. 農業施策について</p> <p>(1) 遊休地活用対策について</p> <p>(2) クリーン農業の拡大と支援について</p> <p>2. 教育政策について</p> <p>(1) 特別支援教育について</p> <p>(2) 新学習指導要綱について</p>
10	木戸口 真 (P222)	<p>1. 活力ある農業振興を目指して</p> <p>(1) 地域づくり対策は新たに3ヶ年の取り組みと中山間地事業は最終年度の状況と今後の取り組みと展望は</p> <p>(2) グリーン・ツーリズムの取り組み状況と今後の取り組みについて</p> <p>(3) 平成21年度、農家のコスト低減対策、経営改善・担い手対策等に資する、国・道支援策は、また市の支援策と今後の補助事業、支援策は</p> <p>(4) 活発に行われている食育及び地産地消の取り組みと今後の考えは</p>

		<p>(5) 地域農業の活性化を進めるにあたり、農／商連携の取り組みが必要と考えるが</p> <p>2. 名寄市福祉事業の充実について</p> <p>(1) 新年度を迎え、特別養護老人ホーム清峰園・特別養護老人ホームしらかばハイツの介護スタッフの確保と体制は</p> <p>(2) 国が進める介護職員人材確保のための09年度から進める介護報酬3%引き上げ分をどのように現場で反映するのか</p> <p>3. 地域医療の確立について</p> <p>(1) 「名寄市立総合病院改革プラン案」が示されましたが、改革プランでの黒字化に向けての大きな課題はどんなことか、平成21年度、医師、看護師のスタッフ確保の状況と勤務体制について</p> <p>(2) 今秋までに、道北圏に導入される「ドクターヘリ」の名寄市としての対応と取り組みについて</p>
11	山口 祐 司 (P 2 3 4)	<p>1. 市民の健康づくりについて</p> <p>(1) 特定健康診査移行による市民の理解度について</p> <p>(2) 医療費抑制の目標数値について</p> <p>(3) 現在の保健医療体制について</p> <p>(4) 未受診者に対する具体的な対応について</p> <p>2. 特徴のある地域づくりのために</p> <p>(1) 地域文化に対する住民の認識度について</p> <p>(2) 文化財の保存、活用の方策について</p> <p>(3) 心豊かな人と文化を育むまちづくりについて</p>
12	佐々木 寿 (P 2 4 3)	<p>1. 教育関係について</p> <p>(1) 小中学校一貫・連携教育について</p> <p>(2) 学校教育での国旗、国歌について</p> <p>(3) 高等学校教育の振興について</p> <p>2. 自衛隊関係について</p> <p>(1) 自衛隊の水道事業について</p> <p>(2) ソマリア沖の海賊対策への海自派遣について</p> <p>3. 救急医療について</p> <p>(1) ドクターヘリ導入に伴う名寄市の対応について</p>
13	駒 津 喜 一 (P 2 5 3)	<p>1. 地域商工業への支援</p> <p>(1) 名寄市融資及び各助成制度の見直しについて</p>

		<p>(2) 商店街若手後継者育成事業の取り組みについて</p> <p>(3) 地域循環経済について</p> <p>(4) 産消協働について</p> <p>2. コンピューターデータセンターの誘致について</p> <p>(1) ホワイトデータセンター構想の研究とデータセンター誘致の可能性について</p>
--	--	--

第 1 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 2 1 年 3 月 6 日～平成 2 1 年 3 月 2 6 日 2 1 日 間
 本 会 議 時 間 数 2 3 時 間 0 6 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
平成 2 0 年 第 4 回 定 例 会 付 託 議 案 第 1 号	名 寄 市 私 法 上 の 債 権 の 放 棄 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て (総 務 文 教 常 任 委 員 会 報 告)	20. 12. 1	総 務 文 教 常 任 委 員 会 付 託 ・ 閉 会 中 継 続 審 査
		21. 3. 6	修 正 可 決
議 案 第 1 号	名 寄 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	21. 3. 6	原 案 可 決
議 案 第 2 号	名 寄 市 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	”
議 案 第 3 号	名 寄 市 特 別 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	”
議 案 第 4 号	名 寄 市 教 育 委 員 会 教 育 長 の 給 与 、 勤 務 時 間 そ の 他 の 勤 務 条 件 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	”
議 案 第 5 号	名 寄 市 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	”
議 案 第 6 号	名 寄 市 保 育 所 設 置 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	”
議 案 第 7 号	名 寄 市 乳 幼 児 等 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	”
議 案 第 8 号	名 寄 市 重 度 心 身 障 害 者 及 び ひ と り 親 家 庭 等 の 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	”	”

議案第 9 号	名寄市介護保険条例の一部改正について	21. 3. 6	原案可決
議案第 10 号	名寄市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	〃	〃
議案第 11 号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃
議案第 12 号	市道路線の廃止について	〃	〃
議案第 13 号	市道路線の認定について	〃	〃
議案第 14 号	名寄市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	選任同意
議案第 15 号	平成 20 年度名寄市一般会計補正予算	〃	原案可決
議案第 16 号	平成 20 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第 17 号	平成 20 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第 18 号	平成 20 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第 19 号	平成 20 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第 20 号	平成 20 年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第 21 号	平成 20 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	〃	〃
議案第 22 号	平成 20 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	〃	〃

議案第 2 3 号	平成 2 0 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	21. 3. 6	原 案 可 決
議案第 2 4 号	平成 2 0 年度名寄市病院事業会計補正予算	”	”
議案第 2 5 号	平成 2 0 年度名寄市水道事業会計補正予算	”	”
議案第 2 6 号	平成 2 1 年度名寄市一般会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原 案 可 決
議案第 2 7 号	平成 2 1 年度名寄市国民健康保険特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原 案 可 決
議案第 2 8 号	平成 2 1 年度名寄市老人保健事業特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原 案 可 決
議案第 2 9 号	平成 2 1 年度名寄市介護保険特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原 案 可 決
議案第 3 0 号	平成 2 1 年度名寄市下水道事業特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原 案 可 決
議案第 3 1 号	平成 2 1 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原 案 可 決

議案第 3 2 号	平成 2 1 年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原案可決
議案第 3 3 号	平成 2 1 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原案可決
議案第 3 4 号	平成 2 1 年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原案可決
議案第 3 5 号	平成 2 1 年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原案可決
議案第 3 6 号	平成 2 1 年度名寄市病院事業会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原案可決
議案第 3 7 号	平成 2 1 年度名寄市水道事業会計予算	21. 3. 6	予算審査特別委員会 設置・付託
		21. 3. 26	原案可決
議案第 3 8 号	平成 2 0 年度名寄市一般会計補正予算	21. 3. 16	原案可決
議案第 3 9 号	名寄市議会基本条例の制定について	21. 3. 26	”
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	21. 3. 6	適任と認める

意見書案第 1 号	北海道の自衛隊体制維持を求める意見書	21. 3. 26	原 案 可 決
意見書案第 2 号	タクシー分野の規制緩和路線の抜本的見直しを求める意見書	”	”
意見書案第 3 号	「緑の社会」への構造改革を求める意見書	”	”
意見書案第 4 号	肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書	”	”
意見書案第 5 号	保育制度の検討に係る意見書	”	”
意見書案第 6 号	2 0 0 9 年国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の拡充を求める意見書	”	”
報告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	21. 3. 6	報 告 済
報告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告 第 3 号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告 第 4 号	例月現金出納検査報告について	21. 3. 26	”
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査(調査) 決 定